



WTO加盟後の中国高等教育の対外開放性
に関する実証的研究

(課題番号17530613)

平成17年度～平成19年度科学研究費補助金

(基盤研究(C)) 研究成果報告書



平成20年3月

研究代表者 大塚 豊

(広島大学大学院教育学研究科教授)

はしがき

本研究は、中国が WTO（世界貿易機構）へ加盟したことにより、同国の高等教育に生じつつある種々の変化を具体的、実証的に解明することを目的として実施された。2001 年末、中国はそれまで 20 年来すすめてきた対外開放政策のいわば総決算として、WTO への加盟を果たした。これは中国経済の世界経済への完全な統合を端的に示す出来事であり、一見教育とは無関係に思える。しかし、WTO 加盟国の中で 1994 年に「サービスの貿易に関する一般協定（GATS）」が締結されて以降、教育も「サービスの貿易」の商品の一つと見なされるようになってきている。そのため、中国を含む WTO 加盟国にとって、教育が対外関係という観点から、これまで以上に深刻な意味合いをもつに至っているのである。

GATS に盛り込まれた「教育サービス」の提供方式ないしモードとは、①国境を越える取引、②海外における消費、③業務上の拠点を通じてのサービスの提供、④自然人の移動によるサービスの提供の四つである。これを教育に当てはめて具体的内容を考えると、①遠隔教育や通信教育の提供、②外国留学の奨励、③他の加盟国内での学校・教育活動の展開、④外国籍教員をはじめとする専門人材の移動による教育という側面が考えられる。本研究では、これら各側面について、中国における対外開放関連政策と実践の中身を多面的に把握することを目指した。

GATS の締結国は各サービス分野の貿易自由化の程度を「特定約束」として国際的に公表しているが、中国は教育サービスに関する「特定約束」に関して、軍事、警察、政治と党の学校などの特殊領域の教育ならびに義務教育については、対外的に開放しないことを予め表明した。つまり、開放する分野に関する制限である。また、教育サービスの提供方式に関しても、質保証の点で問題が残り、管理や統制の及びにくい遠隔教育については未承諾である。従って、本研究では、上記四つのサービスの提供方式のうち、第一の遠隔教育や通信教育に当たるものは検討の対象から除外し、残り三つに焦点を絞った。

本報告書の第 1 章では、第三の側面に当たる加盟国内での学校・教育活動の展開のうち、中国で「内外協力による学校運営」と呼ばれ、外国機関が関わって中国国内で行われる高等教育の実践を扱った。具体的には、既存の関連資料の分析の他、寧波ノッティンガム大学、中欧工商学院、復旦大学、上海交通大学、大連理工大学、大連大学、長春大学、広西大学、北京大学、北京師範大学、首都師範大学、清華大学など各大学を訪問調査し、①内外機関間での協議開始時期、②プロジェクト実施時期、③管理運営組織の陣容と所掌任務、④予算規模および必要経費の分担比率、⑤カリキュラム策定における内外機関の責任分担、⑥教授陣の構成、⑦卒業生の海外・外資系企業での就職を含む進路、の各項目について関係者へのインタビュー調査に基づく情報収集を行った。さらに、中国の大学教員に対する質問紙調査を通じて、この問題に対する意識を探った。同質問紙調査の実施については、ちょうどこの時期に筆者が中国高等教育学会によって招聘され、大会での基調報告を行う

機会を与えられた際に、全国各地から高等教育の専門家が集まるという好機を利用し、調査の実施を願い出た。勝手な申し出にもかかわらず、質問紙の配布と回収を許可して頂いた同学会関係者に感謝したい。その後、同大会への参加者が相対的に少なかった地域からの回答者を増やし、地域的なバランスをとるため、郵送法によって数大学の関係者に調査実施を依頼した。お名前をいちいち挙げることは差し控えるが、面倒な願いを快く聞き届け協力して下さった各位に心からお礼を申し上げたい。

第2章では、同じく「内外協力による学校運営」に関して、中国政府がこの数年来公布してきた諸法規を収集し、その内容解析を行い、この問題に対して如何なる政策姿勢が取られてきたかを論じた。

第3章では、逆に中国側の機関が国外で行っている大学運営の実態を明らかにすることに努めた。具体的には、上海交通大学シンガポール MBA 大学院、北京語言文化大学シンガポール校、同バンコク校、復旦大学新思達漢語学院、そして日本、韓国、シンガポールに創られた孔子学院に注目した。関連の文書資料はきわめて限られているため、主として訪問調査を通して情報を収集し、その特色を解明した。

第4章では、上記四つのサービスの提供のうち第二と第四の側面、すなわち、留学生教育にまつわる問題と、外国人教員および中国人教員の移動に言及した。

さらに巻末には、本文第2章での考察の拠り所ともなり、内外協力による学校運営、中国大学の海外展開、孔子学院など一連の活動を理解するのに欠くことのできない主要な関係法規の訳文を掲載した。

これら各章での考察や資料編を通じて、本研究の主題である中国の高等教育の対外的な開放の在り方の全体像をおおまかに把握することが可能であると思われるが、各章での考察には未だばらつきがあり、序説の域を出ない。今後も引き続き探求を続け、完璧を期したい。

平成 20 年 3 月

大塚 豊

【研究組織】

研究代表者 大塚 豊 (広島大学大学院教育学研究科教授)

【交付決定額 (配分額)】

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合 計
平成17年度	1,000,000	0	1,000,000
平成18年度	1,000,000	0	1,000,000
平成19年度	900,000	270,000	1,170,000
総 計	2,900,000	270,000	3,170,000

【研究発表】

(1) 論文

大塚豊「ベトナム初等教育の「普遍化」と「差異化」—華人のための華語教育をめぐる—」潮木守一編『ベトナムにおける初等教育の普遍化政策』明石書店、2008年2月、127～145頁。

大塚豊「実地調査的含意—比較教育学研究方法論的一个視角—」『外国教育研究』2007年第5期、2007年5月、1～6頁。

大塚豊「中国高等教育の対外展開—海外拠点の構築—」『東亜』No.485、2007年11月号、78～79頁。

大塚豊「中国語・中国文化の世界化戦略—孔子学院—」『東亜』No.482、2007年8月号、76～77頁。

大塚豊「アジア高等教育史研究の展開」教育史学会編『教育史研究の最前線』日本図書センター、2007年3月、91～97頁。

大塚豊「EUとの協力で躍進する経営学大学院—中欧国際工商学院—」『東亜』No.476、2007年2月号、82～83頁。

大塚豊「留学をめぐる中国の国家戦略」『留学交流』Vol.18, No.10、2006年10月、10～13頁。

大塚豊「WTO加盟後の内外協力による大学運営—寧波ノッティンガム大学の事例」『東亜』No.470、2006年8月号、76～77頁。

大塚豊「市場経済移行期の中国における大学入学者選抜」『教育科学』26号、5～62頁、2006年3月。

大塚豊「中国の道德教育—替わる社会環境と道德教育の強化」押谷由夫・永田繁雄他編『CD-ROM版小学校道德教育資料・実践事例集・理論編1』ニチブン、124～130頁、2006

年3月31日。

大塚豊「1990年代以降の日本におけるアジア高等教育研究の展開」『大学論集』36集、2006年3月、185～210頁。

大塚豊「中国における義務教育行政の分権改革」『教育と医学』No.627（2005年9月号）64～72頁。

(2) 学会発表

大塚豊「WTO加盟後の中国高等教育の対外開放性—『内外協力による学校運営』を中心に—」日本比較教育学会第42回大会、平成18年6月24日。

大塚豊「WTO加盟後の中国高等教育の海外展開」中国四国教育学会第59回大会、平成19年11月24日。

(3) 図書

安原義仁・大塚豊・羽田貴史（編著）『大学と社会』放送大学教育振興会、2008年3月、1～208頁。

大塚豊『中国大学入試研究—変貌する国家の人材選抜』東信堂、2007年6月、1～249頁。

目 次

はしがき

第1章 WTO加盟後の中国高等教育の対外開放性

—「内外協力による学校運営」を中心に—	1
はじめに	1
1. 内外協力による学校運営の発展状況	2
2. 高等教育段階の内外協力による学校運営の類型化	3
3. 大学教員の意識調査の結果	5
(1) 回答者の属性	
(2) WTO加盟に対する関心度	
(3) 自大学の国際的教育サービスの提供活動実態に対する理解ないし認識	
(4) 国際的教育サービスの提供に対する意識	
おわりに	13
《付録》内外協力による学校運営の事例（インタビュー記録）	
中欧国際工商学院	15
寧波ノッティンガム大学	21
北京英迪経貿学院	26
上海市浦東繼續教育センター（PCEC）ホームズ学院	28
長春大学ラッフルズ国際学院	31
大連大学国際学院	33

第2章 「内外協力による学校運営」政策の変容

—関係法規の内容分析を中心に—	35
はじめに	35
1. 「内外協力による学校運営」の定義と位置づけ	36
2. 中国側の「主体性」について	37
3. 「営利性」について	39
4. 管理強化の傾向	41
おわりに	43

第3章 国境を越える中国の大学—WTO加盟と中国高等教育の海外展開—

はじめに	45
------	----

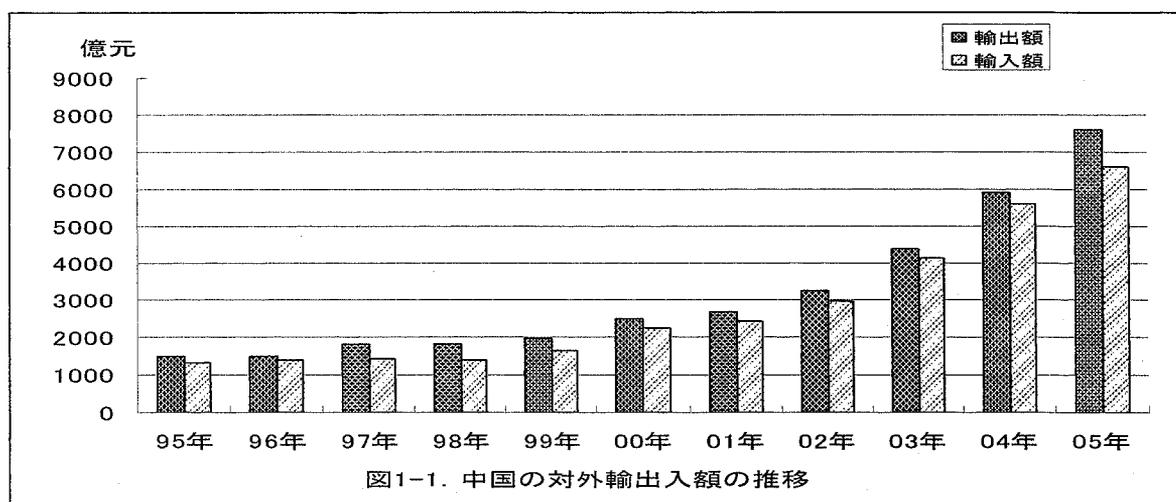
1. 個別大学の事業としての海外拠点	45
(1) 上海交通大学の事例	45
(2) 北京語言文化大学の事例	51
(3) 復旦大学の事例	53
2. 国家戦略としての孔子学院	58
(1) 孔子学院第一号の誕生に至る経緯	58
(2) 中国語普及拡大プロジェクトと急増する孔子学院	59
(3) 孔子学院の事例1：ソウル孔子学院	60
(4) 孔子学院の事例2：韓国忠北大学孔子学院	64
(5) 孔子大学の事例3：シンガポール南洋理工大学孔子学院	66
(6) 孔子学院の事例4：タイ国カセサート大学孔子学院	68
(7) 孔子学院の事例5：タイ国ソンクラーク大学孔子学院	69
おわりに	70
《付録》日本における孔子学院の事例（インタビュー記録）	
立命館孔子学院	73
桜美林大学孔子学院	76
愛知大学孔子学院	82
第4章 中国国境を越える学生・教員	
はじめに	85
1. 改革・開放政策下の海外留学政策	85
2. 国家留学基金会の活動と優先施策	88
3. 留学帰国者の有効活用	90
4. 留学生受入れ国への変貌	91
5. 日中間の留学生交流	92
6. 中国の外国人教員受入れ	94
7. 中国人教員の海外派遣	96
おわりに	100
資料編	
1. 関係法規集成	
国外の機関および個人が中国を訪れ協力して学校を運営する問題 に関する通知	101
外国の機関および個人が上海で行う内外協力による学校運営 に関する上海市管理規則	104

国際協力による学校運営の経費徴収管理に関する上海市の暫定規定	109
内外協力による学校運営に関する暫定規定	111
内外協力による学校運営活動の中で学位授与の管理を強化すること に関する通知	118
高等教育機関の海外での学校運営活動に関する暫定管理規則	121
中華人民共和国内外協力による学校運営条例	123
内外協力による学校運営を行う機関の登記に関する 関連問題についての民政部の通知	135
中華人民共和国の内外協力による学校運営条例実施規則	136
内外協力による学校運営を行う機関および項目の再審査 活動をしっかり行うことに関する教育部の通知	147
内外協力による学校運営を行う若干の機関・項目の 政策意見に関する教育部の通知	151
当面の内外協力による学校運営の若干の問題に関する 教育部の意見	153
孔子学院章程	157
2. 中国大学教員意識調査資料	
(1) 質問紙	161
(2) 調査結果(単純集計)	162
(3) 自由記述意見一覧	164

第1章 WTO加盟後の中国高等教育の対外開放性 —「内外協力による学校運営」を中心に—

はじめに

中国は1986年7月に当時の「関税および貿易に関する一般協定」(GATT)への加盟申請を行って以来、15年の歳月を費やし、2001年12月11日、年来の懸案であった世界貿易機関(WTO)加盟を果たした。中国のその後の対外貿易は、きわめて順調である。例えば、図1-1に示すように、WTO加盟後の4年間における輸出額、輸入額はいずれも3倍弱の伸びを示した。



資料出所: 中国商務部のデータ (<http://gcs.mofcom.gov.cn/aarticle/Nocategory/200405>) より筆者作成。

ところで、貿易の対象の一つと見なされるサービスの貿易について、各加盟国・地域は「サービス貿易一般協定」(GATS)を締結し、それぞれ各サービス分野の貿易の自由化程度を表の形で国際的に約束している。サービスの貿易に関する12分類中5番目に位置付けられた教育サービスに関する「特定約束」と呼ばれるこの自由化約束において、中国は軍事、警察、政治と党の学校などの特殊領域の教育ならびに義務教育については、対外的に開放しないことを表明した。また、GATSに盛り込まれたサービスの貿易に関する4種類の提供方式を高等教育に当てはめると、①遠隔教育や通信教育、②留学生教育、③他の加盟国内での学校・教育活動の運営、④外国籍教員の移動による教育、の四つの具体的形態になる。本章では、「内外協力による学校運営」(原語は「中外合作办学」と呼ばれ

る第三のサービス提供方式に関わる活動に着目し、とくに諸外国が中国を訪れ、中国国内で展開する教育事業について、現地でのインタビューやアンケート調査も踏まえて、関連政策の変遷と実態の分析を中心に、諸外国ならびに中国の思惑を含めて若干の考察を行う。

1. 内外協力による学校運営の発展情況

内外協力による学校運営が中国で実施されたのは、なにも WTO 加盟後が最初ではない。それ以前にも 80 年代末に対外的な開放政策がとられて以来、徐々に進展してきたものである。

80 年代に入ると、中国のいくつかの中核的大学は各種形式により米、日、仏、英、カナダなど各国の大学や関係機関との間で国際交流を展開し始めた。初期の事業の例としては、南京大学とアメリカのジョンズ・ホプキンス大学が共同で開設した米中文化研究センターや北京外国語大学と日本の国際交流基金による北京日本学研究中心開設などがあり、研究者や学生の交流の拠点が構築された。

前者は 1986 年から米中両国の学生の募集を開始し、米中関係の各種事務に携わる人材や双方の国に関する研究を行う専門家を養成することを主たる目的とし、中英バイリンガルの環境の中で、アメリカ人学生および他の外国人学生は中国人教員が教え、中国人学生はアメリカから派遣された教員が教育し指導するというユニークな形式をとるものであった。1986 年から 2004 年までの間に、1,000 人余りの卒業生が生まれている¹。

後者は日本の国際交流基金が対中国特別事業という、日本語教育および日本研究を担う人材の養成を目的とするユニークな交流事業の一環として 1985 年から実施しているものである。中国における日本語・日本研究、日本との交流に携わる人材の養成を目的として、1979 年の大平正芳首相(当時)と華国鋒主席(当時)の合意に基づいて 1980 年に設立された「日本語研修センター(通称「大平学校」)」の後継事業として中国教育部との協議により開設されたものであり、2007 現在は北京外国語大学及び北京大学の 2 か所で実施されている。北京日本学研究中心には、日本語研修コースと並んで、① 日本語学、② 日本文学、③ 日本社会、④ 日本文化の 4 領域の大学院修士課程が置かれ、日本から各分野の専門家が長期派遣される一方、学生には修士論文執筆のため半年間の来日研究の機会が与えられる²。

内外協力による学校運営はこうした 80 年代末からの蓄積があったことは確かながら、近年の長足の進歩は WTO 加盟が契機となったことは疑い得ない。2002 年末時点の統計で

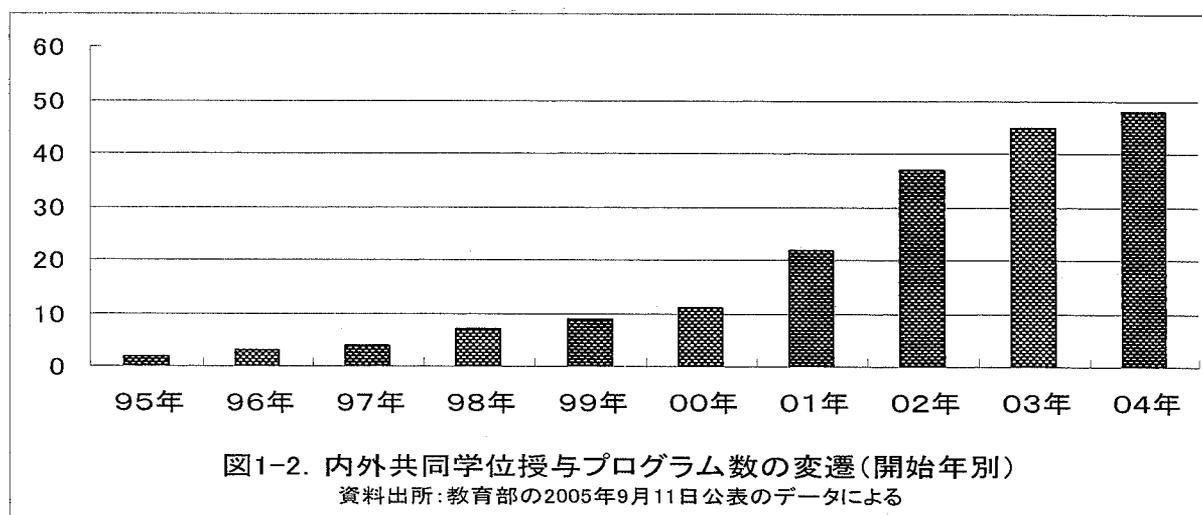
¹ 「南京大学-約翰斯・霍普金斯大学中美文化研究中心簡介」

<http://zmzx.nju.edu.cn/ZhongMei/page/main96/ListInfo.aspx?columnId=206>

² 「北京日本学研究中心とは」(http://www.jpj.go.jp/j/intel_j/news/0509/09-01.html) および大塚豊「日中留学生・学術文化交流」『中国総覧』1986 年版、霞山会、475~476 頁ほか、同 88 年版、90 年版、92 年版、84 年版、96 年版の当該頁に関連情報がある。

は、全国の内外協力による学校運営を行う機関は712を数え、95年の10倍以上に増えたとされる。実施機関の所在省も上海、北京、山東など東部沿海の各地を中心に28省・市・自治区に及び、協力の相手国・地域では、協力プログラムの多い順に並べると、アメリカ(154)、オーストラリア(146)、カナダ(74)、日本(58)、香港(56)、シンガポール(46)、イギリス(40)などとなり、教育段階別にも幼稚園から大学院、また学歴取得を目的としないものなど多様であった³。

内外協力による学校運営、とりわけ高等教育レベルでの協力が急速な進展を見せたのは、内外双方の大学にとって動因があったからである。中国の大学について言えば、それが中国高等教育に不足している資金をはじめとする各種のリソースを補い、高等教育の改革と発展を促し、国際競争力を高めるのに役立つと捉えられたからである。一方、外国の大学について言えば、当該政府の国際化政策の下で、国際交流や国際理解を増進する必要があり、大学の知名度を上げ、経済的利益のために中国人マンパワーを獲得し、巨大な教育市場と考えられる中国大陸において新たな顧客を引き寄せるといった思惑があったからである。学位授与につながる協力プログラムに限って開始年別の数を見れば、1995年2、96年3、97年4、98年7、99年9、2000年11、2001年22、2002年37、2003年45と増加の一途を辿った。



2. 高等教育段階の内外協力による学校運営の類型化

このように多種多様な内外協力による学校運営を行う機関や項目であるが、ここで、一定の基準のもとに、それらの分類ないし類型化を試みよう。入学要件として高級中学卒業

³ 中国教育年鑑編輯部編『中国教育年鑑 2003年版』人民教育出版社、2003年、349頁

資格が求められるという意味での高等教育段階における内外協力による学校運営活動を、①固有施設の有無、②学位・学歴証書の授与権の有無という二つの基準に基づけば、以下のような分類が可能であろう。

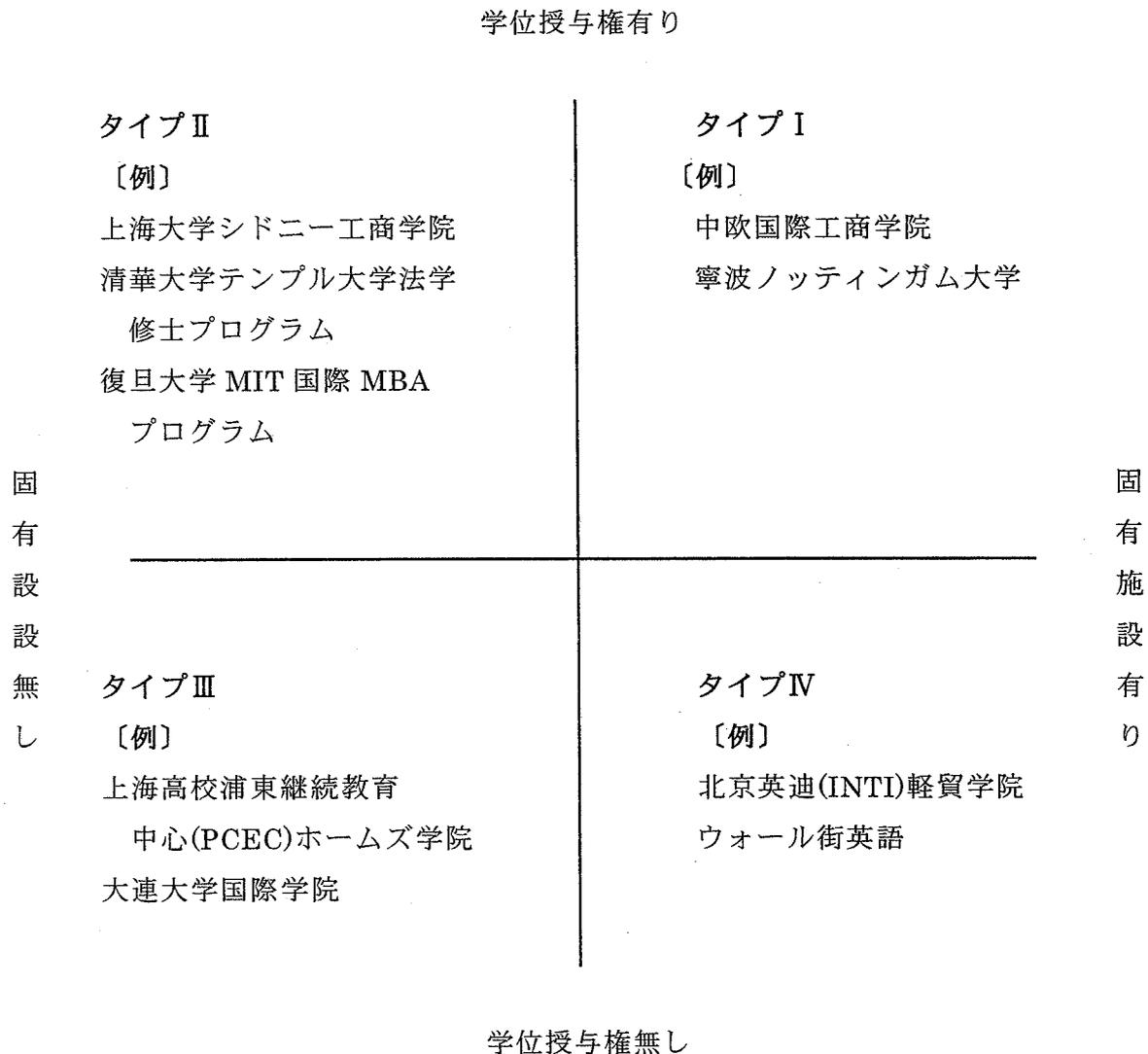


図 1-3. 内外協力による高等教育機関運営の類型

タイプⅠに属する機関は、独立した固有の施設が有り、学位・学歴証書授与権が有る。例えば、中欧国際工商学院、寧波ノッティンガム（諾丁漢）大学がそれに当たる。

タイプⅡに属する機関は、当該機関ないしプログラム自体としての独立した固有の施設が無く、他の事業と併行して実施され（既存大学の傘下に置かれる場合を含む）、学位・学歴証書授与権が有る。このタイプはさらに大学の国際学院など組織として関わる場合（Ⅲ-1）と単発のプログラムとして設置される場合（Ⅲ-2）に下位分化しうる。前者の事

例として、例えば、上海大学シドニー工商学院、長春大学ラッフルズ国際学院があり、後者の事例として例えば、清華大学・テンプル大学法学修士プログラム、復旦大学・MIT Sloan School of Management国際MBAプログラムなどがある。

タイプⅢに属する機関は、独立した固有の施設が無く、学位・学歴証書授与権が無い。例えば、上海高校浦東継続教育センター・ホームズ学院（オーストラリア）、大連大学国際学院がある。このタイプはいわゆるトゥイニング方式により、中国国内で2年間学んだ後に海外の協定校に留学し、当該校で継続学習して学位を取得するものが大半を占める。

タイプⅣに属する機関は、独立した固有の施設が有り、学位・学歴証書授与権が無い。例えば、北京英迪（INTI）経貿学院、北京美国英語語言学院、華爾街（ウォール街）英語がある。

3. 大学教員の意識調査の結果

上述したように、WTO 加盟は中国の高等教育における内外協力、とくに諸外国の中国進出に対して、明白なインパクトを与えたと考えられる。内外協力による学校運営の形態は多岐にわたるが、中国の大学教員はその効果等について如何なる意識をもっているのかを探るために2005年11月～2006年3月に中国高等教育学会会員等の協力を得て質問紙調査を実施することにした。

まず、2005年11月初めに上海交通大学で開催された中国高等教育学会の全国大会⁴に全国から集まった約290人の会員（学生を含む）に対して、同学会の許可を得て質問紙を配布し、教員のみを回答を依頼し、73人からの回答を得た。その後、地域的バランスなどを考慮し、上記大会での回答者の少なかった東北、西北、西南、中南、華北地区の数大学の関係者に依頼して、同一質問紙を学内で同僚に配布してもらい、195人からの回答を得た。回答を得られた大学は、清華大学、首都師範大学、寧波大学、上海復旦大学、東北師範大学、西北師範大学、北京師範大学、重慶工学院、西南科技大学、華中理工大学、上海建僑大学、広西大学の各校である。これらの回答のうち、半分以上の項目が未記入で分析に役立たないと思われた2回答（高等教育学会関係1、その他1）を除外し、残った266の回答に基づいて、中国人大学教員のこの問題に対する意識について以下分析を行う。

（1）回答者の属性

まず、回答者の属性について見ておく。所属大学の地理的分布に関して、沿海地域と回答した者は97人(36.5%)、内陸部と回答した者は199人(63.5%)であった。一般的には開

⁴ 筆者は同大会に招聘され、全体会で「90年代以来日本的亞洲高等教育研究的進展」と題して基調報告を行うとともに、同質問紙調査を実施することを許可された。貴重な機会を与えて下さった楊徳広会長をはじめ、中国高等教育学会の関係各位に謝意を表したい。

発が相対的に遅れていると見なされている内陸地域の大学に勤務する回答者が約 3 分の 2 を占めている。

所属大学が提供する教育レベルに関して、最も高いものが博士課程と回答した者は 148 人(55.6%)、修士課程が 53 人(19.9%)、学士課程が 43 人(16.2%)、専科課程が 14 人(5.3%)であったが、いずれも選ばなかった者も 8 人(3.0%)含まれていた。

回答者の年齢層は、20 歳代が 67 人(25.2%)、30 歳代が 100 人(37.6%)、40 歳代が 58 人(21.8%)、50 歳代が 24 人(9.0%)、60 歳以上が 15 人(5.6%)、無回答が 2 人(0.8%)であった。50 歳代以上の年配教員が少な目であり、比較的若手の教員が多く含まれている。ちなみに、2003 年度の中国における全日制普通高等教育機関の専任教員の年齢構成は、30 歳以下が 28.4%、31～40 歳が 39.5%、41～50 歳が 20.3%、51～60 歳が 9.7%、61 歳以上が 2.0%である⁵。従って、今次調査の回答者は、教員全体の統計と比べると年齢の区切りにわずかな違いがあるとはいえ、結果的に中国の高等教育機関の教員とほぼ同様の年齢構成になっている。

性別は、男性 162 人(60.9%)、女性が 104 人(39.1%)である。2003 年度における中国の全日制普通高等教育機関の教員の性別構成は、男性 58.3%、女性 41.7%であり、今次調査の回答者は教員全体に比べると、やや男性に偏っているが、きわめて全体の構成に近いものである。

職階別構成は、教授が 56 人(21.1%)、副教授が 71 人(26.7%)、講師が 75 人(28.2%)、助教が 33 人(12.4%)、その他が 29 人(10.9%)であり、無回答が 2 人(0.8%)と、講師以上がほぼバランスよく含まれている。やはり 2003 年度における中国の全日制普通高等教育機関の教員の職階別構成を見てみると、教授が 9.7%、副教授が 29.8%、講師が、33.2%、助教が 20.2%、その他ないし無職稱の者が 7.1%である。従って、今次調査の回答者は教員全体に比べて、助教や無職稱の者が少なく、逆に正教授の比率が相当に高くなっている。このことは、大学教員としての経験が豊かで、大学の運営に対して相対的に重い責任を担うべき立場にある者が回答者の中に多く含まれていたということができよう。勤務年数別の構成を見ると、5 年以下の者が 78 人(29.3%)、6～10 年が 54 人(20.3%)、11～15 年が 34 人(12.8 人)、16～20 年が 39 人(14.7%)、20 年以上が 51 人(19.2%)であり、無回答が 10 人(3.8%)であった。

留学経験の有無については、留学したことのある者が 58 人(21.8%)、留学経験のない者が 204 人(76.7%)、無回答が 4 人(1.5%)であった。約 5 分の 1 が留学経験者であるという事実は重要である。高等教育機関の教員全体の留学経験について利用可能な公表された統計はないが、2 割以上にのぼることは考えられない。従って、今次調査の回答者、とくに高等教育学会の会員は大学の国際化ないし国際交流にもともと関心が高い人々と考えられ、

⁵ 中華人民共和国教育部発展規画司編『中国教育統計年鑑 2003』人民教育出版社、2004 年、54 頁。

WTO 加盟が高等教育に対して持つ意味についても、比較的深く考察しうる知見をそなえている人々であると言いうるであろう。

(2) WTO 加盟に対する関心度

中国の WTO 加盟に関心があるかどうかを尋ねた質問に対して、実に 94.7%に相当する 252 人が「関心がある」と答え、「関心がない」と答えたのはわずかに 14 人(5.3%)に過ぎなかった。この問題に対する回答者、ひいては中国の大学教員の間でのきわめて高い関心を窺うことができる。

(3) 自大学の国際的教育サービスの提供活動実態に対する理解ないし認識

所属する大学がインターネットを通して外国に教育サービスの提供を行っているかについては、行っていると回答した者が 56 人(21.1%)、行っていないと回答した者が 127 人(47.7%)、分からないと回答した者が 83 人(31.2%)であった。但し、この回答はあくまで回答者の理解ないし認識に過ぎず、所属大学が実際にインターネットを利用した遠隔教育によるサービスの提供を海外向けに行っているか否かの真為は分からない。いくつかのプログラムが試験的に実施されている事実はあるが、未だそれほど進んでいない。また、所属大学が外国の大学と学位授与を目的としたプログラムの共同運営を行っているかどうかについての質問には、無回答の 1 人を除く 265 人のうち、行っていると回答した者が 157 人(59.0%)、行っていないと回答した者が 70 人(26.3%)、分からないと回答した者が 38 人(14.3%)であった。これも上記の質問と同様に、実態を反映しているかどうかは不明である。しかし、インターネット利用の教育サービスの授受に対して、海外の大学との提携によって種々の資格や学位取得につながるプログラムの開設に対しては、中国の大学はかなり積極的であることは間違いない。

(4) 国際的教育サービスの提供に対する意識

WTO 加盟国の一つが中国に向けてインターネットを初めとする手段を通じて、遠隔教育など国境を越えて教育サービスを提供すること（英語では cross-border supply と呼ばれる）を中国は「特定約束表」では公式に承認していないが、それが行われた場合、自らの学生に対して、それを利用するように奨励するか否かを尋ねた。「非常に勧める」（質問票では「奨励する」という事実に対して「非常に当たっている」「当たっている」「ある程度当たっている」「あまり当たっていない」「まったく当たっていない」「分からない」という六つの選択肢の中から一つ選ぶ方法をとった。以下の各問とも同様の方式である）と答えたのは 44 人(16.5%)であった。次いで「勧める」者が 88 人(33.1%)、「ある程度勧める」者が 103 人(38.7%)、「あまり勧めない」者が 16 人(6.0%)、「まったく勧めない」者が 2 人(0.8%)、「分からない」が 11 人(4.1%)であり、無回答者が 2 人(0.8%)であった。「非常に勧

める」「勧める」「ある程度勧める」を合わせた積極派が 89.0%と、9 割近くにのぼったことは注目すべきである。

表1-1. 「インターネットなど遠隔教育による越境サービスがあれば、学生に勧める」

	度数	パーセント
1非常に当たっている	44	16.5
2当たっている	88	33.1
3ある程度当たっている	103	38.7
4余り当たっていない	16	6.0
5全く当たっていない	2	.8
6分からない	11	4.1
合計	264	99.2
欠損値	2	.8
合計	266	100.0

冒頭に述べたように、WTO 加盟によって、中国は加盟国との間で対等な条件で教育サービスの授受を行うことを義務づけられることになった。このことについて、「WTO 加盟後、中国の大学は加盟国の大学とまったく同等の条件で相互に教育サービスを提供し合うべきである」という内容に対して、「非常に当たっている」と答えたのは 56 人(21.1%)、「当たっている」と答えたのは 93 人(35.0%)、「ある程度当たっている」と答えたのは 77 人(28.9%)、「あまり当たっていない」と答えたのは 27 人(10.2%)、「まったく当たっていない」と答えたのは 1 人(0.4%)、「分からない」と答えたのは 9 人(3.4%)であり、無回答は 3 人(1.1%)であった。

表 1-2. 「外国が提供するサービスが中国にとって不利であれば制限を加えるべきだ」

	度数	パーセント
1非常に当たっている	83	31.2
2当たっている	92	34.6
3ある程度当たっている	67	25.2
4余り当たっていない	15	5.6
5全く当たっていない	4	1.5
6分からない	5	1.9
合計	266	100.0

しかし、WTO に加盟したとはいえ、すべての加盟国が自国の教育を対外的に全面的に開放したわけでもない。そこで「WTO に加盟しても、もし外国が提供するサービスが中国にとって不利になるとすれば制限を加えるべきである」という一文への反応を尋ねた。

その結果、「非常に当たっている」と答えたのは 83 人(31.2%)、「当たっている」と答えたのは 92 人(34.6%)、「ある程度当たっている」と答えたのは 67 人(25.2%)、「あまり当たっていない」と答えたのは 15 人(5.6%)、「まったく当たっていない」と答えたのは 4 人(1.5%)、「分からない」と答えたのは 5 人(1.9%)であった。

他の WTO 加盟国が遠隔教育などにより国境を越えて教育サービスを行うことが所属大学にとって有益であると考えられるかどうかについて尋ねたところ、無回答の 1 人を除く 265 人のうち、「非常に当たっている」と答えたのは 33 人(12.4%)、「当たっている」と答えたのは 105 人(39.5%)、「ある程度当たっている」と答えたのは 93 人(35.0%)、「あまり当たっていない」と答えたのは 20 人(7.5%)、「まったく当たっていない」と答えたのは 1 人(0.4%)、「分からない」と答えたのは 13 人(4.9%)であった。

所属大学が外国の大学との間で協力して大学や教育プログラムを運営することを大に行うべきであるという考え方については、無回答の 1 人を除く 265 人のうち、「非常に当たっている」と答えたのは 82 人(30.8%)、「当たっている」と答えたのは 103 人(38.7%)、「ある程度当たっている」と答えたのは 68 人(25.6%)、「あまり当たっていない」と答えたのは 8 人(3.0%)、「まったく当たっていない」と答えたのは 1 人(0.4%)、「分からない」と答えたのは 3 人(1.1%)であった。他国がインターネットなどの手段により国境を越えて中国に対して教育サービスを提供することに比べると、外国の大学との共同によるヴァーチャルでない教育の実施に対して、より積極的な姿勢が見られる。

表 1-3. 「WTO加盟は所属大学の発展にとって“チャンス”だ」

	度数	パーセント
1非常に当たっている	59	22.2
2当たっている	107	40.2
3ある程度当たっている	74	27.8
4余り当たっていない	22	8.3
5全く当たっていない	1	.4
6分からない	3	1.1
合計	266	100.0

全体として WTO 加盟が所属大学の発展にとって「チャンス」であるという考えに対して、「非常に当たっている」と答えたのは 59 人(22.2%)、「当たっている」と答えたのは 107 人(40.2%)、「ある程度当たっている」と答えたのは 74 人(27.8%)、「あまり当たっていない」と答えたのは 22 人(8.3%)、「まったく当たっていない」と答えたのは 1 人(0.4%)、「分からない」と答えたのは 3 人(1.1%)であった。逆に全体として WTO 加盟が所属大学の発展にとって「危機」をもたらしたものであるという考えに対して、「非常に当たっている」

と答えたのは 17 人(6.4%)、「当たっている」と答えたのは 31 人(11.7%)、「ある程度当たっている」と答えたのは 76 人(28.6%)、「あまり当たっていない」と答えたのは 114 人(42.9%)、「まったく当たっていない」と答えたのは 22 人(8.3%)、「分からない」と答えたのは 6 人(2.3%)であった。

また、全体として WTO 加盟が所属大学に変化をもたらしたという考えに対して、「非常に当たっている」と答えたのは 28 人(10.5%)、「当たっている」と答えたのは 98 人(36.8%)、「ある程度当たっている」と答えたのは 99 人(37.2%)、「あまり当たっていない」と答えたのは 29 人(10.9%)、「まったく当たっていない」と答えたのは 4 人(1.5%)、「分からない」と答えたのは 8 人(3.0%)であった。

このように、いくつかの記述内容に対して「まったくそう思う」「そう思う」と積極的支持を表明した者を見ると、「内外協力による学校運営を進めるべきだ」(69.8%)、「他国の大学と完全に同じ条件でサービスを提供すべきだ」(56.7%)、「WTO は発展のチャンスだ」(62.4%)と、好意的評価を下す者が多数を占めた。一方、「WTO が危機をもたらした」と考える者は 18.0%にとどまったが、「ある程度そう思う」まで含めると、46.6%になり、WTO の影響に対して危惧を感じている者もないわけではない。

結果をさらに回答者の属性とクロスさせて見ると、以下の表 1-4～表 1-6 に示されるように、①大学所在地が沿海部であるほうが、より積極的な評価をし、②年齢が高く、勤務年数が長い者ほど慎重であり、③大学種別(博士/修士/学士/専科)と WTO 加盟への積極姿勢との関係を見ると、研究型大学のほうが WTO 加盟をチャンスと捉える傾向にあることが分かる(いずれも χ^2 検定により、1%水準で有意)。

表 1-4. 大学所在地と危機感との関係

問 「WTO 加盟は所属大学の発展にとって“危機”をもたらすものだ」									有意差
		非常に当たっている	当たっている	ある程度当たっている	余り当たっていない	全く当たっていない	分からない	合計	
所在地	沿海部 (%)	3 3.1	8 8.2	17 17.5	55 56.7	12 12.4	2 2.1	97 100.0	**
	内陸部 (%)	14 8.3	23 13.6	59 34.9	59 34.9	10 5.9	4 2.4	169 100.0	
	計 (%)	17 6.4	31 11.7	76 28.6	114 42.9	22 8.3	6 2.3	266 100.0	

表 1-5. 年齢・勤務年数と内外協力による学校運営に対する姿勢の関係

問 「所属大学は内外協力による学校運営を大に行うべきだ」								有意差	
		非常に当たっている	当たっている	ある程度当たっている	余り当たっていない	全く当たっていない	分からない	合計	
年齢	20代 (%)	11 16.4	27 40.3	21 31.3	6 9.0	0 0.0	2 3.0	67 100.0	**
	30代 (%)	33 33.3	36 36.4	26 26.3	2 2.0	1 1.0	1 1.0	99 100.0	
	40代 (%)	23 39.7	25 43.1	10 17.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	58 100.0	
	50代 (%)	9 37.5	7 29.2	8 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	24 100.0	
	60以上 (%)	6 40	7 46.7	2 13.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	15 100.0	
	計 (%)	82 31.2	102 38.8	67 25.5	8 3	1 0.4	3 1.1	263 100.0	
勤務年数	1-5年 (%)	16 20.5	30 38.5	24 30.8	5 6.4	1 1.3	2 2.6	78 100.0	**
	6-10年 (%)	13 24.5	22 41.5	15 28.3	2 3.8	0 0.0	1 1.9	53 100.0	
	11-15年 (%)	15 44.1	12 35.3	6 17.6	1 2.9	0 0.0	0 0.0	34 100.0	
	16-20年 (%)	14 35.9	16 41	9 23.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	39 100.0	
	21年以上 (%)	20 39.2	18 35.3	13 25.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	51 100.0	
	計 (%)	78 30.6	98 38.4	67 26.3	8 3.1	1 0.4	3 1.2	255 100.0	

表 1-6. 大学種別(博士/修士/学士/専科)とWTO加盟への積極姿勢との関係

問 「WTO加盟は所属大学の発展にとって“チャンス”だ」								有意差	
		非常に当たっている	当たっている	ある程度当たっている	余り当たっていない	全く当たっていない	分からない	合計	
大学の種別	博士課程 (%)	38 25.7	63 42.6	39 26.4	7 4.7	0 0.0	1 0.7	148 100.0	**
	修士課程 (%)	11 20.8	20 37.7	17 32.1	4 7.5	0 0.0	1 1.9	53 100.0	
	学士課程 (%)	7 16.3	15 34.9	10 23.3	10 23.3	1 2.3	0 0.0	43 100.0	
	専科課程 (%)	0 0.0	5 35.7	8 57.1	0 0.0	0 0.0	1 7.1	14 100.0	
	計 (%)	56 21.7	103 39.9	74 28.7	21 8.1	1 0.4	3 1.2	258 100.0	

以上述べてきた統計的に把握できる中国大学教員の意識に加えて、自由記述意見欄に記入された多くの意見の中には、WTO 加盟やそれに伴って増加している内外協力による学校運営に対する率直な意見が含まれている。「国際的に優れた教育資源を導入し、海外の資金や教育技術を吸収し、外国の先進的な大学運営方式を借用し、先進的な教育・管理方法を学ぶのに有利である。**(遼寧省、20代、女性)**」や「開放性、国際性が増す。**(江西省、50代、男性)**」「外国の開放的な教育方法に接して、徐々に中国が伝統的な教育の中にもっている弊害が変わっていくだろう。学生にとっては、よりよく外国の状況を理解し知識を学ぶのに有利であり、教師にとってもその教育内容を豊かにすることができる。**(遼寧省、20代、女性)**」「中国高等教育が外国(先進国)の高等教育レベルに達する速度を速め、中国高等教育のレベルと質をさらに高める。**(山東省、30代、男性)**」のように、その意義を手放して高く評価する意見がある一方、「高等教育の競争がさらに激しくなる。**(北京市、30代、男性)**」「最大の影響は高等教育資源の流失である。**(重慶市、40代、男性)**」とマイナス面を捉える意見も見られる。

しかしながら、多くの回答者によって共通して挙げられたのは、WTO 加盟が「チャンスでもあり、試練でもある」という見方であり、その意味内容を具体的に記入した回答者も少なくなかった。例えば、「①試練；中国高等教育の市場が不法に占有される。②チャンス；内外協力による学校運営により高等教育の質が高まる**(上海市、50代、男性)**。」「①チャンスをもたらす。より多くの学生が中国語の学習や中国文化に興味を持つようになる。②試練でもある。より多くの教育機関が中国へやって来て、中国の教育市場に参加するようになる**(上海市、40代、男性)**」といったものである。競争の激化や中国からの教育資源の流出への懸念を表明しながらも、「開放性、国際性が増す**(江西省、50代、男性)**」というプラス面を捉え、全体としては「弊害よりも利益のほうが大きい」が考えるのである。「教育の開放後、大学間の競争が日に日に激しくなっているが、学術の交流に国境はない。WTO 加盟は学術交流、学術研究にとってさらに有利である**(湖北省、30代、男性)**」との考えもある。外国の教育機関という「異質」なものが組み込まれることで起こる緊張感をもたらすプラスの効果に着目し、「①大学運営の理念、大学制度、学術活動の上で国際的基準が取り入れられる。②競争して「鯰効果」を生み、大学に改革を強化させ、発展を促進する。③大学が国際性を強めるのを促し、国際的な吸引力を増強する。**(北京市、20代、女性)**」とした意見も見られた。ちなみに、「鯰効果=Catfish effect」とは、安い鰯を生かしたまま港まで持ってくる事が出来れば大儲けできると考えたノルウェーの漁師が、船の水槽の底に鯰を入れることで、鰯を緊張させ、激しく泳ぎ回らせることによって活きたままの状態を保ったという逸話に由来する言葉であり、組織の中に異質なものを取り込むことで組織を活性化させる効果を指す言葉である。

この他、「WTO 加盟は中国の思考自体に存在する問題の見直しを迫り、自覚的に世界の慣例に歩み寄り、西洋の進んだ教育理念を学び、自らの大学制度を改造し、最終的に高等

教育を強固にするために邁進させる（**広東省、50代、男性**）」として、慣れ親しんできた慣行や思考方法を一旦否定してみる契機となる点を挙げた意見や、「①バイリンガル教育の重要性を強調する。②教員の評価において部分的に国際的な指標が採用される。③高等教育の理念に幾らかの変化をもたらす（**吉林省、40代、男性**）」や「教員の淘汰を速め、学歴の要求を高め、対外的に専門性の高い人材に対する需要が高まる。（**甘肅省、20代、女性**）」と、自らも含まれる教員の評価において敢えてグローバル・スタンダードを適用し、厳しい環境に身を置く覚悟を示した者もいる。同様の考え方は、「中国の大学に競争の中で淘汰されなくなければ出来るだけ速く発展しなければならないことを意識させ、外国のいくつかの有名な大学とタイアップ方式の発展を行う。（**浙江省、20代、女性**）」という意見にも見られる。ちなみに「タイアップ方式」の原語である「**捆绑方式**」には強者と弱者を結びつける、あるいは良質の商品にいくぶん質の落ちる品物を付帯してセットで販売するといったニュアンスが含まれる。WTOへの加盟により、またGATSの締結国となったことで、今や否応なくサービスの貿易の対象として開放と自由化を迫られる自国の高等教育が直面する厳しい現実や競争的環境を認識し、まともに受け止めた上で、マイナスの状況をもプラスに転化させようとの考えを示しているようにも見える。

おわりに

以上、WTO加盟後の中国高等教育の対外開放性に関して、諸外国の機関との協力による教育運営に絞って考察してきた。対外開放性とは相対的な概念であって、WTO加盟の前後、および諸外国との比較の中でのみ、中国高等教育の開放度の判断が可能である。本文で示したとおり、時系列的に見た開放度の増大は明白である。横断的に見ても、例えば、80年代のアメリカ大学日本校の進出に対して一貫して「**防御的**」な姿勢を貫き、2004年になってようやく認可したわが国と比べれば、明らかに開放的である。また、別の比較対象の材料として、質問紙調査によってわが国におけるWTO加盟後の高等教育貿易サービスの自由化についても部分的に検討されている共同研究⁶の成果を借りても、やはり同様のことが言えそうである。すなわち、同調査の中でWTO/GATSの結果として起こりうる国境を越えた高等教育の提供に関して尋ねた質問項目へ大学の学長および教員の回答からは、それほど高い関心があるようには見えない。「今後10年間のうちに海外の大学と（大学買収を含めて）合併する日本の大学が出現するようになる可能性」についての問いに対して、246人の学長のうちの「非常に高い」と答えた者は7.7%、以下、「高い」48.8%、「低い」39.4%、「非常に低い」3.7%であり、82人の教員のうち「非常に高い」と答えた者は17.1%、「高い」52.4%、「低い」25.6%、「非常に低い」4.9%である。また、そのこ

⁶ 『留学生の国際市場動向分析とWTO高等教育サービス貿易自由化の影響研究』（平成16～17年度科学研究費補助金報告書、研究代表者：二宮皓）平成18年3月。

とを望ましいと考えるか否かについては、「非常に望ましい」とする者が学長の 2.4%、教員の 4.9%であり、「望ましい」とする者は学長の 47.6%、教員の 52.4%である。さらに、「分校の設置や遠隔教育を通じて、今後 10 年間に海外の大学の日本進出が進む可能性」については、学長のうちの「非常に高い」と答えた者は 0.8%、以下、「高い」56.1%、「低い」36.6%、「非常に低い」1.2%であり、教員のうち「非常に高い」と答えた者は 14.6%、「高い」56.1%、「低い」26.8%、「非常に低い」2.4%である。この海外の大学の日本進出についても、そのことを望ましいと考えるか否かについては、「非常に望ましい」とする者が学長の 1.6%、教員の 4.9%であり、「望ましい」とする者は学長の 47.2%、教員の 61.0%である。各問に対して積極的な回答を寄せた者が過半数を超えているものの、本論で言及した中国での質問紙調査の結果に見られた対外開放に対する積極的評価には及ばない。

明らかに意識の上で高等教育の対外開放への積極性においては、中国の大学人のほうが日本人に比べて高いのである。その背景には、高等教育の普及度という基本条件の違いであろう。つまり、高等教育の普及度が相対的に低い場合には外国の力を借用したいとの思いが働こう。一方、高い普及度をすでに達成している場合には自己完結的な志向が強いと考えることができる。但し、仮に良質の教育をすでに十分に提供しており、諸外国の機関と十分に対抗しうるとの矜持があるなら、高等教育の対外開放に積極的な姿勢を示しうるのであろう。中国および日本の高等教育の現状、とくに質的水準の現状を論じる紙幅の余裕はないが、中国の高等教育および大学人の対外開放への積極的関与は、そこに秘められた発展のエネルギーを暗示している。

《付録資料》内外協力による学校運営の事例（インタビュー記録）

中欧国際工商学院

訪問日：2006年9月21日

面談者：徐恵娟 氏（教務長事務室主任）

中欧国際工商学院の学院長であり、2006年初頭に57歳の若さで世を去った張国華氏が1991年に初めて外国とMBAのコースを共同運営しようとしたとき、「この体制外の商学院⁷」創設の企てを疑問視する人々が多かった。当時は未だ中欧国際工商学院ではなく、その前身である「中欧管理中心（中欧マネジメントセンター）」と呼ばれ、南下の意思はあり、将来一つの独立学院となることは考えられていたものの、本部も北京に置かれていた。当時、「国内にはすでに26大学がMBAの学生を試験的に募集しており、われわれが27番目を創ることは如何なる意味があるのか。やるなら、他とは違うものを創らなければ⁸」という思いが創始者の心の中には常にあったという。

中欧国際商工学院は中国にあって、国際化した管理（マネジメント）に関する高等教育の専門学府であり、その目的は「中国商工業界に奉仕するとともに、中国経済の発展を促進することである⁹」という。学院が開設する課程はMBA取得を目指す学生と企業の中・高級経営者に国際的な管理に関する最新の知識と実践を提供し、彼らが各自の経営環境の中で成功を勝ち取るよう援助する。同学院は中国政府とEUの合意に基づき、上海市人民政府とEUが共同出資し創設した営利目的でない内外協力による学校運営を行う教育機関である。本部キャンパスは上海浦東新区に位置するが、北京（1998年12月31日開設）と深圳（2002年7月18日開設）にも事務所ないし連絡所が置かれている。北京事務所は大学・研究機関が集中する同市中関村に約2000㎡の施設を有し、授業も実施されており、深圳事務所でもやはり企業経営者のための研修コースが開かれている。

中欧国際商工学院の正式の創立式典は1994年11月8日に上海で行われたが、これ以前に約10年間にわたるマネジメントないしビジネス教育を国際的な協力の下で実施する経験が蓄積されている。その経緯を編年体で要約すれば、以下のようになる。

1984年9月、中国・ECマネジメント・プロジェクト(1989年には中国・ECマネジメント・センターと改称された)が北京で発足した。

1994年2月28日、中国政府とEUは「中華人民共和国政府とEUによる中欧国際商工

⁷ 「中欧国際商学院創始人張国華追悼会明天举行」

<http://finance.sina.com.cn/leadersip/crz/20060113/07372272776.shtml>

⁸ 同上。

⁹ 「学院簡介」http://www.ceibs.edu/today_c/establishment/index.shtml

学院の創設のための覚書き」に署名した。

1994年3月、中国・ECネジメント・センターが北京から上海へ移転した。

1994年9-10月、EUヨーロッパ委員会の副主席と中国対外貿易経済部の呉儀部長が相前後してEUと中国政府を代表し「中欧国際商工学院の財務合意書」に署名した。

1994年11月8日、中欧国際商工学院が上海で創立された。創立式典の席上、上海交通大学とヨーロッパ管理発展基金会在「中欧国際商工学院の運営契約」に署名した。同日、学院の浦東の新キャンパスの定礎式が行われた。

創設直後の中欧国際商工学院は、1994年11月に初めての高級経営者育成（EMBA）コースを開設し、翌95年3月には第1期のMBA予科クラスのためのモジュールを使った講義が始まり、同年5月8日には正規のMBAとEMBAクラスの第1期生を受け入れての始業式が挙行された。これら第一期生は1996年11月25日、MBAクラスが卒業し、次いで1997年4月8日にはEMBAクラスが卒業した。

1997年12月28日には新キャンパスが竣工し、中欧国際商工学院は名実共に自立したビジネス・スクールとしての陣容を整えた¹⁰。その後もキャンパスの整備が進められ、第一期・第二期工事を経て、建物面積は合計40,000㎡弱であり、3棟の教学棟、情報センター、講演ホール、レストラン、4棟の学生宿舎、1棟の教員宿舎、体育館、学生の課外活動センターなどを擁している。3棟の教学棟には合計12の階段教室、6の通常教室、26のセミナー室、52の教員研究室、事務室が置かれ、教室には最新の教育機器が備えられている。この他、キャンパス内には317席の座席と同時通訳施設も備え、実際にアイルランドの大統領、フランスの前大統領など著名な政治家、学者、企業家を迎えて開催された講演会や大規模な国際会議にも堪えうる「上海石油化学講演ホール」のような企業から寄贈された会議場や、スペイン政府寄贈の視聴覚設備を備えた会議場である「スペインセンター」会議センターがある。また、図書館は「環球資源情報センター」と呼ばれ、「環球資源（Global Source）社」から寄贈されたものである。

中欧国際商工学院は30名の常勤の中核的教授を擁し、加えて毎年100名を上回る客員教授を招聘して教育に当たっている。教学の基本方針が検討される学術委員会の構成を見ると、Alfredo Pastor教授（学術委員会議長、スペインIESE商業学院）、Arnoud De Meyer教授（フランスINSEAD 商業学院）、張春教授（中欧国際商工学院）、David C. Schmittlein教授（米国ペンシルバニア大学ワートン・スクール）、Dominique Turpin教授（スイスIMD商業学院）、Juergen Weigand教授（ドイツWHU商業学院）、忻榕教授（中欧国際商工学院）、Luigi Vittorio Tava教授（イタリアUniversita Commerciale Luigi Bocconiボッコニ大学SDA商業学院）、Rolf D Cremer（中欧国際商工学院）、張維炯（中欧国際商工学院）と、欧米の著名なビジネス専攻の高等教育機関の教授が加わっている。

¹⁰ http://www.ceibs.edu/today_c/establishment/milestones/index.shtml

また、管理運営に当たる理事会には中国側の理事として、謝繩武（理事長、上海交通大学長）、経叔平（中国民生銀行理事長・元中国人民政治協商会議全国委員会副主席・元中華全国商工連合会議長）、朱曉明（上海市人民代表大会常務委員会副主任）、楊定華（上海市人民政府秘書長）、王奇（上海市教育委員会副主任）が就任し、ヨーロッパ側の理事にはGerard Van Schaik（副理事長、ヨーロッパ管理発展基金会議長、ハイネケン社前総裁）、Jan Borgonjon（Inter China Consulting 英特華投資コンサルティング有限会社総裁）、フランソワ・ベイル（フランス民主同盟議長）、Gabriel Hawawini ガブリエル・ハワウィニ（INSEAD¹¹学院長）、フェイドリカ・カストリアノス（IBMヨーロッパ/中東/アフリカ支社マンパワー資源副総裁）の各氏が就任している¹²。この他、中欧国際商工学院には賛助者・企業の代表から構成され、本学院の発展のために助言し、あるいは中国の先端的ビジネス教育の在り方に対する提言を行う組織として「企業顧問委員会」が設けられている。同委員会は賛助企業代表および名誉構成員として汪道涵（名誉議長、前上海市市長、台湾海峡兩岸関係協会会長）、ピエール・ディシャトウ（名誉副議長、前EU前駐中国大使）、陳清泰（國務院発展研究センター副主任）、吳家瑋（香港科技大学長）が名を連ねている。このように中欧国際商工学院はもともと中国政府とEUとの共同プロジェクトとして発足したものであり、その後も諸企業や中外双方の有力者・名士によるサポートを受けて運営されているといえることができる。

中欧国際商工学院のカリキュラム

中欧国際商工学院における教育の実態を垣間見るために、同学院の2001年度のカリキュラムを取り上げると、18か月のMBA課程は実習、少人数のコンサルティング・プロジェクトおよび授業モジュールから構成されている。全コースは7個のモジュールと独立した模擬商務の授業からなり、各モジュールは期間7週間で、4～5科目の授業が開講される。最初の3個のモジュールは必修科目であり、中間の2個のモジュールは選択必修科目であり、最後の2個のモジュールは選択科目である。*印の付いた授業は1科目が10コマの授業からなり、残りは20コマからなる。1コマは1時間の20分である。必修科目は計16科目であり、これ以外に、実習、少人数のコンサルティング・プロジェクト、模擬商務が必修科目となっている。選択科目は計15科目であり、学生は少なくとも11科目を選択しなければならないが、最高14科目までとする。15科目の選択科目は、①組織行動学、②交渉術、③会計管理学、④電子商取引、⑤起業、⑥国際金融、⑦市場マーケティング調査、⑧広告および販売促進、⑨サービス市場マーケティング、⑩投資および証券、⑪金融機関、⑫財務報告表の分析、⑬中国における経営、⑭プロジェクト融資、⑮中国の法律環境である。選択

¹¹ パリとシンガポールにキャンパスを持つ世界的な大学院レベルのビジネス・スクール

¹² http://www.ceibs.edu/today_c/establishment/bod/index.shtml

科目は学生に一定程度の柔軟性を与え、彼らの将来のキャリア展開のニーズに応えようとするものである。

2001年度における MBA コースのカリキュラム

第一モジュール (2001/5/14 ~ 2001/6/29)

管理学入門、会計学、戦略統計学、*報告文作成および講演技能

第二モジュール (2001/7/9 ~ 2001/8/24)

ミクロ経済学および管理経済学、市場マーケティング学、財務管理、人的資源管理

第三モジュール (2001/9/3 ~ 2001/10/19)

マクロ経済学および公共政策、生産と経営管理、企業財務学、商業倫理学、

第四モジュール (2001/10/29 ~ 2001/12/14)

消費者行動学、中国経済改革および発展、3科目の選択科目

実習 (2002/1/2 ~ 2002/3/29)

実習期間中、学生は国内外の企業に入って、国際化したビジネス環境を体験し、1年目の授業で学んだ知識を実践場面で応用する。プロジェクトの範囲は、財務・会計、マーケティング・販売、人的資源管理、仕入れおよび変革・戦略の組織化などビジネス・アドミニストレーションの各領域をカバーするものである。実習場所としては合弁企業、国営企業、多国籍企業が含まれる。学院は国内外の実習に赴く学生のために、その機会を探すのを助けるとともに、毎年ヨーロッパでの実習に出かける 20 人の学生に対して一人当たり 2,500 ユーロの奨学金を提供する。

実習内容の具体的事例としては、①フランスの化学会社の販売情報と取引先システムの改善、②米国の建築会社がある合資プロジェクトを実施する上でのフィージビリティスタディーの準備作業の補助、③ドイツの製薬会社の仕入れ部門の改組、④ある香港通信会社ために投資と発展の初期段階の研究調査、⑤イギリスの小売りチェーン店の小売り環境における収入コントロールの分析、がある。

第五モジュール (2002/ 4/1 - 2002/5/17)

商法、戦略、3科目の選択科目

少人数のコンサルティング・プロジェクト (2002/5/27 ~ 2002/ 7/12)

少人数のコンサルティング・プロジェクトは 7 週間の期間に国営企業、外資企業、合弁企業内の実際の商務問題を検討することが目的である。コンサルティング・プロジェクトの具体的事例としては、①ある国際的な銀行の中国での投資機会の調査、②上海の環境保護製品の市場調査、③ある製薬公司のために中国市場の分析報告を準備し、業務計画を策定する、④あるハイテク工業団地のために土地利用・発展分析の報告を準備する、⑤ある中国のコンピュータ会社ために家庭用コンピュータの小売り戦略を策定する、⑥中国の建材市場の発展趨勢を調査する、などがある。

第六モジュール(2002/ 7/22 ~ 2002/ 9/6)

5科目の選択科目

第七モジュール (2002/ 9/16 ~ 2002/11/1)

4科目の択科目

模擬商務 (2002/11/4 ~ 2002/11/15)

以上の各授業モジュールや実習のうち、最後の2個のモジュールでは、一部の学生を海外のビジネス・スクールへ2~4か月派遣するとともに、同時に海外のビジネス・スクールの同数の学生を中欧国際商工学院に受け入れ学生交換プロジェクトが実施される。双方の教育機関がお互いに学生の授業料を免除するとともに、学生の当該校での成績を承認することになっている。学院は毎年ヨーロッパに赴く交換学生20人に対して1人当たり3,500ユーロの奨学金を提供し、ヨーロッパ以外に赴く学生には1人当たり1,000ドルの奨学金を提供する。現在すでに学院が学生交換協定を締結した15のビジネス・スクールは以下のとおりである。

ロンドン・スクール・オブ・ビジネス (イギリス)、Manchester Business School (イギリス)、Cranfield大学(イギリス)、カリフォルニア州立大学ロサンゼルス校のAnderson School of Management (米国)、バージニア大学Darden School of Business (米国)、ノースカロライナ州立大学Kenan-Flagler Business School (米国)、ロッテルダム管理学院 (オランダ)、ボッカーニー大学SDAビジネス・スクール (イタリア)、IESEビジネス・スクール(スペイン)、ウェスタン・オンタリオ大学Richard Ivey School of Business (カナダ)、プリティッシュ・コロンビア大学 (カナダ)、国際大学 (日本)、早稲田大学 (日本)、香港科学技術大学 (香港)、メルボルン・ビジネス・スクール (オーストラリア)¹³

10年余りにわたる運営を経て、中欧国際商工学院はマネジメントないしビジネス教育の分野ではかなりの認知を受けるようになってきた。1999年10月、『アジア企業』誌が選出するアジア・太平洋地域の50校の最も優良なビジネス・スクールの中で、中欧国際商工学院MBA課程は第17位となり、2001年8月には第14位になった。2000年5月2000年の『アジアウィーク』誌が選出するアジア・太平洋地域の50校の最も優良なビジネス・スクールの中で、中欧国際商工学院MBA課程は第14位となり、EMBA課程は第10位となった。2001年9月、イギリスで出版された2001年版『MBA職業の指針』の「国際的雇用機関のMBAに対する満足度」調査で、中欧国際商工学院はアジア・太平洋地域で多国籍企業から最も歓迎される10校のビジネス・スクールの1つとされ、順位は第5位であった。2001年10月、イギリスの『フィナンシャル・タイムズ』誌は全世界のEMBA

¹³ 「中欧国際商工学院課程設置 (十八個月)」

<http://www.mbahome.com/news/2004-2/200422164543.htm>

コースのランキングを発表し、中欧国際商工学院は全世界で第 29 位、アジアでは第 2 位に位置づけられた。同じくイギリス『フィナンシャル・タイムズ』誌は 2002 年 1 月には全世界の MBA コースのランキングを発表したが、中欧国際商工学院は世界の百強の中に入り、全世界では第 92 位（2003 年 1 月のランキングでは第 90 位）、アジアでは第 3 位と評価された。2002 年 5 月の『フィナンシャル・タイムズ』誌による全世界の EMBA コースのランキングでは、中欧国際商工学院は全世界で第 45 位になり、アジアでは第 1 位に位置づけられた。同年 10 月の同誌によるランキングでは中欧国際商工学院 EMBA 課程は全世界の第 42 位になった。このように中欧国際商工学院が開設する 3 コースは、経済・ビジネス分野では定評のある雑誌によるランキングから見れば、すべて全世界の百強に入ったことになる。中国国内ではすでに先端的ビジネス・スクールとしての地歩を固め、アジア・太平洋地域でもトップレベルの教育機関となっている。こうした実績を踏まえ、2002 年 1 月 8 日、国务院の学位委員会は文書を発し、中欧国際商工学院を MBA 学位の授与機関として正式に承認したのである。

寧波ノッティンガム大学

訪問日：2006年9月18日

面談者；陳素燕 氏（学生募集事務室主任）

寧波ノッティンガム大学（中国語は「寧波諾丁漢大学」）は浙江省寧波の万里学院と英国ノッティンガム大学が共同経営する大学であり、「内外協力による学校運営条例」および同実施規則にもとづいて設置され、法人格をもち、独自のキャンパスを有する中国で初めての内外協力による大学である。寧波ノッティンガム大学は設置準備の開始から正式創立までに2年余りを要した。設置準備から正式に運営が行われるまでの過程では、中英両国政府および浙江省政府、寧波市政府が大々的な支援したことが知られている。

2003年10月2日、國務委員で前の教育部長である陳至立氏はノッティンガムと万里学校が内外協力による学校運営を行う合意に署名する儀式に立ち会い、その全過程を自ら確認し、これが中英関係の上で非常に意義深い事柄であると述べたという¹⁴。前部長の肩入れがあったことに見られるように、教育部は同大学の開設に対して積極的であり、2004年3月23日には正式に文書を発して、寧波ノッティンガム大学の設置準備を行うことに同意した。その後、2004年4月15日、寧波ノッティンガム大学は定礎式を行うとともにキャンパスの起工式を盛大に行い、インフラの整備に取り掛かったのである。

ところで、寧波ノッティンガム大学の共同運営主体の一方となった万里学院自体がきわめてユニークな大学である。すなわち、最も早く公立の高等教育機関が民営高等教育機関へと転換したものであり、設置・経営主体の変更により著しい発展を遂げている大学なのである。1998年11月13日、浙江省政府は教育部の同意を得て、当時の浙江省農業技術師範専科学校の民営高等教育機関への転換を決定した。同専科学校は約50年の歴史をもつ学校であったが多くの問題を抱え、何度か校名の変更などの措置がとられたものの、根本的な改善には至らなかった。学生を十分に集めることができなくなって、在學生も最終的には1200人とどまり、教員の中にも同校を離れる者が相次いだことから、万里教育グループに運営を引き継いでもらう方法が採られたのである。所有権と経営権の分離が行われ、学校の既存の財産はすべて国に帰属するものの、校名を万里学院と変更し、その後の経営の一切の責任を万里教育グループが負うことになった¹⁵。

万里教育グループは運営を引き継いだ後、1999年2月に8,000万元（約12億円）を投入し、キャンパスの整備に着手した。これにより教育棟、教員宿舎、学生宿舎など25万㎡の第一期工事が完工した。同年9月には、万里教育グループはさらに8億元（約120億円）を投資

¹⁴ <http://www.h-edu.com/htm/200506/2005061709091369.htm>。なお、陳至立氏に対して、英国ノッティンガム大学は2003年10月2日に名誉法学博士号を授与している。

¹⁵ 張興『高等教育辦學主体多元化研究』上海教育出版社、2003年、114頁。

して「寧波高教園區」、つまり寧波郊外に新設された学園地区に新キャンパスを建設することを決めた。こうしてインフラ整備の實のあがった万里学院に対して、2005年5月に教育部は同学院が前身校のような専科レベルではなく本科（学士課程）を持つことを承認し、同年秋には500人の学士課程の新入生を受け入れることを許可した。その後、実績を踏まえて学生定員は拡大し、1999年には単年で前身校である浙江省農業技術師範專科學校の全在校生規模を抜く1,535人を受け入れ、2000年には5,700人を受け入れた¹⁶。2003、2004、2005年の3年間にわたって万里学院の入学定員は浙江省で上位を占めてきたが、2005年にはついに全省の第一位となった。この結果、2002年には本科・専科を合わせた在学学生数が初めて1万人を突破して1万2,428人となり、翌2003年には1万4,605人に達し、2004年に1万6,506人に達した。2005年9月末の在学学生数は1万8,344人であり、2006-2010年の目標である本科生2万人規模の達成が視野に入ってきたといえる¹⁷。

さて、2004年9月、寧波ノッティンガム大学は浙江省内に限られたものの、第一期の本科（学士課程）入学生の受け入れを行った。6月に同大学はすでに自主的に78人の学生を入学許可していたが、これに続いて、7月の統一大学入試でさらに222人を受け入れる計画を立てた。当初の予定では今秋300人の本科生を受け入れるということであったが、統一入試を通じて最終的に入学許可されたのは170人程度しか入学許可できなかったために、初年度に受け入れた学生は合計260人不足となった。中国で初めての国際大学として鳴り物入りで行われた第一回の学生募集であったが、定員を満たすことができなかったために、「進学予定者（受験生）は予想より多かった」ということであったが、寧波ノッティンガム大学は再び世間の注目を集めることになった¹⁸。

入学定員を満たすことができなかった原因を分析した運営母体の一方である万里教育グループの学生募集事務室の張明波主任によれば、高額の授業料が一大要因であるという。寧波ノッティンガム大学の2005年の授業料は5万元である。しかし最も肝心なのは、寧波ノッティンガム大学が現在のところ「実態をもたない概念」だということである。彼は、もし自らの校舎がなければ、教育管理、就職の状況も実際にどうなっているか分からないのであると述べた。しかし、同大学を安心させたのは進学予定者（受験者の質）が予想したより良かったことである。同大学の理科の受験生の平均点は599点で、文系は平均591点であり、最高点は670点に達した。外国語の成績はすべて108点以上であった。「もし少し合格最低点を下げていれば、定員を満たすことは問題にならなかったであろう」と、張明波主任は述べた。しかし、そうしたのでは、イギリス側の要求する学生の質を保証することができない。彼は、学生募集の範囲が全世界に拡大し、新しい校舎が竣工し、国際化した管理方式がスタートすれば、2006年の学生募集状況は間違いなく今年より良くなる

¹⁶ 張興『高等教育辦學主体多元化研究』上海教育出版社、2003年、115頁

¹⁷ <http://www.zwu.edu.cn/second.asp?id=6&sid=0>

¹⁸ 『新民晚報』2004年07月21日 (<http://edu.tom.com/1268/1319/2004721-17071.html>)

との見通しを述べている¹⁹。

2005年3月17日～20日、教育部は専門家グループを派遣し、寧波ノッティンガム大学に対する評価を行った。専門家グループは豊富な経験を持った大学設置評議委員会の専門家と内外協力による学校運営評価の専門家から構成され、例えば、もとの清華大学の党委員会書記・方恵堅が組長を担当した他、メンバーにはもとの厦門大学長の林祖庚、もとの昆明理工大学長の廖伯瑜など高等教育の専門家が含まれていた。同時に、教育部は4人のオブザーバーを派遣して、それぞれ大学の設置・発展計画、学位管理、国際協力・交流などの面について実地観察を行った。

浙江省の副省長・盛昌黎はわざわざ寧波に駆けつけて専門家の座談会に参加し会を指導し、各評価専門家から同大学の建設計画に関する意見と提案を聴取した。評価の期間中、専門家グループおよびオブザーバーは真剣に中英双方の指導者から大学運営理念、全体構想、建設計画についての報告を受け、大学運営の基本方向、専門学問分野の開設、教師陣の編成、キャンパスの施設建設、管理運営システムなどの面における設置準備状況を全面的、詳細に理解した。評価の過程で、学校の斬新な学校運営における内外協力の様式や独特な教育管理方式が専門家達に深い印象を与え、専門家グループの高い評価を得た²⁰。

寧波ノッティンガム大学の学長には英国ノッティンガム大学長で、復旦大学のもと学長の楊福家氏が就任し、英国ノッティンガム大学のイアン・ゴウ (Ian Gow) 副学長が学長代理となる。同大学は英国ノッティンガム大学と完全に一致した教育および評価の基準を用い、全て英語による授業を実行して、英国ノッティンガム大学から教材を導入するとともに、教員を招聘して、英国高等教育の品保証システムを採用して、大学の優れた質の教育が行えるようにしている。寧波ノッティンガム大学の教材、管理システムおよび品の評価は、イギリス本部と同一であることを売り物にしており、学生の卒業証書は統一的に本部から交付され、授業担当の教師は全世界から招聘されることになっている。2004年に同大学が開設した本科課程は国際貿易、国際文化、コミュニケーション、国際研究、国際金融・財務会計および管理の各コースであった。これらの開設コースに関して、寧波ノッティンガム大学のイアン・ゴウ学長代理は、開設する課程は基本的に社会が緊急に必要とするものであり、卒業生は将来、国連、WTOなどの国際組織の仕事に従事しうるかもしれないと述べた。その後、教育部は2005年5月20日に正式文書（教総函[2005]40号）を発して、寧波ノッティンガム大学の設置を認可した²¹。

2006年2月23日、寧波ノッティンガム大学の校舎の落成式が同キャンパスで挙行されたが、この式典にはイギリスのジョン・プレスコット (John Prescott) 副首相がわざわざ列席し、祝辞を述べている。式典にはこの他に、上述の陳至立国務委員、浙江省党委員会

¹⁹ 『新民晩報』2004年07月21日 (<http://edu.tom.com/1268/1319/2004721-17071.html>)

²⁰ <http://www.h-edu.com/htm/200506/2005061709091369.htm>

²¹ 同上。

書記で省全人代の習近平主任、呂祖善省長、寧波市の毛光烈市長をはじめ、浙江省党委員会常務委員、秘書長、副省長、教育部副部長など錚々たる来賓が集まり、キャンパスの落成を祝った²²。数ヶ月前にはブレア首相が932名の在學生とインターネットを通じた「空中対話」を行ったばかりであり、寧波ノッティンガム大学の事業に対するイギリスの力の入れ方は特筆に値する。

インフラの整備を終えて、大学としての陣容が整ったこの時点で、楊福家学長は大学の現状と発展計画を明らかにしている。それによれば、外国の名門大学の教育様式をそのまま中国に移植するという意味では、寧波ノッティンガム大学は最初のものである。第2年目に当たる2006年に浙江省外で募集予定の300人は北京、上海、広東など19個の省・市にわたる計画である。浙江省での今年度の学生募集計画は未だ審査の段階だが、そのうちの100人は前年の方法を踏襲して、繰り上げて単独で募集し、5月末前に繰り上げ出願を行うことが決まっている。学生募集を行う本科の専攻は全部で6であり、それぞれ国際マネジメント/国際ビジネス、金融・財務会計・管理、国際コミュニケーション学とフランス語/ドイツ語/スペイン語/中国語、コンピュータ科学と管理である。これらのうち、後二者は2+2形式、つまり前半2年間は寧波ノッティンガム大学で学び、後半2年間は英国ノッティンガム大学で学ぶことになる。大学独自の学生募集（受験生は5月31日以前に関連の出願手続きを行い、筆記試験は時間に6月10日であり、面接試験は6月11日である）では、合否判定の拠り所となるのは、受験生の大学入試および卒業一斉試験²³の成績である。この繰り上げ募集に出願できる条件は、「募集規定」に見られる下記の諸条件のように、かなり厳しいものである。

まず、卒業一斉試験の成績に関する基準は5つのAと5つのBであり、EやPがあってもならない。文系希望の学生は、英語、国語が必ずAでなければならない。理系希望の学生は、英語、数学が必ずAでなければならない。Aが6個以上（A6個を含む）は国語、数学、外国語以外の科目でCが1個あってもよいとされる。

また、「優先合格の条件」が定められ、その対象者は、①市レベル以上で表彰された三好学生、優秀学生幹部、②市レベル以上の政府に表彰された先進的人物、③市レベル以上の政府の行政部門が催した科学技術コンクールに参加し、3等奨以上を獲得した者、④省レベルの情報技術等級試験（3級）の成績優秀者、⑤省レベル以上の新聞雑誌で学術論文を発表した者、⑥省レベル以上のスポーツ、文芸コンクールに参加し、受賞した者、⑦国の優秀スポーツ選手と国の一級スポーツ選手の称号を獲得した者、である。

さらに、試験を免除される者についての規定もある。雅思試験の成績が5.5（作文部分が5.0を下回ってはならない）以上、あるいはTOEFL525点（作文部分が4.0分を下回っては

²² http://www.nbedu.net.cn/article/show_article.asp?ArticleID=19561

²³ 卒業一斉試験の問題を自ら出題する重点中学校の生徒は卒業一斉試験に成績表と学年の成績順位の証明を提出しなければならない。

ならない)以上の者については、寧波ノッティンガム大学は試験免除で合格させるものとし、雅思試験やTOEFL試験の費用は大学が負担することになっている。

寧波ノッティンガム大学の学費は繰り上げ募集、一般の大学入試による募集学生ともに学年当たり5万元(約75万円)である。一方、奨学金の支給についても定められている。寧波ノッティンガム大学単独繰り上げ学生募集に参加する学生は誰でも大学独自の「傑出奨学金」4.5万元と「優秀奨学金」2.5万元を申請することができるとされ、成績により受給者が決められることになっている。

初年度の状況から見ると、大学入試により入学許可される学生と大学が独自に募集する学生の学習能力には何ら違いはなかったという。大学は今年さらに「学士・修士連続クラス(原語は「本碩連続班」)を設ける計画であり、浙江省出身の受験生のうち繰り上げ募集で入学許可された者に絞って、そのうちの浙江省の10校の高級中学から推薦された者だけが学位課程への申請資格を有するものとする。大学入試によって入学する全国の学生は、入試の点数が国家重点線大学の合格最低点より50点以上高い場合に、はじめて出願することができる。そして、大学入試の成績が北京大学、清華大学、浙江大学、復旦大学、南京大学、武漢大学、中国科学技術大学、中山大学、人民代表大会、香港大学の合格最低点に達しているか、あるいは雅思TOEFL試験の高得点者は、直接2学次に入ることを申請することができるというものである²⁴。このように創設間もない新大学には不釣り合いなほど、北京大学や清華大学など老舗の一流大学と対等ないしそれらを上回るような好成績を受験生に求める高姿勢はいったいどこから来るのであろうか。単なる虚勢などではなく、国際水準の教育を実施することへの自信と教育部、浙江省など当局からの支援を受けて、大学の発展や将来に対する確信に裏打ちされたものと見るのできるのである。

²⁴寧波諾丁漢大学首次全球招生 英副首相昨親臨吆喝
<http://news.sina.com.cn/c/2006-02-24/10458293054s.shtml>

北京英迪経貿学院

訪問日：2006年3月29日

面談者：陳錦松 氏（常務副院長）

芦嘉仁 氏（学生募集部長）

北京英迪経貿学院はイギリスのINTI国際教育グループ傘下の成員の一つであり、マレーシア、タイ、インドネシア、香港のINTI支部とともに東南アジア地区の多国間教育のネットワークを構成している。北京英迪経貿学院は1993年に創設され、10数年の奮闘の結果、学院は次第に中国の内外協力による学校運営を行う有名な機関になった。北京英迪経貿学院は1993年北京市教育委員会によって設置認可された内外協力による学校運営を行う高等教育段階の経済貿易学院である。中国側の協力者は北京市機械局職工（職員労働者）大学である。学校運営許可証の番号は、京成教字（1993）第036号、京成教社字（1993）第033号、京教合准字（98）08号、京教合准字（2000）036号である。1998年に同学院は北京市教育委員会によって「優良校」と評価され、2003年には北京市教育委員会によって「合格の学校」と評価された。

学院は英、米、オーストラリア、ニュージーランドなどの有名な大学と長期にわたりしっかりとした学術協力関係を結んできており、大学間協力様式を通して、学生のために国際水準の高品質の教育を提供するとともに、全世界で承認される学位証明書を授与する。学院は毎年3回（1月、5月、8月）の学生募集を行っている。北京英迪経貿学院が開設し、外国の大学と協力して運営する学士課程は1年3学期制を採用し、すべて英語だけで授業を行い、外国人教師が授業を担当し、外国で使われている教材を使っている。

開設専攻および各専攻での履修科目は以下のとおりである。

①ビジネス・アドミニストレーション専攻

基礎英語、学術の常識、基礎数学、情報技術の原理、ビジネス基礎1・2・3、ソフトウェアの応用、経済学1・2、中級英語、中級数学、統計学、鄧小平理論、ビジネス経済1・2、ビジネス英語1・2、財務会計、経済数量方法学、商業情報システム、思想道徳、高級英語、コスト管理会計、マーケティング学基礎、組織行為学、ビジネス・コミュニケーション、市場サービス学、中国商法、組織管理学、クロス・カルチュラル管理、マンパワー管理、商業倫理道徳学、キャリア開発、生産管理

②マーケティング専攻

基礎英語、学術常識、基礎数学、情報技術の原理、ビジネス基礎の1・2・3、ソフトウェアの応用、経済学1・2、中級英語、中級数学、高級英語、統計学、鄧小平理論、商業情報システム、ビジネス英語1・2、財務会計、マーケティング学基礎、思想道徳、経済数量方法学、マーケティング人員の職業技能、ビジネス経済1、現代マーケティング学の実務、マー

マーケティングの意思決定、ビジネス・コミュニケーション、市場サービス学、中国商法、マーケティング計画、消費者行動学、キャリア開発、マンパワー管理、直接マーケティング学、電子商取引、小売市場学

③金融専攻

基礎英語、学術の常識、基礎数学、情報技術の原理、ビジネス基礎の1・2・3、ソフトウェアの応用、経済学1・2、中級英語、中級数学、高級英語、統計学、鄧小平理論、商業情報システム、ビジネス英語1・2、財務会計、経済数量方法学、中級数学、思想道徳、ソフトウェア技能、組織管理学、ビジネス金融概論、管理経済学、ビジネス・コミュニケーション、市場調査技術、中国商法、マーケティング学基礎、ビジネス演習、財務管理、金融市場と金融機関、キャリア開発、財政経済統計学

必要な経費は次表のとおりである。

学費（1年3学期制）		宿舍費	手付け金	
英語強化コース	初級	5500元/学期	1200元	1000元
	初・中級	6000元/学期		
	中級	6000元/学期		
	高・中級	6500元/学期		
大学基礎コース	2学期	9700元/学期		
学位課程（国内）	4学期	9700元/学期		
学位課程（外国）	イギリス	年間約20万元		
	オーストラリア	年間約16万元		
	ニュージーランド	年間約16万元		
	アメリカ	年間約18万元		
	マレーシア	年間約6万元		

（資料出所）同学院でのインタビューならびに <http://www.chinaedunet.com/bjydxyl/> 情報に拠る。

PCEC ホームズ学院

調査日：2007年3月22日

面談者：汪廷芳 氏（常務副院長）

PCEC ホームズ学院は1997年9月21日に、上海市浦東継続教育センター（PCEC）とオーストラリアのホームズ学院とが協力して開設し、97年7月には上海市教育委員会の認可を受けた〔滬教委成(1997)62号〕専科レベルの全日制高等教育機関である。また、本学院は上海市教育委員会が実施した教育評価でも合格証書を受けている。

中国のWTO加盟後、近代化した国際的大都市にふさわしい教育システムが必要となっており、経済のグローバルな発展という新たな情勢に対応するためにも中国国内の従来の画一的で固定的な専攻設置形態から養成される狭い専門領域に通じた人材に代わって、総合的、複合的な人材が必要となっており、本学院は国際商務専攻の総合的人材の養成をねらいとしている。10年間で400人～500人の卒業生を送り出した。国際商務専攻は1クラス30人の定員で、2クラスが設置されている。

本学院のカリキュラム構成の特色として①ホームズ学院から導入した学科・専門教育カリキュラムに基づく教育とともに、②中国革命史、マルクス・レーニン主義などの政治思想科目をそれ自体として教えるのではなく、これらの政治思想科目は計画経済と密接に結びついたものであることから、毛沢東時代の計画経済との関係を論じ、鄧小平時代の市場経済との違いを論じる中で政治思想教育の内容が教えられるように配慮している点である。後者のような方法を取り入れたのは、従来の政治思想教育の状況はといえば、学生が学習したその時には暗記していても、試験が終われば忘れてしまいがちであったが、具体的な計画経済や市場経済との関わりの中で論じることにより、学生の興味関心により近いものとなり、実際に活用しうるものとなるとの考えからである。また近年中国政府が提唱している礼儀教育の重視についても、これと関連づける形で心理学を教え、公共関係・心理学を教える中で礼儀を教えるなど、2年間という限られた時間内に、効率的に政治思想など共通必修科目が教えられるように考えている。

国際商務専攻（現代行政管理、マーケティングおよびセールス、国際貿易関係の諸科目）は全日制で修業年限2年であり、政府機関、営利・非営利組織、外国貿易、三資（内外合資）企業での管理運営、渉外、秘書などの業務に携わるとともに、マーケティングおよびセールスにも通じ、関連法規を理解した上で、ビジネスに従事し、外国語の基礎もしっかりした複合型、応用型のビジネス人材を養成することを目的としている。開設科目は、基礎英語、ビジネス英語、外国貿易のためのビジネス文書等の作成と口頭コミュニケーション、ホームズ学院のビジネステクニク、ビジネス・コミュニケーション、ビジネス管理、基礎会計学、マーケティングおよびセールス、国際商法、国際金融、輸出入貿易実務、外

国貿易実務、現代行政管理の原理と方法、組織化と革新、工芸と実務、広報マナーと心理学、事務のオートメーション化、インターネットの使用、現代事務設備の使用と維持の諸科目である。

これらの科目を履修し、すべてに合格した者に対しては、オーストラリアのホームズ学院からのビジネス証書、上海市浦東継続教育センターが発行する成績合格証明書、現代行政管理職業資格証明書、コンピュータ運用総合技能証明書が授与される。

学生募集の対象となる者は、上海および他地域の高級中学卒業生、他の後期中等学校卒業生およびこれらと同等の学歴を有する者である。実際に入学するのは、統一大学入試で合格点数に達しなかった者である。継続教育センターが関わる本学院であるが、学生の年齢は 20 歳前後の者が大半である。こうした学生は、本学院に入学し履修を終えても、入学時点で中国国内の専科学校への入学資格を満たしていないために、中国での卒業資格を認めることはできない。従って、オーストラリア側からの証書を発給することになる。但し、学院側は、入学試験で大学および専科学校への入学条件を満たすことができなかった者といっても、知識面で不足していただけであり、思考力は十分にある者も少なくないと考えており、彼らに適切な教育を与えることで、その才能を開花させることは可能であると考えている。ホームズ学院は上海市の本学院の他に、青島ホームズ学院（3校）、長楽ホームズ学院など中国国内に5つの拠点をもっている。青島のホームズ学院は中国とオーストラリアの二つの学位を授与する資格をもっており、学生数も多いが、上海市の本学院はオーストラリア側の資格のみを授与しうるものである。学費は年額 1 万 3000 元であり、商務管理専攻については 1 万 7000 元である。

この専科課程の他に、本学院では、商務学（ビジネス）修士の予備課程が設けられている。これは修業年限 3 年半で直接修士課程に進学することをねらいとするものであり、高級中学卒業後に 3 年半学び、いずれの科目にも合格した後、IELTS 試験で 6.0 をとれば、オーストラリアのビジネス分野では第 6 位にランク付けされているニューカッスル大学の修士課程に進学しうるというものである。また、中国の全日制専科課程卒業生を対象とする修業年限 1 年半の商務学（ビジネス）修士の予備課程もある。修士予備課程の開設科目は、基礎英語、IELTS 試験課程、マーケティング学基礎、管理学原理、市場サービス学、ビジネスコミュニケーション、マクロ経済学、ミクロ経済学、ストラテジー論、マンパワー論などである。この予備課程の学費は高級中学卒業生のクラスが年額 1 万 6000～1 万 9000 元と諸雑費 1600 元、専科卒業生を対象とするクラスは年額 4 万 5000 元（学費、諸雑費、出国手続き料、国内の学生保険を含む）となっている。

99 年から 3 年連続して行われた高等教育機関の学生募集数の大拡張の影響で、近年、他の高等教育機関に入学する者が増えたために、本学院への入学者は著しく減少した。従って、学生を余り厳格に選抜しては入学する学生がいなくなるという厳しい状況に直面している。

学生の教育に当たっては、専門知識の教授はもちろんであるが、英語力の向上とビジネスマンとしての礼儀、コミュニケーション能力を身につけさせることに重点が置かれている。外国人観光客のためのガイドとして学生を派遣し、実用的な英語力をつけること、人間関係の対処法や礼儀作法を教えることを徹底し、例えば、男子学生にはネクタイを締めさせ、上着の袖からどれほどワイシャツを出すのが適切かといつて細かなことまで教え、企業が好むような卒業生に育てることに努力している。その結果、卒業生の就職状況は良好であり、銀行などに多くの者が就職している。学生の父母とのコミュニケーションにも注意しており、父母会も開いているが、そうした際に、父母からは今まで参加した父母会の中でもっともしっかりした父母会との評価を受けている。高等教育はすべて一律の人材を作るのではなく、例えば、研究者として育てるために必要な内容はビジネスマンを育てるには不要であり、入学時に学力的に低かった者でも十分立派な人間に育てることは可能である。また、すでに上海大学の4年制課程を卒業した後に本学院で2年間ビジネスを学ぶといった者もいる。こうした人は初任給1500元くらいであったものが、2年間の学習により高収入を得るようになってきている。また、卒業後も仕事で問題に出くわすと本学院の教員に助けを求める卒業生もいる。商務管理専攻の学生は、2年間の学習の後、IELTS試験で6.0をとってオーストラリアに留学し、学士号を取得し、さらに修士号をとる者もいる。

本学院の外国人教員は、ホームズ学院が派遣した5人(米、英、豪、ニュージーランド)であり、このうちの1人だけが常勤で管理職を兼ねる者であり、残り4人は非常勤教員である。一人の専任外国人はオーストラリア国籍をもつ華人である。中国人教員はほぼ兼職者ばかりであるが、理論と実践の両方に通じた者を採用するようにしており、清華大学を退職した会計学の専門家やコンピュータ関連科目を教える中国のコンピュータ学会の理事などが含まれ、副教授レベルの者60%、講師レベルの者30%強である。これら中国人教員のなかには「中国中青年優秀教師」の称号をもつ者も含まれる。彼らの報酬は1時限の授業に対して、それぞれの経歴や資格に応じて、60元、70元、80元に分かれているが、本務よりも高額収入を得ている者もいる。

本学院の管理運営に関しては、理事会が設置されており、オーストラリア側3人、中国側4人の理事からなる。理事会では学院の運営に関わる重要事項を審議決定するが、財務に関してはすべてオーストラリアのホームズ学院が掌握している。また、中国国内の5校のホームズ学院の間で収支の調整を行っており、高等教育機関入学者の大拡張以降、経営の芳しくない本学院に対しては現在、運営状況のよい青島校から経費を回すというような調整が行われている。

長春大学ラッフルズ国際学院

訪問日：2007年3月15日

面談者；Nina Voon（温碧瑄）氏（常務院長）

一. 学院の概況

ラッフルズ国際学院は長春大学に属する18の学院の一つであり、長春大学とシンガポールのラッフルズ教育グループが1999年に吉林省教育庁の認可を得て、共同で創設した。同学院は全国を対象として国の学生募集計画内で新生を募集し、学生は卒業時に2つの卒業証書を獲得することができ、同証書の国内外で承認されている。

ラッフルズ国際学院は新しい知識を有し、実力があり、教育経験が豊富で、授業刷新を着実に行う精神に富んだ教師陣を擁しており、専門科目は大部分が米国、イギリス、イタリア、シンガポールなどの教師により教えられる。少人数教育を旨とし、教室では個々の学生がそれぞれ自らを鍛え、向上させる機会を得ることができる。

授業では実践に主眼が置かれ、学生の実際の操作能力を重視して、学生の潜在的な能力と創造力を喚起することを重視しており、教育の効果は著しい。2005年度入学生で第2学年在学中であった学生の一人は全国「勁浪創活MVデザインコンテスト」において、その作品「A Cool Dream」が表彰された。また、吉林省白山市出身で専科課程を卒業したある学生は、コンピュータの芸術デザインを専攻し、そのずば抜けた設計の業績が認められ、イタリアのミラノ理工大学に留学した。ミラノ理工大学は中国からの7人の学生に勉学に必要な全額に相当する奨学金を提供したが、その中で唯一人の専科課程卒業生であったこの学生は、最終的に修士の資格を獲得した。

二. 学生募集計画および学生を募集する専攻：

2006年度はデザイン系の専科で340人を募集した。

1. 芸術デザイン専攻（170人）：専科課程で、英語で受験する学生だけを募集し、修業年限2年、卒業時には長春大学、シンガポールラッフルズデザイン学院の二つの卒業証書を授与される。開設科目は主にデザイン原理、3次元の技術、広告デザイン、包装デザイン、出版デザイン、ユーザーのインターフェイス・デザイン、平面デザイン、双方向メディアデザイン。

2. マルチメディア設計・製作専攻（170人）：専科課程で、英語で受験する学生だけを募集し、修業年限2年、卒業時には長春大学、シンガポールラッフルズデザイン学院の二つの卒業証書を授与される。開設科目は主に設計原理、アニメーション原理、新メディア開発、シナリオ編集、録音処理と録画編集、プログラミング設計、高度双方向メディア設計、高度3次元アニメーション実験室、撮影記録の実践。

三. 学生募集を実施する省

吉林、遼寧、河南、河北、江西、山西、湖北、福建。

四. 授業料の基準

年額2万元

五. 出願条件および合否判定原則

出願条件および合否判定原則

1. 統一入試による募集：受験生は自省の統一大学入試の専門科目の合格証書を得た者は、出願資格があり、本学院は別に専門科目の試験を実施しない。

合否判定時には受験生の所属する省の合格最低点を参照し、高得点から順に入学許可する。合否の結果は本学院のホームページで公表する。

2. 国の学生募集計画の枠外での募集

1) 出願資格：良好な言語的コミュニケーション能力を身につけ、一定の英語の基礎を備え、総合的に資質の高い高級中学およびこれと同等の学歴を有する者は、出願資格を有する。

2) 出願方法：電話、インターネット、郵送による申し込みを行う。

3) 試験の方法：

A: 吉林省の受験生：a) 面接試験 b) 本学での英語テスト（筆記試験、口頭試問）

B: 省外の受験生：a) 電話によるテスト b) 英語テスト（答案用紙を郵送する）

4) 学生募集を行う省：全国

5) 授業開始時間：1月2日 | 4月3日 | 7月3日 | 10月2日

6) 合否判定の原則：合否判定時には受験生の得点の上位者から順次入学許可する。同一得点の場合には出願順とし、授業料を繰り上げ納付した者は優先的に考慮する。

ラッフルズ国際学院は1999年に国家教育部の審査を経て設置認可され、2004年には国の新入生統一募集システムに組み入れられた。

2007年現在の開設系・課程は以下のとおりである。

視覚メディア系：マルチメディアの設計および製作、3年制、全日制。

インテリアデザイン課程：3年制、全日制。

ファッションデザイン：3年制、全日制。

商工業企業管理課程：3年制、全日制。

ファッションセールス・管理課程：3年制、全日制。

商品デザイン課程：3年制、全日制。

大連大学国際学院

訪問日：2006年3月21日

面談者；王亮 氏（国際文化交流学院長）

大連大学では90年代末期から国際交流を展開している。日本、カナダ、米国、オーストラリア、ニュージーランド、韓国の27、28大学および機構と交流関係を結んでいる。これらの国からの留学生が来学して中国語の学習をすると同時に、中国人学生の派遣を行っている。教師の交流も行われており、とくにニュージーランドのクライストチャーチ大学との交流が盛んであり、毎年3~4人を本学から派遣している。ニュージーランドでの学費については交流関係があるために、免除されている。

国際学院は1993年に始まったものであり、第一期は学生数が少なかったが、その後は毎年学生数が増加し、2006年には270人余りを受け入れた。国内で2年間、海外で2年間学ぶ、いわゆる2+2方式による学士課程プログラムとして、会計学(80人)、工商管理(観光管理コース)(80人)、コンピュータ科学および技術(60人)の3プログラムがある。外国留学で学ぶべきカリキュラムの一部を国内で学ぶ方式であり、最初の2年間は主として英語力の強化を行っている。2年修了の段階でIELTS試験の4分野ですべて5.0の成績を収めることが留学の要件になっている。学生の中には全ての分野で5.0に達しない者もいるが、その場合には補講を受けることになり、これは通常の学費とは別に経費がかかるため、学生は懸命に学習している。結果的に、これまでの実績として、入学者全員が5.0のレベルの達している。

専門基礎の諸科目については外国の教材を使っているが、侯宝文院長によれば、外国の教材は毎年新たな変化が付け加わっていることを窺うことができ、中国での教育にとっても大いに参考になるという。

外国留学の方式として、高級中学卒業直後に出かけることも可能だが、学生の年齢が低く、成熟度が足りないために、いろいろな問題が生じることがある。これに対して、2+2の方式で、2年間中国の大学で学んだ後であれば、ある程度成熟しており、問題が生じることがもすくない。しかも、外国に3年ないし4年でかけることに比べれば、経費面で節約が可能である。経費の節約ないし中国人学生の経済的負担の軽減が、この方式の利点である。

第一期生として入学した62人のうち、24人は全国統一大学入試で合格最低点に達しなかった者である。従って、彼らは正式の学籍がない無学籍学生である。通常であれば、入試に不合格の者は大学に入学することができないが、特別の措置として国際学院に受け入れるのである。2年間の国内での学習を終えた段階で、38人がオーストラリアへの留学のためのビザを申請した。このうち3人はビザが発給されなかった。2人は経済的な保証人

を確保できなかったためであり、一人は父親がもとの職場を退職し、新しい職場に移っていたが、オーストラリア側がもとの職場に照会し、当該者が所属していないことが分かったためにビザの発給が行われなかったといった理由がある。従って、ビザを取得した 35 人のうち、入試に合格した入学した大連大学の正式の学籍を有する者が 19 人であり、残り 16 人は無学籍の学生であった。彼らは大学入試に不合格であったのであるから、本来なら海外留学もきわめて難しいと考えられるが、無学籍でも特別扱いで入学させる措置により救われたのであり、この制度についての父母の反応は良好である。但し、これら無学籍の学生は入試を経ていないために、卒業しても大連大学の卒業証書は与えられない。入試に不合格の者が合格者と同様に学ぶことについての問題も残されている。これら無学籍の学生はオーストラリア留学ができなかった場合には、いかなる資格も取得できないことになるのである。

カリキュラムについては、クライストチャーチ教育カレッジの教務担当副学長が大連大学を訪れ、双方が協議して決定している。

2003 年にはアジア国際公開大学（マカオ）との MBA プログラムを開始した。同プログラムは、主として成人勤労者を対象とするものであり、在籍者は企業の経営者などが多い。彼らは土曜日、日曜日を利用して集中的に学習するのである。遠隔教育などではなく、通常のクラスでの授業が行われている。

内外協力によるプログラムを担当する教員は、専任の中国人教員は 4 人だけであり、その他は大連大学の他学院の専任教員が非常勤の形で授業を担当している。授業担当時数は 1 学期当たり 20 数時間である。この非常勤部分も各教員の所定の仕事量（工作量）の中に含まれているので、特別の手当は支給されない。

教育部は 2005 年 6 月に内外協力による学校運営を認可した大学の一覧表を公開した後は、まったく新たな大学を認可していない。その後は、各省レベルの教育行政部門が個別に認可している。遼寧省だけで 20 数大学が内外協力による学校運営を実施している。

内外協力プログラムの問題点は学生が一人っ子として育てられてきたことによるものである。また、金持ちの子どもは留学できたりすることへの不公平感がある。しかし、基本的に通常の方式で入学した者と無学籍学生とを区別することはしていない。

オーストラリアでの生活や学習には問題がない。経費は負担可能である（負担できなければ留学を続けることはできない）。

侯宝文院長は毎年オーストラリアに視察に訪れているが、中国側から提出した意見にそってオーストラリア側が改善を図ってくれている。

内外共同プログラムの他、日本語学院（以前は外国語学院の中の専攻として日本語、英語、ロシア語があったが、現在は英語学院と日本語学院として独立設置）では、日本の協定校との間でインターネットを通じた遠隔教育の授業を行っている。

第2章 「内外協力による学校運営」政策の変容 —関係法規の内容分析を中心に—

はじめに

内外協力による学校運営に関する最初の関連法規は、1993年6月30日に出された「国外の機関および個人が中国を訪れ協力して学校を運営する問題に関する通知」（原語は「關於境外機構和個人來華合作辦學問題的通知」）であった¹。内外協力による学校運営を行う機関や項目ないしプログラムはすでに80年代から存在していたから、内外協力による学校運営に関しては、実践が先行し、法整備が後回しになったことが見て取れる。

その後は次々と関連の法規が制定されていった。中央政府によって制定された法規のうちの主要なものだけを取り上げても、次のようになる。すなわち、1995年の国家教育委員会「内外協力による学校運営に関する暫定規定」（全43条）（原語は「中外合作辦學暫行規定」）、96年の国務院学位委員会「内外協力による学校運営活動の中で学位授与の管理を強化することに関する通知」、2003年の国務院「内外協力による学校運営条例」（原語は「中外合作辦學條例」、全64条）、2003年の民政部「内外協力による学校運営を行う機関の登記に関する関連問題についての通知」（原語は「關於對中外合作辦學機構登記有關問題的通知」、全5項）、2004年の教育部「内外協力による学校運営条例実施規則」（原語は「中外合作辦學條例實施辦法」、全63条）、2004年8月の教育部「内外協力による学校運営を行う機関および項目の再審査活動をしっかりと行うことに関する通知」（原語は「關於做好中外合作辦學機構和項目復核工作的通知」、全6項）、2005年の「若干の内外協力による学校運営を行う機関および項目に関する政策意見の通知」（原語は「關於若干中外合作辦學機構和項目政策意見的通知」）、2006年2月の教育部「当面の内外協力による学校運営の若干の問題に関する意見」（原語は「關於當前中外合作辦學若干問題的意見」、全6項）など中央各行政部門による法規がある。

加えて、内外協力による学校運営の先進地域というべき上海市政府によって1993年12月という早い時期に出された「外国機関および個人が上海で行う内外協力による学校運営学校運営に関する上海市管理規則」（原語は「關於境外機構和個人在滬合作辦學管理辦法」、全27項）、1994年5月24日の「国際協力による学校運営の経費徴収に関する暫定規定」（原語は「國際合作辦學收費管理暫行規定」、全32条）をはじめとして、地方レベルでも少なからぬ関連法規が制定されたのである。

¹ 「關於境外機構和個人來華合作辦學問題的通知」何東昌編『中華人民共和國重要教育文獻 1991～1997』海南出版社、1998年、3526～3527頁。

法規は当該法規が対象とする事象に対する規制や促進を目的として制定されるものであり、内外協力による学校運営についても、その関連法規の内容に注目することで、発展のプロセスや中国政府の姿勢を分析することが可能である。本章では、こうした考えに基づき、法規制定の背景にある政策意図や内外協力による学校運営をめぐる事態の推移を探ることとする。

1. 「内外協力による学校運営」の定義と位置づけ

上記の諸法規のうち、内外協力による学校運営に関して最も拠り所となる法規は、1995年に公布された「内外協力による学校運営に関する暫定規定」（以下、「規定」と略記）と2003年に公布された「内外協力による学校運営条例」（以下、「条例」と略記）および2004年に公布された同条例の「実施規則」である。「実施規則」の第六十三条には、同規則の施行に伴って、「1995年1月26日に公布した『内外協力による学校運営に関する暫定規定』は同時に廃止する」と記されており、「暫定規定」に代わる正式規定ないし本規定であることが分かる。従って、1995年の「規定」と2003年の「条例」という両法規の間に見られる相違点を子細に分析することにより、中国政府の内外協力による学校運営に対する姿勢の変化を垣間見ることができると考えられる。

まず、内外協力による学校運営機関設立のための基本要件に関して、「規定」では、「外国の法人組織、個人、関係国際組織が中国の法人格を有する教育機関やその他の社会組織とともに、中国の国境内において協力して開設し、中国の公民を主たる対象として募集する教育機関（以下、内外協力による学校運営機関と略称）で教育・授業を実施する活動を指す。」（第二条）とされている。一方、「条例」では、「外国の教育機関と中国の教育機関（以下、内外協力による学校運営者と略称する）が中国の国境内で中国の公民を主要な学生募集の対象とする教育機関（以下、内外協力による学校運営を行う機関と略称する）を開設する活動」（第二条）と、「規定」のほうは広く「外国の法人組織、個人、関係国際組織」として、必ずしも教育機関でなくてもよいことになっているのに対して、「条例」は厳密に「外国の教育機関」であることを求めている。さらに「内外協力による学校運営機関の設立を申請する教育機関は法人格を有していなければならない。」（第九条）として、法人格をもった教育機関のみが設立母体となりうることが明記された。但し、外国の教育機関がすでに学歴取得のための教育を実施している中国の高等教育機関と共同で開設し、高等教育を実施するところであれば、当該の内外協力による学校運営を行う機関は法人格を持っている必要はない。

また、内外協力により運営を行うことのできない教育機関の種類に関して、「規定」では、「義務教育と国が特別に規定する教育・訓練は除外する。」（第四条）とされ、「条例」では、「義務教育を実施する教育機関および軍事、警察、政治などの特殊な性質の教

育機関を開設してはならない。」（第六条）と記されている。すなわち、「規定」では義務教育機関の他は一般的表現に留まっていたのに対して、「条例」は「軍事、警察、政治などの特殊な性質の教育機関」と明確に限定している。これは後法である「条例」の充実ぶりを示すものであるが、この他に、「条例」は「規定」では言及されなかった「外国の宗教組織、宗教機関、宗教教育機関および宗教関係の教職員は、中国の国境内で学校運営の協力活動に従事してはならない。内外協力による学校運営機関は宗教教育を実施し、宗教活動を展開してはならない。」として、宗教団体による教育活動の実施を禁じている。ちなみに、最初の関係法規である上述した 1993 年の上海市の通知でもすでに、「十四、国外の宗教組織がわが国で協力して学校運営を行う申請を行うことについては、婉曲に断らなければならない。わが方と協力して学校を運営する国外の機関および個人が中国で設置する協力して開設する教育機関は、布教活動に従事してはならない。」と、宗教に対する明確な拒否反応が示されている。これは宗教に対するマルクス主義の根本的見解に由来するものであるとともに、中国教育の歴史的展開と深く関わる条項でもある。すなわち、解放以前の中国には欧米のキリスト教会が布教の一環として開設した学校・大学の運営の歴史があり、それらの学校・大学は中国の行政権限の及ばない「治外法権的」存在であり、中国の教育主権を蹂躪したものとして中華人民共和国の建国直後にすべて接収され廃止されたのである。したがって、宗教団体が設置する教育機関の活動は中国の政権にとって、いわば一つのトラウマとなって残っており、それらに対してはとりわけ敏感な対応がとられていると言うことができよう。

この他、「規定」では、設置申請に必要な要件への言及が、適切な設立の趣旨、健全な組織、業務を熟知した管理人員や有資格の教員、施設・設備の他、「必要な経費」と一般的表現にとどまっていたのに対して、経費のみに関しても「条例」では、「初期資金額の 15%を下回らない資金を揃えたことの証明」というように、いっそう具体的な条件が提示されている。設置認可の方法に関しては、「規定」「条例」とともに「創設準備」と「正式設置」の 2 段階に分けているが、開設申請を行ってから認可するか否かの決定を出すまでの期間が、「規定」では 3 か月以内（第十五条）であったものが、「条例」では 45 日以内（第十五条）に短縮されている。迅速な設置認可手続きを必要とするほど申請が多いことを窺うことができる。逆に、「創設準備」段階と認定された機関が「正式設置」に転換するまでの猶予期間は、「規定」では 2 年以内（第十八条）であったものが、「条例」では 3 年以内（第十六条）と、1 年延長された。

2. 中国側の「主体性」について

1993 年の上海市の通知では「一、協力して学校運営を行うことは、国内の中国人民が学ぶ機関が外国の機関および個人と中国国内で協力して教育機関を創り上げ、双方が共同

で学校運営経費を負担し、共同で学校の教育と管理に参加することを指す」とされ、「十二、当面しばらくは国外の機関および個人がわが国で単独で学校を運営することや、国外の公民がわが国の公民個人との間で協力して学校を運営することを受け入れない。特殊な状況については個別案件として処理する。」（下線は引用者、以下同様）と規定されている。中国にとって当初から外国人あるいは外国の機関が単独で学校や教育プログラムを運営することは想定外であり、あくまで中国側との協力により行われるべきであり、中国側の主導権が重要であると考えられていたのである。同通知には、さらに「外国の機関および個人を受け入れ、わが国で協力して学校を運営するには、積極かつ慎重に、我が国を主とし、管理を強化し、法律に基づいて学校を運営する原則を堅持しなければならない」との文言も見られる。

中国側の積極性あるいは中国政府の主体性という観点から見れば、1995年の「規定」では、「内外協力による学校運営は、・・・中国の教育事業を補充するもの」という捉え方であった。この頃までは未だいくぶん消極的な姿勢を読み取ることができる。ところが、2003年の「条例」になると、姿勢の転換をはっきりと見て取りうる。すなわち、「条例」では「内外協力による学校運営は公益性事業に属し、中国教育事業の構成部分」と位置づけられるようになる。さらに、2004年6月2日の「実施規則」では、「国は中国の教育機関と学術水準および教育の質に広く承認されている外国の教育機構とが協力して学校を運営することを奨励し、国内では新興の、また緊急に必要とされる学問分野・専攻領域において、協力して学校運営を展開することを奨励する。国は中国の西部地区、辺境の貧困地区で内外協力による学校運営を展開することを奨励する。」（第三条）として、明確な積極策が示されるようになったのである。

内外協力による学校運営を行う機関の管理運営に当たる理事会ないし共同管理委員会の構成について、「規定」には具体的な構成員の人数が明記されていなかったが、「条例」では「5人以上」（第二十一条）とされ、「規定」「条例」ともに、過半数が中国側の構成員であることを求めている。また、教育機関を代表する校長ないし院長については、「条例」「規定」ともに、「国籍を有し、中国の国境内に定住」していることが要件である。かつて解放前に数多く存在した諸外国からの資金援助を受けて運営された大学・学校では、上述した治外法権的状况を解消するため、1920年代に盛り上がった「教育権回収運動」の結果、それらに対する中国側による統制が図られた。その目的のために制定された「私立学校規程」に基づいて、中国の教育行政機関への登記や中国人校長の任用が義務づけられ、理事会の構成員のうちの外国人は3分の1以下に抑えることなどが推し進められたが、結局実質的な権限は外国側に握られたままの状態が解放まで続いた。こうした苦い歴史上の経験があるがゆえに、機関の代表者や理事の選任については、とりわけ神経質にならざるを得ないのである。この他、「条例」では構成員の「3分の1以上が5年以上の教育経験を有していなければならない。」（第二十二条）という条件が追加され、「規定」に比べて教職の専

門性を重んじた規定となっている。

「主体性」という点では、内外協力による学校運営を行う機関での教授用語に関する規定も興味深い。1995年の「暫定規定」では、「内外協力による学校運営を行う機関は国の教育方針と国が公布した教育目標や人材育成の基本的な基準を執行するという前提の下、自主的に教育活動を実施する。内外協力による学校運営を行う機関の基本的な教授用語は中国語とし、いくつかの課程では外国語を使って教育することができる。」（第二十六条）として、中国語の使用が中心であることが明記された。教授用語については、2003年の「条例」でも、「内外協力による学校運営を行う機関は必要に応じて、外国語を使って授業することができる。但し、標準中国語と標準化された漢字を基本的な教授用語と文字としなければならない。」（第三十一条）として、基本的に中国語による教育であることが維持されている。しかしながら、課程はもとより、機関全体としても英語をはじめとする外国語での教育を中心とするところが現実には存在するようになっており、教授用語に関する中国側の主体性は確固たるものではない。

3. 「営利性」について

次に、内外協力による学校運営をめぐる中国国内で議論の集中する「営利性」に対する見方に関する政策の変化を見る。1993年の「通知」では、「協力して開設される教育機構が持つ学校運営の産業は、存続期間中、当該機関の所有に属する。協力して学校の運営を行うことは営利を目的としてはならない。協力して開設される教育機関は国の既存の規定に基づいて学校運営の産業を創立し、あるいは有償の相談サービスを展開することができる。その経営からの収益は学校運営の産業の再生産と職員の福利拡大に用いる以外、すべて学校運営経費あるいは学校運営条件の改善に用いなければならない。」とされる。また、1994年の上海市の「経費徴収に関する暫定規定」では、「本市の同種の学校、同類（あるいは類似）の専攻の自費生の経費徴収基準を参照して行い、最高でも同経費徴収基準の2倍を超えてはならない。」と、経費徴収額に制約を設けている。さらに、1995年の「暫定規定」の第五条では、「内外協力による学校運営は中国の法律、法規を遵守し、中国の教育方針を貫徹し、中国の教育事業の発展のニーズと人材育成の要求に合致し、教育の質を保証しなければならず、営利を目的としてはならないし、国家と社会の公共の利益を損なってはならない。」として、いずれも営利追求に対してきわめて敏感であり、厳しく禁じていることが分かる。しかし、2004年の「実施規則」になると、その第二十九条には「各会計年度の終了時、内外協力による学校運営者が合理的な見返りを受け取ることを要求しない内外協力による学校運営を行う機関は、当該年度の純資産の増加額の中から、また内外協力による学校運営者が合理的な見返りを受け取ることを要求する内外協力による学校運営を行う機関は、当該年度の純収益の中から、年度の純資産の増加額あるいは純

収益の 25%を下回らない比率で発展基金を取り出して、内外協力による学校運営を行う機関の建設・維持と教育設備の購入・更新などに用いなければならない。」との規定が見られるようになる。同規則において初めて内外協力による学校運営者が「合理的見返り」（原語は「合理回報」）を受け取りうる事が明記されたのである。また、同規則までの諸法規では、内外協力による学校運営を行う「機関」に関する規定しかなかったのに対して、同法規では内外協力により運営される教育「項目」に関する規定が盛り込まれたのも目新しいことであった。同実施規則の上位法である 2003 年の「条例」では、その第三十九条に「内外協力による学校運営を行う機関が徴収する費用は主に教育活動および学校運営条件の改善に用いなければならない」と記されたのみであり、「合理的見返り」といった表現は未だ使われていない。内外協力により運営される教育機関や項目が営利的になることは依然として厳に戒められているものの、運営により生じる利潤に対していくぶん柔軟な姿勢がとられるようになったと見ることができよう。

ところで、「営利性」をめぐるのは、内外協力による学校運営を行う機関の管理運営組織の呼称にも微妙な変化を見て取ることができる。管理運営組織に関して、法人格を有する機関については理事会を設置し、法人格を有しない機関については中国側と外国側の双方による共同管理機関（原語は「聯合管理機構」）を置くことを求めるのは、「規定」「条例」ともに変わらない。但し、法人格を有しない機関に置かれる共同管理機関の原語は、「規定」では「聯合管理委員会」であり、「条例」では「聯合管理機構」とわずかに異なる。それよりも重要な違いは、理事会に関する規定である。「条例」の中国語の原文では、理事会に相当する言葉として「理事会」という日本語と同様の語彙が使われているのに対して、「規定」の原文では、「理事会、董事会」という二つの語彙が使われている。1993 年の「通知」では、「当該教育機関の理事会（原語は「董事会」）は学校の重要事項を審議」とされ、1993 年に出された上海市の「管理規則」でも、「理事会（原語は「董事会」）を設け、理事長（原語は「董事長」）と理事の人選を明確にすること」と規定されるなど、管理運営を行う組織は中国語では「董事会」と表記されていた。しかし、95 年の「暫定規定」では、中国語の「理事会」や「理事長」が使われるようになっている。

これら「理事会」「董事会」という二つの語彙はいずれも日本語の「理事会」に相当し、中国の大辞典でも同義に扱われている。「董事会」という表現は中華人民共和国の建国以前から一般に会社等の管理組織を表す言葉として使われてきたものである。93 年の国家教育委員会の「通知」や上海市の「管理規則」もこれを踏襲したものと考えられる。但し、敢えて両者の違いに注目すれば、語感には若干の違いがあり、「董事会」は企業など営利団体の管理組織に対して使われる傾向があり、一方の「理事会」は主として学校や学会など非営利の社会公益団体、組織、協会の管理組織に対して使われる。1993 年の全国人民代表大会で「中華人民共和国公司法」、つまり会社法が採択されたが、その中では私企業の理事会を表現する言葉として「董事会」が使われている。「会社法」には、「理事会」という

語彙は見られない。この場合、国有企業の出資者は国であり、従って理事長（原語は「董事長」）は政府から派遣される。民間企業の理事長には一般に最大株主が就任する。

「会社法」の制定に伴い、営利目的の会社における管理組織との差異を明確にするため、非営利組織であるべき内外協力による学校運営を行う機関の管理組織に対しては、敢えてそれとは異なる中国語の「理事会」が95年の「規定」では使われたものと考えられることができる。しかしながら、2003年の「条例」や2004年の「実施規則」では中国語の「理事会」と「董事会」が併記（但し、「董事会ないし理事会」というように「董事会」が先に置かれる）されている。このように、理事会を表す語彙の使用が当初の「董事会」から「理事会」へ、さらに「理事会ないし董事会」へと変化するのも、営利に対する姿勢と結びつけて理解することが可能である。すなわち、「内外協力による学校運営」という新奇な事業を管理運営する組織については、当初それほど深い検討もなく、1993年に出された「通知」などでは、とりあえず旧来から最も一般的に使われてきた「董事会」が使われた。しかしながら、教育機関での営利追求を厳に戒める強硬な主張が根強く残る中で、企業経営との間に明確な一線を画す意味で「理事会」を使用する機運が高まった。にもかかわらず、2003年以降、企業など営利団体に適用される「董事会」が「条例」に盛り込まれた意味は、内外協力による学校運営の範囲と内容が多様化していることを認め、営利追求とまでは行かないものの、一定の利潤を生む教育活動まで視野に入れざるを得なくなっていることを反映している。内外協力による学校運営のより円滑な実施を促し鼓舞するためには、物質的インセンティブも必要との現実的選択がなされた結果、「董事会」と「理事会」との併記、しかも「董事会」が前に置かれるという表現に変わってきたものと解釈しうるように思われる。

そうした利潤を生む元となる授業料など必要経費の徴収に関して、「規定」では単に「費用を不当に徴収」してはならないと述べるに留まっているのに対して、「条例」では「経費徴収項目と徴収基準は、国の関連政府定価規定に基づいて確定するとともに公表する。認可を受けないで、項目を増やしたりあるいは基準を高めたりしてはならない。」「内外協力による学校運営機関は人民元で計算して授業料やその他の費用を徴収すべきであり、外貨で計算して授業料やその他の費用を徴収してはならない。」と、より具体的な徴収方法が定められている。

4. 管理強化の傾向

中国政府の主体的取り組み、あるいは積極策を基調として展開してきた内外協力による学校運営であったが、2004年に教育部は全国各省に対して2003年以前に開設された内外協力による学校運営の項目や同機関に対して再審査を行うことを通知した。2004年8月の教育部「内外協力による学校運営を行う機関および項目の再審査活動をしっかりと行うこ

とに関する通知」、2005年7月の「若干の内外協力による学校運営を行う機関および項目に関する政策意見の通知」、2006年2月の教育部「当面の内外協力による学校運営の若干の問題に関する意見」からは、内外協力による学校運営の管理強化ないし厳格化の傾向が見て取れる。この再審査のために、2005年9月1日までに教育部国際協力・交流局には各省レベルの教育行政機関によってはすでに承認された219の内外協力による教育項目の関連文書が届けられ²、さらに同年12月29日までには59の項目関連文書が送付されている³。これらの圧倒的多数が教育部によって審査・認可されることが予想され、ここから見ると、1995年から2004年までに認められた学位授与を目指す内外協力による教育項目をはるかに上回るものがこの1、2年のうちに内外の高等教育機関の間で立ち上げられたことになる。

教育部がこうした決定を行った背景には、内外協力による学校運営を口実にした杜撰な「協力活動」が見られたことがある。すなわち、内外協力による学校運営がはやる中で、外国の「“めぐり”の大学」が頻繁に中国に入り、中国の大学と共同で教育項目を開設するという傾向が見られる。黒龍江省教育庁の国際協力・交流課の姚洪濱課長は、外国大学と連合養成プログラムがらみの在學生は黒龍江省だけで2万3000人いるが、そのうち外国に留学して学習を継続しうるのは1300人に過ぎないという。多くの親は内外協力による学校運営を利用すれば、将来子どもが外国留学の機会を得ることができ、外国の学位を取得し、視野も広げうるのではないかとの期待をもって、きわめて高額な学費でも敢えて負担している。こうした内外協力による学校運営による収入は、一部の黒龍江省所管大学の総収入の50%にも達する。内外協力による学校運営は大学にとって重要な収入源なのである。しかし、実際のところ、内外協力による学校運営項目の名目で入学許可した学生も、他の一般学生と同じようにマスプロ教室で授業を受けさせ、カリキュラム面でも当初の宣伝文句と違って、かなり薄めたものになっているケースもあるというのである⁴。

そもそも内外協力による学校運営を行う機関での教育に関して、「規定」では「国の教育方針と国が公布した教育目標や人材育成の基本的な基準を執行するという前提の下、自主的に教育活動を実施する。」(第二十六条)と一般的な表現に留まっていたのに対して、「条例」では、「中国の同レベル、同種の教育機関に対する要求に照らして、憲法、法律、公民の道徳、国情などに関する内容の科目を開設しなければならない。」(第三十条)として、思想やイデオロギーに関わる科目の開設が明確に義務づけられた。その一方で、「条例」では「国は内外協力による学校運営機関が国内で緊急に必要とされ、国際的にも先進

² 「2005年3月申弁の中外合作弁学項目已提交文件情况一览表」
(<http://www.moe.edu.cn/edoas/website18/info15914.htm>)

³ 「2005年9月申報的中外合作弁学項目已提交文件情况一览表(截至2005年12月29日)」
(<http://www.moe.edu.cn/edoas/website18/info18007.htm>)

⁴ 李播「“洋教育” 现实與理想差很遠」(『黒龍江日報』2004年9月6日原載)
(<http://www.gjy.com/news/html/2004-9-6/200496101237.shtml>)

的な科目や教材を導入するよう奨励する。」（第三十条）とされ、外国の教育機関との提携によって得られるメリットは最大限に活用しようという意図を見て取ることができる。

また、学生の定員に関して、「規定」「条例」ともに、学歴取得のための教育を実施する内外協力による学校運営機関の学生募集については、「国の学生募集計画に組み入れて統一的に管理」することを明記している。さらに、内外協力による学校運営機関が交付する学歴・学位証明書については、詳細さに差はあるものの、「規定」「条例」ともに中国が所定の基準に照らして公認したものであり、当該の外国教育機関の所在国や国際的に承認されたものでなければならないとされている。しかし、現実はこちらの規定どおりではないということである。

違法な運営を行う機関に対して、「規定」では「本規定に違反し、下記の状況のいずれかを有する内外協力による学校運営機関は、省レベルの教育行政部門が状況の軽重を斟酌して、警告、罰金、非合法所得の没収、期限を切ったの整理、学生募集の停止および運営停止の各行政処分を行う。(一)認可を受けずに勝手に創設準備したり、学生募集を行ったりすること。(二)隠蔽、虚偽の報告、偽証などの手段により、創設準備あるいは正式の創設・学生募集の認可を得ること。(三)関係規定に違反して、費用を不当に徴収し、証書・証明書を乱発すること。(四)管理が混乱し、教育の質が低下すること。(五)その他の違法行為があること。」（第三十六条）として、起こりうる問題とそれへの処分がごく一般的な形で記述されていただけであった。

これに対して「規定」では「第七章 法的責任」の1章が設けられ、第四十九条から第五十八条まで10条にわたり、きわめて詳細に違法行為と具体的処分方法が述べられている。例えば、「創設準備期間中に学生を募集した者」については、「学生募集の停止を命じ、学生から徴収した費用の返還を命じるとともに、10万元以下の罰金に処する」「虚偽の学生募集要項を発表し、金銭を詐取した者」についても、「違法な所得を没収するとともに、10万元以下の罰金に処する」「学校運営許可証取り上げの行政処分を受けたところについては、その理事長、校長あるいは主要な管理責任者は内外協力による学校運営許可証を取り上げられた日から10年以内は、いかなる内外協力による学校運営機関の理事長、校長あるいは主要な管理責任者となることもできない。」「本条例の規定に違反して、刑法に触れ、法律に基いて刑事責任を追及された者については、刑の執行が満了した日から10年以内は内外協力による学校運営活動に従事することはできない。」などである。こうした厳格な規定が盛り込まれる背景には、内外協力による学校運営は営利追求を目指す者にとっては違法行為に及び易い事業であるという事情がある。

おわりに

以上、主として1995年の「暫定規則」と2003年の「条例」、さらにその他の若干の関連

法規の規定内容の変化に着目し、いくつかの観点から分析することによって、内外協力による学校運営に関する政策の変遷を検討してきた。10年近くの実践を通じて、内外協力による学校運営に関する社会の理解や認識は深まり、そのことは暫定的な法規から正式な法規への法整備の中に反映されている。規定内容は具体的で詳細になり、相当程度の充実が認められる。当初慎重に緩やかに始まった内外協力による学校運営は、世紀の変わり目を越えたあたりから進展の速度を増したが、それは中国のWTO加盟と無関係ではない。とくに中国国内では新興の学問分野や緊急に必要とされる専門領域、そして実現可能性は別にして、西部地域や辺境地域での内外協力による学校運営が奨励されるようになった。但し、開放度を増したとはいえ、中国にとって決して譲れない一線がある。解放前に諸外国の教育機関によって教育の主権を蹂躪された経験を踏まえて、管理運営の主導権、主体性を外国側に握られることが容認されることは決してない。内外協力により学校運営を行おうとする場合、運営母体となるための基本要件や管理運営組織の構成規定の中に、そうした強固な意志が示されている。

内外協力による学校運営をめぐって中国国内で議論的となる別の問題は、当該教育機関の設置・運営に対する積極的投資を引き出すために、投資者への還元を認め、それにはある程度の利潤の追求もやむなしとするか否かという点である。この問題に対しては、当初まったく認められていなかった営利追求や物質的インセンティブへの現実的対応や姿勢がとられるようになってきたことを窺うことができる。そのことは、管理運営組織である理事会の呼称ひとつにも微妙に表れていた。但し、恰好の収入創出手段となりうる内外協力による学校運営は、教育実態と懸け離れた過剰な経費徴収や利益追求を生みやすい。上述したように対外開放度が増し、内外協力による教育機関や教育プログラムの運営が急増する中で、中国側、外国側の双方による逸脱事例も生じている。そこで基本的な法整備が終わった段階で、既存の機関を含めて当該教育機関に対する評価や再審査が強化されるようになってきたのである。このプロセスを経た後、内外協力による学校運営のうち淘汰すべきものは淘汰され、真に内外協力の名に値するものだけが生き残ることになる。

第3章 国境を越える中国の大学 — WTO 加盟と中国高等教育の海外展開—

はじめに

2001 年末の WTO 加盟ならびに「サービス貿易一般協定」(GATS) の締結国として、中国は教育分野においても、国際的なサービスの授受に関する開放度を増すことが求められるようになった。中国は軍事、警察、政治と党の学校などの特殊な領域における教育と義務教育については、対外開放を承諾しないことを予め表明したが、これ以外の領域の教育については対外開放を余儀なくされた。教育サービス提供の 4 方式、すなわち、① 遠隔教育や通信教育、② 留学生教育、③ 他の加盟国内での学校・教育活動の運営、④ 外国籍教員の移動による教育のうち、規模と質において WTO 加盟以前と比べて大きく異なる展開が見られるのは第三の方式である。第 1 章で述べた寧波ノッティンガム大学や中欧国際工商学院などの事例に見られるように、欧米各国が中国国内で中国側との協力によって大学を運営する一方、中国も積極的に海外展開を進めている。本章のねらいは、こうした中国の教育機関が海外に赴き教育実践を展開する事例のうち代表的なものを取り上げ、その管理運営実態の解明に努め、中国高等教育の対外的開放性の度合いを探るとともに、教育サービスの国際的な提供・受け入れにおいていくぶん動きの鈍いわが国にとって有益な示唆を得ようとするものである。

1. 個別大学の事業としての海外拠点

(1) 上海交通大学の事例

上海交通大学はすでに 1992 年からシンガポールに拠点をもち MBA プログラム¹ を実施していた。当時はシンガポールの華夏管理学院という私立教育機関がカウンターパートとなっていた。1994 年に中国の国家教育委員会によってシンガポールのプログラムが承認された。当該私立学校の管理者としてはシンガポールに華語による MBA の課程を創り、華語学校の卒業生の資格向上に役立てたいという希望があった。

この頃、上海交通大学の教授が国立シンガポール大学の招聴でシンガポールを訪れる機会があり、その際に南洋理工大学との接触があり、南大と交大との間で本格的に MBA 課程を創る話が進んだ。2001 年に南大が上海の交大キャンパスに企業の上級管理者養成を

¹ 2007 年 9 月 5 日に筆者が朱虹く上海交通大学安泰管理学院シンガポール教学点プログラム主任) 氏に対して実施したインタビューによる。

対象とする EMBA コースを設け、交大はこれを積極的に支援した。同コースを担当する教員は南大の教員が 3 分の 2、交大の教員が 3 分の 1 という構成であった。同年 10 月にシンガポールに交大と南大の協力により MBA コースが開設された。ここでの教員の構成は上記 EMBA コースとは逆に交大の教員が 3 分の 2、南大の教員が 3 分の 1 というものであった。同時期に上記の私立学校との協力関係の契約は解消されたが、同校と共同で開設した MBA コースは 2002 年の上半期も引き続き学生の募集を行った。南大との協力で生まれた現在の MBA プログラムが学生の募集を行ったのは 2002 年の下半期である。正式に開設された 2002 年から 2006 年まで、1 年に 2 回の学制募集を行い、毎回 20 数名ずつの新生を受け入れてきた。しかし、上海の交大本校にも当然のように MBA プログラムがあり、交大の教員はそちらの授業も担当しなくてはならないので、負担が大きく、多忙である。そこで、2007 年からは 1 年に 1 回だけ学生募集を行うことになった。今年入学許可されたのは 30 数名である。

本 MBA プログラムの宣伝は『聯合早報』『Strait Times』『早報夜頁』などの新聞に掲載されたが、学生の間での口コミで情報が広がるほうが多いと見られている。応募者のうち入学試験を通じて合格する比率は 80~90 % である。受験資格として学士課程卒業者は卒業後 3 年の実務経験、専科課程卒業者は 5 年の実務経験を有することを条件にしている。但し、学士課程ないし専科課程で学んだ専攻の内容により入学制限を行うことはしていない。2007 年の合格者のなかにはすでに他分野の博士号を取得している者が含まれていた。修士号をもって MBA の資格をさらに取る者は少なくないが、博士号取得者で MBA 取得のために学ぼうとする者がいたことは話題になった。入試は中国教育部の定める要件を満たすようになっている。試験科目は高等数学、国語、論理、英語の筆記試験に加えて、面接試験が実施される。応募者の中にはシンガポール人以外に、マレーシア人、インドネシア人、香港住民、さらに中国で大学等を卒業してシンガポールに渡り、就職して永久居住証を取得した者などが含まれる。

教授用語は中国語であり、教材も一部は英語のものが使われるが、英語文献の翻訳も含めて中国語のものが多。MBA コースでは英語が強調されるのが一般的であるが、本プログラムの場合、教育において中国語の占める比率がきわめて高いのが特徴である。アメリカ型の教育や英語による教育が世界の MBA 教育を席卷している状況の中で、中国語による教育を前面に打ち出したものと言いうる。

担当教員のうち 6 人は南大の教員であるが、彼らのうちの半数は中国大陸の出身であり、その後欧米など諸外国に留学した経歴を持つ者がほとんどである。

交大の教員はいずれも 2 週間だけシンガポールを訪れ、集中講義で各科目を学生に履修させるようになっている。授業は平日の夜（7 時~10 時）および週末の土曜日の午後と夜、日曜日の終日という時間帯に実施される。各コースが終了し、翌日には次の科目が始まるという日に試験が実施され、当該科目の合否が決まるといようになっている。

本プログラムの創設経緯に関わって、中国国内では1991年からMBA教育が始まった。本プログラムは交大安泰管理学院が直接管理しており、中国とシンガポール双方からなる理事会は設けられていない。シンガポールは経済発展区計画が実施され、同区内に世界のトップ10大学を招致し、経済発展に資する教育を実施することを始めた。その時に交大は中国で唯一、アジアでも唯一の大学として、10校の中に含まれていた。この経済発展区においては特別な制限なしに教育が実施できるのが特徴であり、本プログラムもその例外ではなく、シンガポール教育省の指導・監督を受けることもない。それを象徴する事柄として卒業証書は交大から発行されるものであり、押される公印も交大のものだけである。反対に上海の南大EMBAプログラムの場合は南大の卒業証書である。

本プログラムに要する施設・設備はすべて南大から提供されたものであり、とくに借入費などを支払う必要はない。教員に対する報酬は交大が支給している。逆に南大の上海EMBAプログラムのために交大は施設などを提供しており、相互扶助により、経費が相殺されるのである。しかし、本プログラムの日常的な経理や財務は南大の経理部門が担当しており、支出した経費は南洋大学の会計帳簿の番号の下に管理される。

交大が本プログラムのようなものをシンガポールにもつ意義として、華語（中国語）の分かる人材を育てることであり、シンガポールに交大の窓口をもつことである。2年間の学費1万8000シンガポールドル（約140万円）はかなり安く抑えたものであり、経営的に旨味のある話ではないという。

資料：上海交通大学シンガポールMBA学生募集要項

2002年10月、中国で最初の海外大学院—上海交通大学シンガポール大学院が南洋理工大学キャンパス内に設置され、駐シンガポール特命全権大使の張九桓氏、もとのシンガポール教育省兼貿易工業省の高級政務官で現在の教育大臣であるターマン（Tharman Shanmugaratnam）氏、中国国務院の学位委員会事務室主任の周其鳳院士と上海交通大学の謝繩武学長、南洋理工大学の前学長の詹道存博士など百名余りの有名人、政府官僚と各界代表が出席して、開院式典が行われた。同時に、ターマン大臣は上海交通大学が「世界レベルの大学のシンガポール招致計画」の下の第9番目の大学であると宣言した。

上海交通大学シンガポール大学院はシンガポール南洋理工大学キャンパス内に設けられ、南洋理工大学の一流の教師と教育施設、教育環境の助けを借りて、両大学の長所を結びつけて協力し、ともに英才を育成するのである。経済が日増しにグローバル化するにつれて、中国、シンガポールないし世界の各国の経済発展はいずれも大量の国際的視野と、近代的な管理経験を持った管理のプロフェッショナルを必要としている。上海交通大学と南洋理工大学の協力はこのような情勢のニーズに適応するものであり、知識経済と経済のグローバル化の管理に対応しうるマネジメントの専門人材を養成するのである。

上海交通大学シンガポール大学院が開設するMBA教育プロジェクトは、上海交通大学

安泰管理学院と南洋理工大学商業学院の協力により、シンガポールで学生を募集し、上海交通大学の MBA 学位を授与する国際協力による大学運営プロジェクトであり、もっぱらシンガポールでの勤務経験を有する企業の管理者のためにデザインされたものである。その教育目的は世界的な視野と国際競争力を備えた管理エリートの養成であり、中国への進出を希望している人々が中国を理解し、中国市場のしきたりを把握し、中国市場をコントロールする近道を提供することである。

学生は MBA 段階の学習を通して、次第に中国語に精通し、中国の国情と投資環境を熟知し、近代的な管理とビジネス運営の方式に造詣の深いビジネス界の人材となるのである。2005 年 12 月 2 日、ヨーロッパ品質発展基金会 (EFMD) 会員資格審査委員会の厳格な審査を経て、上海交通大学安泰管理学院は正式に「非ヨーロッパ」の会員資格を獲得し、EFMD (European Foundation for Management Development) の正式の会員のひとつとなった。EFMD はビジネス開発学界の最大の国際組織である。この組織は 500 社余りの機関会員を擁し、12000 名余りの学术界、ビジネス界、公共サービス業およびコンサルタント業界などさまざまな領域の個人会員は全世界の 65 の国をカバーしている。

1993 年から今日まで、400 名近くのシンガポール MBA 大学院生がすでに上海交通大学の学位を獲得した。学生たちはさまざまな国、例えばシンガポール、マレーシア、インドネシア、カナダ、中国大陸、台湾、香港などの国家・地区の出身であり、さまざまな業界、つまり政府部門、金融、保険、医薬、製造、貿易、不動産、旅行、教育などに分布しており、一部の卒業生はすでに政府部門、上場企業でハイレベルの指導的職務を担当しており、一部の学生は中国での投資あるいは貿易上の行き来を行っており、さらに自分で会社を興した学生もいる。さまざまな国家、業界、多元化した学生のバックグラウンドが、クラスメート間の交流と学習のために一つの良好な舞台を作り上げ、互いに補いあって優位を発揮し、人間関係を強化する。

一、学生募集の条件

1. 大学の学士あるいはそれ以上の学歴を有し、卒業後で 3 年あるいは 3 年以上の勤務経験 (2004 年前に大学の学士課程を卒業した者) を有する者
2. 専門学校あるいはそれ以上の学歴を有し、卒業後で 5 年あるいは 5 年以上の勤務経験 (2002 年前に大学程度の専門学校の終わる業者) を有する者
3. 大学院卒業で 2 年あるいは 2 年以上の勤務経験 (2005 年前に大学院卒業生) を持つ者

二、開学時期

入学試験：2007 年 6 月 17 日 (筆記試験)、2007 年 6 月 18 日 (面接試験)

開学時期・授業実施場所：2007 年 9 月南洋理工大学

三、試験と合格

入学試験：筆記試験 (合計 2 科目) と面接試験を組み合わせる方法を採用して、上海交通大学が出題する。

筆記試験：1、英語、2、数学、国語、論理

合否決定：出願者の筆記試験と面接試験の結果と正式の申請表に列挙された問題と論文の書面の回答の状況を結びつけて合格者を決め、あわせて出願者の学習能力、職業の業績、指導力と個人潜在的資質を勘案して、優秀者を採用する。

四、授業方式

教室での講義、ケース分析、管理実践、状況シミュレーション、プロジェクト作業などの多様な教授方式で授業を行い、ケース・メソッドを突出させる。

五、授業担当教師

上海交通大学安泰管理学院と南洋理工大学南洋商学院の熟練教授、著名学者が授業を担当する。教師は学術の造詣だけではないのが深く、その上豊富な企業の管理人員を持って育成訓練して管理と経験を問合せする。

六、カリキュラム

表 2・1. 上海交通大学シンガポール MBA プログラムの開設科目

科目の種類	科目の名称	授業時間(時限)	履修単位
学位	組織行動学	36	2.0
学位	データ・モデル・意思決定	54	3.0
学位	<u>管理経済学</u>	54	3.0
学位	<u>財務会計</u>	54	3.0
学位	<u>企業財務</u>	54	3.0
学位	マーケティング管理	54	3.0
学位	経営管理	54	3.0
学位	情報技術	54	3.0
学位	戦略管理	54	3.0
非学位	人的資源管理	36	2.0
非学位	電子商取引	36	2.0
非学位	管理倫理	36	2.0
非学位	多国籍企業の財務	36	2.0
非学位	<u>革新とベンチャービジネスの開拓</u>	36	2.0
非学位	<u>産業政策とシンガポールの管理経験</u>	36	2.0
非学位	<u>国際ビジネス</u>	36	2.0
非学位	証券投資分析	36	2.0
非学位	中国マクロ経済分析	36	2.0
非学位	中国の法律環境と制度	36	2.0

注：下線を引いた 6 科目は南洋理工大学の教授が担当する。

コースは学位取得のための課程と非学位課程とに分かれ、総履修単位は45単位である。カリキュラムは上海交通大学と南洋理工大学の比較優位な科目を組み合わせ、ビジネスアドミニストレーションの各側面をカバーするものであり、特に理論と実践との連携および国際的競争環境に直面することを強調している。3分の2の科目は上海交通大学安泰管理学院の教授が担当し、3分の1の科目は南洋理工大学南洋商学院の教授が担当する。授業は東南アジア理工大学キャンパスで実施される。

七、授業料の基準

シンガポールドル18,000ドル(教材とプリント代を含んでいる)、3回に分けて支払う。

第1回の支払い時期は第1学期の登録前1週間以内で、金額は総額の2/5。

第2回の支払い時期は第3学期の登録前1週間以内で、金額は総額の2/5。

第3回の支払い時期は第5学期の登録前1週間以内で、金額は総額の1/5。

以上の費用には政府の消費税(5%)は含まれていない。

課程が終了した後、学生は上海交通大学に赴き学位論文の答弁に参加しなければならない。これに必要な交通費と食事と宿泊費は自弁となる。

八、終業年限と学位

職場を離れないで在職したまま学習する場合には、終業年限は2年半、毎月1科目を履修する。学生の在学期間は最長でも3年半を超えてはならない。学生は定められた学習期限内に授業計画に定めた科目と単位を履修し、各科目の成績が合格で、かつ平均の成績が2.0以上であり、MBA学位の論文を完成した者は、学位論文の口頭試問を申請することができる。口頭試問に合格した後、上海交通大学の学位評定委員会を通じて上海交通大学が発行するMBA学位の証明書と卒業証書を獲得することができる。

九、授業時間

3単位の科目(54時限):39時間(試験時間は含まれない)

土曜日、日曜日、火曜日から木曜日、土曜日、日曜日、火曜日から水曜日まで2単位の科目(36時限):27時間(試験時間は含まれない)

土曜日、日曜日、水曜日、土曜日、日曜日

土曜日:3:00pm~10:00pm;日曜日:9:30am~4:30pm;週日:7:00pm~10:00pm

1か月で1科目を完成し、その試験は次の科目の講義が始まる前日に行う。通常は金曜日の夜である。

十、出願の必須事項

出願者も大学のウェブサイト上で関連の情報を理解することができる:

<http://www.nbs.ntu.edu.sg/programmes>; <http://www.gschoool.sjtu.edu.cn>; <http://www.acemsjtu.com>

出願者は出願期限内に完全な出願資料と出願料を提出する。

すべての出願資料が上海交通大学の審査を通った後に、はじめて入学試験に参加することができる。

出願対象：学生募集条件者に合致する者

出願期日：2007年6月2日まで

復習期間：2007年6月2日に始まる

(具体的なスケジュールは時間割を参照のこと)。

復習科目：数学、論理。

出願者は以下の資料を提出しなければならない

1. 本人の身分証あるいはシンガポールでの就労証明、旅券のオリジナルとコピー
2. 大学の学士課程あるいは専科課程あるいは大学院生の卒業証書あるいは学位証明書のオリジナルおよびコピー
3. 大学の成績証明書のオリジナルとコピー
4. 2枚の写真、写真は出願票と受験票に用いる
5. 完全に記入した出願票(ネット上からダウンロードするか、あるいは直接シンガポール MBA 事務室に請求する)
6. 以下の費用は5%の消費税を含む(返却されない)
 - a. 出願料:シンガポールドル 157.5 ドル
 - b. 試験前補習は(指導資料を含む) :シンガポールドル 210 ドル

申込受付場所：上海交通大学シンガポール大学院 MBA 事務室(南洋理工大学キャンパス)
Nanyang Business School, Nanyang Technological University
S4-B3-08 Nanyang Avenue, Singapore 639798

(2) 北京語言文化大学の事例

外国人留学生への中国語教育に長年従事してきた北京語言文化大学(以下、北語)も海外展開に積極的である。北語は外国人学生に中国語を教えるとともに、中国人学生に外国語(人文科学、コンピュータなどを含む)の知識を授けることを特色とする大学であるが、中国語の普及のほうが主要な機能と考えられてきた。中国国内での中国語学習のニーズに応える一方、海外での中国語の普及を行うのである。北語はシンガポールで生涯教育を実施してきた民間教育産業の邁進機構(MINDSETS)と協力して、1999年5月に中国語言文化専攻の学位取得クラスを開設した。第1期生44人の最年少者は30数歳、最高年齢者は定年退職者であった²。第2期の中国語・文化専攻の学士課程のクラスは2000年9月に学校が始まったが、学生33人(その中の3人がマレーシア人)はそれぞれ政府機構、教育、商業、金融、ニュース、出版、司法などの部門に在職していた。第1期生は2002

² 北語中国語言文化専攻新加坡班举行畢業典礼」『人民日報海外版』2002年6月3日あるいは<http://news.blcu.edu.cn/detail.asp?id=1034>

年5月に順調に卒業し、第3期、第4期の在籍者数は合計82人であった³。2006年2月には30数人の出願者から選抜された第6期生25人が入学許可されている⁴。教員は全員が北語から派遣され、20科目の授業を集中講義形式で担当するが、卒業時の論文の口頭試問は北京語言大学の本校で実施される。

北語はタイにも拠点を設けている⁵。2002年7月に私立アサンプション大学の中等専門部である商業学院 (College of Commerce) と提携して開設された言語・文化専攻を置く北語バンコク校である。同校の開設に当たっては、タイ側の積極的な働きかけがあったという⁶。すなわち、タイを含む東南アジア諸国には多くの華僑・華人が暮らしており、彼らの漢語学習に対する需要は小さくない。タイの場合には少なからぬ大臣が華人系であり、また財界・ビジネスの世界でも華人が活躍していて、彼らは中国文化を維持している。華人の中には中等専門教育、とくにアサンプション商業学校で職業教育を受け、財界・政界の指導者となっている者が少なくない。こうした状況の下で、漢語および中国文化の学習に対する希望があり、タイ側が積極的に中国との接触を図ってきたのである。2000年に財界のリーダーがタイの駐華大使とともに中国の各大学を訪問した。その一人がアサンプション大学のサンナンアルパーユ理事長であった。この訪中団は北京大学および北京語言大学を訪問し、漢語学習への支援や提携の可能性を探った。その際、北京大学での対応はそれほど積極的なものでなかった。他方、北京語言大学は当時の曲徳林学長が自ら接待し、彼らの希望に真摯に対応した。この両大学での対応を受けて、アサンプション大学はカウンターパートして北京語言大学のほうが良いと判断したようであり、その後、具体的に協力の要請があった。

教員は全員北京から派遣される7人の専任である。在籍者数は、2002年60人、2003年85人、2004年150人、2005年200人であり、2006年には30人余りが卒業し、在籍生は300～400人を数えた。本科課程を卒業した者の中にはさらに大学院課程への進学を希望する者がいたことから、2006年には修士課程が開設され、25人が入学した。現在、北京語言大学バンコク分校には、①本科課程、②修士課程、③漢語教員の研修クラス、④短期漢語研修クラスの4種類のコースが開設されている。分校運営における両国の役割分担は、タイ側が学生募集、キャンパスの提供・管理全般、学生・教員の福利厚生を担当し、中国側は教材や試験の準備ほか授業実施に関わる責任を負うというものである。

³ 我校第二屆新加坡學位班學員畢業」

<http://news.blcu.edu.cn/detail.asp?id=4411>

⁴ 「第六屆新加坡中國語言文化學士學位班舉行開學典禮」

<http://news.blcu.edu.cn/exchange/shownes.asp?id=141>

⁵ 情報・データは筆者が2006年8月29日に北京語言大学バンコク学院の Charnchai Leelawatanasuk (李志雄) 学院長に対して実施したインタビューに主としてよる。

⁶ 2007年3月22日に筆者が北京語言文化大学前学長の曲徳林教授に対して行ったインタビューによる。

授業料等はアサンプション大学とほぼ同額に設定されている。すなわち、学生が支払う経費は8000バーツの試験料と年間6600バーツ（4年間で27万2000バーツ）など約30万バーツであり、アサンプション大学の4年間の学費も約30万バーツである。管理運営に関しては、両国のメンバーからなる理事会と中泰双方を代表する院長2人が置かれる。理事長の洪白川氏は企業家であり、このほかにアサンプション大学の学長、商業学院院长、商業学院の卒業生（李志雄 Charnchai Leelawatanasuk 学院長自身も同学院の卒業生である）、一方の中国側は北京語言文化大学長、バンコク校の中国側校長などであり、合計9人で理事会が構成されている。理事会は3か月に1回の頻度で開かれ、当該年度の財政問題をはじめ分校運営の重要事項に関して討議が行われる。教育に関して、このバンコク分校では上述したシンガポールの海外拠点と異なり、卒論の口頭試問も北京ではなく現地で行われ、学生は卒業式に出席する時だけに北京の本校を訪れることになっている。

（3）復旦大学の事例

復旦大学の学長がシンガポールを訪問した際に協力の話し合いが行われ、2004年、中国教育部とシンガポール教育省との承認を受けて復旦新思達漢語学院が発足した。復旦新思達漢語学院は復旦大学、とくにその国際文化交流学院とシンガポールのクレスター教育グループ（Singapore Crestar Education Group、以下クレスターと略称）との共同事業であり、復旦大学によって同大学が海外に設置した「教育・学生募集の拠点」と見なされている。同学院は2004年10月に開設され、2007年までに4期の学生を受け入れている。カウンターパートであるクレスターは、シンガポール国内で教育省の承認を受け、創設以来16年間にわたって種々の教育機関やプログラムを運営する大規模な教育産業である。2003年1月の時点で、クレスターがシンガポールで運営する分校や経営を認可した学校は55校であり、その他に中国7校、マレーシア7校、インド5校など国際的な展開も行っている。中国関係では新思達漢語学院以外にも、同グループ傘下の智源教育学院が北京師範大学との間で1995年から就学前教育専攻の専科課程プログラムを共同運営し、2005からは教育学の学士課程を開設するところに昇格した。また、中国の国家漢語水平試験（HSK）実施担当機関に認定している⁷。

復旦新思達漢語学院の漢語言学学士学位取得のためのプログラムが育成しようとしているのは、中国語と英語の双方に通じた企業管理者、華語担当教員、メディア関係者、中国語一英語の翻訳・通訳といった人材である。具体的目標として、①しっかりとした漢語の能力および言語コミュニケーション、②系統的な漢語の基礎理論・知識、③基本的な中国

⁷ 2007年9月6日に筆者がシンガポールのクレスター教育グループ・プログラム担当者に対して実施したインタビューによる。

の人文学の知識、中国の国情や社会・文化、④文献検索、資料調査の基本的な方法および初歩的な科学研究能力および実践能力を備えた人材を養成することが調われている。

表 2-2. 復旦新思達漢語学院のカリキュラム

分類	科目名	単位	開設時期								備考	
			一	二	三	四	五	六	七	八		
基礎課程	高級漢語中国現代都市文化	10	10									
	応用作文	10		10								
	漢語水平試験 (HSK) 高級	4		4								
	中国概況	6			6							
	人文地理	6					6					
	英・漢翻訳	8				8						
	中国文化	8					8					
	現代漢語概論	8					8					
専門主要課程	20 世紀中国文学	8	8									
	中国文字学	6	6									
	中国哲学	6		6								
	中国伝統文献選択講読	6		6								
	中国古代史	6			6							
	中国古代文学	10			10							
	中国近現代史	6				6						
	専門選択科目(7科目中3科目)	24					8	8	8			
	卒業論文	12									12	
卒業必修単位数	144	24	26	22	14	30	8	8	12			
選択科目：中国対外経済・貿易、経済・貿易漢語、ニュース編集、対外漢語教育概論、翻訳理論および実践、応用言語学、涉外経済法												

開設科目および履修単位数は表 2-2 に掲げるとおりであり、このプログラムはツイニング方式や学歴・資格の一部をシンガポールでの学習で満たすものではなく、4 年間の一貫した課程をすべてシンガポールで履修し、復旦大学が授与する学士の資格をとるものである。2004 年 10 月に復旦新思達漢語学院を開設し、2005 年から学生募集を始め、每期 10 数名ずつ入学する学生は在職社会人であり、毎日夜間に 3 時間ずつ、週末には 8 時間の授業が集中講義で行われる。学生は 3 年半で 18 科目のコースワークを修了した後に卒業

論文の作成を行い、最終段階で上海に赴き復旦大学での卒論の口頭試問を受けることになっている。すべての科目は1～2週間の期間中に、復旦大学の教授陣による集中講義の方式で行われる。この集中講義の期間中は、月曜日から金曜日まで夜7時～10時までの3時間、土曜日の午後2時～10時、日曜日の午前9時30分～午後5時30分までの授業が行われる。1科目の集中講義が終わると、次の科目の授業が始まる直前に試験が行われ、当該科目の合否が決まる。試験は特別の扱いがされない場合にはすべて中国語で行われ、復旦大学の授業担当教員ないし復旦大学が指定した有資格の監督者の下で実施される。

2005年から学生募集を始めたので、2008年に第一期生が卒業する。学生のほとんどは企業に勤める社会人であり、每期10数名ずつ入学させている。レベルを維持するために、かなり厳格な基準で入学させている。学生のほとんどが在職者であるため、中国へ長期で来ることは困難であることを考慮に入れて、新しい方式として、10数科目の必修科目については復旦大学から教師をシンガポールに派遣して教えることにした。派遣する教師は毎年4～5人である。集中講義の形式で1単位を取得するには、約20日かかる。その後、学生に約1か月の復習の時間を与えて試験を行う。試験は復旦大学の授業担当教員が出題し、シンガポールでクレスター教育グループに委託して実施される。

シンガポールの学生は、日本人や韓国人の留学生と違ってもともと漢語のレベルが高いため、後者のように、1～2年次には中国語の学習を集中的に行い、3年次になって中国歴史、中国文化、中国哲学などを学ぶということではなく、中国人の学士課程の学生が学ぶのと同じようなペースで、低学年から漢語そのものの以外の授業が行われる。この事業の開始当初、復旦大学から派遣された呉副院長はシンガポールの学生のレベルが分からず、中国の高校生くらいのレベルを想定して、例えば高級漢語の授業を行うのに比較的易しい授業を行ったが、それが不適切であることが判明し、以後は教材内容を調整し高いレベルの内容にしている。そもそもこうした事業を始めたのは、中国側がシンガポールを訪れた際に、シンガポールに漢語学習のニーズがあることが分かったため、復旦大学のほうが比較的積極的に働きかけて、開設が決まった。しかし、その後の1年間は教育の内容やレベルの評価ではなく、中国とシンガポールとの外交手続きの関係上、実際の設置までには1年を要した。学費はシンガポールの同類の教育機関の中では最高額である。これは復旦大学のネームバリューによるものである⁸。

願うのはシンガポールで中等教育終了資格試験(GCE)のAレベルにおいて大学進学資格を有する者であり、シンガポール国民であることが条件である。出願者は出願の申請書の他に、学歴証明書および成績証明書、過去2年以内に受験したHSK試験6級の資格証書、出願料として100シンガポールドルを提出する。出願者は復旦大学が実施する入学試験によって選抜される。

⁸ 2007年9月21日に筆者が復旦大学国際文化交流学院の呉中偉副院長に対して行ったインタビューによる。

学生募集のパンフレットに記載された16人の教授陣のうち12人は復旦大学の国際文化交流学院の専任教員と明記され、残り4人も復旦大学卒業の副教授、博士である。このような教育を受けるための学費は4年間で2万4000ドル（約190万円）である。学費の支払いは、1年次の授業開始前に一括納入の場合には5%の割引措置がとられ、毎学期開始前に8回に分けて3000ドルずつ納入することもできる。この学費には試験、論文指導、卒論の口頭試問、講義資料などの経費が含まれている。

卒業時には復旦大学国際文化交流学院長名（復旦大学長ではない）とその公印の入った卒業証書が与えられるとともに、クレスターの同プログラム責任者名の入った卒業証書も授与される。

カリキュラム、教材、教授法など教務に関する事項は復旦が決定する。クレスターが担うのは、シンガポールでの宣伝、学生募集、日常の教育活動を円滑に行う責任である。院長は復旦大学国際文化交流学院の院長である。学費収入の用途については協定があり、①宣伝・学生募集、施設設備の整備、②復旦の教員の派遣費用と報酬、③復旦による教育内容の管理費などに使われる。復旦大学からの派遣教員に関わる人件費がかなり大きな比率を占める。教員に対する報酬は上海よりも高い⁹。

クレスターにとって、復旦新思達漢語学院を運営することの利点は、教育がらみの企業であり、幼児教育から発展してきた企業であるため、全体としての経営内容の充実、拡大に有利であるという考えからである。復旦大学がなぜ国立シンガポール大学など大学との共同事業を行わなかったかについては、当初、大学レベルでの共同は難しかったためである。復旦大学にとっての有利な点は、学生数の拡大であり、国際的な交流事業の拡大の一貫である。

復旦新思達漢語学院の卒業証書は復旦大学の学長名で発行されるものであり、復旦大学の一般学生、留学生などと区別はない。漢語語言専攻の卒業ということなる。ただ、毎期の学生が10数名と少なく、学費収入は多く望めない。学生の募集に対して、復旦大学はクレスターの活動に必ず満足していないようである。一つの構想として、復旦大学から中国教育部に提出した報告の中で、中国からシンガポールに渡った中国人にも復旦新思達漢語学院の門戸を開く可能性に言及した¹⁰。中国国内で大学に進学できない者がシンガポールに渡って復旦新思達漢語学院に入学して大卒の資格をとるといったことが起こらないように、構想としてはシンガポールに5年以上居住している者である。南米などではすでに起こっているが、中国人は他国に居住する場合に中国国籍を捨てるのを望まない場合がある。当該国の永久居住証を取得した者、あるいは特にその子女が教育を受ける機関として

⁹ 2005年10月31日および2007年9月21日に復旦大学国際文化交流学院の呉中偉副院長に対して筆者が行ったインタビューによる。

¹⁰ 2007年9月21日に筆者が復旦大学国際文化交流学院の呉中偉副院長に対して行ったインタビューによる。

復旦新思達漢語学院が受け入れることである。シンガポールはとくに学歴を重視する国柄であり、大学卒の資格を持たない者には復旦新思達漢語学院のような機関が受け入れてくれることは有り難いのである。

復旦大学国際文化交流学院は日本にも拠点を持っている。「国際文化交流学院広島校舎」として宣伝されてきた同機関の履修期間は5年間である。第一期生は2005年に受け入れられた。AIC（鷗州教育グループ）と復旦大学国際文化交流学院との協定により開設された同機関の当初の構想は、4か月の中国語の集中学習の後にHSK（＝漢語水平考試、中国語能力検定試験）の3級試験を受け、合格した者（約半数）が上海の復旦大学へ留学し、上海で2年半学んだ後、さらに1年半を広島で学び（この期間はオークランド市にあるAIC ニュージーランド校で学ぶという選択肢の構想もある）、全ての科目を履修した後、上海で復旦大学が発行する卒業証書ならびに中国教育部による学士号を授与されることになるというものであった¹¹。

同機関からは2005年に31人が復旦大学に留学した。2006年には約20人、2007年は10数人が復旦大学に編入された。但し、広島で受け入れられた学生はそのまま「復旦大学の正規の本科生として入学許可したもの¹²」ではなく、あくまで中国語能力が一定レベルに達して初めて編入されるのである。また、機関についての日中双方の位置づけには微妙な相違が見られる。復旦大学の分校であるかのようなイメージにつながる「広島校」といった呼称の使用については、復旦大学側は認めていないという。さらに、現在の問題は、復旦大学に来た学生は残りの1年を広島で学んで卒業するという当初の構想が崩れてきていることである。もともと日本で卒業したほうが就職などに有利ということであったが、上海で卒業した方が就職の機会も多いことが知られるようになり、復旦大学に来た学生は日本に帰国したがる。また最初の半年の広島での中国語学習も取りやめになり、最初から復旦大学で学ぶという方式に変わってきた。しかし、広島での学生募集は引き続き行われている。復旦大学側では、現在学生の意見を聞きつつ、今後の運営方式を検討しているところである。復旦大学の学生を送り込んでいる日本の機関としては、この他に、ISI国際学院がある。同学院は従来10数人、多い場合には30人くらいの学生を復旦大学へ送ってきていたが、2006年には50人、2007年には100人近くの学生を送っている。この機関は中英両語のバイリンガル教育を売り物にしており、学生は3年次に選択し、引き続き第4年次に復旦大学で学ぶことも可能であり、協定のあるアメリカの大学に1年留学して英語も学び、その後上海に戻って卒業する¹³。復旦大学にとっては、日本の上記2機関

¹¹ 2006年10月5日に復旦大学広島校舎のマネージャー・松元誠治氏に対して筆者が行ったインタビューおよび同機関のホームページ情報による。

¹² 同上。

¹³ ISI国際学院ホームページ ISI国際学院ホームページ
http://www.isi-kokusai.co.jp/data/b05_04.html

がどれほど学生を募集し、復旦大学に送ってくるかは余り問題ではないという。学生の定員は決まっていることであり、入学基準に見合っている者は入学させるし、成績がよくない者はとらなければよいという考えである¹⁴。日本側の機関は中国の名門大学である復旦大学との関係を学生獲得のセールスポイントとしているのであり、復旦大学側は両機関を日本人留学生の斡旋機関と見なしているように思われる。

2. 国家戦略としての孔子学院

「ある国の言語に対するニーズが世界的となり、しかもそのニーズが増大するという、こうした現象自体が当該国の地位、総合的国力、世界でのイメージを体現しており、もっと重要なのは、それが同国の未来に対する世界の予測を体現していることだ。¹⁵」

これは教育部の章新勝副部長が2005年に世界の大学生による中国語コンテストである「漢語橋」の第4回大会の席上で語った言葉である。章副部長は対外中国語教育を指導するグループ（原語は「国家対外漢語教学領導小組」）の常務副組長を兼務している。同組織は対外的な中国語教育の普及活動を重視した中国政府が、1987年に教育部長を長として設置し、財政部、華僑関係事務室、外交部、国家発展・改革委員会、商務部、文化部、国家放送映画テレビ総局、新聞出版総署、報道辦公室、国家言語・文字工作委員会の國務院11部門の副部長・副主任から構成される。この指導グループの下で実務に当たる組織が「国家対外漢語教学領導小組辦公室」（略称は「漢辦」）である。但し、1989年の天安門事件に象徴されるように、当時の中国は未だ政情不安定で、活動はすぐには盛り上がらなかった。

（1）孔子学院第一号の誕生に至る経緯

中国語を世界的に普及させ、その通用度を増すために、中国が数年後に構想したのは、海外での中国語教育の拠点作りであった。第一候補地として選ばれたのは韓国である。1992年の中韓両国の国交樹立以後、韓国では中国語学習ブームが起こった。中国に留学する韓国人学生の数は2006年現在5万4,000人を数え、中国で学ぶ外国人留学生総数の38%を占め、6年連続して国別首位の座にある¹⁶。当初、海外展開策の第一案として考えられたのは中国の単独投資により中国語教育機関を運営する方式であった。2002年、駐韓国中

¹⁴ 2007年9月21日に復旦大学国際文化交流学院において吳中偉副院長に対して筆者が行ったインタビューによる。

¹⁵ 「以孔子の名義—韓城孔子学院成立始末」

<http://www.eoe.or.kr/hanyujiaoxue/kongzixueyuan.htm>

¹⁶ 「韓国留学生在華人数達五万四千居各国留学生首位」

<http://www.chinanews.com.cn/edu/news/2006/11-21/824019.shtml>

国大使館教育処はソウルの権威ある市場調査機関などに委託し、中国語学習需要に関する大規模な市場調査を行った。ドイツのゲーテ・インスティテュート、スペインのセルバンテス学院など欧米各国による当該国言語・文化普及のための海外機関を範として単独で「中国語センター」を創設する実行可能性を探るためである。ちなみに、各国の代表的人物の名前を冠する方式に倣って「孔子学院」に落ち着いたのは2004年である。

市場調査を含む精査の結果、第一案は否定された。中国語普及計画は始まったばかりで、資金は非常に限られ、国庫からの貴重な資金を、韓国のような高い消費水準の国に単独投資して中国語普及機関を創設するのは無謀であり、効果が上がらなければ、それ以後の展開にマイナス効果をもたらすというのが理由である。中国はまだ慎重であった。代替案は、中国語学科を擁する大学や民間の外国語教育機関とのタイアップ方式である。2002年下半期、中国大使館教育処は再び漢掛の委託を受けて、韓国で有名な大学や民間の教育機関と積極的に接触を始めた。最終的にカウンターパートとなったのは、国交樹立後、韓国の中国語教育に熱心な大学教授などが結成した「韓国現代中国研究会」を前身とし、「中国語能力検定試験(HSK)」の受け皿となる社団法人であった「韓中文化協力研究院」であった。かくして、2004年11月、後述するように、ソウルに第一号の孔子学院が設置された。

(2) 中国語普及拡大プロジェクトと急増する孔子学院

この2004年に、中国政府は中国語の普及拡大プロジェクト「漢語橋工程」を承認し、孔子学院の世界展開の他、中国語能力検定試験の実施拡大、海外への中国語図書館・書籍の供与拡大、中国語コンテスト「漢語橋」の影響力拡大など8項目の措置を打ち出した。その一つは、米国で高校生が大学での履修単位の繰り上げ取得するプログラム(Advanced Placement Program)の科目に中国語が加えられたことへの積極的関与も含まれる¹⁷。

上述したようにソウルに最初の孔子学院が設置されて以降、世界各地に次々と開設された孔子学院の機関数および所在国・地域の状況を、折々の各種ソースの中で公表された数字をもとに再現すると次のようになる。2005年9月の時点で中国教育部は2010年までに全世界に100か所の孔子学院を創設すると宣言していたが、9月14日には26に増えたことが公表され¹⁸、翌2005年中に40か所まで増加したと報道されていた¹⁹。その後、2006年以後の増え方はまさに驚異的である。3月時点で54(30か国・地域、以下括弧内は所在国数)²⁰、同年6月に75(35)²¹、同年7月に80(36)²²、同年9月に120²³である。

¹⁷ 「人民網日本語版」2005年6月16日

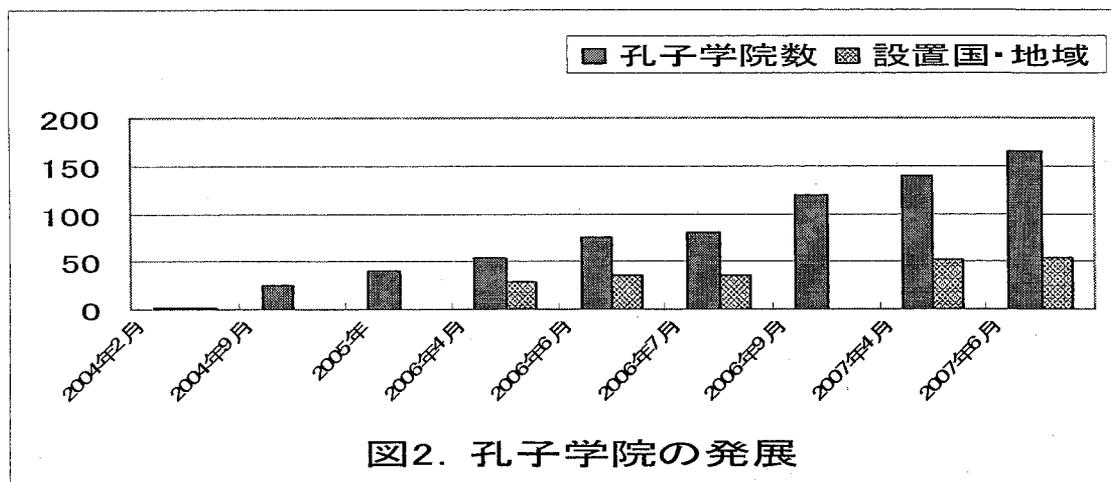
http://www.people.ne.jp/2005/06/16/jp20050616_50981.html

¹⁸ <http://news.sohu.com/20050927/n227067744.shtml>

¹⁹ <http://www.ciweekly.com/article/2006/0515/A20060515530910.shtml>

²⁰ http://news.xinhuanet.com/newscenter/2006-05/15/content_4549480.htm

最新の統計として、2007年6月1日現在、孔子学校、孔子教室を含めて孔子学院は54か国・地域の156か所但し、正式に運営されているのは72か所であり、残りは教室、教師の招聘、備品の買い入れなどの準備段階)を数える。その内訳はアジア52、アフリカ11、ヨーロッパ55、アメリカ34、オセアニア4である²⁴。孔子学校とは、ロシアのサンクトペテルブルグ市内に同市の定住華僑によって創られた5歳から55歳までの生徒約百名に中国語や書道、中国画、太極拳などを教えるものがその例である。また、孔子教室とは、例えば、胡錦濤主席がケニア訪問中の参観機関の1つに加えられたアフリカで第一号孔子学院として2005年12月に創設されたナイロビ大学孔子学院が中国国際放送局と共同運営するラジオ放送によるナイロビ孔子教室がその例である。この他、設立申請をした43個の国家・地区の200余りの機関がある。一方、これら世界各国の孔子学院の開設・運営に教師派遣などの面で協力する中国側のカウンターパートは国内の61大学・機関(当初の17大学から増加)である。



注：各種情報より筆者作成

(3) 孔子学院の事例1：ソウル孔子学院²⁵

韓国のみならず世界で最初の孔子学院である本学院は2004年11月に創設された。本学院の創設に当たり、中国側のカウンターパートは大学ではなく、国家対外漢語教学領導小

²¹ http://news.xinhuanet.com/overseas/2006-06/29/content_4764290.htm

²² http://www.jyb.com.cn/xwzx/gjjy/hzjl/t20060706_23621.htm

²³ http://www.jyb.com.cn/xwzx/gjjy/hzjl/t20060921_38659.htm

²⁴「中国已在全球啓動156所孔子学院 年底将達200所」

<http://www.hanyuwang.cn/?o=article-show&artsid=696>

²⁵ 2006年12月27日および2007年8月22日に筆者がソウル孔子学院の洪淳孝(院長)氏に対して行ったインタビューによる。

組辦公室（以下、「漢辦」と略記）自体であった。漢辦の主任が孔子学院の創設を提起したが、当時は孔子学院が如何なるものか分からなかった。中国側の説明で、ドイツのゲーテ・インスティテュートと同様なものであるということから、その性質を理解することができた。中国からの提案に対応したのは、韓国の永世大学、高麗大学、韓国外国語大学、国立ソウル大学など有名な大学の中文系の教授からなる財団・韓中文化協力研究院に置かれた韓国の漢語水平考試（HSK）の試験事務局の責任者であった。

孔子学院の理事会は韓国人3人、中国人2人（駐韓国中国大使館教育参事官、漢辦孔子学院処処長）からなる。理事会は1年に2回開催するが、漢辦の処長はそのたびに来韓は難しいので、大使館教育参事官が代表する形がとられている。

創設時、韓国側は施設（校舎）を提供し、中国側はコンピュータなどの設備を提供した。条件として、事業の展開が妥当なものであれば10万ドルを支出するが、不適切であれば5万ドルということであったが、結果的に10万ドルが提供された。第2年目に入ると中国の漢辦内の機構改革があり、政策も変更されるなどで多少混乱した。また、元来の世界中に100か所の孔子学院を設置するというものが500か所に変更された。経費補助は3年目にも同額の10万ドルが提供されている。

初年度、漢掛との協力で始まった孔子学院であるが、教員については、4人の中国人スタッフが北京語言文化大学から派遣されて来韓した。このうちの1人は管理事務担当者であり、教員は3人であった。彼らの給与は中国側の負担であった。2年目になると、今度は北京師範大学から2人の教員が派遣されてきた。一方、韓国側は4人の常勤の教員を準備した。2005年9月に実際に授業が開始された。3年目に当たる2007年には北京師範大学の2人の教員を招聴し、9月に開講することになった。第一期の受講生は29人、第二期は7人、第三期（2007年1月末に開講）は15人であり、2007年9月開講の第四期に向けて学生を募集している。

本学院の第一期、第二期の受講生は主として中国語を教える者であり、韓国の大学で中国語を学んだ者、中国に留学したことのある者など既に中国語の基礎の有る者であり、彼らに中国語教育に必要な訓練を行うことを目的としていた。本学院での課程を修了した後、北京語言文化大学に1か月留学し、漢辦が発行する中国語教師資格証書を取得することを目指した。実際の合格率は98%であった。

広告の方法として、『朝鮮日報』『光州日報』に毎日掲載した。また、インターネット上でも宣伝している。

第一期受講生には中国人が多かった。彼らは中国人で韓国にやって来て中国語教師となることを希望している者であり、教授法、韓国人への教育の方法などが教えられた。第二期受講生からは韓国人が多くなった。

非営利を謳っているため、授業料を徴収することはできないが、会費（入会費）として自主的に支払うことになっている。韓国人、中国人で額が異なることもあり、公開してい

ないという。洪院長は無給ボランティアの形で働いている。本来忠南大学教授である洪院長は、その給与があるのであるから、孔子学院の活動は無給で構わないとのことであった。会計報告は孔子学院本部に対して行われる。

教材は学院で開発したものもあるし、中国から派遣される教員が持ってきたもの（2007年は北京師範大学出版のもの）、韓国人教員は独自に選んだものなど、多様であり、受講生の特徴に合わせて選択されている。

洪院長の考えは、孔子学院を創ることが中国語を教える韓国人教員にとってはより良い教授法、教材などを検討する上で利益があるというものである。韓国大学の中文系と孔子学院との利害の衝突もあるかもしれないが、双方の目的は同一ではない。ソウル孔子学院のパンフレットには、事業内容の一つとして「北京師範大学の学士、修士、博士課程を協力して運営（北京師範大学のカリキュラム、教授法で運営）」と記されているが、実態は北京師範大学への留学希望者の韓国内での募集を手助けすることにとどまっており、その人数も多くない。但し、将来もし学生が増えるようになれば、共同運営のコースを開設したいという希望があるという。

なお、韓国で孔子学院を開設することに着手したり、設置を予定したりしているところは、東亜大学、東義（以上、釜山）、湖南大学（光州）、忠北大学（国立・清州）、忠南大学（大田）、友松大学、啓明大学、順天卿大学（予定）、大仏大学（予定）の各大学があり、中国語人気を反映して、増加の一途をたどっている。中国語人気を物語る新聞報道によれば、ほぼ2人に1人が大学に進学する韓国では、2003年、韓国外国語大学中国語学部の入試倍率は46倍で、その競争の激しさは、すべての学部の中でトップであった。ある統計によると、2004年までに、韓国では、中国語の授業が120の四年制大学、40以上の三年制大学、270以上の高校で開設されているという²⁶。

次にソウル孔子学院での具体的な教育活動の中身を見るために、その1、2のコースの内容を取り上げる。中国語教師養成クラスおよび小学生を対象とする中国語教育担当教員の養成課程がその例である。これらが代表的コースであるが、授業は週末（土曜日の午前・午後）、月曜クラス、水曜クラス（1日3時限、1週間に2日）で合計60時間学習するといった方法がとられる。

中国語教師養成クラス

中国語教師養成クラスのカリキュラムは韓国国内で履修するものと中国に赴いて履修する二つの部分からなり、以下のとおりである。

韓国国内での履修科目

中国語の向上（原語は「語言提高」）

²⁶ 「ボーダレス化する中国語」『人民中国』

<http://www.peoplechina.com.cn/maindoc/html/200507/teji-3.htm>

漢語教授法

発音・文法

単語・漢字

これらの科目に加えて、北京語言文化大学への 1 か月の留学中に履修する科目として、次の各内容がある。

中国文化 1～12 (24) : 1. 概況、2. 歴史、3. 地理、4. 哲学、5. 宗教、6. 書画・彫塑、7. 音楽、8. 伝統工芸、9. 建築・庭園、10. 民情・民俗、11. 風景・名勝、12. 科学技術・教育

文化を超えるコミュニケーション (4)

現代文学 1～4 (8) 詩、散文、戯曲、小説

古代文学 1～4 (8) 詩、散文、戯曲、小説

中国国情 1～5 (10) 国土、区域、人口・民族・政治、経済、外交、教育

成人を対象とする中国語クラスは 2007 年現在中断し、児童を対象とする漢語教員養成クラスが主たる活動項目となっている。これは韓国政府が小学校で放課後に中国語を教えることを計画しており、3 年後には全ての学校で開講できるよう現在教員を養成する必要があるからである。

児童漢語教師培訓（研修）クラス教育課程

開設科目：

(1) 児童漢語教学法

① 児童漢語教育の基本原則 ② 発音 ③ 単語 ④ 文型 ⑤ 漢字 ⑥ 補充授業 ⑦ 教授法の学派 ⑧ 教室デザイン ⑨ 授業事例 ⑩ 授業実践

(2) 現代漢語基礎知識

① 現代漢語の起源理解

② 現代漢語の語音、漢字、単語、文法、修辭の基本知識

(3) 児童漢語教育入門

① 世界の関係国、地区児童の教育の現状紹介

② 児童漢語教育科目の位置、任務、特徴

(4) 児童漢語語言の発展と漢語教育

少年・児童の漢語教育の結合

児童語言発達段階および児童の概念、単語、語義の習得特徴

(5) 児童漢語教材と語言試験

① 児童漢語教材開発編纂の基本概念および関連の事例評価

② 語言試験の基本概念

(6) 中国文化知識

① 中国文化の基本概念と文脈の大まかな理解

② 中国児童の文化受容の現状理解

(4) 孔子学院の事例 2 : 韓国忠北大学孔子学院²⁷

孔子学院創設以前には生涯教育院の活動として、大学の開放講座の形式で一般社会人を対象とする中国語講座を5、6年前から毎年開催してきたが、受講者の数は多くなかった。忠北大学と中国の延辺大学が2000年に姉妹校協定を結び、その活動の一環として浮上したのが孔子学院の設置であった。忠北大はイム・ドン Chol 総長が2006年に中国を訪問し、中国教育部の高官と孔子学院設立のための協定を締結して、この孔子学院を通じて韓国民等に中国語および中国文化などを教育し、中国に対する理解を増進させることに合意した。イム学長は国文学者であり、中国文化に対しても強い関心を持っている。一方、延辺大学長は中国文学者であり、両者の関心が一致したことも孔子学院開設に大きく働いたのではないかと全院長は見ている。但し、忠北大学の教員が孔子学院に対して興味を持っていたり、好意的な見方をしたりするかと言えば、大いに疑問であるとも言われる。忠北大学では9月10日に新学期が始まるが、2006年9月28日に生涯教育院で機関名掲式を行い、運営に入った。その後12月19日の開講までに大学外での各種の学生募集を展開するとともに、中韓両国の関係者が具体的な運営方法について相談した。一方、中国教育部はこの時期に教員を派遣してきた。

孔子学院の講座は年間4期に分けて開講されている。第一期は3月～5月の10週間、第2期は6月末～8月の8週間(夏休み期間を利用)、第三期は9月～11月の10週間、第四期は12月末～2月半ばの8週間である。

コースは入門、基礎、初級、中級に分かれるが、ほとんどの受講者は中国語の知識が皆無の状態から出発している。教材として『漢語口語速成』(北京語言文化大学出版社刊)を使っているが、同教材は中国に留学する者を対象としており、必ずしも韓国人のそれほど高い要求水準をもっていない初学者には適していない。そこで目下、孔子学院で中国語教材を編纂中であり、2007年内の完成を目指してきたが、おそらく2008年度にずれ込むと予想されている。将来は中級まで学んだ後に、言葉や会話のみではなく、もっと専門的なテーマの教材(閲読用)で教えることを予定している。

延辺大学からは4人の教員が派遣されている。彼らは同大の漢語語言文化学院に所属する人々である。同学院はもともと漢語語言文化専攻と呼ばれ、少数民族のための漢語教育担当教員を養成することを主目的として1955年に開設されたものである。しかし、対

²⁷ 2007年8月23日に筆者が同学院において全淳東国際教育院長、雀享劉孔子学院長に対して行ったインタビューによる。

外的な中国語教育の需要が増えてきたこともあり、2000年に対外漢語教学専攻を設置して学院に昇格したのである。

孔子学院の授業はすべて中国から派遣された者だけで担当している。忠北大学の中文系の教員は本来の業務だけで手一杯であり、とても孔子学院の仕事を引き受ける余裕がないという。中国側の4人だけでは足りないところは、清州で現地採用した中国人、すなわち韓国に留学しに来ている中国人の博士課程の院生2人で補っている。

孔子学院の受講生は一般社会人、忠北大学の学生（中文系ならびに経済系など他分野の学生）および教職員であり、每期60～70人が登録している。これらの学生を募集する方法としては、忠北大学キャンパス内の各所に宣伝パンフレットを配置し、学内のネット情報に載せ、また横断幕を張り出すなどして通知している。一般社会人の受講者の中には家庭の主婦が多い。その他、企業人や忠北大学以外の大学の教員も受講している。以前に韓国の放送大学の課程で中国語を学んだ経験を持っていて本格的な中国語の学習を希望する者などが含まれる。

韓国政府の方針として、小・中・高校で中国語を教えることになっており、清州市では60万人くらいの者が選択すると考えられていて、そのための教員の養成コースとして、孔子学院に漢語教学養成訓練クラスを設置しているが、未だ実際には授業を開講していない。そのために、孔子学院本来の教育任務の他、中国から派遣された教員は市内の小・中・高校各1校ずつからの要請に応じて児童・生徒に対する授業を行っている。現在の受講者数は小学校170人、中学270人、高校200人である。ちなみに、この小・中・高校で中国語を教える教員の資格認定のための試験「韓国教師資格証書試験（中国語）」が2007年末に実施される。

孔子学院の管理運営に関しては、理事会が意志決定機関として設けられている。理事会は年1～2回開催されることになっており、すでに2回開催された。第一回は開院の時であり、6月末に第2回目を開催した。構成メンバーは韓国側4人、中国側3人である。理事長は忠北大学長であるが、孔子学院長は中国から派遣された雀享劉教授が担当している。中国人が副院長ではなく、院長を務めるというのは例外的であり、他大学の孔子学院では見られない。但し、バランスをとるために常務理事職を置き、これには全淳東国際教育院長が就任している。また日常の事務的業務は国際教育院の事務部門が兼務している。孔子学院としての独立の施設（建物）はなく、生涯教育院の教室を利用している。開設時には他の孔子学院と同様、漢掛から10万ドルの資金援助があった。

2007年7月25日～8月7日には集中講義形式で中国語担当中学教師の研修コースを開催し、また8月25日～28日には雀院長が引率して孔子学院で組織した「中国文化探訪団」17人が沈陽、延吉（延辺大学）などを訪れるといった活動も展開している。

ちなみに、忠北大学孔子学院の開設状況について、清州市現地の新聞記事は次のように伝えている。

忠北大孔子学院開院

忠北大が中国教育部と合作で中国語教育と中国文化普及をするようになる孔子学院を設立し、2006年9月28日に生涯教育学院で機関名掲示式を行い運営に入った。忠北大はイム・ドン Chol 総長が最近中国を訪問し、中国教育部の高官と孔子学院設立のための協定を締結して、この孔子学院を通じて韓国民等に中国語および中国文化などを教育し、中国に対する理解を増進させることに合意した。

忠北大はこれに伴い7人（韓国人4人、中国人3人）で生涯教育学院に孔子学院を設立、マルチメディアとネットワークなど多様な方法で中国語教育を実施する計画である。特に忠北大学で1年間の教育を終えた後には中国に送り、6か月以上の教育を実施して、小・中・大学で必要な中国語教師を養成する。忠北大は将来孔子学院で中国語能力検定試験および外国語としての中国語の教育能力評価試験も実施するという計画を立てていて、事実上中国語試験公認機関に発展する展望をもっている。中国教育部は孔子学院運営のために10万ドルの運営資金と各種マルチメディア資料、図書などを提供して2人の中国語教師を支援したし、忠北大は人員を配置し、教室を提供するなど授業に必要な措置を取った。

<http://www.yonhapnews.net/news/20060928/271500000020060928161415K6.html>

(5) 孔子大学の事例3：シンガポール南洋理工大学孔子学院²⁸

2005年8月に山東大学との協力により開設され、当時は旧キャンパス内にあったが、現在の新キャンパスが建設された2006年8月に現在地に移転した。設備も整ったことから、2007年7月にリー・クワン・ユー氏や現教育省大臣ターマン氏などを迎えて大々的に公式の開院式典を挙行了した。

中国側にも孔子学院の世界展開を図りたい意図があり、シンガポール政府の方にも華語をもっと重視し、国民の華語学習の機会を増やしたい希望があり、いずれが最初にイニシアティブをとったかは不明確であるが、開設が決まった。教育省の顔金勇政務部長は「孔子学院の設立は天の時、地の利、人の和を得たものであり、シンガポールおよびこの地域の中華文化を広める上でより大きな貢献をなしうるであろうし、華文・華語が大いに異彩を放つようになるであろう」と述べている。

南洋理工大学では孔子学院設置以前から学外に対して華語の普及のための各種活動・サービスを展開してきた。シンガポールは華人が多数を占める国であり、他の国と違って華語が多く話されている。但し、正確な高いレベルの華語を操るには相応の学習や訓練が必要であり、孔子学院に限らず華語を学ぶことに違和感はない。そういう国柄であるため、

²⁸ 2007年9月5日に筆者が南洋理工大学孔子学院の王迪（国際協力・交流処主任）氏に対して行ったインタビューによる。

孔子学院の開設が自然な形で行われた。

2005 年の開設以降、孔子学院は種々のコースを提供し、さまざまな活動を展開してきたが、現在開設中のコースおよび活動は以下のとおりである。それらは 7 つ大別しうる。

- ① 学位取得のためのコース（中国語・中国文学修士、漢語教育修士の取得）
- ② 専門資格証書取得コース（漢語教育専攻、中華文化専攻での学位に準ずる資格取得）
- ③ 証書取得コース（HSK 試験準備教育、漢語教育能力検定試験準備）
- ④ 漢語速習訓練コース（教育リーダーのための高級研修クラス、華人以外に対する華語会話、ビジネス管理と経済・貿易漢語、企業グループの基礎漢語）
- ⑤ 教員訓練・研修コース（現職華文担当教員研修、小中学校華文卒業試験の新問題作成）
- ⑥ 文化浸透コース（孔子の故郷の文化、西安の文化、北京の文化をめぐる旅）
- ⑦ 文化活動（アジア中学生読書報告コンテスト、中華言語・文化国際フォーラム開催）

これらのコースや活動の実施期間はさまざまであり、短いものは 3 時間、12 時間といった単発のコースであるが、最も多いのは 3 か月のコースであり、さらに学位や資格取得を目指すコースは 1 年間である。

教材はそのコースに応じて適宜選択され使用されているが、その中には許福吉院長の著作をはじめ担当教員自身が著した著作が含まれ、さらに本孔子学院ではシンガポールの実情に合わせてすでに何冊かの独自教材を編纂している。

孔子学院の教員のうち、中国側（山東大学）から派遣されるのは同大学の国際教育学院所属の教授 1 名だけである。同教授は 2 週間シンガポールに滞在し、集中講義の形で授業を行っている。その他はすべてシンガポールで現地採用の教員であり、南洋理工大学の教員も一部含まれる。

開設コースの一つである「小一漢語華文精品課程」というものは小学校入学前後に小学校での選択科目である華語の準備学習であり、同じく小学生を対象とするコースでも「小六漢語華文精品課程」は華語の卒業試験準備として実施されるものである。コースの開催時間はほぼ平日の夜と土曜日の午後および夜である。

孔子学院での学習の後の進路として、資格取得コースで本格的に学んだ者はシンガポールの各種学校で教壇に立っている者が多い。2006 年入学の第一期生は教員訓練・研修コースで学んだ 25 人、2007 年の第二期生は 21 人である。

開設時に漢辦から 3000 冊の中国語図書・教材が送られた。漢辦に対して次年度の活動計画だけは知らせているというが、他の孔子学院で見られた経費についての会計報告を行うということはない（資金援助の有無については明らかにされなかったが、会計報告の義務を負わないことから、中国からの資金援助はないのではと推測しうる）。中国派遣の教員の住宅や交通費など各種手当は南洋理工大学が支払っている。

本孔子学院が開設しているコースの一つの例である「“中華文明五千年” 小学生の中華文化知識に関する証明書コース」を見ると、その内容は次のようなものである。

1. コース名称：「『中華文明五千年』、小学生の中華文化知識に関する証明書コース」
2. 主催者：南洋理工大学孔子学院
3. コース番号：2006A003P
4. 授業期間：2006年3月13日～15日
5. 授業場所：タンペイン小学校（Tampines Primary School）
250, Tampines St. 12, Singapore 529426
6. 対象：小学校5、6年生
7. 授業方法：テーマ別講座、教室でのドリル、発展的討論など
8. 授業言語：中国語
9. 申し込み締め切り日：2006年2月20日
10. 費用：180シンガポールドル（授業料の130元/人、出願料の10元/人、3日間の昼食および茶と菓子、資料費、修了証書40元を含む。5人以上のグループでの申し込みについては5%の割引特典を与える。）

以上述べてきたように、南洋理工大学孔子学院は修士号取得を目指すような本格的中国語ないし華語教育から教養的・趣味的学習内容の教育まで多様なコースを提供し、教育対象者も成人から小学生までと幅広い層を視野に入れて活動しているといえる。

（6）孔子学院の事例4：タイ国カセサート大学孔子学院²⁹

タイ国内で孔子学院の創設にすでに着手しているのはカセサート大学とチェンマイ大学の2校であるが、中国側の計画では将来10数校設置される可能性がある。カセサート大学は古くからの名門大学であり、バンコクの市街地より少し離れたところにあるために、キャンパス面積が広く、新たな施設を開く余地があった。最初の働き掛けは中国側からであり、駐タイ国大使館の一等書記官が大学を訪れ、孔子大学開設の可能性について打診した。カセサート大学にとっても有益と大学側が認めたことから話が進み、開設の運びとなった。

中国側の対応機関は行政的には対外漢語教学辦公室であり、教育の内的事項については広州の華僑大学華文学院が窓口となっている。孔子学院は2006年10月に学生募集を行い、開講したが、そのための施設整備に要する経費10万ドルは対外漢語教学辦公室によって支出された。

開講後は人文学院の中の一つの学系として位置づけられ、計画では20クラス、400人規模の学生を受け入れることになっている。これらの学生は一部にカセサート大学の学生のダブルスクーリングも考えられるが、ほぼ学外の一般人の中から希望者を募ることにな

²⁹ 2006年8月29日に筆者が同学院において Kornphanat Tungkeunkunt（陳玉珊）氏（孔子学院執行委員・人文学院講師）に対して行ったインタビューによる。

っている。

教員としては 3 人の中国人教員が華僑大学華文学院から派遣されることになっている。そのうちの一人が副院長を務め、正院長はタイ人が就任する。管理運営は中泰双方が協力して行うことになるが、主権はあくまでタイ側にある。正院長に就任する人はカセサート大学人文学院中国語系の 3 人の教員の一人である。これらタイ側の 3 人も教育に携わる。カリキュラムはタイ側の教員（一人は外国人教員）によって編成される。授業時間は 36 時間であり、授業料は 2700 バーツである。日中にも夜間にも授業が行われるが、日中の授業は主としてカセサート大学の在學生で孔子学院に入った者を対象としており、夜間の授業は学外の人のためである。

2006 年 10 月に開学したカセサート大学孔子学院では、基礎中国語とビジネス中国語の二つを学習の基本方向に定めた。対象者はカセサート大学および同付属中等学校の教師、学生・生徒、職員であり、学外の希望者も受け入れることになった。入学者の多くは中国語の学習歴がなく、ゼロからの出発である。もともと中国語教員の研修コースも開設される予定であったが、中国からの担当者の到着が遅れたため、研修コースについては 2007 年 4 月から始めることになった。

現在の開講時間は、基礎中国語クラスおよびビジネス中国語のクラスともに、月水金クラス、週末午前クラス、月～金午前クラスの 3 班に分かれている。

(7) 孔子学院の事例 5 : タイ国ソンクラー大学孔子学院

ソンクラー大学が孔子学院は、中国国家漢語から資金援助を受け、タイのソンクラー大学と中国の広西師範大学が共同で創設する機関として 2006 年 12 月 29 日に正式に発足した。学院創設の目的は 2 大学の関係を強化することを目指して、タイの中国語学習者の中国語および中国文化に対する理解を増進するとともに、そのための優れた学習条件を提供して、現地の中国語教育と学術レベルを強化することである。しかし、「最も重要なのは、中タイ両国の人民の友好を一層発展させることである」とされる。主に一般社会人に専門技能の中国語訓練および中国語教師の教育能力の育成訓練を行い、学歴取得につながる教育に属する。授業では集中的に中国語を使用する。孔子学院もソンクラー大学を支援して、学歴取得につながる中国語の専門教育と共通教育を実施する。さらに、協力して学術研究を行う。

学院が実施している事業は以下のとおりである。

1. マルチメディアとインターネットを含めた中国語教育；
2. 大学、中学、小学校の中国語担当教師の育成訓練；
3. 中国語能力検定試験と外国語としての中国語教育能力認定試験の実施；
4. 各種タイプの（企業グループ、中国留学準備、就職前補習、試験準備の訓練など）と

- 技能（翻訳、旅行、ビジネス、金融、漢方医）に関する中国語コースの開設；
5. 国内の各大学学院と連携した中国語の学歴取得のための教育コース；
 6. 協力して中国語学習指導要領あるいは中国語教育プランの策定する；
 7. 国内の教材の普及と、国内の教師の推薦；
 8. 協力して当該地に適した実用的中国語教材を開発する；
 9. 学術活動と中国語コンテストを展開する；
 10. 中国映画・テレビを放送する；
 11. 中国留学や学校運営に関する協力プロジェクトに対するコンサルティングの提供；
 12. 図書資料・情報に関する検索や閲覧サービスなど³⁰。

おわりに

個別大学の海外進出の事例として挙げた 3 大学のケースを見ると三者三様であり、カウンターパートの選定、授業の実施方法、管理運営の方式など実に多様である。しかしながら、中国の大学の海外展開は、第 1 章で述べた欧米各大学の中国国内への進出に比べて、未だごく限定的なものである。

2002 年 12 月末に制定された「高等教育機関の海外での学校運営活動に関する暫定管理規則」（原語は「高等学校境外办学暂行管理辦法」はその第 5 条で、「高等教育機関の海外での学校運営活動は、中国の高等教育の比較優位あるいは特色ある学問分野を備えるべきであるとともに、所在国（地区）のニーズや発展の特徴を十分に考慮しなければならない」と規定している。海外展開の対象国・地域は今のところ華人が多く、華語の通用範囲が広いところであり、その実践は中国語を媒介として、主として華人社会での展開にとどまっている。これに当てはまらない復旦大学の広島での展開は必ずしも好調ではなく、先行き不透明と言わざるを得ない。

次に、孔子学院については、ソウルの第一号をはじめ孔子学院創設の初期段階では中国側の非常に積極的だが慎重なアプローチが目立ったが、今や売り手市場となっている。中国語世界化戦略は中国政府の思惑以上に事態が推移している感がある。急増する孔子学院は、表 2-3 に取り上げたわが国を含むアジア諸国の代表的事例にも示されるように、管理運営の形態、開設教育プログラムの内容や教育の水準、使用教材、教育対象者の構成など、きわめて多様である。これはブリティッシュ・カウンシル、ゲーテ・インスティテュートなど、西洋各国による自国言語・文化の普及を目的とする先発的機関が相対的に統一規格や水準、教材を設定していることと好対照をなしている。ただ、今後の発展方向として、漢辦の許琳主任は速やかに国際的な中国語能力基準と中国語教師の基準を確立する必要

³⁰ 「宋卡王子大学孔子学院」 http://www.confucius.psu.ac.th/TH/Index_th.aspx

性を強調している。また既存の 38 種類の言語による対外中国語教育放送番組を更新し、急速にラジオ・テレビ放送利用の孔子学院の建設を加速化するという³¹。それは各国における中国語教育の質や水準の向上をもたらすものである一方、ある意味で中国主導の内的統制につながる側面も否定できない。

「孔子学院章程」によれば、開設申請の条件には、①開設予定地の中国語・文化の学習ニーズ、②必要な人員、場所、施設、設備、③必要な開設資金と安定した経費供給源（17 条）が挙げられ、中国側が一定額の当初経費（一般に 1 件当たり 10 万ドルが支給されている）を投入するものの、その後の経常経費は中外双方が共同で調達し、分担比率は一般に 1 対 1 とする（21 条）とされる。ちなみに、上記ナイロビ大学孔子学院は学生 25 名に対して、中国側の院長および教員の 3 名とケニア側の院長 1 名が指導に当たっている³²。これでは授業料収入での黒字は望めまい。孔子学院の初期経費は中国側が投資したものであり、その圧倒的部分は教師・教材などのソフト面でのリソースの充実に用いられる他、一部のハード面の建設に用いられている。外国側は校舎、事務・管理室、教育用備品を提供する。いくつか孔子学院、例えば、南昌大学とフランスのポワティエ大学が協力した孔子学院のように、ネットワーク会社（中国中興発展有限公司）が参与しているように、企業が参入しているケースがある。この会社の潜在的利益は孔子学院を通して彼らのネットワーク製品の普及に結びつくものである³³。このケースはむしろ例外的であり、非営利機関とはいえ、世界の孔子学院で経営的に割の合うところは少ないのではないかと推測する。だが、各国での孔子学院人気は高まりを見せる。総じて、教育領域での海外展開および中国語世界化戦略は、中国にとって当面の直接的メリットはそれほど大きくない。にもかかわらず、敢えて海外進出が図られる背景には、各海外拠点で学んだ人々を通して徐々に広がりうる人脈や宣伝効果をはじめ、長期的、戦略的に見た中国の影響力の拡大という狙いがあることを見逃せない。

³¹ 「以漢語推廣為主要任務 全球孔子學院已達到 155 所」

<http://center.ecnu.edu.cn/news/create/news.asp?id=1168>

³² 「胡錦濤會見內羅畢孔子學院師生 同唱『茉莉花』」

http://news.xinhuanet.com/world/2006-04/29/content_4491735.htm

³³ 「孔子學院將登陸法國 南昌大學直接參與運作管理」

<http://www.jxgdw.com/news/jxzh/2005-03-14/3000034937.html>

表 3-1. アジアの孔子学院の事例

国	機関名	創設時期	創設時の イニシア ティブ	創設時の 任務分担	中国側 の支援	中国側 機関	中国語 教育の 経験	教員	中国側 教員の 待遇	管理運営 機構	中国 (漢語)と の関係	開設コース	修業年限	使用教材	受講者数	受講者の 背景
シンガポール	南洋大学孔子学院	2005年8月	双方の協同	南大が旧キャンパスに施設準備。新キャンパスに移転に伴い、本格的な施設を準備。	開設時に漢弁から3000冊の中国語図書・教材	山東大学	有	山東大学国際教育学院の教員1名のみが2週間集中講義。その他は南大教員を含む現地採用。	給与は中国側負担。住宅費・交通費は南大負担。	南大孔子学院として自主管理。	会計報告は行われないが、次年度活動計画は通知。	①学位取得コース(中国語・中国文学修士、漢語教育修士の取得)②専門資格証書取得コース(漢語教育専攻)③証書取得コース(HSK試験準備など)④漢語速習訓練コース⑤現職華文担当教員訓練・研修コース等。	3時間、12時間、3か月、1年	独自教材の編集・担当教員の著作。	2006年(教員訓練・研修コース)25人、2007年21人。	一般社会人系(華人系)。資格取得コース後に各種学校の教員となる者が多い。
韓国	ソウル孔子学院	2004年11月	漢弁主任からの提案	韓国側は施設(校舎)を提供し、中国側はコンピュータなどの備品を提供。	初年度、2、3年とも10万ドル。	漢弁一北京語言文化大学(2年目)一北京師範大学(3年目)	有	初年度は北京語言文化大学から3人、2年目から北京師範大学の2人、韓国側は4人。	給与は中国側負担。	年2回開催の理事会(韓国側3人、中国側は駐韓教育参事官、漢弁処長の2人)。	漢弁に年次会計報告提出。	中国語教師養成クラス、児童を対象とする中国語教育担当者養成クラス、インターネット・中国語、企業人への研修。	1週2、3回で1か月。教員研修クラスは3か月。	学院編纂の教材、中国人教員持参の北京師範大学の教材、その他担当者の選定教材。	第一期の受講生は29人、第二期は7人、第三期(2007年1月末に開講)は15人。	第一期は主に中国語教育担当者など既習者で中国人多数(教法など学習)。大学生、企業人。
	忠北大学孔子学院	2006年9月	2000年に結んだ姉妹校協定活動の一環として漢弁に申し入れ。	独自の施設はなく、生涯教育学院に設置、事務局は同学院と合同。	漢弁から10万ドルの資金援助。	延辺大学	有(大学開放講座形式で5、6年前から実施)	延辺大学漢語言語文化学院の4人が常駐。不足分は現地採用の中国人留学院生2人で補充。	給与は中国側負担。	年1~2回開催の理事会(韓国側4人、中国側3人)。院長は中国人。	未だ漢弁に年次会計報告を提出する時期に至っていない。	年間4期の講座開講。入門、基礎、初級、中級の4クラス。小・中・高校での中国語担当教員養成コース開設予定。	各8~10週間	『漢語速習』(北京語言文化大学刊)を使用しながら、韓国向け独自教材を編纂中。	毎期60~70人が登録。	一般社会人、忠北大学の学生、職員。
タイ	カセサート大学孔子学院	2006年10月	駐タイ国大使館の一等書記官が孔子学院開設の可能性について打診	カサが整備を要する施設を提供。	施設整備に要する経費10万ドルは漢弁が負担。	華僑大学華文学院	無	3人の中国人教員を華僑大学華文学院が派遣。	給与は中国側負担。	管理運営は中泰双方が協力。主権はタイ側。正院長はカサ教員。	行政的には漢弁、教育の内の事項は華僑大学華文学院が窓口。	基礎中国語とビジネス中国語の2コース。月水金クラス、週末午前クラス、月~金午前クラスの3班。	授業時間は36時間。昼夜とも開講。昼間は大学関係者、夜間は学外者対象。	華僑大学華文学院の教員が選定。	計画では20クラス、400人規模。	カサ・同村属中等学校の教員、生徒、学外者。
日本	立命館孔子学院	2006年10月	立命館側が設置を申し出て、誘致を始めた。	大学の一部ではなく、NP0法として決定。立命館の東京、大阪にサテライトキャンパスも利用可能と提案。	初年度から毎年10万ドルずつ漢弁が負担。孔子学院の経費(物件費)負担は立命館60%、漢弁40%支出。	北京大学	学外への中国語教育、公開講座の経験無し。	北京大学が対外漢語教育学院教員を毎年1名派遣。その他は桜美林の立命館大学の常勤・非常勤教員。	中国人教員は給与は中国側負担。日本人は立命館が負担。	5名の理事会(日本人理事長、日中双方の各副理事長)。中国人副理事長は北京大学対外漢語学院副院長。	次年度予算の申請のために年末に決算報告および概算要求を中国側の書式に則して提出。	「入門」「初級」「中級」「上級」「初級会話」「中級会話」「HJ SK対策」「中国語検定対策」「実践中国語」「ビジネス中国語」など17種類の講座開講。	各90分授業で12講座。一部S/K対策。17講座は17回おおよび28回。	各講師が自主的に市販の中国語教材から選定。中国編纂の『長城漢語』は不採用。	クラスの規模は10~15名を基本としており、最多でも20名。	立命館大学の学生44%、校友13%、教職員9%、主婦、会社員など一般社会人31%。
	桜美林大学孔子学院	2006年4月	2005年、学長訪中時に中国側から開設の誘い。北京、上海の教員が協力するなど、中国側が積極的。	学歴につながる形式を桜美林が要求。1年間の課程に修得校への受入可能性。	初年度に10万ドルを漢弁が負担。相互に10万ドルずつ支出するも不足。	同済大学国際文化交流学院	学外への中国語教育、公開講座の経験無し。	3人の中国人教員を同済大学が派遣。その他は桜美林の選任2人および非常勤20人が担当。	中国人教員は給与は中国側負担。日本人は孔子学院が負担。	7名の理事会(日本人理事長、中国人副理事長ほか、日本側4人、中国側3人)。	年末に決算報告および概算要求を中国側の書式に則して提出。	学歴につながる特別課程(定員40人)がメイン。桜美林大学の関連授業の受講を許可。その他、一般社会人対象・企業研修・教員研修など多様なコースで「入門」「会話」「リスニング」「作文」「漢詩」「上級」など30種類以上の内容。	1年間の特別課程修了後、推薦により同済大学教員ないし桜美林への編入の可能性。	特別課程では北京語言文化大学の教材ほか、講師の選定した教材。	1年間の正規コースは2006年9名在籍。	社会人および高校生新卒者
	愛知大学孔子学院	2006年4月	2005年秋、駐日大使から愛知大学長との会合時に孔子学院への普及あり。同年秋から春にかけて愛大と漢弁とで設置可能性を検討。	従来からのオープン・カレッジの延長であり、実質的に名称変更のみ。	創設時の漢弁からの補助はない。	南開大学漢語言語学院	オープン・カレッジの名称で豊橋校では1987年から中国語講座を実施。	1人の中国人教員を南開大学が派遣。その他は愛知大学の12人の教員(孔子学院専員9人を含む)が担当。	中国人教員は給与は中国側負担。日本人は孔子学院が負担。	理事会は現時点で存在せず。愛知大学の単独運営。孔子学院の事務は大学のエクステンション部門が兼務。	漢弁からの経費補助はなく、従って決算報告等も行わない。	継続講座と呼ばれ、入門から初級、中級、上級とレベルアップを図りうるコースと完結講座と呼ばれる単発のコースがある。後者は、「中国語旅行会話」「時事中国語会話」「電脳中国語入門」「中国語作文講座」「中国語通訳入門講座」「中国語通訳3級対策講座」「HSK対策講座」等。	1コマ90分の授業18回が通常の形式。	各講師が自主的に市販の中国語教材から選定。	各講座は平日昼間、同夜間に開講され、1クラス平均16~17人。在籍者510人。	受講者には中高年が多く、趣味的に中国語を学んでいる人が多い。

注:筆者が訪問調査時に責任者に対して実施したインタビューの結果および当該機関のホームページの情報に基づき作成。

《付録》日本における孔子学院の事例（インタビュー記録）

立命館孔子学院

訪問日：2007年7月28日

面談者：佐々木浩二氏（事務局長）

立命館孔子学院は2005年10月に日本で最初の孔子学院として創設され、現在まで2年弱の運営実績をもっているが、未だ試行錯誤の段階である。同学院はNPO法人として創設されたという特徴をもつ。2004年に孔子学院の開設が話題に上り始めた頃、これに関心をもった立命館側が設置を申し出て、誘致を始めた。当時「1国1か所」を原則とするということであったので、是非とも立命館に設置したいとの思いが強かった。当時、誘致に際しては、立命館には東京、大阪にサテライトキャンパスがあり、大分のアジア太平洋大学もあるという説明で説得した。中国側のカウンターパートとして北京大学の望んだのは立命館側である。北京大学は最近開設が決まった早稲田大学孔子学院も含めて海外の孔子学院5、6か所に協力している。

立命館大学では孔子学院開設前には学内の言語教育センターはあったが、学外に対する中国語教育、公開講座のようなものを実施したことはなかった。この点は、桜美林大学や愛知大学、北陸大学のように学外に対する中国語教育サービスの実績を踏まえて孔子学院を開設したところとは異なる。

現在開設している科目ないしカリキュラムは、オープン・カレッジ的な運営をとり、大学と同じ1時限90分の授業を

立命館大学には3万2000人の学生が在籍しており、そのうちの1万人が中国語を履修しているが、孔子学院の授業を履修しても大学としての単位としては認定していない。

使用している教材は各講師の自主的選択に委せてあり、市販の種々の中国語教材が使われている。当初、中国側で編纂した『長城漢語』の使用を中国側は希望したが、実際に使ってみると日本人受講生には必ずしも適していないことが分かったため、現在の方式に変更した。

教員は中国側の提携校である北京大学が対外漢語教育学院のスタッフを毎年1名派遣している。彼らは講師、副教授レベルの人々であり、6コマの授業を担当する他、立命館大学でも2コマの中国語の授業を担当している。この1名を除き、他の講師陣はすべて立命館側が準備するものであり、立命館大学が雇っている常勤、非常勤の講師が孔子学院の授業を副業という形で担当しており、この負担に対しては別途相応の講師料が支払われている。立命館孔子学院には東京での拠点として東京学堂という組織があり、ここの講師はすべて非常勤講師を雇っている。

孔子学院の受講者の募集方法は、孔子学院のホームページに広告を掲載したり、メールマガジンを発行したりして、月2回程度、新講座の案内を流している。また立命館大学内部では学生に対して案内ビラを配布し、新分の折り込み広告、一般雑誌への広告掲載、関係者へのメールでの案内など多様な方法を講じている。東京学堂はとくに企業向けの中国語講座に力を入れており、その広告は企業に対して行っている。

クラスの規模は10～15名を基本としており、最多でも20名を超えないようにしている。開設当初は10名を下回るクラスもあったし、中級・上級クラスおよびビジネス中国語といった元來受講者がそれほど多いとは思われないクラスの受講者は少ない。

中国語担当教員の研修クラスを除いて、他のコースについては、2005年後期、2006年、2007年前期のいずれも受講生の男女別比率は男性4割、女性6割であり、立命館大学の学生44%、立命館の校友13%、職員を主とする立命館の教職員9%、主婦、会社員、公務員など一般社会人31%の内訳である。平日は大学生が多く、土曜日は社会人が中心である。各種のコースを継続ないし繰り返し受講する者も多く、こうしたリピーターには受講料の割引といった特典も設けられている。

受講者の履修後の進路についての詳細な追跡調査はないが、中国へ留学する者が少なくない。成績優秀者に対しては、スピーチコンテスト優勝者1名（2006年7月に開催されたスピーチコンテストの優勝者は北京大学へ留学した）を含めて6名に孔子学院奨学金（学費、寮費は免除）を与えている。

夏期中国語留学を実施しており、東北財経大学（大連）に派遣してきたが2007年は実施しなかった。修了生の中国留学については北京大学對外漢語学院が便宜を図っているが、北京大学と短期留学プログラムを設けることができない理由は、立命館大学側が単位取得のための数多くの条件を提示しているのに対して、北京大学側が対応しきれないためである。また立命館側としても、とくに短期留学プログラムの実施を強調することはない。

管理運営体制に関して、5名からなる理事会が設けられており、立命館側から出す理事長、立命館、北京大学からのそれぞれ一人ずつの副理事長を含んでいる。中国側の副理事長は北京大学副学長である。中国側が担当する孔子学院副院長は北京大学對外漢語学院副院長である。

孔子学院の経費（物件費）負担は立命館側60%、漢弁40%であり、中国派遣教員の人件費は中国側であり、その他の人件費は立命館が負担している。初年度には漢弁から10万ドル支出し、2年度、3年度も同様に10万ドルずつ支出されている。今後は実績を問われて、支出されるかどうかが決まると思われる。

経費の補助を受けていることもあり、次年度予算の申請のために年末に決算報告および概算要求を中国側の書式に則って行わなければならない。

立命館孔子学院の場合、NPO法人として発足したため、定款の整備が必要であった。

ちなみに、系列の立命館アジア太平洋大学孔子学院に関しては、次のような運営が行わ

れている。

立命館アジア太平洋大学(以下、APU と略記)孔子学院は 2006 年に設置交渉が始まり、2007 年 4 月に開講した。カウンターパートは浙江大学である。比較的交通の便の悪いところに大学があるという立地条件のために、一般市民の受講者を集めるのは難しい。従って、主として APU の学生を対象としており、日本人学生だけでなく、諸外国からの留学生で中国語に関心をもっている者が受講している。また、大分市内にある大分放送カルチャーセンターに協力を仰いでいる。中国語教育だけでなく、中国語の歌のカラオケ大会、中国人留学生のパフォーマンス大会なども開いている。

立命館の本校と異なり、APU 孔子学院は他大学の孔子学院と同様に大学に附属する形式をとっている。管理運営体制として、理事会を設け、立命館側 3 名、浙江大学 2 名から構成されている。孔子学院に関する規定が未整備である。

桜美林大学孔子学院

訪問日：2006年12月22日

面談者：和田満 氏（事務室課長）

孔子学院運営のカウンターパートとして同済大学が選ばれたが、北京や上海の数大学が桜美林との協力を申し出たことに見られるように、中国側の大学がきわめて熱心であった。桜美林大学と同済大学との間で下記の孔子学院に関する設立協定および運営に関する実行協定が結ばれた。

中国国家对外漢語教学領導小組弁公室と日本国学校法人桜美林学園との 「桜美林大学孔子学院」設立に関する合作協定書

1. 中国国家对外漢語教学領導小組辦公室（以下「中国側」という）と日本国学校法人桜美林学園（以下「日本側」という）は、日本で中国語教育を推進し、日中両国の友好関係を促進するために、桜美林大学において孔子学院を設立する件について下記の通り合意する。

2. 孔子学院の名称は「桜美林大学孔子学院」（以下「学院」という）とする。
3. 学院は中国言語文化の普及を事業の目的とし、その主な業務内容は以下の通りとする。
 - 1) 社会各界（学生、在日華僑と華人を含む）に対して、学歴取得を目的としない中国語教育の提供。
 - 2) 企業に対する中国語研修の提供。
 - 3) 中国語教師の育成。
 - 4) 漢語水平考試（HSK）と外国語としての中国語教育能力認定試験の実施或いはこれに対する協力。
 - 5) 中国への留学を促進し、留学関係の情報を提供する。
 - 6) 中国文化関係の講座を開き、中国言語文化に関するシンポジウムを催す。
 - 7) 比較的規模の大きい中国語スピーチコンテストを催す。
 - 8) その他の孔子学院の趣旨に一致する中国言語文化の普及及び日中友好の促進に資する活動。

4. 学院の管理、経営は日中双方が共同運営する理事会の指導のもとでの学院長責任制とする。

学院に理事会を設け、理事会は学院の教育、経営関係の重要事項の決定、学院校則の作成と改正、学院の発展計画の作成、学院経営に必要な資金の調達、学院の予算及びその使用状況の審査、学院長と副学院長の任命、合作する日中双方への学院の重要事項に関する報告と説明を担当する。

理事会は理事長、副理事長各 1 名及びその他の理事 5 名からなる。理事長は日本側力多選任し、副理事長は中国側から選任する。その他の理事 5 名は、日本側から 3 名、中国側から 2 名を選任する。理事の任期は 3 年とし、理事長、副理事長、理事はそれぞれ再任を妨げない。

学院長 1 名、副学院長 2 名を置く。学院長は理事会の決定を実行し、学院全体の業務に責任を持つ。副学院長は学院長によって割り当てられる職務を行い、全体の業務にわたって学院長に協力する。学院長は日本側が推薦し、理事会によって任命される。副学院長は日本側と中国側がそれぞれ 1 名推薦し、理事会が任命する。学院長と副学院長の任期は理事会が決定する。学院の各部門の設置は理事会の承認を必要とする。各部門の責任者は学院長が任命する。

5. 日中双方は学院の開設に関して以下の義務を負う。

(一) 日本側

- 1) 学院が必要とする場所を提供する。
- 2) 学院の教育設備を提供し、且つそのメンテナンスを担当する。
- 3) 一定の比例に基づき、学院を立ち上げるために必要な費用を負担する。
- 4) 学院の教員体制を確立し、事務職員を配置する。
- 5) 中国側の副学院長に必要な執務環境を提供する。

(二) 中国側

- 1) 無償で孔子学院本部が所有する名称、標識、校章の使用権を提供する。
- 2) 無償で孔子学院本部が所有する教学モデル、試験問題などの知的所有権の使用権を提供する。具体的な項目に関しては日中双方が別途協議する。
- 3) 無償で学院に必要な書籍、教材、資料を提供する。具体的な種類と数量は、学院の実際の需要に基づいて日中双方が別途協議する。
- 4) 一定の比例に基づき、学院を立ち上げるために必要な費用を負担する。
- 5) 学院に対して、中国（大学）留学の奨学金を提供する。奨学金人数と奨学金種類については実際の状況に基づいて日中双方が別途協議する。
- 6) 副学院長を 1 名派遣し、中国側の規定に基づいて、その費用を負担する。
6. 学院の経理は単独会計の方式とする。経費に不足が生じた場合、日本側が責任を持って対応する。
7. 学院は実際の需要に基づいて中国側に教員の派遣を要求することができる。中国側が派遣する教員の中国から日本までの往復交通費及び日本で勤務期間中の給与は中国側が負担する。日本に滞在する間の宿舍及び勤務上必要な日本国内における交通費は学院が負担する。
8. 学院は孔子学院本部の関係規定と制度を遵守し、孔子学院本部による評価、検査及び品質認証を受け入れる。
9. 学院に常設の第三者による評価機構評議員会を設ける。評議員会は日中双方の関係分野の

専門家、社会的著名な人、企業人及び孔子学院の代表によって構成される。定期的に孔子学院の教育や経営に対して諮問及び評価をし、理事会に合理的な提案をする。

10. 学院は必要に応じて日中友好に熱心な著名人を学院の顧問として招聘することができる。

11. 中国側を代表して学院の運営に携わる中国側の代表機構は日中双方が協議して決める。

12. 中国側と日本側は友好と協力の精神を以って、学院の実情と発展状況に基づいて協議書の内容を修正或いは補足することができる。

13. 本協定は調印日から発効し、有効期間は3年とする。どちらか一方が本協定を解約する意思がある場合、少なくとも1年前に書面をもって相手側に申し入れなければならない。双方とも解約する意思がない場合は自動的に更新するものとする。更新後の有効期間は同じく3年とする。その後も同様とする。

14. 本協定を解約する場合、学院は即刻孔子学院という名称、孔子学院本部が提供した標識、校章及びその他の知的所有権の使用を停止する。

15. 本協定書は2部を一式とし中国語と日本語で作成する。両文書は法的に同等の効力を有する。

2005年11月1日

中国側

中国国家对外漢語教学領導小組弁公室代表

中華人民共和国駐日本国大使館公使參事官

日本側

学校法人桜美林学園理事長

桜美林大学長

「桜美林大学孔子学院の運営に関する同済大学と桜美林大学との実行協定書」

1. 同済大学（以下「甲」）と称する）と桜美林大学（以下「乙」と称する）は2005年11月1日に調印された《中国国家对外漢語教学領導小組弁公室と日本国学校法人桜美林学園との「桜美林大学孔子学院」設立に関する合作協定書》（以下《合作協定書》）と称する）を遵守し、両大学が共同で桜美林大学孔子学院（以下「学院」と称する）を運営する件に関して下記のとおり合意する。

2. 甲は中国国家对外漢語教学領導小組弁公室（以下「漢弁」と称する）の代表として、乙は日本国学校法人桜美林学園の代表として、共同で日中双方協力のもとで設立した学院の管理にあたる。

3. 学院は中国言語文化の普及をその事業の目的とし、その主な業務内容は下記のとおりとする。

1) 「中国語特別課程」を開設する。当該コースの基本修了年限を1年とし、最長1年

半まで延長可能とする。当該コースを修了した学生は学院の推薦により、同済大学国際文化交流学院の漢語言専攻学士課程 2 年次に編入できる。

2) 一般社会人を対象とする中国言語・中国文化講座を開く。

3) 企業に中国語研修プログラムを提供する。

4) 中国語教員を養成する。

5) 「桜美林大学中国語スピーチコンテスト」及び「漢語橋世界大学生中国語スピーチコンテスト日本選抜大会」を催す。

6) 漢語水平考試 (HSK) 及び中国語を外国語としての教育能力認定試験の実施若しくはこれに協力する。

7) 中国への留学の促進及び主催。

8) その他の孔子学院の趣旨に合致し、中国の言語文化の普及と中日友好の促進に資する活動。

4. 学院理事会は 7 ~ 8 名の理事によって構成され、理事長 1 名、副理事長 1 ? 2 名を置く。理事長は議決権 2 票を、その他の理事はそれぞれ 1 票を持つ。甲は漢弁の同意を得た上で、学院に理事を 3 ~ 4 名（その中の 1 ~ 2 名は副理事長）と副院長 1 名を派遣する。乙は桜美林学園の同意を得た上で、学院に理事 4 名（その中の 1 名は理事長）、院長及び副院長を 1 名ずつ派遣する。理事の任期は 3 年とし、院長と副院長の任期は 2 年とする。甲が学院に派遣する副院長は日本に常駐する。

5. 乙は学院の実際のニーズに基づき、甲に中国語教員の学院への派遣を要請できる。具体的な派遣人数と派遣期間は双方協議して決める。

6. 甲が派遣する教員の中国から日本までの往復旅費及び日本での勤務期間中の給与は漢弁が負担する。日本での勤務期間中の宿舍及び業務に必要な日本国内交通費は学院が負担する。

7. 甲が派遣する教員の担当授業コマ数の基準は甲乙双方が別途協議する。担当授業コマ数が基準を超えた場合は、関係規定に基づいて学院が超過勤務手当を支給する。

8. 甲乙双方は友好と協力の精神を以って、学院の実情と発展に基づいて本協定の内容を修正或いは補足することができる。

9. 《合作協定書》の内容に変更が生じた場合、甲乙双方は直ちにそれに基づいて本協定を修正しなければならない。

10. 本協定は調印日から発効し、有効期間は 3 年とする。どちらか一方が本協定を解約する意思がある場合、少なくとも 1 年前に書面をもって相手側に申し入れなければならない。双方とも解約する意思がない場合は自動的に更新するものとする。更新後の有効期間は同じく 3 年とする。その後も同様とする。《合作協定書》が解約された場合、本協定も自動的に効力を失う。ただし、本協定の解約または失効については必ず学院生に適切な措置を講じることを前提とする。

11. 本協定書は中国語と日本語で作成し、両文書は法的に同等の効力を有する。

2006年1月18日

甲：

乙：

中国同济大学学長：万鋼

日本桜美林大学学長：佐藤東洋士

桜美林の要求として学歴取得につながる課程の開設を望み、両校の間で結ばれた孔子学院の運営に関する「実行協定書」の業務内容に盛り込まれたように、「中国語特別課程」が置かれることになった。文科省では「別科」扱いにすることで決着した。1年間の孔子学院での課程修了後に中国の提携校に受け入れ可能な大学を条件としたことにより同济大学に決まった。当時、同济大学は海外の孔子学院のカウンターパートとなった経験はなかった。

漢辦の1)~8)の条件と両大学の協定8項目の「1) 中国語特別課程」を開設する。当該コースの基本修了年限を1年とし、最長1年半まで延長可能とする。当該コースを修了した学生は学院の推薦により、同济大学国際文化交流学院の漢語言専攻学士課程2年次に編入できる。」との違いの調整が難航した。

2005年5月に佐藤学長が訪中時に教育部OBから孔子学院設置について打診があり、その後1か月くらいをかけて現在の副学院長である楊光俊氏（桜美林大学文学部助教授）が調査を行い、学校法人と漢弁との協定を結ぶために必要な条件などを検討した。

2005年9月23日に最終確認のために桜美林側が訪中し、漢辦の設置承認を得たことを受けて、同年11月1日に設置のための調印式を開催した。

同济大学では2年次に学生が編入されるにはHSK5級の資格をとっていることが条件であったが、桜美林孔子学院の学生についてはこの条件を免除された。従って、受け入れを決めた同济大学としては、学生の質を実質的に担保することが必要になる。編入のためには、孔子学院で昼間の全日制コース1年間で30単位を履修し、その他に20単位を選択履修しなければならない。この条件を満たせば、同济大学に対して学生を推薦するが、満たすことができなかつた場合には推薦しない。2006年現在、この「中国語特別課程」の定員は40名であるが、在籍者は9人である。在籍者にはもと社会人で仕事を辞めフルタイムで学習に専念している者1人、親の勤務の関係で中国に暮らしたことのある者など中国語を学んだ経歴のある者4人が含まれるが、3人はまったくの初学者である。

2006年に初めて学生募集を実施した。団塊の世代の2人の社会人がフルタイムで学ぶために応募した。他大学の孔子学院が公開講座ないしオープンカレッジ的な形式で中国語教育を実施しているのに対して、桜美林大学孔子学院は学歴取得につながるような本格的な中国語教育を実施している点が特色である。但し、桜美林の一般学生に要求されるキリスト教教育（必修）は学ぶ必要がなく、あくまで孔子学院として独自体制で教育を行って

いる。

12月末の時点で第二期生として学生募集をしたのに対して、入学金などの納入を終えた16人が入学を希望している。神奈川県立外国語大学附属高校の生徒で日本の大学に進学するかわりに孔子学院を選択した者もいる。これは将来同済大学への留学を視野に入れてのことである。初年度の経験を踏まえ、2年目からは中国語に履修暦を考慮して2クラスに分けることが考えられている。

教員の配置に関して、同済大学からは同大学の国際文化交流学院長の蔡氏1人のみが派遣されている。2年目には同済大学から2人の教員の派遣を要請する。こうした中国側派遣教員の給与は漢弁の負担である。桜美林大学側は同大文学部専任教員の楊光俊准教授、上田教授の2人が担当し、その他に20人の非常勤教員を採用している。責任は両大学間で半々であるが、主たる実施責任ないし管理体制は桜美林が担っている。

教材は現在のところ各担当者が選んだ北京語言文化大学編『対外漢語本科系列教材』を使用しているが、漢弁では各国向けの中国語教材100冊あまりを編纂中であり、将来これを使用する可能性もある。

経費面に関して、初年度に10万ドルの補助が漢弁から行われた。初年度の運営ではおおよそ日中双方が10万ドル相当を支出したが、これでは赤字であり、漢弁に対して予算要求を行うつもりになっている。一方、漢弁に対しては年ごとに会計報告を行うことが義務付けられている。支給された10万ドルの使途だけでなく、すべての経費の報告を求められて、しかも会計項目が日中間では異なるために、報告書の作成には相当の時間が必要であった。

孔子学院の受講料は12回の授業で2,4500円であり、1回90分の授業が約2,000円である。別に設けられている講座や中国語教育担当教員の養成講座などは4週間の中国短期留学も含めて118万8,000円である。

桜美林大学の一般の授業と相乗りしている科目も若干ある。しかし、孔子学院の授業の混乱を防ぐ意味から、桜美林の一般学生が孔子学院の授業を自由に履修できるようにはなっていない。従来での中国語教育で比較的遅れていた実際のコミュニケーション能力の養成を強化する意味で孔子学院が果たす役割は大きいのではないかと考えられている。桜美林における中国語教育改革の起爆剤となることが期待される。但し、現有の一般の教員の孔子学院に対する態度はさまざまであり、中国人教員は協力的であるのに対して、中国政府の対外戦略に乗ってしまうのではないかとの懸念ももつ教員もいる。桜美林学園法人としては数少ない孔子学院設置校に選ばれた大学としての誇りをもっている。

愛知大学孔子学院

訪問日：2007年8月31日

面談者：滝口博元 氏（オープンカレッジ事業部長）

1. 孔子学院開設に至る日中間でのイニシャティブ

2005年秋、駐日中国大使館の王毅大使が豊橋を訪れた際、愛知大学学長との会合があり、その席で王大使から孔子学院の存在について言及があり、愛知大学側はこれに関心をもった。従って、開設に向けての働きかけはまず中国側によって行われたと言えよう。同年秋から春にかけて愛知大学と中国側（漢辦）との間で設置可能性について検討が続けられた。中国側で協力するカウンターパートとしては、愛知大学が以前から交流関係があった南開大学が選ばれた。

2. 孔子学院開設以前の学外への中国語教育サービスの提供

愛知大学ではオープンカレッジの名称で豊橋校では1987年から、車道校では2000年から一般社会人を対象とした中国語講座を提供してきた。これを継承する形で孔子学院の運営を行うことになった。

3. カリキュラムの詳細（開設科目および開設時間）

孔子学院では水曜日と木曜日というように曜日別に設けられる「ゆっくり学ぼう初めての中国語（入門Ⅰ～Ⅱ）」の2クラス、「中国語会話（入門）」「中国語会話（初級Ⅰ～Ⅱ）」の2クラス、「中国語会話（初中級Ⅰ）」のクラス、「中国語会話（初中級Ⅱ）」の各2クラス、「中国語会話（初中級Ⅱ）継続」1クラス、「中国語会話（中級Ⅰ）」の3クラス、「中国語会話（中級Ⅱ）」の2クラス、「中国語会話（中上級Ⅰ）」、「中国語会話（中級Ⅱ）」からなる継続講座と呼ばれ、入門から初級、中級、上級とレベルアップを図りうるコースと完結講座と呼ばれる単発のコースがある。後者は、「中国語旅行会話（初級～初中級）」「時事中国語会話（中上級～上級）」「電腦中国語入門（初級～中級）」「中国語作文講座（中級～中上級）」「中国語通訳入門講座（中上級）」「中国語通訳講座（上級）」「中国語検定3級対策講座」「HSK 対策講座（初中級）」の各科目が開設されている。その特色は中国語教育に関して多面的な講座が開設されていることであるが、その一方、わが国の他の孔子学院との違いは、狭義の中国語教育と直接関係のない各種イベントはほとんど開かれていない点である。

4. 教材

教材の選定は各担当講師が市販テキストの中から適宜行っている。孔子学院の受講者には上述したオープンカレッジ時代から継続して受講している人々も含まれ、様式を余り変

えないほうがよいとの判断がなされている。中国の漢弁などが編纂している教材もあるが、現在のところ、その使用は考えられていない。

5. 教員の配置（愛知大学の教員配置の有無。有る場合には具体的な配置状況、南開大学派遣教員の人数およびプロフィール）

副院長のみが南開大学からの派遣者であり、同副院長は南開大学の漢語言語学院所属である。同学院は対外的な中国語教育の専門組織として開設されているものである。孔子学院のその他の教員はすべて愛知大学側で配置している。オープンカレッジから継続して担当している教員が半数以上である。「愛知大学講師」「愛知大学孔子学院講師」という二つの肩書きが各教員に使われているが、前者は愛知大学の各学部でも教えている者であり、後者が孔子学院のみで教えている者である。但し、二つのタイプの講師のうち常勤者は1、2名であり、ほとんど全員が非常勤講師である。愛知大学の専任の中国語担当教員を孔子学院の教員に充てれば教員としての箔は付くものの、これまでオープンカレッジで教えてきた人々を継続雇用しているということである。

6. 在籍者のプロフィール・内訳

各講座は平日昼間、同夜間、土曜日に開講されているが、この開講日時により受講者の特色が見られる。平日昼間は主婦が多く、夜間は会社勤めの社会人、土曜日はその両者ということである。在籍している受講生の総数は約510名である。小規模クラスは10数名、大規模クラスは24名以下であり、全部で29クラスが開設されているので、1クラスの平均受講者数は16～17人である。

7. 孔子学院の宣伝

新聞広告、オープンカレッジの他言語の宣伝と一緒にした折り込みチラシ、大学のホームページなどで広告もしているが、それほど大々的に行っていない。

8. 修了者の進路

受講者には中高年が多く、趣味的に中国語を学んでいる人が多い。そのため孔子学院で学んだことを職業に活かすというようなことは見られない。一般社会人に中国語に親しんでもらうことを孔子学院の主目的と捉えており、本格的な中国語習得は愛知大学の学部・大学院で行う。南開大学への9日間の短期中国語研修ツアーを開催したところ35名の定員に40名以上が集まった。将来的には修了者の中国の大学への送り出しなども考えられよう。

9. 運営における愛知大学と南開大学（ないし漢語弁公室）との責任分担について（管理体制および財政上の負担原則など）、日中双方の理事数等。

理事会が開設当初から創られたということはなく、現在設置が検討されている。従って、

孔子学院の運営はほぼ愛知大学が単独に行っている。

10. 設置時の経費補助（額）ならびに2年度以降の経常経費補助の有無。

開設時に経費補助が行われたことはなく、従って、孔子学院本部や漢弁への会計報告などは行っていない。行事などを幅広く行えば、それだけ経費も必要となり、補助を受けることになるだろうが、愛知大学は専ら中国語教育のみを行っており、しかも、従来オープンカレッジで実施してきたこのとの継続であるので、そのためだけの特別経費は必要ではない。但し、孔子学院の経営で多くの利益があがるというようなことはない。事務局体制も大学のエクステンション部門の事務が兼務している。孔子学院の事務は大学が創った子会社が担当している。

第4章 中国国境を越える学生・教員

はじめに

中国は人材確保の重要な方途として、中華人民共和国の建国以来、多くの留学生を海外に送り出してきた¹。とりわけ、文化大革命が終結した後、工業・農業・国防・科学技術の4分野の近代化を意味する「四つの現代化」実現の一環として、また改革・開放政策の下で学生・研究者などの人的交流を中心に、諸外国との教育・学術・文化交流を積極的に推進してきた。本章では、第一に、こうした中国の留学生派遣を中心とする留学生政策の変遷をたどり、とくに近年の留学生政策の重点が奈辺にあるかを明らかにするとともに、日中間の留学生交流の実情について論じる。第二に、学生から教員へ目を転じ、中国の大学に受入れられる外国人教員および中国から諸外国に派遣される教員の流れについて考察する。これらを通じて、WTO/GATSの第二モード、いわゆる「海外における消費」と位置づけられる留学生教育の問題と、第四モード、いわゆる「自然人の移動によるサービス提供」と呼ばれる外国籍教員の問題を合わせて論じようとするものである。

1. 改革・開放政策下の海外留学政策

中国が文革後に留学生派遣を本格的に始めた1978年から2005年末までの四半世紀の間に93万3,400人の中国人留学生が海外に赴いた²。ちなみに、建国直後の1950年から77年までの28年間に外国へ留学した者の総計は1万1,885人であるから³、文革以後のほぼ同じ年数の間に、その80倍近くの者が海外留学したことになる。

留学生の派遣数については、連続性のある統計数字は公表されず、その推移を把握するには、指導者たちが折りに触れて述べる実績をつなぎ合わせるしかない。いずれも78年を起点とした数字であるが、それらは、「85年前半までの7年間に3万6,800人（うち公費留学生2万9,000人で残りが私費留学生）」、「86年末までの8年間に5万人（うち4万人が公費留学生）」、「89年までの11年間に8万人（このうち3万人が

¹ 建国後の留学生政策および留学生の移動に関して概観したものとして、拙稿「中国の留学政策と日中教育交流」権藤與志夫編『世界の留学—現状と課題』東信堂、1991年、36-50頁がある。

² 「留学回国人員同比増長近四成」『中国教育報』2006年6月6日。

³ 中華人民共和国教育部計画財務司編『中国教育成就1949～1983』人民教育出版社、1984年、126頁。

帰国)」、「92 年末までの 14 年間に 19 万人（このうち 6 万人が帰国）」、そして、「94 年までの 22 万人」といったものである。これらの数字を見ると、80 年代前半までは単純計算すれば年平均で約 5,000 人ずつが海外に留学した漸増の時期であり、80 年代後半になると年平均 1 万人ずつという拡大期を迎えた。

80 年代後半のこの時期には、国としての公費留学生派遣の主たる窓口であった国家教育委員会を通じて派遣される者に加えて、他の行政部門や政府機関および地方政府が独自の財源で行う派遣を増やしていく政策がとられたことも留学生増をもたらした。さらに 80 年代末から 90 年代初頭には年平均 3 万ないし 4 万人もが留学する急増期を経た後、派遣者数は緩やかなカーブを描くようになって来たことを窺うことができる。この間、89 年 6 月 4 日のいわゆる「天安門事件」後には、海外留学の一時的な落ち込みが起こったことも忘れられない。

なお、80 年代以降の留学生の急増は、公費により派遣された留学生によるというよりも、私費留学生によって支えられた面が強い。私費留学は改革開放政策が導入された 70 年代末には公認されていなかった。しかし、海外留学への需要の高まりの中で、中国政府としても私費留学を認めざるを得なくなり、82 年には「私費留学に関する規定」が公布されて、それまでも現実には存在した私費留学生が公認されることとなった。私費留学を人材養成の一つの方途として積極的に支持し、政治的には私費留学生と公費留学生とを同等に扱うことが規定されたことは、私費留学生の急増に拍車をかけた。84 年末には私費留学に関する規定が修正され、私費留学重視の姿勢がいっそう明確化され、公費留学との待遇の差を縮める措置が講じられた。

とはいえ、私費留学には種々の制限が加えられていたことは確かである。とりわけ、高等教育が無償で、大半の学生が人民助学金と呼ばれる公費援助を受けていた時期には、卒業と同時に国による統一的な職場配置が実施され、学生はそうした優遇に見合う国への奉仕を求められていた。従って、専科（短期の高等教育機関）卒以上の者が卒業後に義務的勤務期間を終えぬまま私費留学を希望した場合、中国政府は 1990 年から私費留学の資格審査を行うとともに、在学中に国が彼らのために使った教育費の返還を求めてきたのである。

ところが、社会主義市場経済体制への移行が国策として導入された 1992 年以降、高等教育をめぐる環境は一変し、建国以来の種々の慣行の見直しが行われた。高等教育は有償となって、教員養成、少数民族、体育、航海など、青年の間では人気がないが人材を必要とする一部の分野の大学や専攻の在籍者を除いて、ほぼ学生全員から授業料が徴収されるようになった。寮費も有料となり、ニーズベースの「助学金」はメリットベースで優秀者への報奨である「奨学金」に変わった。また、卒業後の統一的な職場配置も過去のものとなり、卒業生は自ら就職先を捜さなければならず、当然ながら就職の保障もなくなった。

こうした徹底した受益者負担原則の下では、卒業後の義務的勤務というのは不合理になる。かくして、2002年11月1日からは、高学歴私費留学者の審査手続きを簡素化し、教育費の弁済義務も取り止められることになった。これに伴い、各地および各高等教育機関がこれまで徴収し、私費留学生在が弁済してきた教育費も当事者あるいは合法的な代理人に返還されることになった。国内の教育・研究環境の充実により、出国を取り締まる必要のない状況が生まれてきたことが根本にあり、中国の矜持を示す動きといえる。

ところで、留學生の多数派遣政策が打ち出された78年当時、大学教育はまだ十分に回復していなかったため、実際に派遣されたのは、すでにかなり年配の学者が圧倒的多数であり、さもないとすれば高校を出たての学部レベルの学生であった。しかし、その後、国内の大学教育が次第に整備・充実されるにつれて、79年末の全国出国留学人員工作会議では大学院生の派遣を主としていく政策がとられ、現実に年配の研究者や学部生の占める比率は下がる一方、大学院レベルの留學生が増加していった。大学院生の派遣を主としていくための措置として、出国予備研究生として、一定数の者を別途選抜し、外国語の集中訓練を行う方法もとられた。さらに国内の大学院整備につれて、派遣対象者の学歴は上昇し、86年5月の留學生工作会議では碩士（修士）学位取得を目指す留學生を減らし、博士号取得を目指す留學生を増やすことが決められた。88年4月5日に国家教育委員会で留学問題を担当する黄辛白専任委員は政府の留學生派遣政策を説明した際、今後は国内外での博士号取得者を含む「研修人員」や「訪問学者（正規の課程に在籍せず、特定課題の調査研究を目的とする研究者）」を多数派遣する方針を明らかにした。その後、95年4月には「国家留学基金による外国留学人員の選抜に関する略則」が公布され、これ以後は国家留学基金管理委員会を設け、公費留學生の選抜と管理は同規則に基づいて実施されることになった。同規則が定める派遣者の範疇には高級訪問学者と訪問学者Ⅰおよび同Ⅱの3種類があり、いずれも既に自立した研究者である。

文革後に出国した留學生のうち、全体の25%に相当する23万2,900人がすでに帰国している⁴。近年、中国国内の相対的な政治的安定と好調な経済状況の下で、海外から先端的知識や技術を携えて帰国するUターン組（海外帰国者を意味する「海帰」と発音が同じ「海亀」派とも呼ばれる）が増えてきた。なかんずく2005年度は、前年度と比較して、帰国者の伸び率が出国者のそれにより大幅に高まった年である。具体的には、留学のために海外に赴いた者は3.3%増であったのに対して、留学から帰国した者は前年比で39.4%も増えた⁵。帰国者のうちでは、とくに私費留學生の帰国者が47.9%増と、公費留學生の帰国者の伸び15.6%増を大きく上回っていた。

⁴ 前掲、『中国教育報』2006年6月6日。

⁵ 同上。

しかしながら、その一方で留学生資格によって出国し、現在も海外に留まっている者が全体の75%に当たる70万500人を数える。未帰国者のうちの51万2,800人は勉学の途上であったり、外国で学術研究活動に従事したりしているという⁶。実際のところ、留学したまま当該国に居着いてしまい、「頭脳流出」と見なしうる者も相当数にのぼっているのである。

2. 国家留学基金会の活動と優先施策

上述した文革後の留学生の派遣や受入れに関する行政事務は、長く各省庁で個別に行われてきたが、1995年以降、それらを一本化する国家留学基金会在が設置された。同基金会在は設立以来の10年間で2万2,031人を海外に派遣し、そのうち1万8,098人はすでに帰国している。同委員会が管理する公費留学管理の原則は「留学を支持し、帰国を奨励し、往来は自由」という国の方針に基づき、「(留学生)個人が申請し、専門家による審査を通じて、平等に競争し、優秀な者を選んで採用し、契約を結んで派遣し、違約した場合には賠償させる」というものである。国家留学基金会在の管轄の下で、すでに多様な様式、多様なルート、多様なレベルでの留学を行う形態ができあがり、公費による留学生派遣の規模は年々拡大するとともに、帰国率も次第に上昇している。1997年に92.25%であった帰国率は2005年には98%に上がり、この間の平均帰国率は97.02%である⁷。

公費派遣留学生の資質は年々向上してきており、2005年の派遣者を見ると、その大部分が各専門学問分野をリードする人々や国家レベルの科学研究プロジェクトを主宰したことのある人々であった。修士学位の保持者は全体の83.5%を占め、博士学位取得者も全体の54.29%の高率であり、教授・副教授クラスの者が全体の75%を占めた⁸。78年に留学生の多数派遣が決まった当初、高等教育は文革の混乱から立ち直っていなかった。そのため、当時派遣されたのは、文革以前に教育訓練を受けた既にかなり年配の者が大半であり、さもないれば学士課程の学生であった。しかし、その後の国内の高等教育の整備につれて、派遣対象者には明らかな高学歴化傾向が現れたのである。留学基金会在は世界の著名な大学と協定を結んでいるが、これは「一流の学生を、一流の大学に送り、一流の指導教員に師事させる」という考えに基づくものであり、オックスフォード大、ケンブリッジ大、ハーバード大などとの間で、大学院生・ポストク

⁶ 前掲、『中国教育報』2006年6月6日。

⁷ 「公派出国留学生97%回国 10年共派出兩万多人」『人民日報（海外版）』2006年5月31日

⁸ 同上。

フェローの共同養成プログラムを創設している⁹。

ちなみに、諸外国との学歴・学位の相互承認に関して、中国は2004年2月5日までに以下の各国と協定を結んできた。すなわち、1988年にスリランカと結んだのを皮切りに、1990年ブルガリア、1991年アルジェリア、ペルー、1992年モーリシャス、1993年ウズベキスタン、1994年カメルーン、1995年ルーマニア、ロシア、1997年エジプト、ハンガリー、1998年ベラルーシ（学歴証書のみ相互承認）、1998年ウクライナ、モンゴル、2000年ベラルーシ（学位の相互承認）、2002年キルギス、ドイツ、2003年イギリス、フランス、オーストラリア、ニュージーランドである¹⁰。近年、欧米先進諸国との間で協定が相次いで結ばれるようになったことは、これらの国々が中国の高等教育を同レベルと認めるようになったことを示している。

このように高等教育段階では高学歴化が起こったが、中国人の海外留学を全体として見ると、中等教育段階以下の年少者の留学が増え、両極化するという別な傾向も見逃せない。例えば、1999年にオーストラリアに留学した中国人生徒・学生の45%が高校への留学であり、2000年にはその比率は53%に達したのである¹¹。また、2003年1月15日に公表されたある留学に関する調査結果にも海外留學生の低年齢化傾向が表れている。上海市教育委員会の国際交流処と同市にある留学仲介機関の協会、さらに『成才與就業』誌社が合同で行った調査によれば、留学仲介業者が間に入って、すでに出国の準備をしている者、つまり単なる留学希望者ではなく、留学が現実に目の前にある者の年齢構成を見ると、20歳～24歳の者が最多で60.8%を占めている。これに次くのが15歳～19歳の者の27%であり、25歳～29歳の者は10.1%にとどまり、大学進学以前の年齢の者もいくらか含まれていることが分かる。社会の関心を集めている15歳以下の者は、この調査対象者の間ではわずか0.1%しか含まれていなかったが、調査に当たった関係者は、多くの父母が自制心や自己管理能力の未だ十分に備わっていない子どもが一人で海外留学することの悪影響を認識するようになってきた結果であろうと見なしている¹²。

また、留学派遣者の選抜に際しては、優先的に派遣する7つの学問分野（130余りの専攻に及ぶ）が確定されている。それらの分野とは、通信情報技術、農業ハイテク技術、生命科学および人口・健康、材料科学および新材料、エネルギーおよび環境、エンジニアリング科学、応用社会学およびWTO関連領域である。この他に、個別の

⁹ 「7成公派留学人員集中在通信等7大領域」

http://hr.cyol.com/content/2006-05/31/content_1401421.htm

¹⁰ 「中国簽定的国家間相互承認学位，学歴和文憑的双辺協議清單」<http://www.jsj.edu.cn/ mingdan/003.html>

¹¹ 「留学海外，高考之外的選擇」<http://goabroad.sohu.com/73/58/article202635873.shtml>

¹² 「首個中国學生出国留學狀況調查報告出台」

<http://www.zaobao.com/special/newspapers/2003/01/others170103d.html>

優先派遣対象となるプログラムとして、「WTO 加盟後の金融業界の人材養成プログラム」「西部地区人材養成特別プログラム」「青年中堅教師出国研修プログラム」、優秀な人材を大学教員に確保するための「長江学者および創新団隊発展計画」「新世紀の優秀人材支援計画」¹³も設けられている。

こうした優先分野が定められたことにより、この数年の間に国家留学基金会の資金援助を受けて留学した人々のうちの70%がこれらの7分野に集中している。中国の宇宙ロケットである神舟五号、神舟六号の開発プロジェクトの中心メンバーも基金会の資金で留学したが、これは、基金会在中央の総政治部、総装備部、国防科学工学委員会およびその所管大学の教授・助教授クラスに対して、毎年、計画的に支援を行ってきたことの一環である。

この他、2003年には「優秀自費留学生奨学金」が創られた。これはすでに海外にいる私費留学生のうちの優秀な者を選んで国が一人当たり5,000米ドルの奨学金を与えるプログラムであり、4年間で800人余りがこの奨学金を授与されている¹⁴。私費留学生に対する中国政府の関心を示し、彼らが学業を終えた後に帰国して国のために奉仕しようという意識を高めることをねらったものである。

3. 留学帰国者の有効活用

近年の中国の留学生政策を見ると、その特徴として、派遣もさることながら、むしろ留学生の帰国を促し、帰国留学生の受入れ体制整備に力点が移ってきたことを窺うことができる。今後は海外留学の成果を国内で如何に活かすかが大きな課題となっているのである。留学帰国者の職場配置ないし就職斡旋のために、各地に留学サービスセンターが設置され、給与、住居、種々の手当などの点で帰国留学生を優遇する措置が講じられた他、高水準の知識や技術を身につけた海外留学生と国内の関連企業の双方が一堂に会して、新たなプロジェクトの立ち上げや人材招致の場となる「交流会」が開催されている。

帰国留学生受入れの一環として、彼らがハイテク産業を興し、ベンチャー企業を始める便宜を図ることを目的として、「留学人員創業園」と称する拠点が北京、上海、広州、蘇州などに創られている。北京市には2006年現在すでに17の「留学人員創業園」が設置され、2,000人余りの海外留学経験者を惹きつけ、創業した企業は1,500社を数え、資本金総額は40億元（約600億円）にのぼる¹⁵。そうした拠点の一つであ

¹³ 「中国創新公派出国留学機制」『人民日報（海外版）』2006年6月22日。

¹⁴ 「国家優秀自費留学生奨学金9月始申請」<http://edu.qq.com/a/20070830/000096.htm>

¹⁵ 「中国海外留学人員及國際科技項目交流会成果顯著」（<http://www.hsm.com.cn/news/2006/0531/68/30564.shtml>）

り、2002年9月に開設された北京大学留学人員創業園は、北京大学と同大所在地の中関村管理委員会とが共同設置した創業のためのインキュベーター基地である。同園は大学や研究機関の研究・開発、中小規模のハイテク産業、留学帰国者を結びつけ、創業する場を提供することを趣旨とする。ここで起業を試みる会社に対しては、当初3年間は所得税の徴収を免除し、次の3年間も通常の半分に相当する7.5%の比率での税徴収を行うという優遇措置がとられる。また同園内の企業に関わる帰国留学生に対しては、配偶者や子女の北京戸籍取得、住宅購入や子女の北京大学附属学校への優先入学など、種々の特典が与えられることになっている。

さらに、2002年に教育部は留学帰国者が研究を始める便宜を図るため、「留学帰国者研究初動基金」を設けた。助成対象となるのは、海外留学1年以上で博士学位を取得しており、年齢が45歳以下、帰国後に教育・研究機関に勤務している者であり、帰国後2年以内であれば支援を申請しうることになっている¹⁶。

4. 留学生受入れ国への変貌

中国人の海外留学の一方で、中国へ留学する外国人も増えている。中国教育部は2004年2月10日に「2003年～2007年の教育振興行動計画」を発表したが、その中で「教育の対外開放をさらに拡大する」ため、①全方位的で高レベルの国際教育協力・交流を強化する、②留学制度改革を深化させ、国際間の高レベルの学生・学者の交流を拡大する、③海外での中国語教育を大いに推し進め、国際教育サービス市場を積極的に開拓する、という3項目の目標を掲げた。三番目の目標に関しては、世界の100か所での設置を目標に、わが国における既設約10校を含めて、各国で速やかな建設が進められている「孔子学院」という特別機関が目玉である。各種の外国人留学生については、2005年には14万1,087人が中国で学んでおり、すでに受入れ数においてわが国を凌駕している。この受入れ数は前年比で27.28%増であり、1998年に比べれば32%増えたことになる。そのうち中国政府奨学金の受給者が7,218人であり、私費留学生が13万3,869人であった¹⁷。

上述した国家留学基金会は海外からの留学生招聘事業も行っており、150か国余りと協定を結んで中国政府奨学金を与えている。この10年間を見ると、当初は毎年4,000人に支給されていた奨学金が現在では毎年7,000人余りに増やされている¹⁸。外国人留学生の出身地を見ると、アジアからの留学生が多く、全体の75.73%を占める。次

¹⁶ 「教育部留学回国人員科研啓動基金管理規定」

<http://www.csc.edu.cn/gb/readarticle/readarticle.asp?articleid=1529>

¹⁷ 前掲、『中国教育報』2006年6月6日。

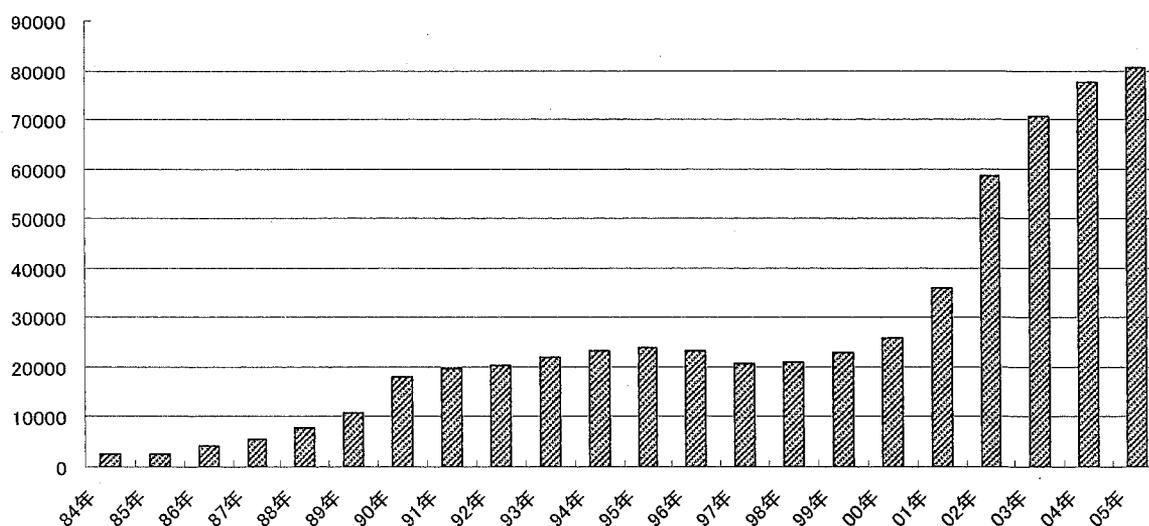
¹⁸ 前掲、『人民日報（海外版）』2006年5月31日

いでヨーロッパ 11.67%、アメリカ 9.37%、アフリカ 1.95%、オセアニア 1.28%である。国別では韓国、日本、アメリカ、ベトナム、インドネシアの順になっている。彼らのうち学歴取得を目指している者が 31.79%、学歴取得を目的としない比較的短期の留学生が 68.21%である¹⁹。中国の政治が比較的安定し、経済発展が速く、国際的な影響力が増してきていることから、ますます多くの外国人留学生が中国を訪れるようになったものと、基金会の関係者は見ている。中国はこれまでの留学生の派遣国から受入れ国への転換を着々と進めているのである。

5. 日中間の留学生交流

以上述べてきたような経緯で展開してきた中国の留学生派遣および受入れであるが、次にわが国との留学生交流に絞って見てみると、その始まりは、1973年に6人の中国人留学生が派遣され来日したことであった。その後、中国政府公表の統計によれば、派遣者数は74年10人、75年0人、76年13人、77年13人、78年109人、79年112人、80年397人、81年441人、82年480人、83年433人²⁰と、徐々に増えていった。上述したとおり、80年代に入ると、私費留学が認められたことにより、来日する留学生は急増した。

図 7-1 在日中国人留学生数の変遷 (単位：人)



注：文部科学省調べ。毎年5月1日の時点で大学（大学院を含む）、短大、高専、専門学校に在籍する者の数。

¹⁹ 前掲、『中国教育報』2006年6月6日。

²⁰ 前掲、『中国教育成就 1949-1983』129頁。

一方、文部科学省の統計によれば、毎年5月の時点で、わが国の大学・短大・高専・専修学校に学ぶ中国人留学生の数は、1984年2,491人、85年2,730人、86年4,418人、87年5,661人、88年7,708人、89年1万850人、90年1万8,063人、91年1万9,625人、92年2万437人、93年2万1,801人、94年2万3,256人、95年2万4,026人、96年2万3,341人、97年2万479人、98年2万957人、99年2万2,915人、2000年2万5,907人、2001年3万5,896人、2002年5万8,533人、2003年7万814人、2004年7万7,713人、2005年8万592人（図7-1参照）である。

ここに見られるように、80年代末に1万人を越えると、数年後には2万人の大台に乗ったが、その後の10年間は漸増に留まった。しかしながら、2000年以後は毎年2万人ずつも増える勢いであり、2003年には前年比21%増を記録し、ついに7万人を越えた。在日留学生全体に占める比率は64.7%と、国・地域別の留学生数において他を大きく引き離している。遅ればせながら「留学生十万人計画」の目標達成を支えたのは中国人学生である。近年の急増は文部科学省奨学金の支給人数増など留学生支援の積極策や入国・在留管理の改善が功を奏したこと、さらに、わが国の18歳人口の減少や少子化への対策として私立大学を中心として多くの大学が留学生の受入に積極的になっていることの結果と考えられる。

来日する中国人留学生のうち、中国政府派遣留学生については、吉林省長春市の東北師範大学キャンパス内に1979年に設けられた赴日留学生予備学校および82年に設けられた大連外国語学院培訓部で留学予備教育が実施されてきた。予備教育には、日本語および専門教育の教員として、文部科学省および国際交流基金により日本人専門家が派遣され、協力体制が創られてきたのである。

こうした公費留学生と違って、中国からの私費留学生の多くは、まず日本語学校で学ぶ、いわゆる「就学生」として来日する。在留資格として「留学」と「就学」が区分されたのは1982年からであるが、真剣に日本語学習に取り組む者がいる一方で、就学生を装って入国し不法就労・不法残留者となる者も少なくなかった。他方、彼ら就学生を受入れる日本語学校については、教育よりも営利が目的といった名ばかりの「学校」も存在した。こうした状態を正すため、88年「日本語教育施設の運営に関する基準」が定められ、89年からは新設された日本語教育振興協会が基準を満たした日本語教育施設を認定することになった。1991年には463校を数えた日本語教育機関1998年の時点で265校にまで絞り込まれたが、その後再び増加傾向に転じ、2005年には383校になっている。在学生数には、1991年3万5,576人、1995年1万4,585人、1999年2万1,787人、2003年4万2,729人と、年によりかなりの増減が見られる。2005年時点での在籍者数は2万5,860人である。こうした日本語学校で学ぶ就学生のうちで、中国人学生は毎年出身国・地域別人数の第一位を占めてきた。各年の実数および全体に占める比率を挙げれば、1998年7,345人(48.1%)、1999年1万1,857

人(54.4%)、2000年1万9,189人(62.6%)、2001年2万3,084人(68.4%)、2002年2万7,512人(70.2%)、2003年3万1,669人(74.1%)、2004年2万3,482人(66.4%)、2005年1万1,986人(46.3%)、2006年1万6,069人(52.5%)である²¹。

他方、日本から中国への留学は1974年に日中友好協会を通じて13人の日本人が北京語言学院に留学したのが最初であった。それから30年経った2004年に日本から中国へ半年以内の短期留学も含めて留学目的で赴いた日本人は1万9,059人にのぼっている²²。日中間の学生交流に関しては、明らかに日本側に入超状態が続いているものの、日本から中国へ向かう留学生の数も年々増加していることも見逃せない。

すでに述べたような経緯のために、中国政府が海外に派遣する対象と考えているのは、使用範囲がごく限られているものの、外交や貿易の実施に際して一定数の人材を確保する必要のある特殊言語の習得など、早い時期からの教育・訓練を要する分野や特定国で学ぶ以外に効果的な教育・訓練を受けることが難しい分野である。それらを除いて、大学院レベルも含め、高等教育は基本的に中国国内で十分に施しうると考えられており、中国政府の経費で海外に派遣されるのは、すでに研究者としての訓練を終えている者に限られると考えてよい。つまり、中国政府が自らの経費で日本に派遣してくる学士課程および大学院課程の学生はごく限られ、日本側が何らかの奨学金を提供する場合は別であるが、そうでない場合、中国人学生にとっての主要な留学先である欧米先進諸国との間で、中国人留学生、とりわけ優秀な人材を獲得するためには、厳しい競争に勝ち得てはじめて相当数の留学生を集めることができるということを認識しなければならない。

6. 中国の外国人教員受入れ

建国初期の1949～52年にはソ連から中国へソ連人顧問187人が派遣され、続く第一次五か年計画期には、ソ連人教育専門家や学者の数はさらに増大して567人となったという統計がある。しかし、やがて中ソ関係が冷え込み始めた58年からソ連人専門家の数は減少し、1960年には最終的に全員が退去した。こうした中国を訪れ教育改革を助けたソ連人専門家の人数についてはいくつかの説があり、ソ連側の資料では615人と1,269人という二つの数字がある。前者は大学で教えるために訪中したソ連人であり、後者は高等教育部やその他の教育行政機関で働いた教育学者ないし専門家も含んだ数字なのである。ともあれ、一部のソ連人顧問は高等教育部に配置され、理論や政策の問題に関する援助を行い、一方、多数の者が個別の高等教育機関での改革の推進や教育指導に当たるなど、彼らソ連人専門家は高等教育改革のあらゆる側面で貢献し

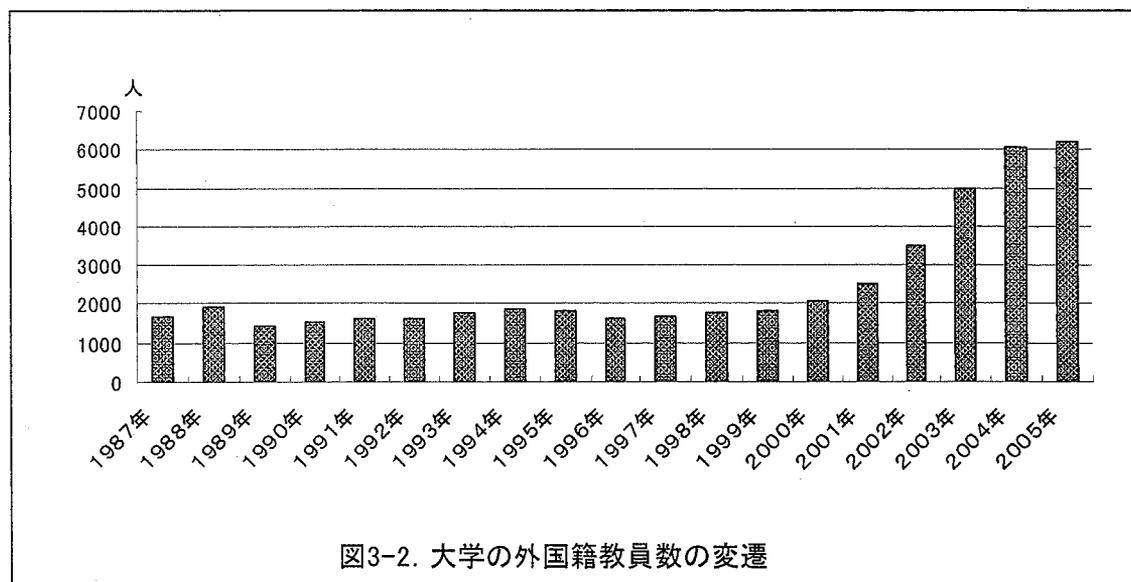
²¹ 日本語教育振興協会「日本語教育機関の概況」<http://www.nisshinkyō.org/j147-18.pdf>

²² 中国教育年鑑編輯部編『中国教育年鑑 2005年版』人民教育出版社、2005年、464頁。

たことは確かである²³。その後、いわゆる「自力更生」策を唱える中国では、外国人教員や専門家の受入れはごく限られたものになっていき、とりわけ文化大革命の時期は受入れのみならず中国人教員の派遣も含めて長く鎖国状態が続いた。

外国人教員の受入れが再開したのは文革直後の 1978 年であり、中国人教員の派遣が再開したのは 1979 年であった。1978 年に短期の講義のために中国を訪れたのは、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、メキシコ、フランス、日本、アメリカ、イギリス、西ドイツ、シリアの 10 か国からの 100 人余りの教授や専門家であった。翌 79 年には 28 か国の 335 人が長期滞在の専門家として全国 65 校の高等教育機関で教壇に立つとともに、15 か国からの 495 人の科学技術分野ならびに言語教育分野の専門家が短期で招聘された。招聘者の数は徐々に増え、1980 年には 30 か国 545 人が長期で、20 か国 710 人が短期で中国を訪れ、1981 年には 29 か国 560 人が長期で、20 か国 730 人が短期で中国を訪れたのである²⁴。

こうした外国人教員・専門家に関する統計数字は、公刊された資料の中に記載されることは長らくなかった。『中国教育統計年鑑』²⁵という統計集が刊行され始めた 1987 年からは、外国人教員の人数を知ることができる。その変遷を図示したのが、図 3-2 である。



注：『中国教育統計年鑑』各年版の当該数字から筆者作成。

²³ 建国初期のソ連人専門家・顧問の働きについては拙著『現代中国高等教育の成立』（玉川大学出版部、1996年刊）の第6章「社会主義的大学教師陣の形成」を参照されたい。

²⁴ 中国教育年鑑編集部編『中国教育年鑑 1949～1981』中国大百科全書出版社、1984年、672頁。

²⁵ 『中国教育統計年鑑』は1987年版および88年版が北京工業大学出版社から刊行され、これ以後は人民教育出版社から毎年刊行されるようになった。

ここに見られるように、外国人教員の数は2000年までは1,500人から2,000人の間で緩やかな増減を繰り返していたが、2001年からは急激な伸びを示したのである。なお、1987年から2002年までの外国人教員の人数は「普通高等教育機関で1年以上招聘された外国人専門家・教授」であり、2003年以降は、テレビ大学、職員・労働者大学など勤労成人を対象とし、いわゆる成人高等教育機関とよばれる機関や民営の高等教育機関など、普通高等教育機関以外の機関で受入れられ雇用されている外国人教員も含まれている。しかし、2003年を例にとれば、普通高等教育機関の外国人教員が4,576人であるのに対して、成人高等教育機関では131人、民営高等教育機関では262人と、普通高等教育機関と後二者とは数が1桁違い、圧倒的多数は普通高等教育機関で受入れられた者である。ここにもGATSのサービス貿易の第四モード「自然人の移動によるサービス提供」による自由化の影響が現れていると見ることもできよう。ちなみに、外国人教員が中国の高等教育に従事する教員全体に占める比率は0.4%～0.6%の間を上下している。しかし、同じく0.5%前後といっても、高等教育機関の教員総数は1987年には38万5,352人であったものが、2005年には107万2,692人へと3倍近くに増えている。とりわけ世紀の変わり目に起こった大学新入生の「3年間の大拡張」という事態に対応する形で、2000年以後に教員も飛躍的に増加したのであり、外国人教員もこれに連動するかのように急増したのである。

7. 中国人教員の海外派遣

このように外国人教員数が増加する一方、中国から派遣されて諸外国で教育に当たる者の状況はどうであろうか。文革後の1979年に69人の中国人教員が北朝鮮、パキスタン、ネパール、スリランカ、アルジェリア、エジプト、チュニス、マリ、コンゴ、モーリシャス、イエメン、ユーゴスラビア、デンマーク、フランス、フィンランド、ルーマニア、イタリア、オーストリア、イギリス、オーストラリア、メキシコ、ベルギー、カナダの23か国の大学で教壇に立ち、長期で中国語および理工学関連の教育に当たることになった。同年にはまた23人の中国人専門家が短期で8か国に派遣されている。こうした外国へ派遣され、あるいは外国から招聘される中国人専門家の数は、その後やはり徐々に増え、1980年には89人が25か国に長期で、26人が7つの国・地域に短期で赴き、1981年には120人が27か国に長期で、75人が7つの国と地域に短期で赴いたのである²⁶。

外国へ派遣される中国人教員に関する統計数字は、これ以後まとまった形で公的な統計資料集などに掲載されることはなくなった。ところが、ここ数年、海外で教壇に

²⁶ 前掲、『中国教育年鑑1949～1981』671～672頁。

立ち、とくに中国語を教える目的で派遣される教員が注目を集めている。しかも、これまでにないほど大量の派遣なのである。例えば、2005年初頭に韓国の16人の小中学校長が国内の2,000校余りの小中学校を代表して浙江省を訪れ、浙江師範学院の林正範院長との間で文化交流・協力協定を締結し、韓国の小中学校で実施されることになった中国語教育を担当するため、浙江省の高等教育機関の卒業生の中から毎年600人を選抜して韓国に派遣することになったと報道された。韓国側が往復旅費、宿舎・食費、医療費および保険料を負担した上、月額853元以上の給与を保障し、最低1年間は韓国の小中学校で中国語教育を担当するというのである²⁷。2005年3月には第一陣の40人が韓国に赴き、次いで同年9月には第二陣の600人が派遣されるという計画が立てられた²⁸。

このような中国人教員の大量派遣は浙江省に限られたことではなく、中国政府が国を挙げて取り組んでいることを見て取れる。前年の2004年3月26日には「国際漢語教師中国志願者計画実施規則」が公布され、施行されることになっていたのである²⁹。この事業を中心となって進めているのは、第2章で論じた孔子学院の世界展開の責任機関である国家対外漢語教学領導小組辦公室（略称は「漢辦」）であり、中国政府の中国語普及世界戦略の一環に位置けられるものである。

2006年に漢辦が全国各地に対して該当者の推薦を依頼した文書によって、派遣される教員像を見てみると、次のような条件に適合する者であることが求められている。

1. 祖国を心から愛し、規律を尊び法を守って、対外中国語教育事業を心から愛し、良好な思想道徳と職業道徳を持ち、人の手本となること。
2. 年齢55歳以下（55歳も可）で、心身が健康であること。フランス語、ドイツ語、スペイン語、ロシア語、ポルトガル語の教師であれば、年齢58歳（58歳も可）までゆるめることができること。
3. 2年以上の大学あるいは中学・高校での教育経験年数を有し、対外中国語、中国語、外国語、歴史、哲学、教育などの専門分野の教育に従事した学校の定員内教師および教育の仕事に従事した共通語テスト員。
4. 共通語は2級甲³⁰以上のレベルに達していること。

²⁷ 「杭州選抜600名師範生去韓国教中文」『華生報』2005年1月27日

<http://cn.chinagate.com.cn/chinese/jiaoyu/34333.htm>

²⁸ 浙江師範学院は韓国への中国語教員の派遣のみならず、シンガポール教育省との提携によりシンガポールの小学校での華語教育に当たるシンガポール人教員の訓練クラスを2005年11月から開設し、シンガポール人教員20人に対して3週間の集中訓練を実施している（「杭州師範学院成功舉辦新加坡教育部小学華文教師培訓班」

http://www.tcsol.org/wwfbs/forum_posts.asp?TID=27

²⁹ 「『国際漢語教師志願者計画』実施辦法頒布」

http://www.modedu.cn/js/zcfg/content_26018.shtml

³⁰ 広大な国土の中で多くの方言が存在する状況に鑑み、中国政府は1994年以降、標準中

5. かなり熟練している外国語を使って日常生活と仕事上の意思疎通を行うことができること。

6. 比較的優れた適応能力とコミュニケーション能力を身につけていること。

7. 招聘する外国側の要求に合致していること。

8. 「外国語としての中国語の教育能力証明書（高級）」（もとの「対外中国語教師資格証明書」）は必須条件ではない。証明書を有する教師は資料を送付する際に添付して参考とすることが望まれる³¹。

応募者は漢辦が組織する専門家による第一次、第二次の審査によって選抜される。こうして各国へ派遣されることが決まった者に対しては、以下の月額標準額の給与がランクにより支給される。すなわち、1級（教授、研究員）1,300ドル、2級（副教授、副研究員）1,200ドル、3級（講師、助理研究員）1,100ドル、4級（助手、実習の研究員）1,050ドルである。また、この他にも派遣国の環境に応じて、1種（支給なし）から2種（100ドル）、3種（200ドル）、4種（320ドル）、5種（450ドル）、6種（550ドル）の手当も準備され、交通費（月額200ドル）、支度金（3,000ドル）が支給されることになっている。

こうした内容の選抜を経て2005・06学年度に諸外国の大学や教育省に中国語教育の教員や顧問として派遣された者は、表3-1に示すとおりである。これを見ると、地域的な内訳ではヨーロッパの各国への派遣が13人と最も多く、そのうち7人は旧社会主義諸国である。これに次いでアジア・太平洋州へ10人、中東3人、アフリカ2人、南アメリカ1人となっている。北米については、この年度の派遣者は皆無であった。ところで、北米ないしアメリカへの中国語教員の派遣に関連して2008年初めにはトラブルが起こっている。

中国教育部は北京の某社が「アメリカ華文教育基金会（略称はCEFUF）」の委託を受けて、アメリカで中国語教育に当たる教員600人を募集しているという情報に対して警告を発したのである。すなわち、駐米大使館と連絡をとったところ、「アメリカ華文教育基金会」なる団体についての情報が確認できず、その存在自体に疑念を抱いているというのである。そもそもアメリカの学校が一人の外国人教員を受け入れるにも複雑なプロセスと大量の事務作業を伴うものであるのに、600人もの多数の教員に関して、1年の間に査証の取得や具体的に受け入れ校への赴任までを成し遂げうるよ

国語のレベルを測る検定試験を実施しており、学校教員、師範系大学の卒業生、アナウンサー、演劇人など、標準中国語を操ることを必要とする職業に従事する1946年以降に生まれた人々の受験を義務づけている。標準中国語の能力は1級甲乙、2級甲乙、3級甲乙の計6ランクに分けられ、職業別にそれぞれ所定の要求水準と内容が定められている。2級甲とは上から3番目のランクである。

³¹「河南省教育厅辦公室轉發国家対外漢語教学領導小組辦公室關於推薦2006～2007年度国家公派出国対外漢語教師的通知」

<http://www.hadoc.gov.cn/html/ggtz/html/news/373.html>

うな機関はあり得ないと考えられるからである。この件に関する関係情報が曖昧な点に鑑み、教育部は応募者が出願や選抜試験を受験するに際しては、関連資料や情報を真剣に集めるとともに、自らの権利を守り、危険を覚悟する意識を持つようにと異例の通知を出したのである³²。これなどは中国語教員として海外へ赴くことが一種のブームとなっており、このアメリカの機関による大量の教員の招聘プログラムの真偽については更なる探究を要するとはいえ、そうした風潮につけ込もうとする動きすら出てきていることを示している。

表 3-1. 2005-2006 学年度に国により長期海外派遣された中国語教師リスト

番号	姓名	勤務先	赴任時期
1	周月琴	エジプト・カイロ大学	2005年9月
2	杜芳	エジプト・カイロ大学	2005年9月
3	肖積均	アラブ首長国連邦警察局	2005年9月
4	魏紅霞	オーストラリア・ビクトリア州教育省顧問	2006年1月
5	莫莉	ベルギー・ゲント大学	2005年10月
6	隋長虹	ポーランド・ウヅジ大学	2005年9月
7	王丕承	ドイツ・ベルリン自由大学	2006年3月
8	王清鋼	ドイツ・ハノーバー中国語センター	2005年10月
9	郭穎雯	フランス・パリ第七大学	2005年9月
10	遼永順	フランス・ボルドー第三大学	2005年9月
11	劉巍	フィジーの逸仙中学(高校)	2006年2月
12	錢偉	コロンビア・アンティオキア大学	2006年2月
13	趙霞	クロアチア・ザグレブ大学	2005年9月
14	蘇瑞卿	ラオス国立大学	2005年9月
15	段穎玲	モンゴル国立大学	2006年4月
16	沈曉雁	ミャンマーヤンゴン外国語大学	2006年1月
17	鄧波	モスクワ大学	2005年11月
18	李春普	南アフリカ大学	2006年3月
19	馬騰	ネパール・ドリブデン大学	2006年2月
20	楊静(青)	サモア国立大学	2005年7月
21	肖双榮	セルビア・ベオグラード大学	2006年2月
22	曾波	バヌアツ中央学校	2006年1月
23	郭進軍	ウクライナ・キエフ大学	2006年4月
24	韓曦	ニュージーランド教育部顧問	2005年10月
25	陳潔	ニュージーランド・ビクトリア大学	2005年11月
26	王若萱	ハンガリー・ブダペスト外国貿易学院	2005年9月
27	王則蒿	ハンガリー・ローランド大学	2005年9月
28	金学麗	インド・ネルー大学	2005年9月
29	曾祥喜	オーストリア・ウィーン大学	2005年10月

資料出所：国家对外漢語教学領導小組辦公室、2005年8月18日公表
http://center.ecnu.edu.cn/htm_library/j_05082401.htm

³² 「教育部有關部門提醒審慎對待“600名教師赴美任教項目”」
<http://www.jsj.edu.cn/dongtai/050.html>

おわりに

以上、中国政府の留学生派遣および受入れ政策の変遷を振り返るとともに、中国を訪れる外国人教員ならびに主として中国語教員として外国へ赴く中国人教員の両面について述べてきた。

まず、留学生の交換に関して、中国政府は公費で派遣する留学生として学士課程および大学院レベルの者をその主要な対象者とは考えていないし、今後はむしろ日本人を含む外国人留学生の受入れ国へと転換することに政策の力点が置かれるものと予想される。まさしく中国は高等教育の門戸を海外に向けて大きく開け広げ始めたのである。中国からの留学生派遣は文革直後からの改革開放政策によって実現したものであったが、中国政府が外国人学生の受入れにかくも積極的に取り組み始めたのは、やはり WTO 加盟が大きな転機となっていることを見逃せない。翻って、日本の諸大学が中国人学生を引きつけるには、日本側が彼らのための奨学金を用意するか、あるいは私費留学生として来日する者を主たるターゲットとする以外にない。後者の場合、真に日本で学習・研究を行うこと以外の目的を持って来日を希望する者は話が別であるが、中国からの私費留学生を受入れる際、日本での高額な授業料や生活費に見合う教育・研究指導が提供されなければ、彼らは敢えて顧客となることはあり得ない。

次に、教員の派遣・受入れに目を移せば、留学生の派遣・受入れの関係が今や受入れに比重を置いた展開を示しているのと違って、外国人教員の受入れ、中国人教員の海外派遣のいずれもがここ数年急激に増加しているのである。外国人教員の受入れ数は、中国が WTO に加盟した 2001 年以降の数年間、2001 年の 2,535 人から、2002 年の 3,495 人、2003 年の 4,969 人、2004 年の 6,088 人と、毎年ほぼ 1000 人規模で増加したのである。また、中国人教員の海外派遣数も数百人規模で実施されるようになっている。中国国境というハードルは WTO 加盟を境に格段に低くなったと見ることができるのである。

資料編

1. 關係法規集成
2. 中国大学教員意識調査資料
 - (1) 質問紙
 - (2) 調査結果 (単純集計)
 - (3) 自由記述意見一覧

国外の機関および個人が中国を訪れ協力して学校を運営する問題に関する通知

(原語は「關於境外機構和個人來華合作辦學問題的通知」)

1993年6月30日

多様な形式の教育による対外交流および国際協力は、わが国の改革開放政策の重要な構成部分である。ここ数年来、わが国の改革開放と現代化建設の歩みが加速するにつれて、学者、留学生の派遣や受け入れを行い、学校間の交流および協力を拡大し、国外の民間組織や個人が中国を訪れ、資金を寄付して勉学を援助することを奨励し受け入れるといった活動が継続的に発展しており、国外の機関および個人が各種のルートを通じて連絡し、わが国と協力して学校を運営する希望を表明することが次第に増えている。機会をしっかりとつかみ、勉学援助のための寄付を受け入れ、協力して学校を運営するなどの形式を通じて、条件を整え、選択的に、われわれに役立つ外国の管理経験、教育内容を導入し利用することは、わが国の教育事業の発展にとって利益がある。このために、国家教育委員会は現在関連法規を起草している。この方面の法規が正式に出されるには、まだある程度の時間が必要であると予想される。当面各地がこの方面の問題を処理するときに遵守すべきことの便宜を図るため、国务院指導層に伺いを立て同意を得た上で、緊急に明確にする必要のあるいくつかの原則について、以下のとおり通知する。

一．協力して学校運営を行うこととは、国内の中国人民が学ぶ機関が外国の機関および個人と中国国内で協力して教育機関を創り上げ、双方が共同で学校運営経費を負担し、共同で学校の教育と管理に参加することを指す。

二．外国の機関および個人を受け入れ、わが国で協力して学校を運営するには、積極かつ慎重に、わが国を主とし、管理を強化し、法律に基いて学校を運営する原則を堅持しなければならない。

三．外国の機関および個人がわが国で協力して学校を運営するには、わが国の法律を遵守し、わが国の教育方針を貫徹し、教育主管部門による認可を受けるとともにその監督と管理を受け入れなければならない。設置を認可された協力して学校運営を行う機関については、その合法的権益は法律の保護を受ける。

四．協力して学校運営を行う国内の機関は、協力して学校運営を行う国外の者の基本的情況や背景を理解しなければならない。中国を訪れ学校を運営する国外の機関および個人が協力して学校運営を行うことを申請するには、有効な資産信用調査証明書な

どの文書を提供しなければならず、協力して学校を運営する資金が整っていることを保証しなければならない。

五. 国外の機関および個人がわが国で協力して学歴取得のためではない教育や短期の養成訓練クラスを創設するには、各省・自治区・直轄市の教育主管部門および國務院の各専門分野を主管する行政部門が認可する。

六. 国外の機関および個人がわが国で協力して学歴取得のための教育や職業高級中学、中等専門学校、技術労働者学校の開設を申請するには、所在地の教育主管部門に申請を出した後に、省・自治区・直轄市の教育主管部門が認可し、国家教育委員会に報告して記録にとどめる。

七. 協力して新設の学歴取得のための教育を実施する高等教育機関を開設するには、協力して学校を運営する機関の国内を主とする側から申請を出し、学校運営の協力合意書を付して提出する。設置基準、原則、審査・認可のプロセスは国内の普通高等教育機関の設置申請と同じとする。既設の高等教育機関の中に二級学院を開設するには、省・自治区・直轄市の教育主管部門と國務院の各専門分野の主管部門が認可し、国家教育委員会に報告して記録にとどめる。

八. 学歴取得のための教育を協力して実施することを認可された高等教育機関の学生募集と学生管理は、国の現行関連規定と高等教育機関の規定に基づいて執行する。

九. 学歴取得のための教育を協力して実施することを認可された学校については、国はその交付した証書と学歴証明書を承認する。国の学位主管部門の認可と授与権を受けて、学位証明書を交付することができる。

十. 協力して開設される教育機構が持つ学校運営の産業は、存続期間中は当該機関の所有に属する。協力して学校の運営を行うことは営利を目的としてはならない。協力して開設される教育機関は国の既存の規定に基づいて学校運営の産業を創立し、あるいは有償の相談サービスを展開することができる。その経営からの収益は学校運営の産業の再生産と職員の福利拡大に用いる以外、すべて学校運営経費あるいは学校運営条件の改善に用いなければならない。

十一. 中国で協力して開設された新設の教育機関は、行政部門の審査・認可を受け、およそ法人としての条件を備えているものは、認可の日から法人格を取得する。当該

教育機関の理事会（原語は「董事会」－訳注）は学校の重要事項を審議し、校長を選任することに責任を負う。校長は学校の法人代表である。校長は中華人民共和国の公民が担当しなければならない。

十二．当面しばらくは国外の機関および個人がわが国で単独で学校を運営することや、国外の公民がわが国の公民個人との間で協力して学校を運営するを受け入れない。特殊な情況については個別案件として処理する。

十三．基礎教育はわが国国民の資質を高める教育である。したがって、義務教育段階の各種の小学校、中学校および基礎教育段階の普通高級中学については、国外の民間組織および個人が資金を寄付して勉学を援助することを歓迎するが、協力して学校を運営する範囲には属しないものとする。特殊な情況については個別案件として処理する。

十四．国外の宗教組織がわが国で協力して学校運営を行う申請を行うことについては、婉曲に断らなければならない。わが方と協力して学校を運営する国外の機関および個人が中国で設置する協力して開設する教育機関は、布教活動に従事してはならない。

十五．協力して学校を運営することの一本化した管理は、国家教育委員会が責任を負う。国外の機関および個人がわが国で協力して学校を運営することを受け入れるには、すべて本通知の精神に基づいて審査・認可しなければならない。審査・認可を受けないまますでに開設されている教育機関については、本通知の精神に基づいて精査と調整を行わなければならない。

十六．香港とマカオ地区の機関の個人、海外華僑、外国籍華人が協力して学校運営を行うことを申請することについては、現在のところ未だ具体的な規定がない情況の下、原則的に本通知を参照するとともに、具体的な情況と対象の柔軟な理解に基づいて、適切に緩和するものとする。台湾地区の機関および個人が国内で協力して学校を運営することを申請することについては、中央の関連政策に基づいて処理し、個別の案件は報告して認可をうけるものとする。

以上の原則は各地で内部的に掌握するものとし、宣伝せず、新聞に載せることなく、執行過程で如何なる問題や意見があったかについては、時を移さずに報告されたい。

外国の機関および個人が上海で行う内外協力による 学校運営に関する上海市管理規則

(原語は「上海市境外機構和個人在滬合作辦學管理辦法」)

1993年12月26日、上海市人民政府第56号令として公布

1997年12月14日、上海市人民政府第53号令として修正の上、改めて公布

第1章 総則

第一条 外国の機関および個人が本市で行う内外協力による学校運営の管理を強化するため、国の関連規定に基づき、本市の実情と結び付けて、本規則を制定する。

第二条 本規則にいう外国の機関および個人とは、上海で協力して学校を運営して(以下「内外協力による学校運営」と略称)、外国の機関あるいは個人が国内の機関と共同で学校運営経費を負担し、あるいはその他の協力形式をもって共同で学校の教育および管理に参与し、本市において開設する義務教育以外の学歴取得のための教育および学歴取得以外の教育を指す。

本規則に謂う外国の機関および個人とは、外国の宗教機関および聖職者機関や聖職者個人を除いたものを指す。

本条第一項にいう学歴取得のための教育とは、中国政府が承認した学歴証明書あるいは学位証明書を交付する教育を指す。

第三条 内外協力による学校運営は中華人民共和国の法律、法規、規則の規定を遵守し、国が定める教育の質についての基本的な要求を達成していなければならない。

内外協力による学校運営者の合法的権益は法律の保護を受ける。

第四条 上海市の教育・労働行政管理部門は本市の内外協力による学校運営に対して統一的な管理活動の責任を負う。区、県の教育・労働行政管理部門は各々の職責に基づき、当該地区内の内外協力による学校運営の管理活動に対する責任を負う。

第五条 内外協力による学校運営の学校は、教育・労働等の行政管理部門の監督、検査、指導および評価を受け入れなければならない。

第二章 内外協力による学校運営の設置管理

第六条 内外協力による学校運営を申請するには、下記の要求に合致していなければならない。

- (一) 内外双方が協力形式を明確にすること。
- (二) 理事会を設け、理事長と理事の人選を明確にすること。理事会の中国側の人数が

2分の1を下回らないこと。

- (三) 法定代表人、校長は中国の公民が担当すること。
 - (四) 教学業務と学校管理を熟知した人員が学校の日常的管理活動を司ること。
 - (五) 国が定める学歴の要求に合致するとともに、教育の仕事に堪えうる専任および兼任の教員を有し、かつ教員の人数は学校運営の規模と適合していること。
 - (六) 明確な学校運営プラン、教育計画、教材の選択計画を有すること。
 - (七) 学校運営の必要性に合った教育の場所と設備を有すること。
 - (八) 必要な開設資金と日常の教育の正常な展開を保証する経費の出所を有すること。
- 協力して高等教育を行うについては、前項に定めた要求に合致する以外に、「普通高等教育機関の設置暫定条例」が定めた学校運営の基本条件に合致しなければならない。

第七条 内外協力による学校運営を申請するには、下記の材料を提供しなければならない。

- (一) プロジェクトの提案書および実行可能性の報告書。
- (二) 中国側協力者を主管する行政部門の意見。
- (三) 内外双方の協力者の身分証明。
- (四) 学校運営資金の資産信用調査証明書。
- (五) 協力同意書および学校運営プラン

第八条 内外協力による学校運営を申請するには、下記の規定に基づいて審査・認可の手続を執り行わなければならない。

(一) 高級技術労働者の学歴教育以外の高等教育の学歴取得のための教育を行うには、市の教育行政管理部門に申請し、市の教育行政管理部門は、申請を受け取った後、上海市高等教育機関設置審議委員会を開催し、審査を行う。審査に合格したものについては、市の教育行政管理部門が上海市人民政府による審査・認可のために報告する。そのうち、本科および本科以上の高等教育の学歴取得のための教育を行うものについては、市人民政府が審査・認可した後、国の教育行政管理部門に報告して審査・認可を受ける。

(二) 中級の技術労働者の学歴取得のための教育以外の中等教育の学歴取得のための教育を行うものについては、市の教育行政管理部門に申請し、市の教育行政管理部門は、申請を受け取った日から15日以内に審査・認可の決定を行う。

(三) 高級・中級の技術労働者の学歴取得のための教育を行うものについては、市の労働行政管理部門に申請し、市の労働行政管理部門は、申請を受け取った日から15日以内に第一次審査の決定を行う。第一次審査に合格したものについては、市の労働行政管理部門から市の教育行政管理部門に報告し、審査・認可を受ける。市の教育行政管理部門は、第一次審査の決定を受け取った日から15日以内に審査・認可の決定を行う。

(四) 幼児教育以外の各種の学歴取得のためではない教育を行うものについては、管轄を受ける関係に基づいて、関連の教育・労働行政管理部門に申請し、関連教育・労働行政管理部門は申請を受け取った日から15日以内に第一次審査の決定を行う。第一次審査に

合格したものについては、関連の教育・労働行政管理部門から市の教育行政管理部門あるいは市の労働行政管理部門に報告し、審査・認可を受ける。市の教育行政管理部門、市の労働行政管理部門は、第一次審査の決定を受け取った日から 15 日以内に審査・認可の決定を行う。そのうち、市の労働行政管理部門が行った審査・認可の決定を市の教育行政管理部門に報告して記録にとどめる。

(五) 幼児教育を行うものについては、所在地の区、県の教育行政管理部門に申請し、区、県の教育行政管理部門が申請を受け取った日から 15 日以内に第一次審査の決定を行う。第一次審査に合格したものについては、区、県の教育行政管理部門から市の教育行政管理部門に報告し、審査・認可を受ける。市の教育行政管理部門は、第一次審査の決定を受け取った日から 15 日以内に審査・認可の決定を行う。

第九条 内外協力による学校運営プロジェクトが認可された後、協力する双方は学校運営に必要な資金、場所、設備、人員など備えるべき条件を確実なものにするるとともに、もとの審査・認可機関に対して正式開設を申請し、以下に材料を提出しなければならない。

- (一) 内外双方の協力契約および学校の規約。
- (二) 理事会および学校の高級管理人員の名簿。
- (三) 教育計画および教材の選択使用計画。
- (四) 教育の場所の使用証明。

もとの審査・認可機関が開設を認可した後、協力する双方は 1 か月以内にもとの審査、認可機関が指定する教育、労働行政管理部門に対して登記手続きを行い、登記を済ませた後に正式に学校を開設することができる。

第三章 内外協力による学校運営の管理

第十条 内外協力による学校運営者は教職員と雇用契約を締結しなければならない。教職員の雇用、解雇、辞職、給与、福利、労働保険、養老保険、失業保険の具体的な規定については、市の教育行政管理部門と関連部門とが別に制定する。

第十一条 各種の学歴取得のための内外協力による学校運営は、登記後を済ませた後、もとの審査・認可機関が指定する教育行政管理部門に対して、学生募集計画を報告し、承認を得た後に具体的な学生募集を行うことができる。

第十二条 高等教育学歴取得のための教育を行う内外協力による学校運営については、その学生募集、試験、合格者決定方法は市の教育行政管理部門が制定する関連規定に基づいて行う。

第十三条 学歴取得のための教育を行う内外協力による学校運営については、その主要な課程の開設、授業時数は国が開設する同レベル同種の学校の課程設置、授業時数に対する要求を参照しなければならない。使用する教材は市の教育行政管理部門による審査を受け

なければならない。

第十四条 内外協力による学校運営の教育の場所と設備については、許可を受けないままに他の目的に流用してはならない。

学校の創立資金、開設認可後に学生から徴収する授業料、および学校の名義で外国で募る資金（設備を含む）については、学校の予算費目の支出あるいは学校の基金として用いるべきであり、他の目的に流用したり、あるいは国外に送金したりしてはならない。

第十五条 内外協力による学校運営においては、いかなる形式の宗教宣伝活動も行ってはならない。

第十六条 内外協力による学校運営における外国為替管理と人民元の口座、外貨銀行口座の開設などの具体的な規定は、市の教育行政管理部門が国の外国為替管理局上海分局とともに別に制定する。

第十七条 内外協力による学校運営を行う外国の協力者あるいは学校が雇用する外国籍の教職員の中国入国については、「中華人民共和国外国人出入国管理規則」の関連規定に基づいて処置する。

第十八条 内外協力による学校運営の授業料の徴収基準については、市の物価局と市の財政局の関連規定に基づいて処置する。

第十九条 内外協力による学校運営を行う外国側の協力者が外国から携帯して入国する教育備品で関税の減免を必要とするものは、税関総署の関連規定に基づいて処置する。

第二十条 内外協力による学校運営を停止するか廃止するには、学校に善後処理案と学校の財産明細書を提示し、もとの内外協力による学校運営の申請を受理した教育、労働行政管理部門に対して申請し、第一次審査を経た後、もとの審査・認可機関に報告して審査・認可を受けなければならない。

第二十一条 各レベルの教育、労働行政管理部門が内外協力による学校運営の停止あるいは廃止の申請を受け取った後、学校の資産に対して点検を行うとともに、財政、会計検査部門を指定して、学校の財務状況に対する会計検査を行わなければならない。学校の剰余資産は、契約の規定に従って外国の協力者に返還すべき部分を除いて、剰余部分は中国側の協力者の所属に帰するものとする。

第四章 法的責任

第二十二条 本規則に違反する行為に対して、各レベルの教育、労働行政管理部門は下記の規定に基づいて処罰を与える。

(一) 勝手に内外協力による学校運営を行ったものには、期限を切って改めるよう命じるとともに、不法な所得を返還するように命じる。

(二) 審査・認可機関による認可を経ないで学生を募集したものには、期限に切って改

めるように命じる。

(三) 内外協力による学校運営の管理が混乱し、教育・授業の質が所定の要求に合致していないものについては、期限を切って改めるように命じ、情状の深刻なものは、学生募集の停止を命じる。

(四) 教育の場所、資金、設備の他の目的への流用を勝手に行ったものについては、期限を切って改めるように命じ、情状の深刻なものは、学生募集の停止を命じる。

(五) 国の規定に基づかないで学歴証明書を交付したものについては、期限を切って改めるように命じ、情状が重大なものについては、学生募集の停止を命じる。

(六) いかなる形式でも宗教宣伝活動を行ったものについては、期限を切って改めるように命じ、情状の重大なものについては、学生募集の停止を命じる。

前項に掲げる本規則に違反する行為については、その情状の軽重を見て、5,000 元以上 3 万元以下の罰金に処することができる。

わが国の他の法律、法規、規則が定める行為に違反したものについては、関連の行政管理部門が関連規定に基づいて処罰する。

第二十三条 教育、労働行政管理部門が行政処分を行うには、行政処分の決定書を提出しなければならない。罰金を徴収するには、市の財政部門が統一的に印刷・作成した財物の没収領収書を出さなければならない。

没収による収入は規定に基づいて国庫を上納する。

第二十四条 当事者が教育、労働行政管理部門の行う具体的な行政行為を不服とするものについては、「行政不服審査条例」および「中華人民共和国行政訴訟法」の関連規定に基づいて、行政不服審査を申請するか、あるいは行政訴訟を起すことができる。当事者が法定期限内に不服審査を申請せず、訴訟を起さず、具体的な行政行為も履行しないことについては、具体的な行政行為を行った部門が「中華人民共和国行政訴訟法」の規定に基づいて、人民法院に強制執行を申請する。

第五章 付則

第二十五条 外国籍人員の子女を学生募集の対象とする内外協力による学校運営の具体的な規定については、別に制定する。

浦東新区の内外協力による学校運営の具体的な実施方法については、別に制定する。

第二十六条 本規則の具体的な適用問題については、市の教育行政管理部門が解釈の責任を負う。

第二十七条 本規則は 1994 年 3 月 1 日から施行する。

国際協力による学校運営の経費徴収管理に関する上海市の暫定規定

(原語は「上海市国際合作辦学收費管理暫行規定」)

1994年5月24日

一. およそ国外の機関および個人が上海で協力して開設する学校(以下、協力学校と略称)は、すべて本規定を執行しなければならない。

二. 国際協力による学校運営は社会主義現代化建設の人材の育成に有利であり、上海の教育事業の発展に有利であるべきであり、営利を目的としてはならない。

三. 現在は協力して学校を運営する初期段階であり、各レベル各種の協力による学校運営の経費徴収については、以下の規定に基づいて行うものとする。

1. 学歴取得のための教育

(1)本市の同類の学校、同類(あるいは類似の)専攻の自費学生の経費徴収基準を参照して行い、高くともその経費徴収基準の2倍を超えてはならない。

(2)各学校は自費学生料金の徴収原則に基づいてコストを計算すべきであり、学生から徴収する経費の項目、用途、金額を列挙し、もとの受理機関の財政部門に対して申告する(高等教育の学歴取得のための教育の実施を申請するには、市の高等教育局計画財務処に申告し、中級の技術労働者の教育については、市の労働局技術労働者研修処に申告し、高級中学段階の普通教育および技術労働者学校以外の中等職業技術教育については、市の教育局計画財務処に申告する)。

(3)各受理機関計画財務部門は自費学生料金の徴収原則と各学校の実際情況に基づいて、協力学校が報告したプランに対して第一次審査を行い、その項目、用途、徴収金額を精査するとともに、第一次審査の意見を提出し、市の物価局、財政局に報告して記録にとどめる。

市の物価局が「経費徴収許可証」を発給するか、発給しないかを決定し、学校は必ず価格を明示し、経費徴収を明確に証明しなければならない。

(4)特殊な情況については、教育(あるいは働く)行政部門、物価行政部門に個別に処理を申し込む。

2. 学歴取得以外の教育:

内外協力により開設される学歴取得以外の教育については、上海市の社会諸勢力による学校運営の経費徴収規定に照らして行う。

四. 各レベル、各種の内外協力による学校運営は、学校運営を一定年限行った後に、元の受理機関および財政・物価行政部門にその経費徴収基準の調整を申請し、教育(あるいは

労働)行政部門、財政・物価行政部門はその教育の質と経費管理などの状況を見て、適度な増額を認めるかどうかを決定する。

五. 内外協力による運営を行う各学校は正しい学校運営の指導思想を確立し、厳格に本規定に合致するように定められた経費徴収の統一基準に基づいて経費を徴収しなければならない。規定に違反し勝手に徴収料金を増額したところについては、機関および個人が物価検査部門に告発することができ、各レベルの物価検査部門は検査して、事実の確認を行った後に情状の軽重を見て、没収や罰金に処すか、あるいは部門と一緒に教育部門に対して学校運営資格の取り消しに処すとともに、関係者の責任を追及するよう申請する。

六. 本規定は7月1日から実行する。

上海市人民政府教育衛生事務室

上海市財政局

上海市物価局

1994年5月24日

内外協力による学校運営に関する暫定規定

(原語は「中外合作办学暫行規定」)

1995年1月26日公布

第一章 総則

第一条 内外協力による学校運営の管理を強化し、我が国の教育事業の発展と教育の対外交流・協力を促進するために、本規定を制定する。

第二条 本規定にいう内外協力による学校運営とは、外国の法人組織、個人、関係国際組織が中国の法人格を有する教育機関やその他の社会組織とともに、中国の国境内において協力して開設し、中国の公民を主たる対象として募集する教育機関(以下、内外協力による学校運営を行う機関と略称)で教育・授業を実施する活動を指す。

第三条 内外協力による学校運営は、中国教育の対外交流・協力の重要な形式であり、中国の教育事業を補充するものである。

第四条 中国と外国の双方は協力して各レベル・各種の教育機関を開設することができる。但し義務教育と国が特別に規定する教育・訓練は除外する。国は職業教育分野での内外協力による学校運営を奨励する。

第五条 内外協力による学校運営は中国の法律、法規を遵守し、中国の教育方針を貫徹し、中国の教育事業の発展のニーズと人材育成の要求に合致し、教育の質を保証しなければならない。営利を目的としてはならないし、国家と社会の公共の利益を損なってはならない。

第六条 中国の国境内で本規定に基づいて実施される内外協力による学校運営の活動は、中国の法律による管理と保護を受ける。

第七条 国務院の教育行政部門は全国の内外協力による学校運営の活動を主管する。県レベル以上の地方人民政府の教育行政部門は、当該行政区域内の内外協力による学校運営を行う機関の管理・監督活動の責任を負う。

第二章 設置

第八条 内外協力による学校運営を申請するには、下記の要件に合致していなければならない。

- (一) 正しい学校運営の目的を有すること。
- (二) 健全な組織機構を有し、業務を熟知した管理人員を有すること。
- (三) 有資格の教員を有すること。
- (四) 学校運営のニーズに適した教育の場所、図書、教育機器・設備と生活関連施設など

必要な条件を有すること。

(五)必要な創設資金と安定した経費の出所を有すること。

第九条 内外協力による学校運営を申請するには、以下の文書を提出しなければならない。

(一)内外協力による学校運営の申請書。

(二)内外協力による学校運営を行う機関の規約。

(三)実行可能性の根拠についての報告書。

(四)中国側の協力者の業務主管部門による審査意見。

(五)協力する双方が署名した協力意向書あるいは協力議定書。

(六)外国側の協力者の公証あるいは認証済みの資産信用調査証明書。

第十条 学歴取得のための教育を実施する内外協力による学校運営を行う機関の設置基準は、中国の同レベル・同種の教育機関の関係設置基準に基づいて処置する。

第十一条 高等教育の学歴取得のための教育を実施する独立設置される内外協力による学校運営を行う機関の開設を申請するには、中国側の協力者が管轄を受ける関係に基づき、省・直轄市・自治区の人民政府あるいは国務院の当該業務を主管する行政部門の審査を経た後、国務院の教育行政部門に報告して認可を受ける。高等教育の学歴取得のための教育を実施する独立して設置されるものではない内外協力による学校運営を行う機関の開設を申請するには、中国側の協力者が管轄を受ける関係に基づき、省・直轄市・自治区の人民政府あるいは国務院の当該業務を主管する行政部門の審査を経た後、国務院の教育行政部門に報告して記録に留める。

第十二条 中等教育の学歴取得のための教育を実施する内外協力による学校運営を行う機関の開設を申請するには、中国側の協力者が管轄される関係に基づき、省・直轄市・自治区の人民政府あるいは国務院の当該業務を主管する行政部門の審査を経た後、省レベルの人民政府あるいは国務院の当該業務を主管する行政部門に報告して審査を受け、国務院の教育行政部門に報告して記録に留める。

第十三条 各レベルの各種の学歴取得のためではない教育・訓練を行う内外協力による学校運営を行う機関の開設を申請するには、中国側の協力者が管轄を受ける関係に基づき、省・直轄市・自治区の教育を主管する行政部門あるいは国務院の当該業務を主管する行政部門の審査を経た後、省レベルの人民政府あるいは国務院の教育行政部門に報告して記録に留める。内外協力により幼稚園の開設を申請する場合には、省・直轄市・自治区人民政府の教育行政部門の審査を経る。

第十四条 内外協力による学校運営を申請するもので、下記の状況のいずれか一つを有するところは許可されない。

(一)中国の法律・法規に違反していること。

(二)中国の教育発展計画に合致しないこと。

(三)その他の認可に適さないこと。

第十五条 認可機関は内外協力による学校運営の申請を受け取った後、3か月以内に許可するか否かの決定を出さなければならない。但し、その他の法律、法規、規則が別に規定しているものについては、これを除外する。内外協力による学校運営を認可されたところに対しては、内外協力による学校運営許可証を交付する。

第十六条 内外協力による学校運営を行う機関の設置を申請し、正式に学校を創設し学生を募集する条件に合致しているところは、内外協力による学校運営許可証を取得した後、省レベルの教育行政部門を通じて登記し、学校運営許可証を受け取る。学校運営許可証を取得した内外協力による学校運営を行う機関はすぐに国家の規定に基づいて正式に学生を募集することができる。独立して設置される内外協力による学校運営を行う機関は審査を受け登記を行い、学校運営許可証を取得した後、すぐ法人格を得る。

第十七条 正式な登記を申請するには、必ず以下の資料を提出しなければならない。

- (一)登記申請書および内外協力による学校運営許可証。
- (二)校地、学校資産の証明文書および設備明細書。
- (三)関連機関が発行した出資・資産検査証明書。
- (四)理事長・校長の資格証明文書
- (五)学校の指導機構、理事会¹構成員の名簿、教職員の人員配置計画。
- (六)学校の名称、規模、修業年限、開設学系・専攻、学生募集定員。

第十八条 独立設置される内外協力による学校運営を行う機関の開設を申請し、正式に学校を創設し学生を募集する条件がまだ完全には整っていないところは、審査機関によって創設準備の認可を受けるとともに、創設準備許可証を発給してもらうことができる。創設準備を認可された内外協力による学校運営を行う機関は、認可日から2年以内に正式の学校創設申請を提出し、認可後に登記手続を行わなければならない。期限を過ぎても正式に学校を創設し学生を募集する申請をしていないところは、もとの審査機関によってその創設準備許可書を取り消される。創設準備期間内には、学生を募集してはならない。

第三章 運営

第十九条 法人格を有する内外協力による学校運営を行う機関は、単独で学校を運営する責任を担う。法人格を有しない内外協力による学校運営を行う機関は、協力を行う双方の機関が共同して学校を運営する責任を担う。

第二十条 法人格を有する内外協力による学校運営を行う機関は、理事会を設立すべきで

¹ (訳注) 理事会および理事長の原語は「理事会」「理事長」であり、「董事会」「董事長」は使われていない。

あり、法人格を有しない内外協力による学校運営を行う機関は共同管理機関を設立しなければならない。理事長あるいは共同管理機関の責任者は、理事会あるいは共同管理機関によって選挙される。理事会あるいは共同管理機関の中では、中国側の構成員が総人数の2分の1を下回ってはならない。

第二十一条 理事会あるいは共同管理機関は以下の職権を行使する。

- (一) 理事あるいは共同管理機関の構成員を選任し解職すること。
- (二) 校(学)長あるいは主要な責任者を任命し解任すること。
- (三) 内外協力による学校運営を行う機関の発展計画を制定する。
- (四) 教育経費の調達計画の案を決定する。
- (五) 内外協力による学校運営を行う機関の予算と決算を審査する。
- (六) 内外協力による学校運営を行う機関の基金と資産を管理する。
- (七) その他の重要な事項。

第二十二条 内外協力による学校運営を行う機関の校(院)長あるいは主要な責任者は、中国国境内に定住する中国公民が担当しなければならない。審査機関に報告して認可されなければならない。法人格を有する内外協力による学校運営を行う機関の校(院)長あるいは主要な責任者が法人代表となる。校(院)長あるいは主要な責任者は理事会の決議を執行し、内外協力による学校運営を行う機関のすべての活動に対して責任を負う。

第二十三条 内外協力による学校運営を行う機関は専任あるいは兼職の教員を招聘することができ、その資格については中国の同レベル、同種の公立学校の関連規定を参照して処置する。

外国人教員と管理人員を招聘するには、中国が外国人の文教専門家および外国人教員を招聘する場合の関連規定を参照して処置する。内外協力による学校運営を行う機関の教職員の任命、解任、報酬、福利、労務保障の各事項は、法律に基いて契約を締結して決定しなければならない。

第二十四条 内外協力による学校運営を行う機関における中国共産党の下部組織の活動、労働組合組織、およびその他の社会組織の活動は、中国の法律と関連組織の規約に基づいて処置する。

第二十五条 学歴取得のための教育を実施する内外協力による学校運営を行う機関の学生募集は、中国の関連規定に基づき、国の学生募集計画に組み入れて統一的に管理する。内外協力による学校運営を行う機関が外国の学生を受け入れるには、国務院教育行政部門による外国人留学生受入に関する規定に基づいて処置する。

第二十六条 内外協力による学校運営を行う機関は国の教育方針と国が公布した教育目標や人材育成の基本的な基準を執行するという前提の下、自主的に教育活動を実施する。内外協力による学校運営を行う機関の基本的な教授用語は中国語とし、いくつかの課程では外国語を使って教育することができる。

第二十七条 学歴取得のための教育を実施する内外協力による学校運営を行う機関は、中国の関連規定に基づいて、学歴証明書を授与することができる。学歴取得のためではない教育を実施する内外協力による学校運営を行う機関は、学生が学習を終了した後に、実態に即した(修業)学業証明書あるいは国の認可を受けて相応の資格証明書を交付することができる。内外協力による学校運営を行う機関は国务院の学位管轄部門による認可を受けて、相応の中国の学位証明書を授与することができる。内外協力による学校運営を行う機関で外国の学歴・学位証明書を授与するところは、中国の学歴・学位管轄部門による審査・認可を受けなければならない。但し、中国は当該学歴・学位の承認については、国の関連規定に基づいて処置する。職業訓練を実施する内外協力による学校運営を行う機関は、外国側の協力者の本国あるいは国際的に承認された相応の資格証明書を授与することができる。

第二十八条 内外協力による学校運営を行う機関の創立資金、学生から徴収する学費および協力して学校を運営する機関の名義で募った資金(設備を含む)は、当該機関の経費の支出あるいは当該機関の発展のために用いなければならない、他の目的に流用してはならない。

第二十九条 内外協力による学校運営を行う機関は健全な財務・会計制度を創り上げ、専任の財務人員を配置して、会計帳簿を作成し、主管行政部門と会計検査機関による監査を受けなければならない。

第三十条 内外協力による学校運営を行う機関の資産は、当該機関が存続する期間中、内外協力による学校運営を行う機関による管理と使用に帰属し、中国の法律による保護を受ける。直接に教育に使われる資産や施設は売買したり、譲渡したり、あるいは担保にしたりしてはならない。

第三十一条 内外協力による学校運営を行う機関が輸入した科学・教育用品は、「科学・教育用品の輸入申請・免税に関する規則」およびその他の関連規定に基づいて処置する。

第四章 監督

第三十二条 内外協力による学校運営を行う機関は教育行政部門の指導、管理、監督、評価および検査を受けなければならない。

第三十三条 内外協力による学校運営を行う機関で以下の状況のいずれかを有するところは、設置認可を行う行政部門に対して解散を申請することができる。

(一) 学校の規約に定める解散の状況が現れること。

(二) 予想した目標を実現することができないこと。

(三) 学校創設資源(例えば資金、入学予定者あるいは教員)の深刻な不足により、正常に運営が行えないこと。

第三十四条 内外協力による学校運営を行う機関が解散した後、教育行政部門あるいは国務院の関連業務の主管部門が財政・監査部門を組織して、学校の資産に対する清算を行い、清算後の内外協力による学校運営を行う機関の資産は、協定に基づく返還あるいは出資者への返還部分を除いて、社会各界から寄贈された資産および余剰資産のすべてが中国の国の所有に帰するものとし、教育事業の発展に用いられる。内外協力による学校運営を行う機関の解散に際して、その創設者は在學生を適当な場所に再配置する責任を負う。

第三十五条 内外協力による学校運営を行う機関の理事会で重大な紛糾が発生して理事会を招集できないか、あるいは法律や規則に違反した状況が起こったところは、教育行政を主管する部門が期限を切って整理を命じ、期限を過ぎても整理できないか整理の効果のないところについては、教育行政を主管する部門が理事会規則に基づいて、新たに理事会を組織するか、あるいは必要な措置を講じて整理するように責任もって行わせることができる。

第三十六条 本規定に違反し、下記の状況のいずれかを有する内外協力による学校運営を行う機関は、省レベルの教育行政部門が状況の軽重を斟酌して、警告、罰金、非合法所得の没収、期限を切った整理、学生募集の停止および運営停止の各行政処分を行う。

(一) 認可を受けずに勝手に創設準備したり、学生募集を行ったりすること。

(二) 隠蔽、虚偽の報告、偽証などの手段により、創設準備あるいは正式の創設・学生募集の認可を得ること。

(三) 関係規定に違反して、費用を不当に徴収し、証書・証明書を乱発すること。

(四) 管理が混乱し、教育の質が低下すること。

(五) その他の違法行為があること。

第三十七条 当事者で行政処分に不服の者は、法律に基づいて異議を申し立てるか、あるいは行政訴訟を起こすことができる。当事者のうち、行政処分が定めた法定期限内に異議を申し立てず、訴訟を起こさず、また処分も受け入れない者については、教育行政部門が人民法院に強制執行することを申請することができる。

第三十八条 中国と外国の協力者双方が内外協力による学校運営の契約、規約を履行する中で紛争が生じた場合には、協議あるいは調停により解決することができる。

中国と外国の協力者双方が協議、調停による解決を望まず、あるいは協議、調停が成功しなかったところについては、事前にあるいは事後に達した書面による仲裁条項あるいは協定に基づいて、中国の仲裁機関の仲裁に回す。書面による仲裁条項あるいは協定に達しない場合には、中国の法廷に起訴することができる。

第五章 付則

第三十九条 香港地区とマカオ地区で法人格を有する組織と個人が中国の国境内で法人

格を有する機関と内外協力による学校運営を行う場合には、本規定に基づいて執行する。台湾地区で法人格を有する民間機関と個人が大陸に来て内外協力による学校運営を行うには、国の教育行政部門と関連行政部門が別に規定を定める。

第四十条 国外の組織と個人は中国の国境内で単独で中国公民を募集対象とする学校やその他の教育機関を創設することはできない。国外の組織と個人が中国の国境内で中国に居留する外国籍人員の子女を募集する学校を創設する場合には、国の関連規定に基づいて処置する。

第四十一条 本規定の第二条に謂う外国の法人組織、個人および関連国際組織には、宗教の組織や宗教人員を含まない。

第四十二条 各省・自治区・直轄市の人民政府は本規定に基づいて、当該地区の実際と結び付けて、関連実施細則を制定する。

第四十三条 本規定は公布日から施行される。

内外協力による学校運営活動の中で学位授与の管理を強化 することに関する通知（学位辦〔1996〕3号）

（原語は「關於加強中外合作辦學活動中学位授与管理的通知」）

1996年1月22日

各省・自治区・直轄市の教育委員会・教育庁・文教弁公室、北京市・広東省高等教育庁（局）、関連省・市の学位委員会、国務院の関連部・委員会の教育司（局）、中国科学院、中国社会科学院、中国共産党の中央党校の学位評定委員会、中国人民解放軍総参謀部軍事訓練部、国家教育委員会の直轄大学宛て：

わが国の対外交流・協力がいっそう発展し、高等教育の学歴取得のための教育を実施する内外協力による学校運営活動が日に日に頻繁化するのに伴って、その中の学位授与活動に対する管理を強化するため、国家教育委員会が公布した「内外協力による学校運営に関する暫定規定」など国の関連法規に基づき、関連問題に関して以下のとおり通知する。

一、関連規定に基づいて高等教育の学歴取得のための教育を実施する内外協力による学校運営を行う機関は、国務院学位委員会が関連規定に基づく審査・認可を行った後に、相応の中国の学位を授与することができる。中国の相応の学位授与を申請する内外協力による学校運営を行う機関および学科、専攻は、国務院学位委員会が各レベルの学位授与権の審査・認定活動において定めた相応の条件を備えていなければならない。審査・認定活動はわが国の学位授与権に関する規定・規則に則って行う。国務院学位委員会により授与権を認められるまでは、内外協力による学校運営を行ういかなる機関もわが国の学位を授与してはならない。学位授与権を有する中国側の協力者は、すでに学位授与権を有する学科、専攻の範囲内でわが国の学位を授与し、国務院学位委員会は一般に新たに審査・許可を行わない。但し、国の関連規定に基づいて学生募集活動、教育・育成活動を行わなければならない。「中華人民共和国学位条例」およびその暫定実施規則が定めるレベルに達している者に対して、相応の中国の学位を授与しなければならない。

二、特殊な需要のために国務院学位委員会が認可したところを除いて、内外協力による学校運営を行う機関は、中国の国境内の学生を募集した上で外国の学位を授与してはならない。主として外国側の協力者が教員、教材、授業を保障し、中国国内で緊急に必要でありながら学校運営の全体的な力量が不足している専攻あるいは中国の教育事業の特定のニーズに合致する専攻を提供するものについては、国務院学位委員会事務局が当該専攻に限り中国国境内で外国の学位を授与する内外協力による学校運営活動を展開することを許可することができる。

(一) 外国の学位を授与する内外協力による学校運営活動については、外国側の協力者は共同で運営する専攻において、その本国政府が承認した学位授与資格を備えていなければならない。しかも当該専攻の教員、教材、教育設備の面で国際的な先進的水準に達しているか、あるいは明らかな比較優位を備えており、教育の効果が良好で、国際的にもかなり高い名声を得ていなければならない。中国側の協力者は当該専攻において一般に相応の学位授与権あるいはかなり良好な基礎や学校運営条件をすでに備えていなければならない。

(二) 中国国内で外国の学位を授与する内外協力による学校運営活動を行うことを申請するには、中国側の協力者の省レベルの業務を主管する行政部門が毎年5月末あるいは10月末までに、国務院学位委員会事務室に以下に審査・認可に必要な材料を提出する。

①中国側協力者の業務主管部門による報告

②中国と外国の双方の協力者が署名した協力意向書あるいは合意書の草案。

③実行可能性を論証した報告。そこには少なくとも以下の事柄が含まれていなければならない。

a. 協力して学校を運営し、外国の学位を授与する必要性、実行可能性、項目の背景。

b. 外国の学位の専攻に関する説明。

c. 外国の協力者の状況および資産信用度の説明。

④協力項目の計画書。そこには少なくとも以下の面の具体的な段取りがなされていなければならない。

a. 項目の目標；

b. 教育の管理運営；

c. 進学予定者、学生募集の規模と学生募集方法；

d. 開設する課程；

e. 教員；

f. 資金の出所、予算書；

(三) 国務院学位委員会事務室による審査・認可を得て、内外協力による学校運営活動の中で交付する外国の学位証明書は、国務院学位委員会の関連規定に基づき、認定と登録を行った後に、わが国の国内で有効となりうる。

三、中国の学位の名声と水準を維持するため、わが国の学位機関が外国に赴いて学校を運営し、中国の学位を授与することについては、学校運営場所の所在国あるいは地区の関連の法律に合致していなければならないとともに、当該国あるいは地区の教育関係行政管理部門の同意を得て、授与する学位の範囲は当該機関がすでに学位授与権を持ち、教育・研究の力量がかなり強く、学位授与管理が一貫して比較的厳格かつ標準化された学科、専攻に限らなければならない。正式に合意書に署名する前に国務院学位委員会事務室に報告し、審査・認可を受けなければならない。審査・認可に必要な材料は以下のとおりである。

- (一) わが国の学位授与機関の省レベルの業務を主管する行政部門の報告。
- (二) 中国と外国の協力者の双方が署名した協力意向書あるいは合意書の草案。
- (三) 学校運営の背景、条件、方法、国外の協力者の状況と資産信用度などを詳しく説明した学校運営活動の実行可能性に関する報告書。
- (四) 国外での学校運営計画は、目標、学生、開設する課程、教員の力量、資金の出所および予算、管理運営、学位授与の各面について具体的な段取りを示さなければならない。

四、「内外協力による学校運営に関する暫定規定」第四十条の規定に基づいて、国務院学位委員会事務室は外国の高等教育機関や個人が単独で中国国内で地点を定め、学生を募集し、高等教育を実施するとともに国外の学位を授与することを認可しない。

五、本通知の公布後は、本通知の要求に基づき、国務院学位委員会事務室に報告して審査・認可を受けていない、いかなる機関も学位授与に関わる内外協力による学校運営活動を行ってはならず、あるいは外国側との間でこの種の協力して学校を運営する合意書に書名してはならない。これ以前にすでにこの種の活動を行っている中国側の主要実施機関の業務を主管する行政部門は、1996年4月30日までに、国務院学位委員会事務室に対して関連の状況を報告するとともに、規定に基づいて審査・認可の手続を執り行うことを申請しなければならない。

六、香港、マカオ、台湾地区と大陸内で協力して学校運営を行う機関との学位授与については、本通知を参照して処置する。

七、各関係機関とその主管行政部門は内外協力による学校運営活動における学位授与活動の指導と管理を強化し、健全な規則制度を創り上げ、学生募集、教育・訓練および学位授与などの場面において、基準を堅持し、厳しく要求し、質を保証しなければならない。国務院学位委員会事務室は内外協力による学校運営を行う機関の学位授与活動に対して、規定に基づいて監督、評価、検査を行い、関連規定に違反した内外協力による学校運営を行う機関の相応の学位授与資格を停止あるいは取り消すとともに、公表する。

各省・自治区・直轄市、国務院の関係部・委員会の学位を主管する行政部門においては、本通知を所轄の各高等教育機関および関係機関に転送されたい。

国務院学位委員会事務室
1996年1月22日

高等教育機関の海外での学校運営活動に関する暫定管理規則

(原語は「高等学校境外办学管理暫行辦法」)

2002年12月31日

第一条 中国教育の対外交流・協力を促進し、高等教育機関の海外での学校運営活動を標準化するため、本規則を制定する。

第二条 本規則に謂う高等教育機関の海外での学校運営活動とは、高等教育機関が独自に、あるいは海外の法人格を有し所在国（地区）政府が承認している教育機関およびその他の社会組織が協力して、海外の公民を主たる学生募集の対象とする教育機関あるいはその他の形式を採用して展開する教育・教授活動、高等教育の学歴取得のための教育、学位取得のための教育あるいは学歴取得のためではない高等教育を指す。

第三条 高等教育機関の海外での学校運営活動は、積極的な探求、着実な発展、力に応じた実行、品質の保証、管理の標準化、法律に基づく学校運営の方針を堅持しなければならない。

第四条 高等教育機関の海外での学校運営活動は、中国の関連規定に合致し、所在国（地区）の法律・法規を遵守するとともに、相応の合法的資格を取得し、単独で相応の法的責任を負わなければならない。

第五条 高等教育機関の海外での学校運営活動は、中国の高等教育の比較優位あるいは特色ある学問分野を備えるべきであるとともに、所在国（地区）のニーズや発展の特徴を十分に考慮しなければならない。国は高等教育機関がさらに広範な学問分野において海外での学校運営活動を行うことを奨励する。

高等教育機関の海外での学校運営活動のうち、中国の学歴・学位を授与するものは、当該専攻および修業年限は中国の関連規定に合致し、中国の高等教育の品質基準と信用を確実に保持するようにしなければならない。

第六条 高等教育機関の海外での学校運営活動のうち、本科以上の学歴取得のための教育を実施するものは、管轄関係に基づいて省・直轄市・自治区人民政府あるいは学校の主管行政部門の審査を経て、教育部に報告し審査・認可を受ける。教育部は申請を受けた日から30日以内に認可あるいは不許可の決定を出さなければならない。

第七条 高等教育機関の海外での学校運営活動のうち、専科教育あるいは学歴取得のためではない高等教育を実施するものは、管轄関係に基づいて省・直轄市・自治区人民政府あるいは学校の主管行政部門の審査を受けると共に、申請の日から30日以内に可あるいは不許可の決定を出さなければならない。審査・認可機関は認可した日から15日以内に、認可文書を教育部に送り、記録にとどめてもらわなければならない。

第八条 高等教育機関の海外での学校運営活動は、以下の資料を送付しなければならない。

(一) 申請書。

申請書には以下の内容を含んでいなければならない。：海外での学校運営の目的、学校運営の条件、協力の方式、修業年限および学位授与の方法、教員および進学予定者の予測、財務運営状況の予測など。あわせて外国側の協力者の基本状況および所在国（地区）の関連法律の規定に合致しているか否かについての説明。

(二) 教育計画、人材の育成目標と方式、開設する課程など教育に関連する基本的文書。

(三) 外国側の協力者の有効な学校運営資格と資産信用調査証明書。

(四) 中国側と外国側の協力者が署名した協力協定書。

協力協定書には以下の内容を含んでいなければならない。：機関の名称と性質、開設する課程、入学基準、教員および教材、協力の期間、双方の権利と義務、学位授与、管理方式、財務計画、紛争解決方法、清算方法。

協力協定書は海外での学校運営申請が認可を受けた後に執行することができる。

(五) 単独で設置する教育機関の開設を申請するものは、機関の規約を送付しなければならない。機関の規約には以下の事項が定められていなければならない。：機関の名称と住所、学校運営の目的、学校運営規模、進学予定者の予測、設置する学問分野の種類、教育の形式、内部管理体制、経費の出所、財務運営状況の予測、財産および財務の制度、解説者と教育機関の間の権利と義務、規約改定の手続きおよびその他規約により規定すべき事項。

第九条 高等教育機関の海外での学校運営では、中国と外国の学校運営機関が関連規定に基づいて共同あるいは個別に交付する相応の学業証明書を授与することができる。

高等教育の学歴取得のための教育あるいは学位取得のための教育を実施する認可を受けたものは、関連規定に基づいて中国の相応の学歴証書を交付することができる。中国側、外国側の双方が共同で授与する学位、あるいは中国側が単独で授与する学位については、中国の学位関連規定に合致していなければならない。

学歴取得のためではない高等教育を実施するものは、実際の状況に基づいて実態に応じた証明書を授与することができる。

第十条 教育部および省・直轄市・自治区人民政府と学校の主管行政部門は、それぞれの審査・認可権限に基づき、高等教育機関の海外での学校運営活動に対する指導・監督と管理活動の責任を負わなければならない。

第十一条 高等教育機関が香港、マカオ特別行政区に赴き学校を運営することについては、本規則を適用する。高等教育機関が台湾地区に赴き学校を運営することについては、別に規定する。

高等教育機関が学校間交流あるいはその他の手段を通じて、教員を海外の教育機関の教育活動のために派遣することについては、本規則は適用されない。

第十二条 本規則は 2003 年 2 月 1 日から施行される。

中華人民共和国内外協力による学校運営条例

(原語は「中外合作办学条例」)

2003年3月1日

2003年2月19日に国務院の第68回常務会議で採択。

2003年3月1日に中華人民共和国の国務院令第372号として公布。

第一章 総則

第一条 内外協力による学校運営活動を標準化し、教育の対外交流と協力を強化し、教育事業の発展を促進するため、「中華人民共和国教育法」、「中華人民共和国職業教育法」、「中華人民共和国民営教育促進法」に基づいて、本条例を制定する。

第二条 外国の教育機関と中国の教育機関（以下、内外協力による学校運営者と略称する）が中国の国境内で中国の公民を学生募集の主たる対象とする教育機関（以下、内外協力による学校運営を行う機関と略称する）を開設する活動に対して、本条例を適用する。

第三条 内外協力による学校運営は公益性事業に属し、中国の教育事業の構成部分である。

国は内外協力による学校運営に対して、開放を拡大し、運営を標準化し、法律によって管理し、発展を促進する方針を実行する。

国は外国の優れた教育資源を導入する内外協力による学校運営を奨励する。

国は高等教育、職業教育の分野での内外協力による学校運営を奨励し、中国の高等教育機関と外国の有名な高等教育機関とが協力して学校を運営することを奨励する。

第四条 内外協力による学校運営者、内外協力による学校運営を行う機関の合法的權益については、中国の法律の保護を受ける。

内外協力による学校運営を行う機関は法律に基いて国が規定する優遇政策を享受し、法律に基いて自主的に教育活動を展開する。

第五条 内外協力による学校運営は中国の法律を遵守し、中国の教育方針を貫徹し、中国の公共道徳に合致しなければならない。中国の国家主権、安全と社会の公共利益を損なってはならない。

内外協力による学校運営は中国の教育事業の発展ニーズに合致すべきであり、教育の質を保証し、中国の社会主義建設事業の各種人材の育成に尽力すべきである。

第六条 内外協力による学校運営者は各レベルの各種教育機関を開設することができる。但し、義務教育を実施する教育機関および軍事、警察、政治などの特殊な性質の教育機関を開設してはならない。

第七条 外国の宗教組織、宗教機関、宗教教育機関および宗教関係の教職員は、中国の

国境内で学校運営の協力活動に従事してはならない。

内外協力による学校運営を行う機関は宗教教育を実施し、宗教活動を展開してはならない。

第八条 国務院の教育行政部門は全国の内外協力による学校運営活動の統一的標準化、総合的調整、マクロ的管理に対して責任を負う。国務院の教育行政部門、労働行政部門およびその他の行政部門は、国務院が定める職責の範囲内で、内外協力による学校運営に関連する活動の責任を負う。

省・自治区・直轄市の人民政府の教育行政部門は、当該行政地域内の内外協力による学校運営活動に対して、統一的標準化、総合的調整、マクロ的管理に対して責任を負う。省・自治区・直轄市の人民政府の教育行政部門、労働行政部門およびその他の行政部門は、その職責の範囲内で、当該行政地域内の内外協力による学校運営に関連する活動に対して責任を負う。

第二章 設置

第九条 内外協力による学校運営を行う機関の設立を申請する教育機関は法人格を有していなければならない。

第十条 内外協力による学校運営者は資金、物品、土地使用権、知的所有権およびその他の財産を学校創設のために投入することができる。

内外協力による学校運営者の知的所有権による投入額は、各自の投入額の3分の1を上回ってはならない。但し、国務院の教育行政部門、労働行政部門あるいは省・直轄市・自治区の人民政府の招請を受けて中国を訪れ、内外協力による学校運営を行う外国の教育機関の知的所有権による投入は、全投入額の3分の1を上回ることができる。

第十一条 内外協力による学校運営を行う機関は「中華人民共和国教育法」「中華人民共和国職業教育法」「中華人民共和国高等教育法」の各法律と関連行政法規が定める基本条件を備えるとともに、法人格を有していなければならない。但し、外国の教育機関が学歴取得のための教育を実施する中国の高等教育機関と設立し高等教育を実施する内外協力による学校運営を行う機関は、法人格を有しなくてもよい。

内外協力による学校運営を行う機関を設立するには、国が開設する同レベル、同種の教育機関の設置基準を参照して執行する。

第十二条 本科¹以上の高等教育の学歴取得のための教育を実施する内外協力による学校運営を行う機関の設立を申請するには、国務院の教育行政部門の審査・認可を受ける。専科²課程の教育および学歴取得のためではない高等教育を実施する内外協力による学校運営を行う機関の設立を申請するには、当該機関の設立予定地の省・直轄市・自治区人民政府の審査・認可を受ける。

中等教育の学歴取得のための教育および独学試験の受験準備教育、一般教養補習、就学前教育を実施する内外協力による学校運営を行う機関の設立を申請するには、当該機関の設立予定地の省・直轄市・自治区人民政府の教育行政部門による審査・認可を受ける。

職業技能訓練を実施する内外協力による学校運営を行う機関の設立を申請するには、当該機関の設立予定地の省・直轄市・自治区人民政府の労働行政部門による審査・認可を受ける。

第十三条 内外協力による学校運営を行う機関の設立は、創設準備と正式創設の2段階に分かれる。但し、学校運営条件を備え、設置基準に達しているところは、直接に正式創設を申請することができる。

第十四条 内外協力による学校運営を行う機関の創設準備を申請するには、下記の文書を提出しなければならない。

(一) 設置申請の報告。その内容は主として、内外協力による学校運営者、創設予定の内外協力による学校運営を行う機関の名称、教育の目標、運営規模、機関の教育段階、運営の形式、運営の条件、内部管理体制、資金調達と使用管理などを含んでいなければならない。

(二) 協力についての合意。その内容は協力の期限、争議の解決方法などを含んでいなければならない。

(三) 資産の出所、資金額および有効な証明文書で財産権を明記したもの。

(四) 寄贈の性質を有する校産については、寄贈者の姓名、寄贈資産の数量、用途および管理方法が明記された寄贈合意書ならびに有効な関係証明文書を提出しなければならない。

(五) 内外協力による学校運営者が初期資金額の15%を下回らない資金を揃えたことの証明。

第十五条 内外協力による学校運営を行う機関の創設準備を申請したものについて、審査・認可機関は申請を受理した日から45日の勤務日内に認可するか否かの決定を出さなければならない。認可するものには創設準備許可書を交付し、認可しないものには書面で理由を説明しなければならない。

第十六条 創設準備を認可された内外協力による学校運営を行う機関は、認可の日から3年以内に正式設置の申請を提出すべきであり、3年を越えてものは、内外協力による学校運営者が改めて申告しなければならない。

創設準備期間内に学生を募集してはならない。

第十七条 創設準備を完成して正式創設を申請するには、下記の文書を提出しなければならない。

(一) 正式創設申請書。

(二) 創設準備許可書。

(三) 創設準備情況の報告。

(四) 内外協力による学校運営を行う機関の規約、第1期の理事会あるいは連合管理委員会の構成員名簿。

(五) 内外協力による学校運営を行う機関の資産に関する有効な証明文書。

(六) 校長あるいは主要な管理責任者、教師、財務・会計担当者の資格証明文書。

直接に正式設置を申請する内外協力による学校運営を行う機関は、前項の第(一)(四)(五)(六)項と第十四条の第(二)(三)(四)項に列挙した文書を提出しなければならない。

第十八条 正式設置を申請する学歴取得のためではない教育を実施する内外協力による学校運営を行う機関については、審査・認可機関が申請を受理した日から3か月以内に認可するか否かの決定を出さなければならない。正式設置を申請する学歴取得のための教育を実施する内外協力による学校運営を行う機関については、審査・認可機関が申請を受理した日から6か月以内に認可するか否かの決定を出さなければならない。認可したところには、統一の様式、統一の通し番号の内外協力による学校運営許可証を交付する。認可しないところには、書面で理由を説明しなければならない。

内外協力による学校運営許可証は国務院の教育行政部門が様式を制定し、国務院の教育行政部門と労働行政部門が職責に照らして分業してそれぞれ印刷を行う。内外協力による学校運営許可証は国務院の教育行政部門が統一的な通し番号を付けるが、その具体的な方法は国務院の教育行政部門が労働行政部門と共同で確定する。

第十九条 正式創設を申請し、学歴取得のための教育を実施する内外協力による学校運営を行う機関については、審査・認可機関が申請を受理した後、評議のための専門家委員会を組織して、専門家委員会から答申を提出しなければならない。

第二十条 内外協力による学校運営を行う機関が内外協力による学校運営許可証を取得した後、関連の法律、行政法規に基づいて登記を行わなければならない。登記機関は関連規定に基づいてただちに処置しなければならない。

第三章 組織と管理

第二十一条 法人格を有する内外協力による学校運営を行う機関は理事会³を設置しなければならない。法人格を有しない内外協力による学校運営を行う機関は共同管理委員会を設置しなければならない。理事会あるいは共同管理委員会の中国側の構成員が2分の1を下回ってはならない。

理事会あるいは共同管理委員会は5人以上から構成され、理事長、副理事長、理事長、副理事長あるいは主任、副主任各1人を置く。内外協力による学校運営者の一方が理事長あるいは主任を担当し、もう一方が副理事長あるいは副主任を担当する。

法人格を有する内外協力による学校運営を行う機関の法定代表人は、内外協力による学校運営者が協議し、理事長あるいは校長の中から確定する。

第二十二條 内外協力による学校運営を行う機関の理事会あるいは共同管理委員会は内外協力による学校運営者の代表、校長あるいは主要な管理責任者、教職員代表から構成され、そのうちの3分の1以上の構成員は5年以上の教育経験を有していなければならない。

内外協力による学校運営を行う機関の理事会あるいは共同管理委員会の構成員の名簿は審査・認可機関に報告して記録にとどめてもらわなければならない。

第二十三條 内外協力による学校運営を行う機関の理事会あるいは共同管理委員会は下記の職権を行使する。

- (一) 理事会あるいは共同管理委員会の構成員の改選ないし補選を行う。
- (二) 校長あるいは主要な管理責任者を任命、解任する。
- (三) 規約を改正して、規則制度を定める。
- (四) 発展計画を制定し、年度の活動計画を承認する。
- (五) 学校運営経費を調達し、予算・決算を審査する。
- (六) 教職員の定員と給与基準を決定する。
- (七) 内外協力による学校運営を行う機関の分散、合併、終結を決定する。
- (八) 規約が定めるその他の職権。

第二十四條 内外協力による学校運営を行う機関の理事会あるいは共同管理委員会は毎年少なくとも1回の会議を開く。3分の1以上の構成員の提案により、理事会あるいは共同管理委員会の臨時会議を開催することができる。

内外協力による学校運営を行う機関の理事会あるいは共同管理委員会は下記の重大な事項について討議し、3分の2以上の構成員の同意を得て採択しなければならない。

- (一) 校長のあるいは主要な管理責任者の任命、解任。
- (二) 規約の改正。
- (三) 発展計画の制定。
- (四) 内外協力による学校運営を行う機関の分散、合併、終結の決定。
- (五) 規約が定めるその他の重大な事項。

第二十五條 内外協力による学校運営を行う機関の校長あるいは主要な管理責任者は、中華人民共和国の国籍を有し、中国の国境内に定住して、祖国を愛し、品行が良好で、教育経験を有し、相応の専門的水準を備えていなければならない。

内外協力による学校運営を行う機関が任命する校長あるいは主要な管理責任者は、審査・認可機関によって審査を受けた上で認可されなければならない。

第二十六條 内外協力による学校運営を行う機関の校長あるいは主要な管理責任者は下記の職権を行使する。

- (一) 理事会あるいは共同管理委員会の決定を執行する。

- (二) 発展計画を実施し、年度の活動計画、財務予算と規則制度を立案する。
- (三) 従業員を任命、解任し、賞罰を実施する。
- (四) 教育、科学研究活動を組織的に行い、教育の質を保証する。
- (五) 日常の管理活動に責任を負う。
- (六) 規約が定めるその他の職権。

第二十七条 内外協力による学校運営を行う機関は法律に基いて教師、学生の管理を行う。

内外協力による学校運営を行う機関が任命する外国人教師と外国籍管理人員は、学士以上の学位と相応の職業証明書を有するとともに、2年以上の教育経験を有していなければならない。

内外協力による学校運営者の外国側は当該教育機関から一定数の教員を選び、内外協力による学校運営を行う機関に派遣して教員としなければならない。

第二十八条 内外協力による学校運営を行う機関は法律に基いて教員、学生の合法的権益を擁護し、教職員の給与、福利面の待遇を保障するとともに、教職員のために社会保険料を納入しなければならない。

内外協力による学校運営を行う機関の教職員は法律に基いて労働組合などの組織を作り上げるとともに、教職員の代表大会などの形式を通じて、内外協力による学校運営を行う機関の民主的管理に参加する。

第二十九条 内外協力による学校運営を行う機関の外国籍人員は外国人が中国で就業する場合の関連規定を遵守しなければならない。

第四章 教育

第三十条 内外協力による学校運営を行う機関は中国の同レベル、同種の教育機関に対する要求に照らして、憲法、法律、公民の道徳、国情などに関する内容の科目を開設しなければならない。

国は内外協力による学校運営を行う機関が国内で緊急に必要とされ、国際的にも先進的な科目や教材を導入するよう奨励する。

内外協力による学校運営を行う機関は開設した科目や導入した教材を審査・認可機関に報告し、記録にとどめてもらわなければならない。

第三十一条 内外協力による学校運営を行う機関は必要に応じて、外国語を使って授業することができる。但し、標準中国語と標準化された漢字を基本的な教授用語と文字としなければならない。

第三十二条 高等教育の学歴取得のための教育を実施する内外協力による学校運営を行う機関が募集する学生は、国の高等教育機関学生募集計画に組み入れる。その他の学歴取

得のため教育を実施する内外協力による学校運営を行う機関が行う学生募集は、省・直轄市・自治区の人民政府の教育行政部門の規定に基づいて執行する。

内外協力による学校運営を行う機関が行う外国の学生の募集は、国の関連規定に基づいて執行する。

第三十三条 内外協力による学校運営を行う機関の学生募集要項および広告は審査・認可機関に報告し、記録にとどめてもらわなければならない。

内外協力による学校運営を行う機関は当該機関の種類、教育段階、開設する専攻、課程内容および学生募集規模など関連状況について、定期的に社会に向けて公表しなければならない。

第三十四条 内外協力による学校運営を行う機関で学歴取得のための教育を実施するところは、国の関連規定に基づいて学歴証明書あるいはその他の学業証明書を授与する。学歴取得のためではない教育を実施するところは、国の関連規定に基づいて訓練証明書あるいは修了証書を授与する。職業技能訓練の学生の受入については、政府が認可した職業技能検定機関による鑑定に合格したものは、国の関連規定に基づいて相応の国家職業資格証明書を授与することができる。

内外協力による学校運営を行う機関で高等教育の学歴取得のための教育を実施するところは、国の関連規定に基づいて中国の相応の学位証明書を授与することができる。

内外協力による学校運営を行う機関の授与する外国の教育機関の学歴・学位証明書は、当該教育機関がその所在国で授与する学歴・学位証明書と同じであるとともに、同国で承認されなければならない。

内外協力による学校運営を行う機関が授与する外国の教育機関の学歴・学位証明書を中国が承認することについては、中華人民共和国が締結あるいは加盟している国際条約に照らして処置するか、あるいは国の関連規定に基づいて処置する。

第三十五条 国務院の教育行政部門あるいは省・直轄市・自治区の人民政府の教育行政部門および労働行政部門など他の関連行政部門は、内外協力による学校運営を行う機関に対する日常的監督を強化し、内外協力による学校運営を行う機関の学校運営水準と教育の質に対する評価を組織的に行うか、あるいは社会の第三者機関に実施させるとともに、評価結果を社会に公表しなければならない。

第五章 資産と財務

第三十六条 内外協力による学校運営を行う機関は法律に基いて健全な財務・会計制度と資産管理制度を作り上げるとともに、国の関連規定に基づいて会計帳簿を置かなければならない。

第三十七条 内外協力による学校運営を行う機関が存続している期間、すべての資産は

内外協力による学校運営を行う機関が法律に基いて法人財産権を享受し、いかなる組織や個人も不当に横領してはならない。

第三十八条 内外協力による学校運営を行う機関の経費徴収項目と徴収基準は、国の関連政府定価規定に基づいて確定するとともに公表する。認可を受けないで、項目を増やしたりあるいは基準を高めたりしてはならない。

内外協力による学校運営を行う機関は人民元で計算して授業料やその他の費用を徴収すべきであり、外貨で計算して授業料やその他の費用を徴収してはならない。

第三十九条 内外協力による学校運営を行う機関が徴収する費用は主に教育活動および学校運営条件の改善に用いなければならない。

第四十条 内外協力による学校運営を行う機関の外貨による収支活動および外貨口座の開設と使用については、国の外貨管理規定を遵守しなければならない。

第四十一条 内外協力による学校運営を行う機関は各会計年度が終了時に財務・会計報告を作成し、社会の会計検査機関に委託して法律に基いて会計検査を行い、社会に会計検査結果を公表するとともに、審査・認可機関に報告して記録にとどめなければならない。

第六章 変更と廃止

第四十二条 内外協力による学校運営を行う機関の分設、合併については、財務の清算後に、当該機関の理事会あるいは共同管理委員会が審査・認可機関に報告し、承認を得る。

分設、合併を申請した学歴取得のためではない教育を実施する内外協力による学校運営を行う機関について、審査・認可機関は申請を受理した日から3か月以内に書面の形式で回答しなければならない。分設、合併を申請した学歴取得のための教育を実施する内外協力による学校運営を行う機関について、審査・認可機関は申請を受理した日から6か月以内に書面の形式で回答しなければならない。

第四十三条 内外協力による学校運営が内外協力による学校運営者を変更するには、内外協力による学校運営者が提起し、財務の清算後に、当該機関の理事会あるいは共同管理委員会の同意を得て、審査・認可機関に報告して承認を受けるとともに、相応の変更手続きをとらねばならない。

内外協力による学校運営を行う機関の住所、法定代表人、校長あるいは主要な管理責任者の変更は、審査・認可機関の承認を受けるとともに、相応の変更手続きをとらねばならない。

第四十四条 内外協力による学校運営を行う機関の名称、教育段階、種類の変更は、当該機関の理事会あるいは共同管理委員会が審査・認可機関に報告して承認を受けなければならない。

変更を申請して学歴取得のためではない教育を実施する内外協力による学校運営を行う

機関となるところについては、審査・認可機関が申請を受理した日から3か月以内に書面の形式で回答しなければならない。変更を申請して学歴取得のための教育を実施する内外協力による学校運営を行う機関となるところについては、審査・認可機関が申請を受理した日から6か月以内に書面の形式で回答しなければならない。

第四十五条 内外協力による学校運営を行う機関で下記の状況のいずれかを有するところは、廃止しなければならない。

(一) 規約の定めに基づいて終止要求を行うとともに、審査・認可機関によって承認されること。

(二) 内外協力による学校運営許可証を取り上げられること。

(三) 債務超過に陥り、継続して運営することが不可能となるとともに、審査・認可機関によって承認されること。

内外協力による学校運営を行う機関を廃止するには、在校生を適切な場所に再配置しなければならない。内外協力による学校運営を行う機関が廃止を申請するときには、同時に在校生の適切な再配置案を提出しなければならない。

第四十六条 内外協力による学校運営を行う機関の廃止に際しては、法律に基いて財務の清算を行わなければならない。内外協力による学校運営を行う機関で自ら廃止を要求したところについては、内外協力による学校運営を行う機関が組織的に清算を行う。審査・認可機関によって法律に基づき取り潰されたところについては、審査・認可機関が組織的に清算を行う。債務超過のために継続して運営することが不可能となって廃止されたところについては、法律に基いて人民法院が組織的に清算を行うよう請求する。

第四十七条 内外協力による学校運営を行う機関が清算を行うときには、下記の順次で弁済しなければならない。

(一) 学生に返還すべき授業料とその他の費用。

(二) 教職員に支払うべき給与および納入すべき社会保険の費用。

(三) 返済すべきその他の債務。

内外協力による学校運営を行う機関が上述の債務をすべて弁済した後の余剰財産は、関連の法律・行政法規の規定に基づいて処理する。

第四十八条 内外協力による学校運営を行う機関で廃止を承認されるか、あるいは内外協力による学校運営許可証を取り上げられたところは、内外協力による学校運営許可証と印章を審査・認可機関に返還し、法律に基いて登記を抹消する手続きをとらねばならない。

第七章 法的責任

第四十九条 内外協力による学校運営の審査・認可機関ならびにその職員で、職務上の便宜を利用して他人の財産あるいはその他の利益を詐取するか、職権を濫用し、職責を軽

んじて、本条例が規定する条件に合致しない者に内外協力による学校運営許可証を交付した者、あるいは違法行為を発見しても調査や処分を行わず、重大な結果をもたらし、刑法に触れる者については、責任を担う主要な担当人員やその他直接の責任者は、刑法の収賄罪、職権濫用罪、職責不履行の罪あるいはその他の刑罰の規定に照らして、法律に基いて刑事責任を追及する。刑事処分には当たらない者については、法律に基いて行政処分を与える。

第五十条 本条例の規定に違反して、職権を越えて内外協力による学校運営を行う機関の審査・認可を行ったものについては、当該認可書類は無効であり、上級機関が責任をもって改正させる。責任を担う主要な担当人身やその他直接の責任者については、法律に基いて行政処分を与える。公共の財産、国家と人民の利益に重大な損失をもたらしたものについては、刑法の職権濫用罪あるいはその他の犯罪の規定に基づき、法律に基いて刑事責任を追及する。

第五十一条 本条例の規定に違反して、認可を得ないで勝手に内外協力による学校運営を行う機関を設立したり、あるいは不当な手段によって内外協力による学校運営許可証を詐取したりしたものについては、教育行政部門、労働行政部門がその職責に基づいて分業して取り締まるか、あるいは公安機関とともに取り締まり、学生から徴収した費用の返還を命じるとともに、10万元以下の罰金に処する。刑法に触れる者については、刑法の詐欺罪あるいはその他の刑罰の規定に照らして、法律に基いて刑事責任を追及する。

第五十二条 本条例の規定に違反して、内外協力による学校運営を行う機関の創設準備期間中に学生を募集した者については、教育行政部門、労働行政部門がその職責に基づいて分業して学生募集の停止を命じ、学生から徴収した費用の返還を命じるとともに、10万元以下の罰金に処する。情状が重大で、学生募集の停止を拒む者については、審査・認可機関が創設準備許可証を取り上げる。

第五十三条 内外協力による学校運営者で出資を偽り、あるいは内外協力による学校運営を行う機関の創設後に資金を持ち逃げした者については、教育行政部門、労働行政部門がその職責に基づいて分業して期限内に改めるよう命じる。期限を過ぎても改めない者については、教育行政部門、労働行政部門その職責に基づいて分業して虚偽の出資額あるいは持ち逃げした額の2倍以下の罰金も処す。

第五十四条 内外協力による学校運営許可証を偽造、変造、売買した者については、刑法の国家機関の証明書の偽造、変造、売買に関する罪あるいはその他の罪の規定により、法律に基いて刑事責任を追及する。

第五十五条 内外協力による学校運営を行う機関が承認を経ないで、経費徴収項目を増加し、あるいは徴収基準の引き上げたところについては、教育行政部門、労働行政部門がその職責に基づいて徴収し過ぎた費用の返還を命じるとともに、価格の主管行政部門が関連の法律、行政法規の規定に基づいて処罰する。

第五十六条 内外協力による学校運営を行う機関の管理が混乱し、教育の質が低下し、悪影響をもたらした者については、教育行政部門、労働行政部門がその職責に基づいて分業して期限内に整頓を命じるとともに、公表する。情状が重大で、期限を過ぎても整頓しない者あるいは整頓しても依然として要求に達しない者については、教育行政部門、労働行政部門その職責に基づいて分業して学生募集の停止を命じ、内外協力による学校運営許可証を取り上げる。

第五十七条 本条例の規定に違反して、虚偽の学生募集要項を発表し、金銭を詐取した者については、教育行政部門、労働行政部門がその職責に基づいて分業して、期限内に改めるように命じるとともに、警告を与える。違法な所得を有する者については、徴収した費用を返還した後に違法な所得を没収するとともに、10万元以下の罰金に処することができる。情状が重大な者については、学生募集の停止を命じ、内外協力による学校運営許可証を取り上げる。犯罪を構成する者については、刑法の詐欺罪あるいはその他の罪に関する規定に決まりに関して、法律に基いて刑事責任を追及する。

内外協力による学校運営を行う機関が虚偽の学生募集広告を発表した者については、「中華人民共和国広告法」の関連規定に基づいて、その法的責任を追及する。

第五十八条 内外協力による学校運営を行う機関で内外協力による学校運営許可証取り上げの行政処分を受けたところについては、その理事長、校長あるいは主要な管理責任者は内外協力による学校運営許可証を取り上げられた日から10年以内は、いかなる内外協力による学校運営を行う機関の理事長、校長あるいは主要な管理責任者となることもできない。

本条例の規定に違反して、刑法に触れ、法律に基いて刑事責任を追及された者については、刑の執行が満了した日から10年以内は内外協力による学校運営活動に従事することはできない。

第八章 付則

第五十九条 香港特別行政区、マカオ特別行政区と台湾地区の教育機関と内地の教育機関が協力して学校を運営する者については、本条例の規定を参照して執行する。

第六十条 商工業行政管理部門で登記する経営的性質の内外協力により開設される訓練機関の管理方法は、国務院が別に定める。

第六十一条 外国の教育機関が中国の教育機関と中国の国境内で協力して開設し、中国公民を主要な学生募集の対象として、学歴取得のための教育および独学試験の受験準備教育、一般教養補習、就学前教育を実施する学校運営協力項目の具体的な審査・認可と管理方法については、国務院の教育行政部門が制定する。

外国の教育機関が中国の教育機関と中国の国境内で協力して中国公民を主要な学生募集

の対象として、職業技能訓練を実施する学校運営協力項目の具体的な審査・認可と管理方法については、国務院の労働行政部門が制定する。

第六十二条 外国の教育機関、その他の組織あるいは個人は中国の国境内で単独で中国公民を主要な学生募集の対象とする学校およびその他の教育機関を設立することはできない。

第六十三条 本条例の施行前に法律に基いて設立された内外協力による学校運営を行う機関は、本条例が規定する内外協力による学校運営許可証を補充しなければならない。そのうち、本条例が規定する条件を完全には備えていない者については、本条例の施行日から2年以内に、本条例が規定する条件を達成しなければならない。期限を過ぎても本条例が規定する条件を達成していない者については、審査・認可機関によって取り潰される。

第六十四条 本条例は2003年9月1日から施行される。

【訳注】

- 1 本科とは大学の学士課程を意味し、修業年限4年以上のコースを指す。
- 2 専科とは短期高等教育機関あるいは同課程を意味し、2ないし3年のコースを指す。
- 3 原文は「理事会或着董事会」である。中国語の「理事会」「董事会」はいずれも日本語の理事会に相当し、中国の大辞典でも同義に扱われている。但し、敢えてその違いに注目すれば、語感には若干の違いがあり、「董事会」は企業など営利団体の管理組織に対して使われる傾向があり、一方の「理事会」は主として学校や学会など非営利の団体の管理組織に対して使われる。但し、この翻訳では原文に「理事会」「董事会」と重ねて使われていても、日本語の「理事会」の1語句で表現した。

内外協力による学校運営を行う機関の登記に関する 関連問題についての民政部の通知

(原語は「民政部關於對中外合作辦學機構登記有關問題的通知」)

2003年12月12日

各省・自治区・直轄市の民政庁（局）、計画単列市の民政局、新疆ウイグル自治区生産建設兵団の民政局宛て：

国務院が公布した「中華人民共和国内外協力による学校運営条例」（以下「条例」と略記）はすでに今年9月1日から施行されている。内外協力による学校運営を行う機関の登記の管理を標準化するために、関連事項について以下のとおり通知する。

一、内外協力による学校運営を行う機関は内外協力による学校運営許可証を得た後に民営の非企業機関としての登記を申請し、「条例」第二十条の規定、「民営の非企業機関の登記管理に関する暫定条例」第十二条に基づいて、民間の非企業機関の登記を行う。

二、内外協力による学校運営を行う機関による民間の非企業機関の登記申請は、内外協力による学校運営許可証を交付した政府の教育行政部門、労働行政部門と同等レベルの政府の民政部門が取り扱う。省・自治区・直轄市人民政府が審査・認可して、内外協力による学校運営許可証を交付することについては、省・自治区・直轄市人民政府の民政部門が取り扱う。

三、内外協力による学校運営を行う機関による民間の非企業機関の登記申請について、外国側が投入する資金、物品、知的所有権およびその他の財産はいずれも非国有資産とすることができる。開設資金の中の非国有資産の額は総資産の3分の2を下回ってはならない。

四、内外協力による学校運営を行う機関による民間の非企業機関の登記申請については、「民営の非企業機関（法人）登記証書」を使用し、「条例」の規定に基づいて、法人格を有しない内外協力による学校運営を行う機関を創設するには、「民営の非企業機関（共同登記証書）」を使用する。

五、香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区の教育機関と大陸内の教育機関が協力して学校を運営するものについては、上述の規定を参照して執行する。

内外協力による学校運営を行う機関による民間の非企業機関の登記申請は、政策的に強く、難度がかなり高いものであり、適切に指導を強化しなければならない。活動の中で新しい状況や問題に遭遇したときには、検討、研究するために、すぐに民政部民間組織管理局に報告しなければならない。

民政部

2003年12月12日

中華人民共和国の内外協力による学校運営条例実施規則（教育部令第20号）

（原語は「中華人民共和国中外合作办学条例実施辦法」）

「中華人民共和国内外協力による学校運営実施規則」は2004年3月1日に部長事務会議での審議を経て採択されたので、ここに公布し、2004年7月1日から施行する。

教育部部長 周濟

2004年6月2日

第一章 総則

第一条 「中華人民共和国内外協力による学校運営条例」（以下が「内外協力による学校運営条例」と略称）を実施するため、本規則を制定する。

第二条 内外協力による学校運営を行う機関の設置、活動および管理の具体的な基準、および「内外協力による学校運営条例」に基づいて実施する学歴取得のための教育、独学試験の受験準備教育、一般教養の補習、就学前教育など内外協力による学校運営項目の審査・認可および管理については、本規則を適用する。

本規則に謂う内外協力による学校運営の項目とは、中国の教育機関と外国の教育機関が教育機関を設立しない方式により、学問分野、専攻、課程など面で、協力して行う中国の公民を学生募集の主たる対象とする教育活動を指す。

「内外協力による学校運営条例」の規定に基づいて職業技能教育を実施する内外協力による学校運営項目の具体的な審査・認可および管理方法については、国務院の労働行政部門が別に制定する。

第三条 国は中国の教育機関と学術水準および教育の質に広く承認されている外国の教育機構とが協力して学校を運営することを奨励し、国内では新興の、また緊急に必要とされる学問分野・専攻領域において、協力して学校運営を展開することを奨励する。

国は中国の西部地区、辺境の貧困地区で内外協力による学校運営を展開することを奨励する。

第四条 内外協力による学校運営を行う機関は「中華人民共和国民営教育促進法実施条例」の規定に基づき、国が民営学校に与える支援と奨励の措置を享受する。教育行政部門は内外協力による学校運営の発展に対して突出した貢献をなした社会組織あるいは個人に奨励と表彰を行う。

第二章 内外協力による学校運営を行う機関の設立

第五条 内外協力による学校運営者は対等な協議の上で協力合意書を締結しなければな

らない。

協力合意書には、設置予定の内外協力による学校運営を行う機関の名称、住所、内外協力による学校運営者の名称、住所、法定代表人、学校運営の目的と育成目標、協力の内容と期限、双方の資金投入の金額、方式、資金納入の期限、権利、義務、争議解決の方法などの内容を含まなければならない。

協力合意書は中国語による正文がなければならない。外国語による正文を有するものについては、中国語の正文と内容が一致していなければならない。

第六条 内外協力による学校運営を行う機関の設立を申請する内外協力による学校運営者は、相応の学校設立・運営資格と比較的高い学校運営の質を備えていなければならない。

すでに内外協力による学校運営を行う機関を開設している内外協力による学校運営者が新しい内外協力による学校運営を行う機関の設立を申請する場合、そのすでに設立されている内外協力による学校運営を行う機関は元の審査認可機関組織あるいはその委託を受けた社会の仲介組織が行う評価に合格しなければならない。

第七条 内外協力による学校運営を行う機関は支部機関を設立してはならず、その他の内外協力による学校運営を行う機関を開設してはならない。

第八条 評価を受け、外国の優れた品質の教育資源を導入することが確認されたものについては、内外協力による学校運営者の一方がその他の社会組織あるいは個人と合意書を締結し、学校運営資金を導入する。

当該社会組織あるいは個人は、合意書を締結した内外協力による学校運営者の一方の代表として、設立が予定されている内外協力による学校運営の機関の理事会あるいは共同管理委員会に参加する。但し、理事長¹あるいは主任に就任してはならず、内外協力による学校運営を行う機関の教育活動に参加してはならない。

第九条 内外協力による学校運営者が投入する学校設立・運営資金は、設立予定の内外協力による学校運営を行う機関の教育段階や規模に相応しいものであるとともに、法律に基いて資金を検査しなければならない。

内外協力による学校運営者は協力協定に照らして期限どおりに、十分な額を学校設立・運営資金に投入しなければならない。

内外協力による学校運営を行う機関の存続する期間中、内外協力による学校運営者は学校設立・運営資金を持ち逃げたり、学校設立・運営経費を流用したりしてはならない。

第十条 内外協力による学校運営者が学校設立・運営のために投入した知的所有権は、その価値を内外協力による学校運営者双方が公平かつ合理的な原則に基づいて協議し確定し、あるいは双方が同意した社会の仲介組織に依頼して法律に基いて評価を行ってもらうとともに、法律に基いて関連手続きを執り行うものとする。

¹ (訳注) 原語は「理事長、董事長」であるが、「理事長」に一本化した。

中国の教育機関で国有資産を学校設立・運営のために投入して内外協力による学校運営を行う機関を開設するところは、国の関係規定に基づき、評価の資格を有する社会の仲介組織に依頼して評価を行ってもらい、評価結果に基づいて合理的に国有資産の数量を確定するとともに、法律に基いて国有資産の管理義務を履行しなければならない。

第十一条 内外協力による学校運営者が知的所有権を学校設立・運営のために投入する場合、知的所有権の証明書の写し、有効な状況、実用的な価値、価値評価の計算根拠、双方が締結した評価価値の協定書など関連文書を含む、当該の知的所有権の関連資料を提出しなければならない。

第十二条 外国の政府部門と締結した協定に基づくか、あるいは中国の教育機関からの要請に応じて、国務院の教育行政部門と省・自治区・直轄市の人民政府は外国の教育機関を招聘し、中国の教育機関と協力して学校を運営することができる。

招聘される外国の教育機関は国際的あるいは所在国において著名な高等教育機関あるいは職業教育機関でなければならない。

第十三条 本科以上の高等教育の学歴取得のための教育を実施する内外協力による学校運営を行う機関の設立を申請するには、当該機関の設立予定地の省・自治区・直轄市人民政府から意見を出した後に、国務院の教育行政部門に報告して審査・認可を受ける。

外国の教育機関の学歴・学位証明書を交付する内外協力による学校運営を行う機関の開設申請を審査・認可する権限は、「内外協力による学校運営条例」第十二条および前条項の規定を参照して、執行する。

第十四条 設置準備を申請するか、あるいは直接に正式設置を申請する内外協力による学校運営を行う機関は、中国の教育機関から「内外協力による学校運営条例」に規定された文書を提出しなければならない。そのうち、設置申請報告あるいは正式の設置申請書は、国務院の教育行政部門が「内外協力による学校運営条例」第十四条の第一項と第十七条の第一項に基づいて制定された「内外協力による学校運営を行う機関申請書」に規定された内容と形式で記入しなければならない。

第十五条 下記の状況のいずれかを有するものについては、審査認可機関は内外協力による学校運営を行う機関の設立準備を承認しないと同時に、書面で理由を説明しなければならない。

- (一) 社会の公共利益、歴史的文化的伝統と教育の公益性に反して、国あるいは地方の教育事業の発展受容に合致しないもの。
- (二) 内外協力による学校運営者のうち一方が条件に合致していないもの。
- (三) 協力協定が法の定める要求に合致せず、指摘されても依然として改正されないもの。
- (四) 申請文書に虚偽の内容があるもの。
- (五) 法律、行政法規が規定するその他の承認されない状況のもの。

第十六条 内外協力による学校運営を行う機関の規約には以下の事項が定められていな

なければならない。

- (一)内外協力による学校運営を行う機関の名称、住所
- (二)設立・運営の目的、規模、教育段階、種類など
- (三)資産の額、出所、性質および財務制度
- (四)内外協力による学校運営者が合理的な見返りを得ることを要求するか否か
- (五)理事会あるいは共同管理委員会の組織方法、人員の構成、権限、任期、議事規則など
- (六)法定代表者の決定と罷免の手順
- (七)民主的管理と監督の形式
- (八)機関の廃止理由、手続き、清算方法
- (九)規約改正の手順
- (十)その他規約に定めることの必要な事項

第十七条 内外協力による学校運営を行う機関は一つの名称のみを使うことができ、その外国語による翻訳名称は中国語の名称と一致していなければならない。

内外協力による学校運営を行う機関の名称は内外協力による学校運営を行う機関の性質、教育段階、種類を反映したものでなくてはならず、「中国」「中華」「全国」などの字句を冠してはならない。また中国の法律、行政法規に違反してはならず、社会の公共利益を損なってはならない。

法人格を有しない内外協力による学校運営を行う機関の名称の前には、中国の大学の名称を冠しなければならない。

第十八条 準備が完成して、正式な設置を申請するか、あるいは直接に正式設置の申請を行う内外協力による学校運営を行う機関は、「内外協力による学校運営条例」第十七条の規定に関連した資料を提出する他に、「内外協力による学校運営条例」の関連条項の規定に基づき、以下の資料を提出しなければならない。

- (一)第一期の理事会あるいは共同管理委員会の構成メンバーの名簿および関連の証明文書
- (二)招聘する外国籍教員および外国籍管理人員の関連の資格証明文書

第十九条 学歴取得のための教育を実施する内外協力による学校運営を行う機関の設立申請は、毎年3月あるいは9月に申請を提出しなければならない。審査認可機関は専門家を組織して評議しなければならない。

専門家による評議の時間は審査期限の中には入れない。しかし、審査認可機関は専門家が評議に要した時間を書面で申請者に知らせなければならない。

第二十条 準備が完成して、正式な設置を申請した内外協力による学校運営を行う機関が下記の状況のいずれかを有するものについては、審査認可機関は承認を与えないとともに、書面で理由を説明しなければならない。

- (一) 相応の学校運営の条件を備えておらず、相応の設置基準に達していないもの
 - (二) 理事会あるいは共同管理委員会の人員およびその構成が法定の要求に合致せず、校長あるいは主要な管理責任者、教員、財務会計人員が法定の資格を備えておらず、通告しても依然として改めないもの
 - (三) 規約が「内外協力による学校運営条例」および本規則の要求に合致しておらず、通告しても依然として改めないもの
 - (四) 設置準備の期間内に法律、法規に違反する行為のあったもの
- 直接に設置を申請する内外協力による学校運営を行う機関は、前項に定める第(一)、(二)、(三)の他、有規則の第十五条に定める状況のいずれかのあったものについては、審査認可機関は承認を与えない。

第三章 内外協力による学校運営を行う機関の組織と活動

第二十一条 内外協力による学校運営を行う機関の理事会あるいは共同管理委員会の構成員は中国の法律、法規を遵守し、教育事業を愛し、品行方正で、民事の活動を完全に行う能力を持っていないなければならない。

国家機関の職員は内外協力による学校運営を行う機関の理事会あるいは共同管理委員会の構成員に就任してはならない。

第二十二条 内外協力による学校運営を行う機関は専任の校長あるいは主要な管理責任者を任命しなければならない。

内外協力による学校運営を行う機関の校長あるいは主要な管理責任者は法律に基いて独立して教育および管理権限を行使する。

第二十三条 内外協力による学校運営を行う機関の内部組織の設置プランは、校長あるいは主要な管理責任者が提出し、理事会あるいは共同管理委員会に報告して承認を得る。

第二十四条 内外協力による学校運営を行う機関は教員の育成訓練制度を創り上げ、招聘された教員が相応の業務上の研修を受けるための条件を提供しなければならない。

第二十五条 内外協力による学校運営を行う機関は学生募集要項あるいは学生募集広告の記載内容に基づいて、相応の科目を開設し、教育活動を展開して、教育の質を保証しなければならない。

内外協力による学校運営を行う機関は基準に合致した校舎と教育施設、設備を提供しなければならない。

第二十六条 国内外協力による学校運営を行う機関は法律に基いて自主的に学生を募集する範囲、基準、方式を確定することができる。しかし、中国の学歴取得のための教育を実施するところは、国の関連規定を遵守しなければならない。

第二十七条 高等教育の学歴取得のための教育を実施する内外協力による学校運営を行

う機関で、中国の学位授与の条件に合致するものは、国の関連規定に基づき相応の学位授与資格を申請することができる。

第二十八条 内外協力による学校運営を行う機関は法律に基いて、内外協力による学校運営を行う機関の資産を自主的に管理し使用する。但し、公益事業を理由に取得した土地および校舎の用途を改変してはならない。

内外協力による学校運営を行う機関は営利的な経営活動に従事してはならない。

第二十九条 各会計年度の終了時、内外協力による学校運営者が合理的な見返りを受け取ることを要求しない内外協力による学校運営を行う機関は、当該年度の純資産の増加額の中から、また内外協力による学校運営者が合理的な見返りを受け取ることを要求する内外協力による学校運営を行う機関は、当該年度の純収益の中から、年度の純資産の増加額あるいは純収益の 25%を下回らない比率で発展基金を取り出して、内外協力による学校運営を行う機関の建設・維持と教育設備の購入・更新などに用いなければならない。

第三十条 内外協力による学校運営を行う機関の資産のうちの国有資産の監督、管理は、国の関連規定に基づいて執行する。

内外協力による学校運営を行う機関が受け入れる寄贈財産の使用と管理は、「中華人民共和国の公益事業への寄付に関する法律」の関連規定に基づいて執行する。

第三十一条 内外協力による学校運営者が合理的な見返りを得ることを要求することについては、「中華人民共和国民営教育促進法実施条例」の規定に基づいて執行する。

第三十二条 内外協力による学校運営を行う機関で下記の状況のうちのいずれかを有するものについては、内外協力による学校運営者は見返りを受け取ってはならない。

(一)虚偽の学生募集要項あるいは学生募集広告を公表して、金銭を詐取すること。

(二)勝手に経費徴収項目を増やし、あるいは徴収基準を引き上げて、状況が重大であること。

(三)違法に学歴・学位証明書およびその他の学業証明書を交付し、あるいは偽造すること。

(四)学校運営許可証を詐取するか、あるいは学校運営許可証を偽造、変造、売買、賃貸し、貸し出すこと。

(五)「中華人民共和国会計法」と国の統一的会計制度に依らずに会計の概算を行い、財務会計報告を作成し、財務・資産管理が混乱していること。

(六)国の収税管理の法律、行政法規の規定に違反して、税務機関の処罰を受けること。

(七)校舎あるいはその他の教育施設、設備に安全上の重大な欠陥があったのに、直ちに措置を講じることなく、重大な死傷事故を発生せしめること。

(八)教育の質が低く、極めて悪い社会的影響をもたらすこと。

内外協力による学校運営者で学校運営資金を持ち逃げし、あるいは流用したものについては、見返りを受け取ってはならない。

第四章 内外協力により運営する教育項目の審査・認可と活動

第三十三条 内外協力により運営される教育項目の教育段階、種類は、中国の教育機関と外国の教育機関の教育段階および種類と合致していなければならない。また一般に中国の教育機関にすでに存在するか、あるいは近接した専攻、課程を開設しなければならない。協力して開設する新しい専攻あるいは課程について、中国の教育機関は基本的に当該専門あるいは課程の教員、設備、施設などの条件を備えていなければならない。

第三十四条 中国の教育機関は相応の教育段階や種類の外国の教育機関と共同で授業計画を制定し、中国の学歴・学位証明書あるいは外国の学歴・学位証明書を授与することができる。中国の国境外で一部の教育活動を実施する方式については、内外協力により運営される教育項目を開設する。

第三十五条 内外協力により運営される教育項目を開設するには、中国の教育機関と外国の教育機関が本規則の第五条の規定を参照して協力合意書を締結しなければならない。

第三十六条 本科以上の高等教育の学歴取得のための教育を実施する内外協力により運営される教育項目の開設を申請することについては、開設項目の所在地の省・自治区・直轄市人民政府の教育行政部門が意見を出した後、国務院の教育行政部門に報告して承認をうける。高等教育の専科教育、学歴取得のためではない高等教育、後期中等教育、独学試験の準備教育、一般教養補習教育、就学前教育を実施する内外協力により運営される教育項目の開設を申請することについては、開設項目の所在地の省・自治区・直轄市人民政府の教育行政部門に報告して承認をうけるとともに、国務院の教育行政部門に報告して記録にとどめる。

外国の教育機関の学歴、学位証明書を授与したり、外国の教育機関の名称、標識あるいは教育サービス商標を導入したりする内外協力により運営される教育項目の審査認可については、前項の規定を参照して執行する。

第三十七条 内外協力により運営される教育項目の開設の申請では、中国の教育機関から下記の文書が提出されなければならない。

- (一)「内外協力により運営される教育項目の申請表」
- (二)協力協定
- (三)内外協力による学校運営者の法人資格証明
- (四)資本検査証明書(投入資産、資金のある場合)
- (五)資産の寄付に関する協定および関連の証明(寄付のある場合)

外国の教育機関ですでに中国国内で内外協力による学校運営を行う機関あるいは内外協力により運営される教育項目を開設しているものについては、さらに元の審査認可機関あるいはその委託を受けた社会の仲介組織による評価報告を提出しなければならない。

第三十八条 学歴取得のための教育を実施する内外協力により運営される教育項目の開設の申請については、毎年3月あるいは9月に申請を提出し、審査認可機関は専門家を組織して評議を行わなければならない。

専門家による評議の時間は審査期限の中には入れない。しかし、審査認可機関は専門家が評議に要した時間を書面で申請者に知らせなければならない。

第三十九条 内外協力により運営される教育項目の設立の申請については、審査認可機関が「中華人民共和国行政許可法」の定める期限に認可するか否かの決定を行わなければならない。認可されたものには、統一規格、統一の通し番号の内外協力により運営される教育項目の許可証を交付し、認可されなかったものには、書面で理由を説明しなければならない。

内外協力により運営される教育項目の許可証は、国务院の教育行政部門が様式を制定し、通し番号を統一する。通し番号の方法は国务院の教育行政部門が内外協力による学校運営許可証の通し番号の方法を参照して確定する。

第四十条 内外協力により運営される教育項目は中国の教育機関の教育活動の構成部分であり、中国の教育機関の管理を受け入れなければならない。

中国の学歴取得のための教育を実施する内外協力により運営される教育項目については、中国の教育機関が外国の教育機関の提供する授業科目と教育の質に対して評価を行わなければならない。

第四十一条 内外協力により運営される教育項目は法律に基いて自主的に学生を募集する範囲、基準、方式を確定することができる。しかし、中国の学歴取得のための教育を実施するところは、国の関連規定を遵守しなければならない。

第四十二条 内外協力により運営される教育項目を開設する中国の教育機関は法律に基いて内外協力により運営される教育項目の財務に対して管理を行うとともに、学校の財務口座に内外協力により運営される教育項目のための特定費目を設け、収支業務を統一的に執り行わなければならない。

第四十三条 内外協力により運営される教育項目の経費徴収項目および基準の確定は、国の関連規定に基づいて執行するとともに、学生募集要項あるいは学生募集広告の中に明確に記載する。

内外協力により運営される教育項目の運営による剰余金は、項目の教育活動および学校運営条件の改善のために継続使用しなければならない。

第五章 管理および監督

第四十四条 内外協力による学校運営を行う機関および内外協力により運営される教育項目を開設する中国の教育機関は、国の関連規定に基づいて、合法的なルートを通じて教

材を導入しなければならない。

導入する教材は先進性を備えたものであるべきであり、内容は中国の憲法および関連の法律、法規に抵触するものであってはならない。

内外協力による学校運営を行う機関および内外協力により運営される教育項目を開設する中国の教育機関は開設科目および導入する教材の内容に対して審査を行うとともに、科目と教材の明細書および説明を審査認可機関に時を移さずに報告して記録にとどめる。

第四十五条 内外協力による学校運営を行う機関および内外協力により運営される教育項目を開設する中国の教育機関は、法律に基いて学籍管理制度を創り上げるとともに、審査認可機関に報告して記録にとどめる。

第四十六条 内外協力による学校運営を行う機関および内外協力により運営される教育項目の教員と管理人員の任命は、双方の地位の平等原則に従うべきであり、内外協力による学校運営を行う機関および内外協力により運営される教育項目を開設する中国の教育機関は、教員と管理人員との間で招聘契約を締結し、双方の権利、義務、責任を明確に規定しなければならない。

第四十七条 内外協力による学校運営を行う機関および内外協力により運営される教育項目の学生募集要項と学生募集広告の見本は、審査認可機関に時を移さずに報告して記録にとどめなければならない。

第四十八条 外国の教育機関の学歴・学位証明書を発行する内外協力による学校運営を行う機関および内外協力により運営される教育項目の開設については、中国側の協力者は相応の教育段階と種類の学歴取得のための教育を実施する中国の教育機関でなければならない。

内外協力による学校運営を行う機関および内外協力により運営される教育項目が発行する学歴、学位証明書については、その開設科目、教育内容が当該の外国教育機関の所属する国での基準や要求より低いものであってはならない。

第四十九条 内外協力により運営される教育項目が発行する外国の教育機関の学歴・学位証明書は、当該の外国教育機関の所属する国で発行される学歴・学位証明書と同じでなくてはならず、当該国で承認されなければならない。

第五十条 学歴取得のための教育を実施する内外協力による学校運営を行う機関および内外協力により運営される教育項目は、インターネット、新聞雑誌などのルートを通じて、当該機関あるいは項目の教育段階と種類、開設専攻、学生募集の規模、料金徴収項目と基準などの状況を毎年社会に公表しなければならない。

内外協力による学校運営を行う機関は毎年4月1日以前に社会の会計検査機関を通じて当該年度の財務会計報告の会計検査結果を公表しなければならない。

第五十一条 学歴取得のための教育を実施する内外協力による学校運営を行う機関および内外協力により運営される教育項目は、学年あるいは学期ごとに経費を徴収すべきであ

り、学年あるいは学期を跨って事前徴収してはならない。

第五十二条 内外協力による学校運営を行う機関および内外協力により運営される教育項目を開設する中国の教育機関は、毎年3月末以前に審査認可機関に対して学校運営報告を提出しなければならない。その内容には、内外協力による学校運営を行う機関および内外協力により運営される教育項目の受入れ学生、開設科目、教員の配置、教育の質、財務状況などの基本状況を含んでいなければならない。

第五十三条 審査認可機関は、公開、公正、公平の原則に基づき、学歴取得のための教育を実施する内外協力により運営される教育項目に関する質の評価を行うか、あるいは社会の仲介組織に委託して行うとともに、評価結果を社会に公表しなければならない。

第五十四条 内外協力により運営される教育項目の審査認可機関およびその職員が、職務上の便宜を利用して他人の財産を受け取ったり、あるいはその他の利益を得たり、職権を濫用し、職責をないがしろにして、本規則の規定する条件に合致しない者に内外協力により運営される教育項目の許可証を交付したり、あるいは違法行為が発見されても調査や処分がなされず、深刻な結果をもたらし、犯罪を構成するものについては、法律に基いて刑事責任を追究し、犯罪を構成しないものについては、法律に基いて行政処分を与える。

第五十五条 本規則の規定に違反し、職権を越えて内外協力により運営される教育項目を審査認可したものについては、その認可文書は無効であり、上級の行政機関が責任をもって改めさせ、責任のある担当者およびその他の直接の責任者については、法律に基いて行政処分を与える。

第五十六条 本規則の規定に違反して、認可を経ないで勝手に内外協力により運営される教育項目を開設した者については、教育行政部門が期限を切り責任をもって改めさせるとともに、学生に徴収したる費用を返却させる。責任のある担当者およびその他の直接の責任者については、法律に基いて行政処分を与える。

第五十七条 内外協力により運営される教育項目で下記の状況のいずれかを有するものについては、審査認可機関が期限を切り責任をもって改めさせるとともに、情状の軽重を勘案して、警告あるいは3万元以下の罰金に処する。責任のある担当者およびその他の直接の責任者については、法律に基いて行政処分を与える。

- (一)虚偽の学生募集要項あるいは学生募集広告を公表して、金銭を詐取すること
- (二)勝手に経費徴収項目を増やし、あるいは徴収基準を高めること
- (三)管理が混乱し、教育の質が低下すること
- (四)国の関連規定に従って財務管理を行っていないこと
- (五)学校運営の剰余金を分配すること

第五十八条 内外協力による学校運営を行う機関および内外協力により運営される教育項目が「中華人民共和国教育法」の規定に違反し、学歴・学位証明書あるいはその他の学業証明書を交付することについては、「中華人民共和国教育法」の関連規定に基づいて処

罰を行う。

第六章 付則

第五十九条 商工業行政管理部門に登録する営利的性質の中国の訓練機関と外国の営利的性質の教育訓練会社が協力で開設する教育訓練活動については、本規則は適用されない。

第六十条 中国の教育機関が実質的に外国の教育資源を導入するのではなく、単に相互に履修単位を承認しあう方式によって、外国の教育機関と学生の交流を展開するだけの活動については、本規則は適用されない。

第六十一条 香港特別行政区、マカオ特別行政区および台湾地区の教育機関と内地の教育機関が内外協力により運営される教育項目を開設することについては、本規則の規定を参照して執行し、国が別に規定を有するものについては除外する。

第六十二条 「内外協力による学校運営条例」実施以前にすでに認可されていた内外協力により運営される教育項目については、「内外協力による学校運営条例」第六十三条の規定の期限と手順を参照して、内外協力により運営される教育項目の許可証を追加発行すべきである。

期限を過ぎても「内外協力による学校運営条例」と本規則が規定する条件に達しないものについては、審査認可機関は項目の許可書を更新発行しない。

第六十三条 本規則は2004年7月1日から施行する。
元の中華人民共和国国家教育委員会が1995年1月26日に公布した「内外協力による学校運営に関する暫定規定」は同時に廃止する。

**内外協力による学校運営を行う機関および項目の再審査活動を
しっかり行うことに関する教育部の通知（教外総[2004]37号）**
(原語は「教育部關於做好中外合作辦學機構和項目復核工作的通知」)

2004年8月12日

各省・自治区・直轄市の教育庁（教育委員会）宛て：

内外協力による学校運営はわが国の改革開放後に教育分野に現れた新しい事物であり、今日までにすでに10近く年の発展過程を経た。わが国の改革開放の絶え間ない拡大と教育改革の発展に伴って、内外協力による学校運営は迅速に発展し、学校運営の規模は次第に拡大し、学校運営の教育段階は次第に高まり、学校運営の様式も多様化する傾向があり、そして日に日に人材育成、学問分野の充実、改革・革新などの面において、独特の優位な形勢と役割をはっきり示している。内外協力による学校運営の積極的な役割を十分に評価すると同時に、われわれはやはり辛抱強く努力することによって、内外協力による学校運営の正しい学校運営の方向を確保し、低水準のものの重複を防止し、国外の真に優れた品質の教育資源を取り入れ、学生募集、経費徴収、証明書の発行などの面での制度を整え、質の良くない国外の機関と国内の学校運営条件が備わっていない機関とが規則に反して学校を設立・運営することのないように抑制して、正常な教育の秩序を維持し、内外協力による学校運営を保護し、内外協力による学校運営を行う機関と教育を受ける者の合法的權益を保護しなければならない。

内外協力による学校運営の健康な発展を促進し、内外協力による学校運営に関する規定の管理を強化するため、「中華人民共和国内外協力による学校運営条例」（以下、「条例」と略称）の第六十三条と「中華人民共和国の内外協力による学校運営条例実施規則」（以下、「実施規則」と略称）の第六十二条の規定に基づき、「条例」の施行前に法律に基づいて設立された内外協力による学校運営を行う機関およびすでに許可され実施されている内外協力による学校運営項目については、内外協力による学校運営許可証あるいは内外協力による学校運営項目許可証を追加発行しなければならない。この活動をしっかりと行うため、検討の結果、既存の内外協力による学校運営を行う機関および項目に対して再審査を行うことを決定した。内外協力による学校運営を行う機関および項目の再審査活動の原則の要求と具体的な事項について、ここに以下のとおり通知する。

一、内外協力による学校運営を行う機関および項目の再審査活動は内外協力による学校運営活動を標準化する上での重要な部分と措置であり、同時に政策性の強い活動である。各地の教育行政部門はこの活動に対する指導を強化し、関連する管理制度と仕組みを完備し、この仕事が秩序だって実施されることを保障しなければならない。

二. 内外協力による学校運営を行う機関および項目の再審査の範囲は以下のとおりである。

1. 「条例」施行前にもとの国家教育委員会が1995年1月26日に公布した「内外協力による学校運営に関する暫定規定」に基づいて設立、開設された内外協力による学校運営を行う機関および項目、ならびに審査・認可の主体および同プロセスの合法性。

2. 「条例」施行後から「実施規則」施行までに法律に基いて設立された内外協力による学校運営を行う機関および開設された内外協力による学校運営項目、ならびに審査・認可の主体および同プロセスの合法性。

高等教育機関が設置開設した内外協力による学校運営を行う機関および項目の再審査については、属地主義による管理を実施し、機関および項目の所在地の省レベルの教育行政部門が責任を負う。

三. 各地の教育行政部門は資料の審査、実地調査など多様な方式をとって、内外協力による学校運営を行う機関および項目に対する再審査を行うことができる。

各地の教育行政部門は当該地区の実際の状況に基づき再審査活動の段取りを手配するとともに、再審査に必要な資料、日程、期限などを関係機関や組織に適時に通告しなければならない。

四. 各地の教育行政部門は「条例」と「実施方法」の定める条件に基づき、下記の側面に関して、内外協力による学校運営を行う機関および項目の組織と管理、教育ならびに資産・財務などの状況の再審査を重点的に行う。

1. 内外協力による学校運営を行う機関および項目の設立・運営範囲が合法的かどうか。義務教育、軍事、警官、政治など特殊な性質の教育を実施していないかどうか。

2. 内外協力による学校運営を行う機関および項目が宗教教育を行ったり、宗教活動を展開したりしていないかどうか。

外国の宗教組織、宗教機関、宗教学校や宗教関係の教職員が内外協力による学校運営活動に参加していないかどうか。

3. 内外協力による学校運営を行う機関が教育関連の法令が定める基本条件を備えているかどうか、また国家が開設する同じレベル同じ種類の教育機関の設置基準に達しているかどうか。

4. 内外協力による学校運営を行う機関の理事会および共同管理委員会の構成、議事規則および運用が法律、法規、規則の規定に合致しているかどうか。

5. 内外協力による学校運営を行う機関が法律に基いて規約を制定しているかどうか。事項に関する規定が合法的かどうか。審議認可機関の記録に載るように報告しているかど

うか。

6. 内外双方が署名した内外協力による学校運営協定は法律の規定に合致しているかどうか。

7. 校長の資格は法律の規定に合致しているかどうか。校長の職権は法律に基いて保障されているかどうか。

8. 内外協力による学校運営を行う機関および項目の教員と学生の合法的権益が保護され得るかどうか。

9. 内外協力による学校運営を行う機関および項目が正常な教育活動を展開し、管理が規範に合っているかどうか。教育関係の書類が完備されているかどうか。質を制御する措置があるかどうか。学生の募集と証明書の発行は当該の規定を遵守しているかどうか。

10. 内外協力による学校運営を行う機関および項目の財務・会計制度と資産管理が健全かどうか。経費徴収の項目と基準は関連行政部門の認可を得ているかどうか。徴収した経費の用途は法律の規定に合致しているかどうか。

関連規定の歴史と沿革に鑑みて、「条例」の施行以前に法律に基いて設立、開設された内外協力による学校運営を行う機関および項目の中心部分である資格については強引な調整を行うべきではなく、その組織と管理の規格を適切に保障しなければならない。

再審査に合格した内外協力による学校運営を行う機関は、合理的な見返りを得ることを要求し、資産の清算を行うとともに、法律の定めるプロセスに基づいて規約を改正しなければならない。

四. 各地の教育行政部門は法律に基いて再審査を受けた内外協力による学校運営を行う機関および項目のそれぞれに対して、再審査合格あるいは不合格の決定を行わなければならない。

各地の教育行政部門による再審査に合格した内外協力による学校運営を行う機関および項目は、当部が制定した「内外協力による学校運営再審査表」および「内外協力による学校運営項目再審査表」に記入しなければならない。

各地の教育行政部門は遅くとも2005年3月31日までに、再審査に合格した内外協力による学校運営を行う機関および項目の再審査表を元の審査認可機関の許可文書の写しとともに、当部の国際協力・交流司に送付しなければならない。合格であることが確認されたところには、当部が通し番号を付した内外協力による学校運営営許可証および内外協力による学校運営項目認可証が交付される。

再審査に合格しなかった内外協力による学校運営を行う機関および項目は、遅くとも2005年8月31日までに「条例」および「実施規則」の求める条件を満たさなければならない。内外協力による学校運営を行う機関のうち期限を過ぎても条件を満たすことができないところについては、法律に基いて清算した後、審査認可機関が取り潰す。内外協力に

よる学校運営項目のうち期限を過ぎて条件を満たすことができないところについては、項目認可証を更新発行しない。

五. 内陸部と香港・マカオ・台湾地区に設立され開設された内外協力による学校運営を行う機関および項目については、本通知の精神を参照して再審査を行う。

六. 各地の教育行政部門は再審査活動が終了した後、当該地区の内外協力による学校運営を行う機関および項目の全体状況について、書面にて当部に報告を行う。

添付資料：

1. 「内外協力による学校運営を行う機関の申請表」(様式)
2. 「内外協力による学校運営項目の申請表」(様式)
3. 「内陸部と香港・マカオ・台湾地区で協力して学校を運営する機関の申請表」(様式)
4. 「内陸部と香港・マカオ・台湾地区での協力して運営を行う項目の申請表」(様式)

教育部

2004年8月12日

**内外協力による学校運営を行う若干の機関・項目の
政策意見に関する教育部の通知（教外総函[2005]60号）**

（原語は「教育部關於若干中外合作辦學機構和項目政策意見的通知」）

2005年7月21日

各省・自治区・直轄市の教育庁（教育委員会）宛て

目下、「教育部の内外協力による学校運営を行う機関および項目の再審査活動をしっかりと行うことに関する通知」（教外総[2004]37号）の精神に則り、内外協力による学校運営を行う機関および項目の再審査・追加証明の活動が緊迫して実施されているが、その中には、関連教育行政部門による認可を受けるとともに、国務院学位委員会事務室が外国の学位を授与することを審査・認可した内外協力による学校運営を行う機関や項目も含まれている。

上述の内外協力による学校運営を行う機関および項目の再審査・追加証明の活動がなお暫くの時間を必要とするのに鑑み、かつ、以前に国務院学位委員会事務室が審査・認可した内外協力による学校運営を行う機関および項目の圧倒的多数は学校運営の期限を有するものであることから、内外協力による学校運営を行う機関および項目の再審査過程における政策の一貫性問題を解決するため、検討の結果、下記の各条件に合致する内外協力による学校運営を行う機関および項目については、いずれも今年はすでに認可されている専攻で引き続き1期の学生を募集することができるものと決定した。

一．法律に基いて審査・認可権限を有する教育行政部門が認可するとともに、国務院学位委員会事務室が外国の学位を授与することを認可したもの。

二．国務院学位委員会事務室が審査・認可した期間数に基づいて、開始年度から今年まで学生募集の任務を完遂したもの。

三．内外協力による学校運営者が内外協力による学校運営の合意書に署名した有効期限内で、少なくとも完全な1周期の教育活動を実施することができるもの。

上述した内外協力による学校運営を行う機関および項目の学生募集規模については、国務院学位委員会事務室がもともと承認した学校運営期間の最後の1期の学生募集数に基づいて執行する。規模を超えて学生を募集する場合には、省レベルの教育行政部門による審査・認可を受けなければならない。

上述した政策の精神を関連の内外協力による学校運営者に通知するとともに、当該行政

区内で本通知の精神に基づいて学生を募集する内外協力による学校運営を行う予定の機関
および項目の名簿、学生を募集する専攻、募集規模を8月31日までに当部の国際協力・交流
司に報告されたい。

教育部

2005年7月21日

当面の内外協力による学校運営の若干の問題に関する 教育部の意見（教外総〔2006〕5号）

（原語は「教育部關於当前中外合作办学若干問題的意見」）

2006年2月7日

各省、自治区、直轄市の教育庁（教育委員会）：

「内外協力による学校運営に関する条例」および「同実施方法」の公布・施行以来、開放を拡大し、学校の運営を標準化し、法律に基いて管理し、発展を促進するという国の方針の下に、内外協力による学校運営は次第に適正化された発展の軌道を進んでいる。内外協力による学校運営の着実かつ健全な発展をより良く促進し、内外協力による学校運営に存在する当面の際立った問題に対処するため、特に次のような意見を提出する。

一、内外協力による学校運営の公益性の原則を堅持する。

教育は人材を育成を根本的な目標とする崇高な社会の公益事業である。教育サービスは物品の貿易ではない、一般のサービスの貿易とも異なっている。内外協力による学校運営の趣旨と性質を正しく把握しなければならない。内外協力による学校運営の名を借りてむやみに経費を徴収したり、高い料金を徴収したりする行為を断固として制止して、教育の産業化の傾向を防止する。

二、法律に基いて学校を運営し、管理を適正化することを堅持する。

政治的敏感性を強めて、教育の主権意識をしっかりと確立し、国家の安全、社会の安定と正常な教育の秩序をしっかりと擁護しなければならない。法律に基いて内外協力による学校運営を行う者、内外協力による学校運営を行う機関や教員・学生の合法的な利益を保護する。内外協力による学校運営を展開する過程では、法律に基いて中国の教育機関の主導的地位を強化し、断固として国家の教育方針を貫徹することに注意する。

三、良質の教育資源を導入し、能力の建設を強化する政策方向を堅持する。

内外協力による学校運営を展開するには、国、地方、地域の経済発展が求める各種人材のニーズと学校の専門学問領域の充実のニーズと緊密に結びつけ、国内で急いで必要としている専門学問領域や脆弱ないし空白の専門学問領域において、外国の高水準の大学や優れた専門学問領域を擁する大学との間で協力して学校を運営することを奨励し、内外協力による学校運営を次第に中西部地区の発展に向けて導かなければならない。中国の教育機関は自らの位置付けと目標に即して内外協力による学校運営を展開すべきであり、盲目的に張り合ったり、一斉に始めたり、低水準のものが重複したりといった現象を防止しなければならない。国が重点的に建設する大学はいっそう注意して協力する相手をよく選び、

協力の方式をよく選び、協力の内容をよく選んで、全面的に当該校の全体レベルや総合的実質的サービスを高めるようにしなければならない。

四、内外協力による学校運営の品質管理を強化する。

当面、高等教育分野での内外協力による学校運営の品質のコントロールを重点的にしっかりと行い、内外協力による学校運営の信望を守り、以下のいくつかの点をしっかりと行うように注意しなければならない。

1. 学生の募集と入学許可の管理を強化しなければならない。

内外協力による学校運営を行う機関および内外協力により運営する教育項目で高等教育の学歴取得のための教育を実施するところは、国が定めた高等教育機関の学生募集計画に組み入れ、当該年度の学生募集規模の中で専門別の学生募集リストに照らして実施するとともに、当該地区および当該時期の合格者決定に関する要求を満たすようにしなければならない。ある時期に学生募集計画を完成できなかったところは、次の時期の実施計画に組み入れてはならない。大学院レベルに属するところは、国が定める大学院学歴取得教育の学生募集・合格者決定規定や手順に合致していなければならない。内外協力による学校運営を行う機関および内外協力により運営する教育項目で外国の教育機関の学歴、学位取得教育を行うところについては、その合格者決定基準は外国の教育機関がその所属する国で行う合格者決定の基準を下回ってはいけない。

2. 教育の過程の管理を強化しなければならない。内外協力による学校運営を行う機関および内外協力により運営する教育項目で本科（学士課程）以上の高等教育の学歴取得のための教育を実施するところは、その授業計画、教育プラン、修業年限を制定し実行する場合、国の関連規定に合致し、その本科の専門が開設するコースの専門コードと合致していなければならない。内外協力による学校運営を行う機関および内外協力により運営する教育項目が外国の教育機関の学士学位以上の学歴・学位取得のための教育を実施する場合、その共同で制定した授業計画や教育プラン、カリキュラムの編成、教育内容が外国の教育機関がその所属する国で定める基準や学術的要求を下回ってはいけない。内外協力による学校運営を行う機関および内外協力により運営する教育項目で、中国の高等教育の学歴取得のための教育と外国の学歴・学位取得のための教育とを同時に実施し、あわせて中国の学歴・学位証明書と外国の教育機関の学歴・学位証明書を交付するところは、その教育目標、教育要件、カリキュラムの編成、教育内容が双方の学術的要求を満たしていなければならない。特に内外協力による学校運営を行う機関および内外協力により運営する教育項目で、外国の教育機関の課程修士の教育を実施するところは、教育の過程の各節目で均しく厳格に管理し、質を保証しなければならない。

3. 専門学問領域・専攻の計画と政策による指導を強化しなければならない。

内外協力による学校運営の専門学問領域・専攻指導リストを制定することを研究し、国が奨励・許可する専門学問領域や専攻と制限・禁止する専門学問領域や専攻とを明確にする。

4. 証明書交付の管理を強化しなければならない。

内外協力による学校運営を行う機関および内外協力により運営する教育項目で、高等教育の学歴取得のための教育を実施し、中国の学歴・学位証明書を交付するところは、国の関連規定が定める要求に基づいて実施しなければならない。内外協力による学校運営を行う機関および内外協力により運営する教育項目で、外国の教育機関の学士学位以上の学歴・学位取得のための教育を実施し、外国の教育機関の学歴・学位証明書を交付するところは、中国の教育機関が相応のレベルと種類の学歴取得のための教育や学位授与資格を有していなければならない。外国の教育機関が交付する学歴・学位証明書は実態に即して有効であることを原則とし、当該教育機関がその所属する国で交付する学歴・学位証明書と同じであり、かつまた当該国の承認を得たものでなければならない。

五、「2キャンパス（双校園）」の学校運営方式を採用する内外協力により運営する教育項目の管理を強化しなければならない。

内外協力により運営する教育項目は中国の教育機関の中で完全な、あるいは主要な教育の過程を実施しなければならない。「2キャンパス」の学校運営方式を採用する必要があるにあって内外協力により運営する教育項目を開設するところは、法律に基づいて行政の許可を得なければならない。中国の教育機関はこの種のプロジェクトを実施する中で外国の教育資源の導入の度合いを確実に増大しなければならない。また、導入する外国の教育機関のカリキュラム、特に中国の学歴取得のための教育カリキュラムに替わるようなカリキュラムに対しては真剣に評価を行わなければならない。導入する外国側のカリキュラムと専攻の中核的科目は、内外協力により運営する教育項目の全カリキュラムおよび中核的科目の3分の1以上、外国の教育機関の教員が担う専攻の中核的科目の数および授業時数は、内外協力により運営する教育項目の全カリキュラムと全授業時数の3分の1以上を占めていなければならない。外国の当該教育機関の名義で国際的に招聘する教員は、そのレベルが外国の教育機関と中国の教育機関の承認を得たものでなければならない。

六、内外協力による学校運営の経費徴収に対する管理を強化しなければならない。

内外協力による学校運営を行う者あるいは内外協力による学校運営を行う機関および内外協力により運営する教育項目を開設するには、相応の学校運営のための資金投入を行わなければならない。内外協力による学校運営を行う者は、内外協力による学校運営を行う

機関および内外協力により運営する教育項目の学生一人当たり教育コストを真剣かつ合理的に推計し、原価回収の原則に基づき、関係行政部門に申請し、政府が定めた定価原則に照らして経費徴収の項目と基準を確定する。経費徴収基準はさらに当該地の経済・社会発展の実際水準と教育を受ける者の支払い能力を十分に考慮し、公立教育と民営教育との適切なバランスを維持することに注意しなければならない。履修単位の相互認定の形式だけで学生交流活動を行うところは、学生が国内のキャンパスで学習する期間については、中国の高等教育機関の正常な経費徴収項目と基準に従わなければならない。国が統一的な政策・規定を定める前には、各地は現行の管理方法に従って、内外協力による学校運営の経費徴収の管理活動を確実にしっかりと行わなければならない。内外協力による学校運営はわが国の教育事業の構成部分である。各地の教育行政部門は内外協力による学校運営の発展過程における新しい状況と新しい問題を真剣に研究し、法律および政策の環境を絶えず豊かにし改善して、当該行政区域内の内外協力による学校運営活動の統一的計画、総合的調整、マクロ的管理を強化し、内外協力による学校運営がわが国教育の発展と改革を促進することを保障し、わが国教育の国際競争力・サービスを増強しなければならない。

教育部

2006年2月7日

孔子学院章程

(原語も「孔子学院章程」)

第一章 総 則

第一条 孔子学院の健全な発展を保障し、世界の人民の中国語および中国文化に対する理解を増進し、中国と外国との友好関係を発展させ、世界の文化の多元的発展を促進して、調和がとれた世界を創造する上で力を尽くすために、特にこの章程を制定する。

第二条 本章程は世界各地の孔子学院に適用される。

第三条 孔子学院の外国語の名称は中国語の名称と合致していなければならない。

第四条 孔子学院は非営利性の教育機関である。

第五条 孔子学院は中国語教育および中国と外国との教育・文化・経済の各面での交流と協力を展開する。

第六条 孔子学院は登録地の法律を遵守し、しかも中国の法律にも抵触しない。

第七条 孔子学院は政治・宗教活動や人種差別主義的活動に参加しない。

第八条 孔子学院の設置様式は、各国の特徴と需要に基づき、柔軟かつ多様にすることができる。

第九条 国外で言語の教育と教育・文化交流活動能力に従事する能力を備えた法人機関は、孔子学院の開設を申請する権利を有する。

第十条 孔子学院の中国語教育では共通語と簡体字を採用する。

第二章 業務の範囲

第十一条 孔子学院は下記にサービスを提供する：

- (一) 社会各界の人々に向けて中国語の教育を展開する。
- (二) 中国語教員を育成訓練し、中国語教育の資源を提供する。
- (三) 中国語の試験と中国語教員の資格認定業務を展開する。
- (四) 中国教育・文化・経済・社会に関する情報とコンサルティングを提供する。
- (五) 現代中国研究を展開する。

第三章 本部

第十二条 孔子学院本部は中国の北京に設置され、全世界の孔子学院の最高管理機関である。

第十三条 孔子学院本部は独立の法人格を有する非営利組織である。

第十四条 孔子学院本部には理事会を置き、主席、副主席、常務理事、理事から構成される。

主席、副主席、常務理事は中国政府が任命し、理事は各孔子学院が推薦して置く。

第十五条 孔子学院本部の理事会には事務局を設置する。

事務局は孔子学院本部の日常的な活動機関であり、事務局長、副事務局長を置く。

第十六条 孔子学院本部の職責は以下のとおりである。

(一) 定期的に理事会を開く。

(二) 孔子学院の規約、建設計画、評価基準を制定する。

(三) 各地の孔子学院の設置を審査認可する。

(四) 各地の孔子学院の年度プロジェクトの実施計画および予算・決算を審査認可する。

(五) 各地の孔子学院のために資源面の支援を提供する。

(六) 孔子学院の管理人員と教員を育成訓練し、各地の孔子学院の需要に基づいて、中国側院長と教育担当人員を選んで派遣する。

第四章 設置

第十七条 孔子学院の開設申請者は下記の条件に合致していなければならない。

(一) 機関の開設を申請する所在地に中国語・文化の学習需要があること。

(二) 学校開設の需要に見合った人員、場所、施設、設備があること。

(三) 必要な学校開設資金および安定した経費の出所があること。

第十八条 孔子学院の開設申請者は孔子学院本部に申請書を提出しなければならず、その中には下記の内容が含まれていなければならない。

(一) 開設申請機関の簡単な紹介。

(二) 孔子学院の教育の場所、施設、設備。

(三) 市場の需要予測、管理組織、運営計画。

(四) 資金調達状況と管理。

(五) 孔子学院本部が提出を求めるその他の資料。

第十九条 孔子学院本部は開設申請者が提出する申請資料の審査を行うが、審査の方式は書類・資料の審査、面接による報告の聴取および実地調査を含む。

第二十条 孔子学院本部が開設申請案件を認可した後、孔子学院本部と開設申請者は協定を締結し、孔子学院の表示板を授ける。

第五章 経費

第二十一条 新設の孔子学院に対して、中国側は一定額の初期経費を投入する。

年度プロジェクトの経費は外国側の受け入れ機関と中国側が共同で調達し、双方の分担比率は一般に1:1とする。

第二十二條 孔子学院の中国側が提供した経費はプロジェクトの管理を実行するものとし、管理方法は別に定める。

第六章 管理

第二十三條 孔子学院は理事会を設立する。

中国と外国が協力して設置する孔子学院は、理事会の成員を双方から共同で編成し、その人数および構成比率は双方が協議して確定する。

第二十四條 孔子学院の理事会は孔子学院の発展計画、年度活動計画、年末の総括報告、プロジェクトの実施計画およびその予算・決算の審議の責任を負う。

第二十五條 孔子学院は理事会指導の下での院長責任制を実行する。院長は孔子学院の日常的運営と管理の責任を負う。

第二十六條 孔子学院の院長は中国の国情を理解し、所在国の原語に精通し、本ポストにふさわしい管理活動の経験を持ち、比較的強い公共関係と市場開拓能力を備えていなければならない。

第二十七條 孔子学院が雇用する教員は中国語・中国文化を好み、ポストに必要な専門レベルと教育能力を備えていなければならない。

第二十八條 孔子学院は規定に基づいて期限をもうけてプロジェクトの実施計画と予算、プロジェクトの実行状況と決算を策定し、本部に報告して審査認可を受けなければならない。同時に、年間活動計画および総括報告を本部に報告し、記録に載せてもらわなければならない。

第二十九條 孔子学院本部は各地の孔子学院の評価を行う責任を負い、学校設立の目的に反したり、あるいは学校運営の品質基準に達しないものについては、孔子学院本部が協定を取り止める権限を有する。

第三十條 孔子学院本部は毎年孔子学院大会を開催し、学校運営の経験を交流し、孔子学院の建設と発展を研究する。

第七章 権利と義務

第三十一條 孔子学院の権利：

- (一) 本章程および協定の定める権利を享受する。
- (二) 孔子学院の名称および統一標章を使用する権利を有する。
- (三) 孔子学院本部が提供する教学・文化資源を優先的に獲得する。

第三十二条 孔子学院の義務：

- (一) 本章程および協定の規定を遵守する。
- (二) 孔子学院の名声、イメージ、統一標章を維持する。
- (三) 孔子学院本部の指導と評価を受け入れる。

第八章 法律上の責任

第三十三条 孔子学院本部は法律に基づいて下記のいかなる行為の責任も追及する権限を有する。

- (一) 孔子学院本部の許可を得ないで、勝手に孔子学院を設立すること。
- (二) 孔子学院の名義を盗用して活動を展開すること。
- (三) 本章程および協定に違反して、孔子学院の名声を傷つけ、悪影響を与えること。

第九章 付則

第三十四条 孔子教室の設置と管理は本章程を参照して行う。

第三十五条 本章程の解釈は孔子学院本部に帰属する。

第三十六条 本章程は孔子学院本部の理事会の承認した日から発効する。

《付録》WTO 加盟および内外協力による学校運営に対する中国大学教員の意識調査質問紙

各位专家, 您好!

我想请您协助下面一项简单的问卷调查。这份问卷是为了考察贵国加入 WTO (世界贸易组织) 对贵国高等教育带来的影响。您的回答仅用于统计分析, 绝对会保障各位的隐私权。感谢您的合作! 日本广岛大学教育学院教授 大冢 丰

请在您认为合适的选项上画“○”, 或者在空白处填写您的答案。

- A. 您的大学的所在地: 1. 东北 2. 华北 3. 华东 4. 中南 5. 西南 6. 西北
(如果不介意、请填写具体 _____ 省・直辖市・自治区)
- B. 您的大学的所在地区: 1. 沿海地区 2. 内陆地区
- C. 您工作的大学接受的最高层次的学生种类: 1. 博士生 2. 硕士生 3. 本科生 4. 专科生
- D. 您的年龄: 1. 20-29 岁 2. 30-39 岁 3. 40-49 岁 4. 50-59 岁 5. 60 岁以上
- E. 您的性别: 1. 男性 2. 女性
- F. 您的职称: 1. 教授 2. 副教授 3. 讲师 4. 助教 5. 其他
- G. 您在大学工作的年数: 1. 1~5 年 2. 6~10 年 3. 11~15 年 4. 16~20 年 5. 21 年以上
- H. 留学经验: 1. 有 2. 无
- I. 您对中国加入世界贸易组织(WTO, 以后简称为入世)关心吗? 1. 关心 2. 不关心
- J. 您的大学通过因特网向外国提供教育服务(比如收费汉语讲座等)吗? 1. 有 2. 没有 3. 不知道
- K. 您的大学和外国大学有以授予国外学位为目标的“中外合作办学”项目吗?
1. 有 2. 没有 3. 不知道

请在下面的选项中选择最符合您的想法的一项画“○”。

- L. 如果有跨境交付(cross-border supply 指从 WTO 的某一成员国境内向中国提供远程教育课程等服务)的话, 您会鼓励学生参加吗?
1. 非常符合 2. 符合 3. 在一定程度上符合 4. 不大符合 5. 根本不符合 6. 不知道
- M. 入世后, 中国大学应该跟成员国的大学以完全同等的条件互相提供教育服务。
1. 非常符合 2. 符合 3. 在一定程度上符合 4. 不大符合 5. 根本不符合 6. 不知道
- N. 尽管入世了, 但是由外国提供的服务如果是对中国不利的应该限制。
1. 非常符合 2. 符合 3. 在一定程度上符合 4. 不大符合 5. 根本不符合 6. 不知道
- O. 跨境交付对您的大学来说是有益的。
1. 非常符合 2. 符合 3. 在一定程度上符合 4. 不大符合 5. 根本不符合 6. 不知道
- P. 您的大学应该与外国大学大力进行“合作办学”。
1. 非常符合 2. 符合 3. 在一定程度上符合 4. 不大符合 5. 根本不符合 6. 不知道
- Q. 入世对您的大学来说是发展的好机会。
1. 非常符合 2. 符合 3. 在一定程度上符合 4. 不大符合 5. 根本不符合 6. 不知道
- R. 入世对您的大学造成了危机。
1. 非常符合 2. 符合 3. 在一定程度上符合 4. 不大符合 5. 根本不符合 6. 不知道
- S. 入世对您的大学带来了变化。
1. 非常符合 2. 符合 3. 在一定程度上符合 4. 不大符合 5. 根本不符合 6. 不知道

请问您认为入世对中国高等教育有什么样的影响? 请具体地填写:

資料. WTO加盟が中国高等教育に与える影響に関する中国大学教員の意識調査の結果(単純集計)
 実施時期: 2005年11月～2006年3月
 調査方法: 質問紙(中国高等教育学会大会での配布回収および郵送法)
 有効回答: 266

I. 回答者の属性

1. 所属地区

	度数	パーセント
有効 1 東北	46	17.3
2 華北	36	13.5
3 華東	72	27.1
4 中南	41	15.4
5 西南	34	12.8
6 西北	37	13.9
合計	266	100.0

2. 大学所在地(沿海部/内陸部)

	度数	パーセント
有効 1 沿海	97	36.5
2 内陸	169	63.5
合計	266	100.0

3. 所属大学の種別

	度数	パーセント
有効 1 博士課程	148	55.6
2 修士課程	53	19.9
3 学士課程	43	16.2
4 専科課程	14	5.3
合計	258	97.0
欠損値	8	3.0
合計	266	100.0

4. 年齢

	度数	パーセント
有効 1 二十代	67	25.2
2 三十代	100	37.6
3 四十代	58	21.8
4 五十代	24	9.0
5 六十以上	15	5.6
合計	264	99.2
欠損値	2	.8
合計	266	100.0

5. 職階

	度数	パーセント
有効 1 教授	56	21.1
2 副教授	71	26.7
3 講師	75	28.2
4 助教	33	12.4
5 その他	29	10.9
合計	264	99.2
欠損値	2	.8
合計	266	100.0

6. 性別

	度数	パーセント
有効 1 男性	162	60.9
2 女性	104	39.1
合計	266	100.0

7. 大学での勤務年数

	度数	パーセント
有効 1 5年以内	78	29.3
2 6～10年	54	20.3
3 11～15年	34	12.8
4 16～20年	39	14.7
5 21年以上	51	19.2
合計	256	96.2
欠損値	10	3.8
合計	266	100.0

8. 留学経験

	度数	パーセント
有効 1 有り	58	21.8
2 無し	204	76.7
合計	262	98.5
欠損値	4	1.5
合計	266	100.0

II. 国際的教育サービスの提供活動に対する意識

1. WTO加盟に対する関心

		度数	パーセント
有効	1有り	252	94.7
	2無し	14	5.3
	合計	266	100.0

2. 所属大学での内外協力による学校運営の有無

		度数	パーセント
有効	1実施	157	59.0
	2未実施	70	26.3
	3分からない	38	14.3
	合計	265	99.6
欠損値		1	.4
合計		266	100.0

3. 「インターネットなど遠隔教育による越境サービスがあれば、学生に勧める」

		度数	パーセント
有効	1非常に当たっている	44	16.5
	2当たっている	88	33.1
	3ある程度当たっている	103	38.7
	4余り当たっていない	16	6.0
	5全く当たっていない	2	.8
	6分からない	11	4.1
合計		264	99.2
欠損値		2	.8
合計		266	100.0

4. 「中国の大学は加盟国の大学と完全に同じ条件で相互にサービスを提供し合うべきだ」

		度数	パーセント
有効	1非常に当たっている	56	21.1
	2当たっている	93	35.0
	3ある程度当たっている	77	28.9
	4余り当たっていない	27	10.2
	5全く当たっていない	1	.4
	6分からない	9	3.4
合計		263	98.9
欠損値		3	1.1
合計		266	100.0

5. 「外国が提供するサービスが中国にとって不利であれば制限を加えるべきだ」

		度数	パーセント
有効	1非常に当たっている	83	31.2
	2当たっている	92	34.6
	3ある程度当たっている	67	25.2
	4余り当たっていない	15	5.6
	5全く当たっていない	4	1.5
	6分からない	5	1.9
合計		266	100.0

6. 「所属大学は内外協力による学校運営を大に行うべきだ」

		度数	パーセント
有効	1非常に当たっている	82	30.8
	2当たっている	103	38.7
	3ある程度当たっている	68	25.6
	4余り当たっていない	8	3.0
	5全く当たっていない	1	.4
	6分からない	3	1.1
合計		265	99.6
システム欠損値		1	.4
合計		266	100.0

7. 「WTO加盟は所属大学の発展にとって“チャンス”だ」

		度数	パーセント
有効	1非常に当たっている	59	22.2
	2当たっている	107	40.2
	3ある程度当たっている	74	27.8
	4余り当たっていない	22	8.3
	5全く当たっていない	1	.4
	6分からない	3	1.1
合計		266	100.0

8. 「WTO加盟は所属大学の発展に“危機”をもたらす」

		度数	パーセント
有効	1非常に当たっている	17	6.4
	2当たっている	31	11.7
	3ある程度当たっている	76	28.6
	4余り当たっていない	114	42.9
	5全く当たっていない	22	8.3
	6分からない	6	2.3
合計		266	100.0

資料：大学教員WTO意識質問紙調査における自由記述意見一覧

以下は、「WTO 加盟は中国の高等教育に対してどのような影響を与えますか。具体的に記入して下さい」と、自由記述を求めたことに対する回答である。

(浙江省、40代、女性) 中国高等教育が出来るだけ速く世界と接触するよう促す。

(浙江省、30代、男性) 有無相通じ、互いに協力する。

(浙江省、20代、女性) 良いチャンスであり、中国高等教育が国際化に向かうのに有利である。

(浙江省、40代、男性) 影響は長期にわたるもので、今はまだ反映していない。経済や政治面では影響がある。

(上海市、40代、男性) ①チャンスをもたらす。より多くの学生が中国語の学習や中国文化に興味を持つようになる。②試練でもある。より多くの教育機関が中国へやって来て、中国の教育市場に参加するようになる。

(上海市、20代、女性) 試練とチャンスが併存している。外部の勢力が改革を促進することになる。

(上海市、50代、女性) 中国高等教育をさらに国際化させる。

(上海市、40代、男性) 人材養成のグローバル化、知識情報の交流がさらに重要になる。

(上海市、50代、男性) ①試練；中国高等教育の市場が不法に占有される。②チャンス；内外協力による学校運営により高等教育の質が高まる。

(上海市、30代、男性) ①体制に衝撃をもたらす。②産業化・市場化を加速化する。③競争が増す。④多くのチャンスと試練をもたらす。

(河北省、50代、男性) 中国がWTOに加盟して数年になるが、高等教育の発展に対する影響は明白ではない。MBA や各学門分野・専攻が連合して運営されるというような試みはあるが、政府の機能が強すぎ、各高等教育機関の自主的な運営効率を高めにくくなっている。従って、WTO加盟の中国高等教育への影響はまだ明確ではない。中国の教育（とくに高等教育）の発展には多くの具体的問題が存在するが、全体として見たり、歴史的に見れば、健全で、努力して前進している。

(北京市、20代、女性) ①大学運営の理念、大学制度、学術活動の上で国際的基準が取り入れられる。②競争して「鯰効果」を生み、大学に改革を強化させ、発展を促進する。③大学が国際性を強めるのを促し、国際的な吸引力を増強する。（「鯰効果」Catfish effectとは、安い鰻を生かしたまま港まで持ってくるのが出来れば大儲けできると考えたノルウェーの漁師が、船の水槽の底に鯰を入れることで、鰻を緊張させ、激しく泳ぎ回らせることによって活きたままの状態を保ったという逸話に由来する言葉であり、組織の中に異質なものを取り込むことで組織を活性化させる効果を呼ぶ一訳注）。

(福建省、20代、女性) 中国高等教育の改革と開放を促進し、例えば留学生教育を発展させた。

(浙江省、40代、男性) チャンスが試練より大きい。

(北京市、50代、男性) チャンス：速やかに世界の高等教育のメインストリームに入り込み、先進国の高等教育発展の経験や教訓を借用し、国際化のプロセスを加速する。試練：中国の大学は国際理解教育を強化し、グローバルな視野をもち、国際的な協力と競争に参加しうる人材を養う。いくらかの制度上の障害が中国の人材養成および科学研究の更なる発展に悪影響を及ぼしており、速やかに改革しなければならない。

(広西省、20代、女性) 内陸部の高等教育機関への影響は今のところ明らかではない。

(湖北省、30代、女性) ①中国高等教育に対して一定の外的な促進作用（つまり積極的な影響）があろう。②中国高等教育に対して一定の消極的なマイナスの影響もあろう。

(江蘇省、20代、男性) 今のところ明白ではない。

(浙江省、20代、女性) 中国の大学に競争の中で淘汰されたくなければ出来るだけ速く発展しなければならないことを意識させ、外国のいくつかの有名な大学とタイアップ方式(原語の「捆绑方式」には強者と弱者を結びつける、良質の商品にいくぶん質の落ちる品物をくっつけて販売するといったニュアンスを含む一訳注)の発展を行う。

(広東省、50代、男性) WTO加盟は中国の思考自体に存在する問題の見直しを迫り、自覚的に世界の慣例に歩み寄り、西洋の進んだ教育理念を学び、自らの大学制度を改造し、最終的に高等教育を強固にするために邁進させる。

(吉林省、40代、男性) ①バイリンガル教育の重要性を強調する。②教師の評価において部分的に国際的な指標が採用される。③高等教育の理念に幾らかの変化をもたらす。

(広西省、50代、男性) WTO加盟は中国高等教育の国際化にとって促進作用を有している。

(重慶市、40代、男性) 最大の影響は高等教育資源の流失である。

(上海市、30代、男性) WTO加盟により、中国の大学と外国の大学の間の大学間交流が頻繁になり始め、中国の大学のカリキュラム改革において大いに役立つだろう。しかし、目下のところ、具体的かつ顕著な影響はまだ見られない。私の考えでは、これは中国の高等教育は比較的閉鎖的で、外界・外国との交流が多くないために、影響も顕著でないのだと思う。

(江西省、50代、男性) 開放性、国際性が増す。

(北京市、50代、女性) WTO加盟による開放的環境は中国の学校に幾つかの新しいチャンスをもたらした。例えば、内外協力による学校運営、国外での学校運営、平等な学費徴収による更に多くの外国人留学生の受入れ、教師の国際的な移動などである。より重要なことは中国の高等教育管理体制が世界的に通用するルールに接近しうることである。

(安徽省、60代、男性) WTO加盟後、外国の強力な教育資源が中国に入り、国内の学校

に対して熾烈な競争をもたらした。

(江蘇省、20代、女性) 中国の高等教育界は高等教育と経済の関係についての研究により、いっそう関心を払うようになり、高等教育の競争力の向上と世界一流の大学を創り上げる歩みが早まり、意識も強まった。高等教育の構造調整や地域分布が人々の視野に入るようになった。

(江蘇省、20代、男性) 中国高等教育の制度化と規範化を促進した。

(北京市、30代、女性) ①WTO加盟は中国高等教育にとって試練であり、チャンスであり、危機でもある。②WTO加盟は中国高等教育の国際化を今まで以上に強化した。③WTO加盟は中国高等教育の人材養成の方向の転換を促した。④WTO加盟は根本的に中国高等教育の質に注意を払わせるとともに向上を促した。

(湖北省、30代、女性) WTO加盟は中国高等教育の国際化、情報化の過程を推し進めた。

(山東省、30代、男性) チャンスと試練が並存している。

(甘肅省、50代、男性) 学生の思想や意識の変化、視野がさらに広がる。

(甘肅省、20代、女性) 教員の淘汰を速め、学歴の要求を高め、対外的に専門性の高い人材に対する需要が高まる。

(甘肅省、40代、女性) 高等教育の人材に対するランクが高まる。伝統的な学歴型から現在の能力・学歴重ね型へと変わる。

(湖北省、30代、男性) 何とも言えない。

(湖北省、30代、男性) 何とも言えない。これまでこの問題について考えたことがない。

(湖北省、50代、男性) 有利である。

(湖北省、30代、男性) 試練とチャンスが共存している。教育の開放後、大学間の競争が日に日に激しくなっているが、学術の交流に国境はない。WTO加盟は学術交流、学術研究にとってさらに有利である。

(湖北省、20代、男性) チャンスと試練である。

(湖北省、30代、男性) 良い点も悪い点もある。長期的に見れば有益である。

(湖北省、30代、男性) 多くの優秀な学生が海外で造詣を深め、帰国して国に奉仕する割合が理想的ではない。国内における基礎教育の負担があまりに大きく、育成した人材の多くは外国のために働いている。

(湖北省、50代、男性) チャンスであり、試練であり、危機をはらんでいる。

(重慶市、40代、女性) WTO加盟後、中国の大学が加盟国の大学の経験を学ぶ機会や条件がさらに増え、便利になる。

(重慶市、20代、男性) 中国の大学と加盟国の大学とが、相互に教育サービスを提供することができる。

(重慶市、30代、女性) 中国の高等教育は、国際化を促進させ、中国においてより素質の高い人材を育成するために、WTO加盟のチャンスをしっかりつかまなければならない。

(重慶市、30代、男性) チャンスと試練が共存している。

(内蒙古、30代、性別未記入) 中国のWTO加盟後、高等教育の発展は新たな要求と新たな試練が提起されている。高等教育は教育の質、管理体制に応じて改革と調整を行い、高いレベルの人材の適応性が強化され、同時に対外交流や協力が強化されなければならない。

(甘肅省、40代、女性) 危機と試練が共存している。しかしながら発展の方向性としては弊害よりも利益のほうが大きい。

(内蒙古、30代、性別未記入) 中国の高等教育を問題に直面させ、新たな試練が提起される。中国の高等教育を大いに発展させ、速やかに国際的なレベルに到達させる。

(広西省、20代、男性) 競争が強まり、機会が増える。

(河北省、20代、女性) WTO加盟は中国の高等教育は試練とチャンスをもたらす。チャンスとは中国が他国の経験や資源から十分に学び、参考にすることを意味する。試練とはまさに他国と同様に競争することを意味する。学生の獲得という点で優位性を失うところもあるかもしれないが、総じて言えばWTO加盟が中国の高等教育にもたらす影響は弊害よりも利益のほうが大きい。

(省名未記入、30代、女性) 中国の高等教育は厳しい試練に直面している。大学において各レベル、すなわち研究型の大学から総合大学、職業系の大学を体現しなければならない。とりわけ短期職業系の大学における学科、教科、実習施設などの設置は、早急に解決を要する。

(省名未記入、20代、女性) 交流する機会が増え、同時に競争がさらに激しくなる。

(北京市、20代、女性) 交流する機会がますます増える。

(山西省、30代、女性) 学校が比較的辺鄙なところに位置し、大学の指導者が教育を重視しているとは言えないため、WTO加盟が我が校に与える影響は感じられない。しかしながら、中国の高等教育全体的にはある程度の影響を及ぼすであろう。例えば資料の共有、対外交流などは一つの進歩であるが、遠隔教育サービスにおける不適切な資料には注意しなければならない。

(山西省、30代、女性) とくに影響はない。

(山東省、30代、男性) とくに影響はない。

(河南省、30代、男性) 学生の獲得競争が激しくなり、対外交流の機会が増える。

(北京市、30代、男性) 高等教育の競争がさらに激しくなる。

(北京市、60歳以上、男性) ①中国の大学がより広範な国際的な視点から大学の目標、使命、カリキュラムを検討することを促す。②教育の資源が国境を越えて移動することは、中国の高等教育が競争意識を持つことを促す。

(北京市、30代、男性) まだ観察が必要である。

(山東省、30代、男性) WTO加盟は中国の高等教育において衝突を生み、チャンスをもたらす。まず、一部の学生が流出するが、その多くは一般的に家庭環境に恵まれているか、

成績優秀な学生である。次に、中国の高等教育にとってチャンスである。なぜなら外国人留学生の獲得および(外国の大学との)連携を進展させ、学校の設置・運営をすることは、中国教育の発展を促進する。

(山東省、30代、男性) 発展の圧力と動力を強め、発展の速度を速めた。一方で、外国の先進的な教育理念と中国の特色のある学校運営の理想を互いに両立させようとしたことが、一定のマイナスの効果を及ぼした。

(山東省、30代、男性) 中国高等教育が外国(先進国)の高等教育レベルに達する速度を速め、中国高等教育のレベルと質をさらに高める。

(山東省、40代、男性) 学生の獲得に影響を及ぼす。

(上海市、20代、女性) ①外国の先進的な教育モデルおよび理論をより早く中国に取り入れることに影響を及ぼす。②外国の発展し成熟した各種の機関もその発展し完備した機関や制度を中国にもたらし、中国のいくつかの機関が好ましい方向に向かって発展するように先導するだろう。③文化交流は経済間のさらに多くの交流を促すだろうし、経済の発展は文化の向上や発展を促すであろう。④中国の一部の大学はより速い速度で世界一流大学に向かって発展するであろう。

(上海市、60歳以上、男性) WTO加盟は中国の高等教育が外国と連携して学校を設置・運営する入り口を開いた。学校の連携は互いに学び、長所を取り入れ短所を補いながら、教育の質を高め、学生に有益な目標を立てなければならず、利潤は二の次である。

(上海市、60歳以上、男性) WTO加盟の中国に対する影響は全方位的なものであり、高等教育について言えば、私は経済類のカリキュラムの設置が国際的なつながりを持つ必要があると思う。それによって経済貿易専攻の学生は国際市場の変化に適応することができるのである。

(広西省、30代、男性) 高等教育の国際交流と協力を促進した。

(遼寧省、40代、女性) 内外の高等教育機関の間の協力を強化し、中国高等教育機関の改革進度を促進するはずである。

(遼寧省、20代、女性) 外国の開放的な教育方法に接して、徐々に中国が伝統的な教育の中にもっている弊害が変わっていくだろう。学生にとっては、よりよく外国の状況を理解し知識を学ぶのに有利であり、教師にとってもその教育内容を豊かにすることができる。

(遼寧省、20代、女性) 国際交流を促進する。

(遼寧省、40代、女性) 視野を開き、高等教育機関の国際化の進度を速め、高レベルの科学技術・文化交流のチャンネルを開き、中国固有の伝統的教育様式にも一定のインパクトを与えた。

(遼寧省、20代、女性) 国際的に優れた教育資源を導入し、海外の資金や教育技術を吸収し、外国の先進的な大学運営方式を借用し、先進的な教育・管理方法を学ぶのに有利である。

(遼寧省、30代、女性) 教育体制、専門学問領域の充実、カリキュラムの編成、人材養成の様式などにとって影響があると私は考える。協商はさらに熾烈になり、体制はさらに完全なものになり、各方面のレベルが向上するだろう。

(遼寧省、30代、男性) 競争は熾烈になり、レベルは向上するはずである。

(遼寧省、30代、女性) 競争が変化を促進し、とくに教育体制は変わらなければならない。

(遼寧省、20代、男性) 高等教育機関の国際化の進歩を促進し、中国高等教育がいつそう世界に見習うようになるろう。

(遼寧省、50代、女性) ①より多くの世界の優れた大学との相互交流、協力の機会を提供する。②交流・協力を増やし、大学の影響を拡大した。③相対的に優れた教育理念を導入した。

(遼寧省、30代、女性) WTO加盟は中国高等教育の国際化を促進し、中国高等教育の影響を高めた。しかし、英語以外の外国語の教育にとっては不利になった。

(遼寧省、30代、女性) WTO加盟は中国の高等教育について言えば、危機と利益の双方が混在し、チャンスとチャレンジが共存している。WTO加盟後、教育資源が過剰な西洋諸国が次々と中国に進出しており、これは一種の脅威である。しかし、中国の教育市場の迅速で健全な発展にとって強力な推進力である。また、文化や思想の面では、開放的な高等教育は中国の若者により多く外の世界を理解させ、中国と西洋の文化の違いの中から、自らの文化的属性を見いださせることができる。

(遼寧省、40代、男性) WTO加盟はチャンスであり、チャレンジでもある。目下のところ、中国の高等教育への影響は明確ではない。とくに北京や上海の高等教育についてはそうである。これは中国の高等教育の管理体制と関係がある。中国の高等教育はできるだけ速く外国と歩調を合わせるか、あるいは部分的に歩調を合わせ、長所を取り入れ、短所を補うべきである。質と量の両面において中国の高等教育を発展させる。外国の高等教育機関との協力は、程度が不十分であり、実質的なものが少ない。さらに強化すべきである。

(遼寧省、30代、女性) WTO加盟は中国の高等教育の発展に更なる発展の空間を与えたが、同時に多くのショックももたらした。中国の高等教育はもっと外国の大学と交流すべきであり、内外の交流のよりよい関係を打ち立て、大量の外国人留学生在が中国を訪れていることと比べれば、中国の高等教育機関の教師や学生の機会是比较的少なく、中国と外国の高等教育機関はいずれも往来両面の活動を行うべきである。

(遼寧省、30代、女性) 中国の伝統的教育様式、教育理念は多大なインパクトを受け、多くの変化が現れるはずである。

(遼寧省、30代、女性) WTO加盟は高等教育を構築する環境であり、国際的な学術・文化交流、競争の促進、資源の利用など、いずれにとってもよいものであり、世界経済の発展の必然的な要求であり、結果である。

(遼寧省、30代、女性) 中国の高等教育に変化をもたらし、中国の高等教育を開放的にし、

外国の大学との協力機会を増し、交流を頻繁にさせ、中国の高等教育にとって、弊害よりも長所のほうが大きい。

(遼寧省、30代、女性) 促進作用がある、中国の教育がさらに速やかに各方面で世界と歩調を合わせるようにさせ、同時に自らの役割、価値、発展方向をいっそう正確にとらえさせた。

(遼寧省、60歳以上、男性) 中国高等教育の国際化を促進した。

(北京市、40代、男性) WTO加盟は中国の高等教育に与えた影響は全方位的であり、体制から学校運営方式まですべて影響をもたらした。これは体制や文化などの差異によるものであり、その影響には積極的なものも消極的なものもあるが、全体として見れば、積極的なものが大きい。

(北京市、40代、男性) 高等教育の国際化プロセスを積極的にリードした。

(北京市、40代、女性) より多くの資源を獲得し、より多くの機会をもたらしたが、同時にもっと熾烈な競争に直面することになった。

(北京市、40代、女性) 積極的な影響として、中国高等教育の発展のためのチャンスをつくり、高等教育機関間の国際交流を強化した。消極的な影響として、中国の高等教育の発展に圧力を加えた。なぜなら中国の高等教育の発展はアンバランスであるからであり、かなり長い時間をかけて適応する必要がある。

(北京市、40代、女性) ①高等教育の運営方式の多様化、②学生が更に多くの選択肢をもった。③競争意識を増強し、競争力を高めた。

(北京市、40代、女性) 中国高等教育の発展レベルと速度を促進し、中国の高等教育機関と外国の高水準の大学との交流や協力を促進した。

(北京市、60歳以上、男性) WTO加盟後、中国の高等教育は運営体制を改革し、人材育成目標を調整し、中国の大学理念の養成に注意し、教師陣の充実を強化し、教育法の整備を強化するなど、さらに多くの改善を必要とする。WTO加盟ならびにその特定約束表を実現することは、中国の高等教育がグローバルな市場の発展に直面するための理念や戦略の面で非常に大きな挑戦と影響をもっている。

(北京市、30代、女性) 国際化の発展プロセスを促進した。

平成 17～19 年度 科学研究費補助金基盤研究 (C)
研究成果報告書
課題番号 17530613

WTO 加盟後の中国高等教育の対外開放性
に関する実証的研究

発行 平成 20 年 3 月 30 日
発行者 大塚 豊
広島大学大学院教育学研究科
比較国際教育学研究室
〒739-8524 東広島市鏡山 1-1-1
TEL/FAX (082) 424-6751
印刷 (株)ニシキプリント